

平成23年 第1回定例会

# 摂津市議会会議録

平成23年2月22日 開会  
平成23年3月30日 閉会

摂 津 市 議 会

## 目 次

平成23年第1回定例会

### ○2月22日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長あいさつ	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 平成23年度市政運営の基本方針	1- 3
説明（市長）	
日程3 議案第14号	1-11
提案理由の説明（市長）	
日程4 議案第1号～議案第13号、議案第17号～議案第27号	1-11
提案理由の説明（総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道 部長、生活環境部長、生涯学習部長、教育総務部理事、市長公室 長）	
休会の決定	1-38
散会の宣告	1-38

### ○3月7日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 議案第1号～議案第13号、議案第17号～議案第27号	2- 3
委員会付託	
日程2 代表質問	
自民党 野原修議員	2- 3
公明党 南野直司議員	2-25
新生クラブ 森内一蔵議員	2-50
高志会 渡辺慎吾議員	2-67
延会の宣告	2-83

○3月8日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	3- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	3- 2
開議の宣告	3- 3
会議録署名議員の指名	3- 3
日程1 代表質問	
民主党 三好義治議員	3- 3
日本共産党 弘豊議員	3-28
市民ネットワーク 木村勝彦議員	3-55
休会の決定	3-69
散会の宣告	3-69

○3月30日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	4- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	4- 2
開議の宣告	4- 3
会議録署名議員の指名	4- 3
日程1 議案第1号～議案第13号、議案第17号～議案第27号	4- 3
委員長報告（総務・建設・文教・民生常任委員長、議会運営委員長、 駅前等再開発特別委員長）	
討論（弘豊議員、野原修議員）	
採決	
日程2 請願第1号	4-12
閉会中の継続審査に決定	
日程3 議案第28号	4-12
提案理由の説明（土木下水道部長）	
質疑（山本靖一議員）	
採決	
日程4 議案第29号	4-20
提案理由の説明（土木下水道部長）	
日程5 議会議案第1号～議会議案第8号	4-20
採決	
閉会の宣告	4-21

☆添付資料

審議日程	資料- 1
------	-------

議案付託表	資料－ 2
代表質問要旨	資料－ 3
議決結果一覧	資料－11

# 摂津市議会会議録

平成23年2月22日

(第1日)

平成23年第1回摂津市議会定例会会議録

平成23年2月22日(火曜日)  
午前10時 開会  
摂津市議会 議場

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長	羽原修
総務部長	有山泉	生活環境部長	水田和男
保健福祉部長	佐藤芳雄	保健福祉部理事	福永富美子
都市整備部長	小山和重	土木下水道部長	宮川茂行
会計管理者	寺西義隆	教育委員会 教育総務部長	馬場博
教育委員会 教育総務部理事	市橋正己	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	寺本敏彦	水道部長	中岡健二
消防長	北居一	消防本部理事	浜崎健児

1 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	事務局次長	藤井智哉
事務局参事 兼次長代理	池上彰		

## 1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
- 2, 平成23年度市政運営の基本方針
- 3, 議 案 第 14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 4, 議 案 第 1号 平成23年度摂津市一般会計予算
- 議 案 第 2号 平成23年度摂津市水道事業会計予算
- 議 案 第 3号 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議 案 第 4号 平成23年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議 案 第 5号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
- 議 案 第 6号 平成23年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
- 議 案 第 7号 平成23年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議 案 第 8号 平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議 案 第 9号 平成22年度摂津市一般会計補正予算（第5号）
- 議 案 第 10号 平成22年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議 案 第 11号 平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 議 案 第 12号 平成22年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 議 案 第 13号 平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議 案 第 17号 摂津市環境基金条例制定の件
- 議 案 第 18号 摂津市民図書館等協議会条例制定の件
- 議 案 第 19号 摂津市教育センター条例制定の件
- 議 案 第 20号 摂津市企業立地等促進条例制定の件
- 議 案 第 21号 摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 23号 摂津市職員の管理職手当に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 24号 摂津市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 25号 摂津市青少年運動広場条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 26号 摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 27号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

---

### 1 本日の会議に付した事件

日程1から日程4まで

(午前10時 開会)

○藤浦雅彦議長 ただいまから平成23年第1回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長のあいさつを受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、平成23年第1回摂津市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かとお忙しいところ、ご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回ご審議をいただきます案件は、予算案件といたしまして、平成23年度摂津市一般会計予算ほか12件、条例案件といたしまして、摂津市教育センター条例制定の件ほか10件、人事案件といたしまして、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件、合計25件のご審議をお願いいたすものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

○藤浦雅彦議長 あいさつが終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、川端議員、南野議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月30日までの37日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、平成23年度市政運営の基本方針に関する説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 本日、ここに平成23年度の一般会計予算をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、市政運営に関する私の所信と施策の概要を申し上げます。

本年は、新総合計画に基づく新たなまちづくりのスタートの年であります。市長に就任して6年有余、まさしく光陰矢のごとし、この間、私は全力で市政のかじを取り、スピード感を持ってまちづくりに取り組んでまいりました。その結果、南千里丘地区の開発をはじめ、長年の夢が一つ一つ目に見える形となって具体化するとともに、難しい課題についても、将来に向け一定の方向へと道筋をつけることができました。このことは、議会の皆様はじめ、市民の皆様、また、各関係者のご理解とご協力があったことでございます。まずもって深く感謝申し上げます。

今回は、私にとって7回目の予算編成でありましたが、長引く景気低迷やさまざまな制約の中、これまでも増して大変厳しい選択をしなければなりません。しかし、厳しい状況にあっても、我がまち摂津の将来のため、今、何をなすべきかということを一心に見据え、編成に当たってきたところであります。

平成23年度は、「まちづくりは、人づくりから」との原点に立ち、目指す将来都市像である「つながりのまち摂津」の実現に向け、全力を注いでまいり所存であります。

さて、我が国の経済についてであります。去る1月24日に閣議決定されました平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度におきましては、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとしていくため、成長と雇用に重点を

置き、予算、税制、規制・制度面から最大限の努力を行うことを経済財政運営の方針と位置づける旨、記されております。しかし、現状を見ますと、一部で回復の兆しが見込まれるとはいうものの、大学生の就職内定率が過去最低を記録するなど、まだまだ先行きは極めて不透明でございます。

次に、本市の財政状況と今後の見通しについてであります。平成21年度決算では、基幹的な収入である市税が、平成20年度に比べ、約13億5,800万円の減少となりました。その大部分が法人市民税の減少であり、まさしくリーマンショック以後の世界同時不況の影響を如実に反映した結果であります。また、バブル崩壊以降、長引く景気低迷の結果、安定的な財源とされる固定資産税も低迷を続け、一時的に企業業績が回復した時期があったものの、その効果が個人所得の復調にまで波及せず、依然として厳しい状況にあります。

一方、平成21年度の経常収支比率は92.8%となり、4年連続で改善するとともに、平成22年度においても普通交付税の不交付団体となっております。このことは、創意工夫により財源の確保を図り、適切な行政経営に努めた結果でもあります。一面では、臨時財政対策債をはじめとする赤字地方債の発行など、臨時的な収入に依存したものであるということを忘れてはなりません。

今後を見通しますと、高齢化の進行などにより、扶助費の歳出圧力が増大し、本市財政は急激に硬直化することが心配される場所があります。このような中、国においては、追い打ちをかけるかのように、平成25年度から普通交付税の不交付団体には臨時財政対策債の発行を認めない、さらに、本市も交付対象となっている特別交付

税の財源の3割以上を普通交付税の配分枠に移す旨、決定されました。本市にとりましては大変厳しい決定であります。

ただ、「ピンチをチャンスに」という言葉がありますが、私はこの事態を本市が真に自立した経営基盤を確立するための第一歩を踏み出す大きなチャンスであると前向きに捉えたいと思います。赤字地方債を発行しなくても自立できる経営体質へと変革させるため、困難があっても、みんなで知恵を絞り、工夫を凝らし、汗をかき、最善を尽くす、そんな覚悟を全職員に求めています。どんな困難なときでも、なせば成るの精神で、何事にも勇気と志を持って臨むことが私たち行政を担う者のあるべき姿であり、今年もこのことを心に刻み、眼前の諸課題に挑んでまいります。

それでは、具体的な施策についてご説明申し上げます。

予算編成並びに諸議案の作成に当たりましては、これまで着実に進めてまいりました基盤整備の成果をソフトなまちづくりにつなげ、生かしていくということを強く念頭に置きました。その結果、「市民活動」、「環境」、「健康」の三つを重点施策として位置づけるとともに、長期的な視点で、摂津のよりよい将来への道筋となる施策をたゆみなく推進してまいります。

以下、平成23年度に取り組みます新規事業を中心とした主な施策につきまして、第4次摂津市総合計画に示しております七つのまちづくりの目標に沿ってご説明申し上げます。

第1に「市民が元気に活動するまちづくり」についてであります。

これからのまちづくりにおきましては、地域課題や社会問題の解決に向け、市民・事業者・行政など、摂津市に関わるさまざま

まな人や団体が主体性を持って、お互いの特性を尊重しつつ、共通の目標を達成するため、おのおのができることから始め、協力していくことがますます重要となってまいります。平成23年度は、まちづくりの重要なテーマである「協働」について意識の共有化を図るため、市民の参画を得て、一定のルールづくりを行うとともに、今後の協働事業の展開などについて検討してまいります。

次に、重点施策の「市民活動」の支援についてであります。

さまざまな分野における市民活動についての情報と学習機会の提供を積極的に進め、一人でも多くの方が市民活動に関わり、さらに、その活動を通してまちづくりに参画する契機となるよう支援してまいります。そして、市民活動のガイドラインを策定するとともに、各市民活動団体同士のネットワーク化やそのコーディネートをはじめ、行政の中間支援機能の充実・強化に努めてまいります。

また、安威川以南地域のコミュニティ施設につきましては、市民の皆様のご意見やコミュニティプラザの運営などを検証の上、施設の機能について検討を進めてまいります。

第2に「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」についてであります。

初めに、土地利用についてであります。都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランの見直しに着手いたします。また、本年4月から市街化調整区域を除き、全市域に準防火地域の指定を広げ、火災に強く、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

JR千里丘駅西口のまちづくりにつきましては、地権者の合意形成など、大変難し

い面がありますが、引き続き努力をしてまいります。

吹田操車場跡地のまちづくりにつきましては、吹田操車場跡地まちづくり基本計画に基づき、緑豊かで秩序ある都市型居住空間の形成を図ってまいります。なお、隣接する吹田市正雀下水処理場の機能停止とクリーンセンター問題は、このまちづくりに大きく影響する重要な課題であります。この課題に対し、早期に方向性をお示しできるよう、関係諸機関と実現可能な方策について協議を重ねてまいります。

次に、道路整備についてであります。

ご承知のとおり、一昨年秋にJR千里丘ガードの拡幅工事が完了し、交通の円滑な流れが促進されたことは、本市にとって大きな前進でありました。しかし、数十年先を見据え、鉄道による地域の分断に起因する交通渋滞を抜本的に解消し、道路交通の安全性を確保するためには、阪急京都線の連続立体交差事業の推進と道路交通ネットワークの再構築が今後の基盤整備の中でも最重要課題であります。平成23年度につきましては、周辺住民の方々のご意見や、これまでの検討結果を集約し、国の社会資本総合整備計画に位置づけられるよう、大阪府との強い連携のもと、全力で取り組んでまいります。

千里丘三島線につきましては、引き続き移転交渉などを行い、早期の事業化を目指してまいります。また、阪急正雀駅前につきましては、道路予定区域に一定の規制をかけましたが、今後とも周辺におけるさまざまな環境変化を見据え、あらゆる方策を講じてまいります。さらに、新在家鳥飼上線につきましては、歩道未整備の危険箇所を拡幅整備するため、測量及び実施設計に取り組んでまいります。

次に、公共交通の利便性の向上を図る取り組みについてであります。長年の懸案であるJR千里丘駅西口構外でのエレベーターの早期設置に向け、実施設計を行い、バリアフリー化を推進してまいります。また、本市の実情に即したバス路線網等の再編を含めた市内公共交通のあり方について、引き続き検討を進めてまいります。

上水道事業につきましては、施設の計画的な維持管理と水質検査体制の強化に努め、清浄にして豊富低廉な水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては、市街化調整区域における将来的な整備に向け、都市計画決定の変更及び事業認可の取得に向けた取り組みを始めます。また、最適なサービスの提供とさらなる経営の効率化を図るため、公共下水道事業の地方公営企業法の適用に向けた準備を進めてまいります。

消防・救急救助施策の推進につきましては、消防救急無線の共同運用に向け、北摂各市町との協議を進めてまいります。さらに、消防団の車両をはじめ、施設や資機材の整備等に対する支援を大幅に拡大し、地域消防力の強化を図ってまいります。

第3に「みどりうるおう環境を大切にすまちづくり」についてであります。

第4次摂津市総合計画では、「みどりと環境」を、今後、力を入れて取り組むべき新たなまちづくりの目標として位置づけております。

初めに、重点施策の「環境」についてあります。新たに環境基金を創設するとともに、昨年度から取り組んでおります地球温暖化防止地域計画を策定し、温室効果ガスの排出量を削減し、環境負荷を低減させる取り組みと支援策を取りまとめてまいります。そして、その取り組みを全市的に

広げるため、市民や環境団体との協働により、家庭や地域社会における環境意識の高揚を図り、省エネルギー対策の普及に努めてまいります。

また、市が管理する防犯灯の一部や新設の道路照明灯を環境負荷の少ないLED灯に切りかえ、その効果を検証の上、段階的に拡大してまいります。

さらに、現在、建設中の（仮称）摂津市営三島住宅の屋根に太陽光発電パネルを設置するとともに、公共交通機関や自転車などによる市職員のエコ通勤を推進するなど、市が率先垂範して環境負荷の低減に積極的に取り組んでまいります。

廃棄物処理施策につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、リサイクルの推進を目的とした中間処理施設などの整備に向け、リサイクルプラザ施設基本構想を策定してまいります。

循環型社会に向けた取り組みといたしましては、リサイクルの推進と廃棄物の適正処理に向け、事業者等への指導・啓発を強化するとともに、収集システムの確立や収集業務の効率化を目指した取り組みを進めてまいります。

次に、魅力ある憩いの空間づくりについてであります。

本市には、市民が憩い、自然に親しむことのできる水辺空間が多く存在しております。今後とも、貴重な空間として育てていくとともに、市の魅力として発信できるものとしていかなければなりません。そうすることにより、市民の皆様が摂津市への愛着と親しみが醸成されていくものと思えます。その一環として、市民の皆様との協働により、本市の名所である新幹線公園へのアクセスの向上を図ってまいります。加えて、新幹線公園から水辺沿いに鳥飼八町に

至る区間を、「水に親しみ、みどりうるおう、桜の空間」とするため、3年計画で「さくらづつみ」を整備してまいります。

第4に「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」についてであります。

初めに、平和と人権についてであります。本市は、憲法を守り人間を尊重する平和都市を宣言し、一昨年には平和市長会議にも加盟いたしました。また、平和公園に「原爆に焼かれた石」と石碑を設置して、はや25年がたちましたが、今日、もう一度当時の思いをはせ、改めてさまざまな機会をとらえ、平和の尊さを訴えてまいります。また、人権意識を高め、人権尊重への理解を深めるため、映画会や講演会を開催するなど啓発に努めてまいります。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みといたしましては、市民活動団体との協働により、さまざまな啓発事業を実施するとともに、男女共同参画センターに多くの人々が集い、そして活動へとつなぐことができるよう、場所づくりと機会の提供に力を入れてまいります。

次に、福祉施策についてであります。

近年、地域住民同士のつながりの希薄化がさまざまな社会問題を生み出している中、改めてつながりを強めていく取り組みが必要であります。このような観点から、府営住宅で計画されております「ふれあいリビング」の整備を支援してまいります。

高齢者施策につきましては、認知症の支援ボランティアを養成するとともに、これらの方の協力を得て、サロンの開催、徘徊時の見守り等の活動を実施し、認知症高齢者とその家族を支援する地域の見守りネットワークづくりに取り組んでまいります。また、ひとり暮らしの高齢者に医療情報キットを配布し、緊急時などに迅速な対応が

できるよう努めてまいります。さらに、平成24年度から26年度までを計画期間とする第5期高齢者かがやきプランの策定に取り組んでまいります。

続いて、障害者施策につきましては、市立みきの路におけるショートステイの対象者を、18歳未満の児童も入所できるように拡大してまいります。また、本年10月から、身体障害者手帳の交付に関する事務を本市で実施し、より迅速な手帳交付を行い、サービスの向上を図ってまいります。

子育て支援施策につきましては、民間保育所の建てかえに対して補助を行い、保育環境の充実を図るとともに、保育所定員や弾力運用の拡大により、年度途中における待機児童の解消を目指してまいります。また、市内に1か所ある簡易保育所の運営基盤の強化と保育環境の充実を図るため、支援を拡大いたします。さらに、妊娠中の方が気軽に保育所を訪れることのできる環境を整備し、保育士による相談やふれあいを通して、育児不安の解消を図ってまいります。そして、学童保育につきましては、摂津小学校に新たな保育室を整備し、子どもたちが安全に伸び伸びと過ごせる保育環境を確保してまいります。

次に、重点施策の「健康」についてであります。

まず、我が国の死因の第1位であり、国民病と言っても過言ではない、がん対策につきましては、これを大幅に拡充いたします。これまで実施してきました乳がん、子宮頸がんの節目年齢の方の検診費用の全額助成について、胃、大腸、肺がん、さらに前立腺がんを含めた6大がんにまで拡げ、がんに負けることのない社会の実現を目指してまいります。また、節目年齢以外の方が前立腺がんの検診を受ける場合にも、そ

の費用の一部を助成いたします。これら  
のにより検診率の向上を図り、早期発  
見・早期治療へとつなげてまいります。

また、妊婦健診につきましては、ヒト白  
血病ウイルス-1型抗体検査などを追加し、  
その内容を充実させてまいります。

感染症予防対策につきましては、子宮頸  
がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児  
用肺炎球菌ワクチンの接種費用のうち、一  
部の自己負担金を除いた残り全額について  
助成をいたします。そして、日本脳炎ワク  
チンの接種勧奨を控えていた間の対象者に、  
全額公費で新ワクチンの接種を実施いたし  
ます。

さらに、歯科健診につきましても、節目  
年齢の方と妊婦について、その費用を全額  
助成いたします。

特定健診につきましては、受診券とがん  
検診クーポン券などを一体化し、年度当初  
に一括発送することにより、健診期間の拡  
大と受診率の向上を図り、市民の健康増進  
に努めてまいります。

なお、国民健康保険料につきましては、  
負担の公平を図るため、賦課限度額を法定  
額に改定いたします。

第5に「誰もが学び、成長できるまちづ  
くり」についてであります。

本年4月から、教育委員会事務局に新た  
に次世代育成部を創設し、保育や子育てを  
はじめ、就学前から義務教育期間までの子  
どもに関する窓口を集約することにより、  
教育・子育て支援などを一層充実・強化し  
てまいります。

また、教育研究所の組織を発展的に改編  
し、教育センターとして開設いたします。  
教育課程や授業改善など、学校教育全般に  
ついて研究し、学校での教育を支援すると  
ともに、家庭児童相談室の機能を組み入れ、

教育相談、適応指導についても充実させる  
ことにより、本市教育のさらなる伸展と子  
どもたちの健やかな育成を図ってまいりま  
す。

初めに、就学前教育についてであります  
が、就学前の子どもたちのしつけや教育の  
参考となる就学前教育実践の手引きを策定  
いたします。また、幼児教育と保育サービ  
スを一体的に提供できるこども園を平成2  
4年4月に開設するため、べふ幼稚園の大  
規模改修工事を実施いたします。さらに、  
せつつ幼稚園において実施しております預  
かり保育については、回数を増やすととも  
に、とりかい幼稚園においても試行的に実  
施し、サービス向上に努めてまいります。

次に、「生きる力」をはぐくむ教育につ  
いてであります。

子どもたちの明るい将来のため、学校・  
家庭・地域が連携し、それぞれの役割を果  
たすことにより、子どもたちに確かな学力、  
豊かな心、健康・体力を基盤とする生きる  
力をはぐくんでいかなければなりません。  
とりわけ、学校教育は生きる力を総合的に  
はぐくむための根幹をなすものであります。

本市では、これまで小学1年生等学級補  
助員の全小学校への配置、学校読書活動推  
進サポーターの全小中学校への配置、スク  
ールソーシャルワーカーの全中学校区への  
配置など、生きる力をはぐくむためのさま  
ざまな環境整備を行ってきた結果、その成  
果があらわれてまいりました。今後ともこ  
れまでの成果をしっかりと検証しつつ、地  
域教育力の向上や家庭教育の支援とともに、  
学校教育に力を入れて推進してまいります。

平成23年度には、新たに教育経験の豊  
富な人材を学校教育相談員として配置し、  
学校におけるさまざまな課題に対応すると  
ともに、若手教職員の早期育成を図り、児

童・生徒にわかりやすく質の高い授業ができるよう努めてまいります。

支援教育の充実策につきましては、障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じて、きめ細かく学校生活をサポートするため、支援員を増員してまいります。

学校施設の改善につきましては、全小学校の普通教室にエアコンを設置し、快適な教育環境を整備するとともに、摂津小学校の給食調理場を整備してまいります。また、安全で安心できる学校施設を目指し、千里丘小学校体育館の耐震補強工事を実施するとともに、第二中学校体育館の耐震補強実施設計にも取り組んでまいります。

次に、生涯学習の場としての図書館についてであります。平成23年度から、開館日と開館時間を府内トップレベルに拡大するとともに、子ども読書活動を推進し、図書館サービスの充実を図り、より利用しやすく市民に親しまれる図書館としてまいります。

文化活動の振興につきましては、小中学生で結成する摂津市ちびっこ劇団の10周年記念公演を支援してまいります。さらに、各地域において、市民の皆様によりさまざまなイベントが開催され、チューリップアートや大正川のこいのぼりなど、摂津の風物詩となっているものもあります。まさしく市民の皆様による手づくり文化であり、このような摂津の魅力を高め、発信する取組みを支援してまいります。

郷土文化の保存・継承につきましては、埋蔵文化財や農具・民具を集めて、旧教育研究所で保管するとともに、市民ボランティアの協力を得て、企画展を開催してまいります。また、市立第6集会所につきましては、文化財保護条例に基づき、建物の現況を記録保存するとともに、その活用に向

け、調査を実施してまいります。

第6に「活力ある産業のまちづくり」についてであります。

本市には、約3,700もの事業所があり、まさしく産業のまちとしての顔を持っておりますが、その約95%が従業員数50人未満の小規模な事業所であります。長らく低迷する経済状況にあつて、平成の初期に比べ1,000以上の事業所が減少するとともに、多くの事業所の経営は大変厳しく、経営基盤の強化が喫緊の課題となっております。今後とも、事業資金融資など、経営力向上のための支援、事業者間の情報共有や取引に結びつくような機会の提供・交流の促進を図ることはもとより、新事業分野への展開も視野に入れ、産学交流を進めるよう支援してまいります。

好評を博しているプレミアムつきセッピー商品券につきましては、第3弾を発行し、消費の底上げを図るとともに、事業者が独自の取り組みを積極的に行える体制づくりを支援してまいります。

また、産業の振興と経済の活性化を図るため、事業所の新設や拡張、設備投資を行う事業者を支援する企業立地等促進条例を制定し、市の内外に広くPRしてまいります。

次に、就労支援策としましては、現在、雇用情勢が大変厳しい状況であり、その回復の兆しが見えないため、専門的就労相談員を配置し、適切な指導・アドバイスを行ってまいります。

第7に「計画を実現する行政経営」についてであります。

本格的な地方分権時代を迎え、大阪府から、平成23年度から2年間で約50項目の権限移譲を受けることになっております。また、地方分権改革推進委員会の勧告や地

域主権戦略大綱を踏まえ、地方自治体への権限移譲などの所要の一括法案が平成23年通常国会に提出される予定であります。さらに、地方行財政検討会議において地方自治法の抜本的な見直しについて検討されるなど、自治体を取り巻く環境は大きく変化しようとしております。

このような中、市民の皆様と行政とが、お互いの責任と自主性でもって、真に必要なサービスとは何かという視点で、さらなる選択と集中を図り、長期的な目標をしっかりと見据えた戦略的かつさまざまな環境変化にも対応できる行政経営へと転換しなければなりません。

そのため、第4次行財政改革を着実に実行するとともに、その大きな柱であります人材育成をはじめとする人事制度改革に力を注いでまいります。とりわけ、摂津市人材育成実施計画に基づき、常に市民目線で行動し、前例にとらわれず、みずから考え、勇気を持って行動する職員を育成してまいります。また、事務事業のあり方や仕事の進め方、費用対効果などを常に検証し、その結果を次に生かし、より効率的かつ効果的なサービスへとつなげてまいります。

次に、電子自治体の推進についてであります。市民ルーム、市民文化ホール会議室などや市立スポーツ施設の空き状況をインターネット上で確認できるよう、公共施設予約システムの対象施設を拡大いたします。また、昨年の軽自動車税に続いて、個人市民税、固定資産税についても、コンビニエンスストアで納付いただけるようにするとともに、幼稚園保育料について口座振替をご利用いただけるようにするなど、市民の皆様の利便性の向上を図ってまいります。

最後になりましたが、「人づくり」につ

いて、一言申し上げたいと思います。

私は冒頭で、「まちづくりは、人づくりから」と申し上げました。これは、人づくりは百年の計にも値する真に重要なことであるとの思いからでございます。

中国のいにしへの書「管子」の一節には次のような項がございます。「一年の計は穀を樹うるに如くは莫し、十年の計は木を樹うるに如くは莫し、終身の計は人を樹うるに如くは莫し」とあります。終身の計、すなわち将来をしっかりと見据えた百年の計を立てる心算であるならば、人を育てることが肝要であり、これに及ぶものはないということでございます。

摂津市では、まちづくりの柱の一つに人間基礎教育を掲げております。言うまでもありませんが、これは社会のルールを守れる人づくりのことでございます。時あたかも、今年第4次の総合計画がスタートいたしますが、それだけに将来のあるべきまちの姿をしっかりと見据え、本年も思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約・環境の五つの心を大切にす、明るく、つながりのある社会の実現を目指していきたいと思っております。

以上、市政運営に当たっての基本的な考え方や、並びに本議会にご提案いたしております施策の大要につきまして、ご説明申し上げます。

平成23年度も解決しなければならない課題が山積しております。大切なことは、その課題を解決するため、失敗を恐れず、まず行動することです。何もしなければ解決できる可能性はゼロであり、それこそが一番の失敗であります。難しい問題に対しても前向きに捉え、志を持って一生懸命取り組めば、必ずや道は開けると確信をいたしております。

私をはじめ全職員の力を結集し、「やる気」・「元気」・「本気」、そして「勇氣」をもって、我がまち摂津の将来のため、全身全霊、平成23年度の諸課題に対処し、解決してまいる決意であります。どうか皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わりました。

日程3、議案第14号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第14号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成23年4月21日付の玉井敬尚氏の任期満了に伴いまして、玉井敬浩氏を摂津市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、履歴書を議案参考資料の1ページに添付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのよう

に決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

議案第14号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

日程4、議案第1号など24件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 まず初めに、議案第1号、平成23年度摂津市一般会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

平成23年度当初予算の総額は324億9,091万6,000円で、対前年度当初予算比5億2,523万4,000円、1.6%の増額となっております。

平成23年度は、前年度に比べ人件費が9億6,924万2,000円の減額となったものの、扶助費が5億5,587万5,000円の増額、普通建設事業費が8億1,057万5,000円の増額となったことなどにより、前年度に比べ増額となったものでございます。

歳入の財源構成を見てまいりますと、市税等の一般財源は215億492万5,000円で、歳入全体の66.2%を占めております。前年度に比べ、金額では1億6,077万6,000円の減額、構成比率では1.6ポイント減少しております。これは、市税が増加したものの、一般財源である臨時財政対策債が大幅に減少したことなどによるものでございます。また、自主財

源と依存財源の割合は66.9対33.1となり、自主財源の割合は前年度に比べ0.1ポイント減少しております。これは、市税の増加などにより、自主財源が増額となったものの、国庫支出金の増加などにより、依存財源についても増額となったことによるものでございます。

次に、歳出の性質別内訳について、主なものについてご説明申し上げます。

予算概要208ページ、209ページをご参照ください。

まず、人件費は59億3,039万5,000円で、構成比18.3%、前年度に比べ14%の減少となっております。これは、職員数の減少や退職手当の減額などにより、一般職の給与費が10億586万9,000円の減額となったことなどによるものでございます。

公債費は36億1,647万3,000円で、構成比11.1%、前年度に比べ0.04%の増額となっております。

扶助費は81億9,733万4,000円で、構成比25.2%、前年度に比べ7.3%の増額となっております。これは、子ども手当や生活保護が増額となったことなどによるものでございます。

物件費は58億9,819万7,000円で、構成比18.2%、前年度に比べ0.9%の増額となっております。これは、子宮頸がん予防ワクチンなどの接種を新たに実施することなどによるものでございます。

繰出金は37億8,946万2,000円で、構成比11.7%、前年度に比べ3.6%の増となっております。これは、国民健康保険特別会計への繰出金が増額となったことなどによるものでございます。

また、普通建設事業費は25億7,586万円で、構成比7.9%、前年度に比べ

45.9%の増額となっております。これは、市営住宅建て替えやこども園設置に係る工事請負費が増額となったことなどによるものでございます。

それでは、予算書の3ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を324億9,091万6,000円と定めており、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1、市税は172億1,240万円で、前年度に比べ3億6,240万円、2.2%の増額となっております。

項1、市民税は58億7,360万円で、前年度に比べ1億9,560万円、3.4%の増額となっております。これは、市内企業の収益増加が見込まれることによる法人市民税の増額によるものでございます。

項2、固定資産税は88億5,000万円で、前年度に比べ5,000万円、0.6%の増額となっております。これは、新增築による家屋分の増加によるものでございます。

項3、軽自動車税は8,180万円で、前年度に比べ380万円、4.9%の増加となっております。

項4、市たばこ税は7億8,000万円で、前年度に比べ1億1,000万円、16.4%の増額となっております。

項5、都市計画税は16億2,700万円で、前年度に比べ300万円、0.2%の増額となっております。これは、固定資産税と同様、新增築による家屋分の増加によるものでございます。

款2、地方譲与税は1億6,100万円で、前年度に比べ1,300万円、7.

5%の減額となっております。

項1、地方揮発油譲与税は4,600万円、前年度と同額を計上いたしております。

項2、自動車重量譲与税は1億1,500万円で、前年度に比べ1,300万円、10.2%の減額となっております。

款3、利子割交付金は5,500万円で、前年度に比べ2,100万円、27.6%の減額となっております。

款4、配当割交付金は3,500万円で、前年度に比べ800万円、29.6%の増額となっております。

款5、株式等譲渡所得割交付金は1,100万円で、前年度に比べ300万円、37.5%の増額となっております。

款6、地方消費税交付金は10億1,000万円で、前年度に比べ1,000万円、1%の増額となっております。

款7、ゴルフ場利用税交付金は250万円で、前年度に比べ20万円、7.4%の減額となっております。

款8、自動車取得税交付金は7,000万1,000円で、前年度に比べ3,000万円、30%の減額となっております。

款9、地方特例交付金は2億300万円で、前年度に比べ1,600万円、8.6%の増額となっております。

款10、地方交付税は1億8,600万円で、前年度に比べ4,000万円、17.7%の減額となっております。

款11、交通安全対策特別交付金は1,700万円で、前年度に比べ100万円、5.6%の減額となっております。

款12、分担金及び負担金は10億330万8,000円で、前年度に比べ1,070万1,000円、1.1%の減額となっております。

款13、使用料及び手数料は6億1,059万3,000円で、前年度に比べ1,501万7,000円、2.4%の減額となっております。

項1、使用料は4億8,842万6,000円で、前年度に比べ1,300万8,000円、2.6%の減額となっております。

次に、5ページをご覧ください。

項2、手数料は1億2,216万7,000円で、前年度に比べ200万9,000円、1.6%の減額となっております。

款14、国庫支出金は53億9,804万円で、前年度に比べ7億271万4,000円、15%の増額となっております。

項1、国庫負担金は46億2,115万9,000円で、前年度に比べ3億9,547万円、9.4%の増額となっております。これは、子ども手当負担金及び生活保護費等負担金の増額などによるものでございます。

項2、国庫補助金は7億4,671万5,000円で、前年度に比べ3億9,945万1,000円、115%の増額となっております。これは、市営住宅建替え事業に係る交付金の増額などによるものでございます。

項3、委託金は3,016万6,000円で、前年度に比べ9,220万7,000円、75.3%の減額となっております。これは、基幹統計調査委託金の減額などによるものでございます。

款15、府支出金は20億1,451万5,000円で、前年度に比べ2億4,071万9,000円、13.6%の増額となっております。

項1、府負担金は11億26万1,000円で、前年度に比べ3,675万6,0

00円、3.5%の増額となっております。

項2、府補助金は7億2,837万1,000円で、前年度に比べ1億8,715万7,000円、34.6%の増額となっております。これは、大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金の増額などによるものでございます。

項3、委託金は1億8,588万3,000円で、前年度に比べ1,680万6,000円、9.9%の増額となっております。これは、府知事選挙費委託金の増額などによるものでございます。

款16、財産収入は6億6,348万5,000円で、前年度に比べ2億1,042万円、46.4%の増額となっております。

項1、財産運用収入は4,110万5,000円で、前年度に比べ265万9,000円、6.1%の減額となっております。

項2、財産売払収入は6億2,238万円で、前年度に比べ2億1,307万9,000円、52.1%の増額となっております。これは、土地売払収入を計上いたしております。

款17、寄附金は1,000円で、前年度と同額を計上いたしております。

款18、繰入金は16億4,571万9,000円で、前年度に比べ1億423万4,000円、6.8%の増額となっております。

項1、特別会計繰入金は1,244万2,000円で、前年度と同額を計上いたしております。

項2、基金繰入金は16億3,327万7,000円で、前年度に比べ1億423万4,000円、6.8%の増額となっております。

款19、諸収入は6億25万4,000円で、前年度に比べ1,713万5,00

0円、2.8%の減額となっております。

項1、延滞金、加算金及び過料は1,900万円で、前年度に比べ100万円、5.6%の増額となっております。

項2、市預金利子は70万円で、前年度に比べ240万円、77.4%の減額となっております。

項3、貸付金元利収入は1億624万8,000円で、前年度に比べ207万3,000円、2%の増額となっております。

項4、雑入は4億7,430万6,000円で、前年度に比べ1,780万8,000円、3.6%の減額となっております。

款20、市債は15億9,210万円で、前年度に比べ6億8,420万円、30.1%の減額となっております。

なお、建設事業債につきましては、10億6,220万円となっております。

次に、6ページからの歳出でございます。

款1、議会費は4億231万9,000円で、前年度に比べ8,694万3,000円、27.6%の増額となっております。

款2、総務費は32億4,639万5,000円で、前年度に比べ8億273万円、19.8%の減額となっております。

項1、総務管理費は25億3,462万4,000円で、前年度に比べ6億9,415万1,000円、21.5%の減額となっております。これは、一般職の退職手当の減額などによるものでございます。

項2、徴税费は4億2,986万6,000円で、前年度に比べ5,318万5,000円、11%の減額となっております。これは、前納報奨金の減額などによるものでございます。

項3、戸籍住民基本台帳費は1億4,932万5,000円で、前年度に比べ1,295万6,000円、8%の減額となっ

ております。

項4、選挙費は7,600万5,000円で、前年度に比べ235万4,000円、3.2%の増額となっております。本年度は、府議会議員選挙、府知事選挙及び農業委員会選挙事業を計上いたしております。

項5、統計調査費は2,941万5,000円で、前年に比べ4,852万9,000円、62.3%の減額となっております。これは、平成22年度に国勢調査が実施されたことなどによるものでございます。

項6、監査委員費は2,716万円で、前年度に比べ373万7,000円、16%の増額となっております。

款3、民生費は132億9,856万3,000円で、前年度に比べ7億8,897万5,000円、6.3%の増額となっております。

項1、社会福祉費は51億1,747万円で、前年度に比べ3億1,817万7,000円、6.6%の増額となっております。これは、地域福祉活動支援センター設置に係る費用の増額などによるものでございます。

項2、児童福祉費は52億9,543万2,000円で、前年度に比べ4億8,615万6,000円、10.1%の増額となっております。これは、子ども手当の増額などによるものでございます。

項3、生活保護費は26億8,788万7,000円で、前年度に比べ1億3,400万4,000円、5.2%の増額となっております。

項4、生活文化費は1億9,275万6,000円で、前年度に比べ1億4,936万2,000円、43.7%の減額となっております。これは、平成22年度に旧保健センターの改修工事を実施したことなど

によるものでございます。

項5、災害救助費は501万8,000円で、前年度と同額を計上いたしております。

款4、衛生費は23億8,100万4,000円で、前年度に比べ2,344万円、1%の減額となっております。

項1、保健衛生費は8億9,292万6,000円で、前年度に比べ8,556万7,000円、10.6%の増額となっております。これは、子宮頸がん予防ワクチンなどの接種を新たに実施することなどによるものでございます。

項2、清掃費は14億8,807万8,000円で、前年度に比べ1億900万7,000円、6.8%の減額となっております。これは、ごみ処理施設の修繕料の減額などによるものでございます。

款5、農林水産業費は9,173万8,000円で、前年度に比べ2,118万1,000円、18.8%の減額となっております。これは、農業水路等の整備に係る負担金の減額などによるものでございます。

款6、商工費は2億1,417万円で、前年度に比べ768万5,000円、3.5%の減額となっております。

款7、土木費は51億3,370万6,000円で、前年度に比べ3億5,499万9,000円、7.4%の増額となっております。

項1、土木管理費は27億1,612万6,000円で、前年度に比べ1,165万3,000円、0.4%の増額となっております。

項2、道路橋りょう費は4億31万1,000円で、前年度に比べ2億7,656万9,000円、40.9%の減額となっております。これは、正雀南千里丘線外2

路線道路改良事業の減額などによるものでございます。

項3、水路費は9,114万7,000円で、前年度に比べ392万5,000円、4.5%の増額となっております。

項4、都市計画費は6億1,842万4,000円で、前年度に比べ2億7,779万9,000円、31%の減額となっております。これは、南千里丘まちづくり事業の減額などによるものでございます。

項5、住宅費は13億769万8,000円で、前年度に比べ8億9,378万9,000円、215.9%の増額となっております。これは、市営住宅建替え事業の増額によるものでございます。

款8、消防費は8億5,827万9,000円で、前年度に比べ5,231万8,000円、5.7%の減額となっております。

款9、教育費は32億1,476万9,000円で、前年度に比べ2億18万6,000円、6.6%の増額となっております。

7ページに移りまして、項1、教育総務費は5億4,786万1,000円で、前年度に比べ715万4,000円、1.3%の減額となっております。

項2、小学校費は9億4,894万円で、前年度に比べ6,384万9,000円、6.3%の減額となっております。

項3、中学校費は2億6,906万5,000円で、前年度に比べ364万7,000円、1.3%の減額となっております。

項4、幼稚園費は6億1,241万1,000円で、前年度に比べ2億9,546万8,000円、93.2%の増額となっております。これは、こども園設置事業の増額によるものでございます。

項5、社会教育費は4億6,088万7,000円で、前年度に比べ1,765万4,000円、4%の増額となっております。

項6、図書館費は1億3,960万7,000円で、前年度に比べ3,456万4,000円、19.8%の減額となっております。これは、指定管理者制度移行に伴う減額によるものでございます。

項7、保健体育費は2億3,599万8,000円で、前年度に比べ372万2,000円、1.6%の減額となっております。

款10、公債費は36億1,647万3,000円で、前年度に比べ148万5,000円、0.04%の増額となっております。

款11、諸支出金は350万円で、前年度と同額を計上いたしております。

款12、予備費は3,000万円で、前年度と同額を計上いたしております。

次に、第2条、債務負担行為につきまして、債務を負担することができる事項、期間及び限度額につきまして、8ページ、第2表債務負担行為に定めております。その内容につきましては、道路用地買収事業など3件となっております。

第3条、地方債につきましては、起債の目的、限度額等につきまして、9ページ、第3表地方債に定めております。その内容につきましては、臨時財政対策債など9件となっております。

第4条、一時借入金につきましては、本年度の借り入れの最高額を50億円と定めております。

第5条は、歳出予算の流用について定めております。

以上、平成23年度摂津市一般会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号、平成23年度

摂津市財産区財産特別会計予算につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を15億5,213万3,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページ、第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1、財産収入、項1、財産運用収入6,220万8,000円で、前年度と同額となっております。これは、味舌上財産区財産の一部を民間事業所へ貸付けしております駐車場地代収入でございます。

款2、繰越金、項1、繰越金14億8,726万円は、前年度に比べ1.4%、2,023万4,000円の増額となっております。

次に、款3、諸収入、項1、預金利子等266万5,000円は、前年度に比べ37%、156万2,000円の減額となっております。これは、前年度繰越金の大部分を摂津市の一時借入金などとして、市中金利に基づいて運用している利子であります。市中金利の低下によるもので、減額をいたしております。

次に、歳出でございますが、款1、繰出金、項1、繰出金1,244万2,000円は、前年度と同額となっております。これは、財産収入の20%相当額を一般会計に繰り出すものでございます。

款2、諸支出金、項1、地方振興事業費15億3,969万1,000円は、前年度に比べ1.2%、1,867万2,000円の増額となっております。その内容につきましては、12ページ以降に記載しております各財産区に対する事業交付金であ

ります。

以上、平成23年度摂津市財産区財産特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第9号、平成22年度摂津市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容としましては、歳入につきましては、市民税の増収見込みによる増額補正、国庫支出金並びに府支出金の年度末見込みによる補正、市債の補正などとなっております。

歳出につきましては、国の緊急総合経済対策に呼応した事業の追加や、中学校就学援助事業に係る増額など、一部緊急を要する事業についての追加補正となっております。

まず、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,815万円を追加し、その総額を337億532万1,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

歳入につきましては、款1、市税は1億2,000万円の増額をいたしております。

項1、市民税は6,000万円の減額で、個人市民税が減収の見込みとなったことなどによる減額でございます。

項4、市たばこ税は1億8,000万円の増額を計上いたしております。

款9、地方特例交付金は2,665万1,000円の減額で、交付額の確定により減額いたすものでございます。

款12、分担金及び負担金は1,335万4,000円の増額で、介護給付費利用

者負担金などの増額を計上いたしております。

款13、使用料及び手数料は1,120万9,000円の減額で、自動車駐車場使用料などの増額のほか、自転車駐車場使用料などの減額を計上いたしております。

款14、国庫支出金は3,609万9,000円の増額となっております。

項1、国庫負担金は6,038万1,000円の減額で、更生医療費負担金などの増額のほか、子ども手当負担金などの減額を計上いたしております。

項2、国庫補助金は1億2,122万1,000円の増額で、安全・安心な学校づくり交付金などの増額のほか、社会資本整備総合交付金（都市計画課）分などの減額を計上いたしております。

項3、委託金は2,474万1,000円の減額で、基幹統計調査委託金などの減額を計上いたしております。

款15、府支出金2,974万8,000円の減額となっております。

項1、府負担金は1,489万2,000円の減額で、子ども手当負担金などの減額を計上いたしております。

項2、府補助金は1,215万2,000円の減額で、障害者自立支援対策臨時特例交付金などの増額のほか、緊急雇用創出基金事業補助金などの減額を計上いたしております。

項3、委託金は270万4,000円の減額で、連続立体交差事業調査委託金などの減額を計上いたしております。

款16、財産収入は1,212万円の増額となっております。

項1、財産運用収入は101万2,000円の減額で、土地貸付収入及び財政調整基金ほか7基金の利子の増額及び減額を計

上いたしております。

項2、財産売払収入は1,313万2,000円の増額で、土地売払収入の増額を計上いたしております。

款17、寄附金は889万5,000円の増額で、一般寄附金の増額のほか、競艇寄付金及び緑化事業寄付金を新たに計上いたしております。

款18、繰入金は4億1,452万7,000円の減額となっております。

項1、特別会計繰入金は2,347万9,000円の増額で、老人保健医療特別会計の廃止に伴う繰入金を新たに計上いたしております。

項2、基金繰入金は4億3,800万6,000円の減額で、充当事業の減額に伴う公共施設整備基金繰入金の減額及び今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金の減額を計上いたしております。

款19、諸収入は1億5,082万9,000円の増額となっております。

項1、延滞金、加算金及び過料は1,400万円の増額で、市税延滞金の増額を計上いたしております。

項4、雑入は1億3,682万9,000円の増額で、互助会補給金返還金などを計上いたしております。

款20、市債は5億6,600万円の増額で、小学校給食調理場改修事業債などを新たに計上いたすほか、市道千里丘23号線改良事業債などの減額を計上いたしております。

款21、繰越金は1億4,701万2,000円の減額で、前年度繰越金の減額を計上いたしております。

続きまして、4ページの歳出でございますが、款1、議会費は226万9,000円の減額で、決算見込みにより不用額を減

額いたすものでございます。

款2、総務費は1億5,445万6,000円の増額となっております。

項1、総務管理費は1億9,455万7,000円の増額で、退職手当や財政調整基金積立金の増額などを計上いたすほか、決算見込みにより不用額を減額いたすものでございます。

項2、徴税費から項6、監査委員費までの減額につきましては、いずれも決算見込みにより不用額を減額いたすものでございます。

款3、民生費では1億3,306万4,000円の減額となっております。

項1、社会福祉費は2,847万1,000円の減額で、過年度分府費返還金の増額を計上いたすほか、決算見込みにより不用額を減額いたすものでございます。

項2、児童福祉費は、決算見込みにより不用額を減額いたすものでございます。

項3、生活保護費は135万2,000円の増額で、過年度分国庫府費返還金の増額を計上いたすものでございます。

項4、生活文化費は、決算見込みにより不用額を減額いたすものでございます。

款4、衛生費は3,037万円の減額で、決算見込みにより不用額を減額いたすものでございます。

款5、農林水産業費は287万円の減額で、決算見込みにより不用額を減額いたすものでございます。

款7、土木費は3億1,850万1,000円の減額となっております。

項1、土木管理費、項3、水路費及び項5、住宅費の各項につきましては、いずれも決算見込みにより不用額を減額いたすものでございます。

項2、道路橋りょう費は1億7,369

万7,000円の減額で、鳥飼西38号線に係る工事費を計上いたすほか、決算見込みにより不用額を減額いたすものでございます。

項4、都市計画費は1億2,035万2,000円の減額で、緑化基金積立金を計上いたすほか、決算見込みにより不用額を減額いたすものでございます。

款8、消防費は784万9,000円の減額で、決算見込みにより不用額を減額いたすものでございます。

款9、教育費では6億699万円の増額となっております。

項1、教育総務費、項4、幼稚園費及び項7、保健体育費の各項につきましては、いずれも決算見込みにより不用額を減額いたすものでございます。

項2、小学校費は6億5,937万1,000円の増額で、空調機器設置工事及び給食調理室改修工事などを計上いたすほか、決算見込みにより不用額を減額いたすものでございます。

項3、中学校費は617万1,000円の増額で、就学援助に係る扶助費の増額を計上いたすほか、決算見込みにより不用額を減額いたすものでございます。

項5、社会教育費は2,328万4,000円の減額で、公民館の修繕に係る経費の増額を計上いたすほか、決算見込みにより不用額を減額いたすものでございます。

項6、図書館費は870万円の増額で、図書館の修繕に係る経費及び図書購入費の増額を計上いたすほか、決算見込みにより不用額を減額いたすものでございます。

款10、公債費は1,162万7,000円の増額となっております。これは、借り入れ条件の変更による元金償還金の増額を計上いたすほか、決算見込みにより利子

償還金を減額いたすものでございます。

次に、第2条、継続費の補正につきましては、7ページ、第2表継続費の補正に記載のとおり、南千里丘まちづくり事業につきまして、その期間を延長し、平成19年から平成23年までに変更いたすものでございます。

次に、第3条、繰越明許費につきましては、8ページ、第3表繰越明許費に記載のとおり、鳥飼西38号線に係る道路改修事業ほか7事業につきまして、繰越明許をお願いいたすものでございます。これらは、国の補正予算に伴う事業のため繰越しが見込まれるもの及び事業の進捗状況から繰越しが見込まれるものでございます。

次に、第4条、地方債の補正につきましては、9ページからの第4表地方債の補正に記載いたしております。

追加分につきましては、市道鳥飼西38号線補修事業、小学校耐震補強等事業、小学校給食調理場改修事業及び小学校学習環境改善事業に係る新たな起債同意が見込まれるものでございます。

変更分につきましては、10ページ記載のとおり、市道千里丘23号線改良事業、消防施設整備事業及び小学校排水設備改修事業について、事業費の確定に伴い、起債の限度額を減額いたすものでございます。

以上、平成22年度摂津市一般会計補正予算（第5号）の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 次に、水道部長。

（中岡水道部長 登壇）

○中岡水道部長 それでは、まず初めに、議案第2号、平成23年度摂津市水道事業会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

まず、予算書1ページをご覧ください

いと存じます。

第1条は、本予算の総則を定めたもので、第2条では、業務の予定量といたしまして、給水戸数を3万7,000戸、給水人口を8万4,000人、年間総給水量を1,086万2,000立方メートル、1日当たりの平均給水量を2万9,678立方メートルと定めたものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、款1、水道事業収益で22億1,681万5,000円、前年度に比べ11.1%、2億7,730万円の減額となっております。これは、項1、営業収益で21億1,575万3,000円、前年度に比べ7.3%、1億6,768万7,000円の減額となっており、この主な理由といたしましては、大口需要家の敷地内漏水が判明したことや、平成22年10月に実施した水道料金の値下げの影響、水需要の減少により給水収益が減少することによるものでございます。

項2、営業外収益では1億106万2,000円、前年度に比べ52%、1億961万3,000円の減額となっており、この主な理由といたしましては、南千里丘における大規模集合住宅の開発に伴う納付金が減少することなどによるものでございます。

次に、支出につきましては、款1、水道事業費用で19億3,916万2,000円、前年度に比べ8.3%、1億7,529万5,000円の減額となっております。これは、項1、営業費用で17億8,558万6,000円、前年度に比べ8.1%、1億5,746万7,000円の減額となっており、この主な理由といたしましては、人件費や受水費、減価償却費などが減少することによるものでございます。

項2、営業外費用では1億4,357万6,000円、前年度に比べ11%、1,782万8,000円の減額となっており、この主な理由といたしましては、企業債の支払利息の減少などによるものでございます。

項3、予備費は前年度と同額の1,000万円を計上いたしております。

1ページから2ページにかけての第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、款1、資本的収入で3,090万円、前年度に比べ94.2%、5億円の減額となっております。これは、項1、企業債は前年度と同額の3,000万円、項2、工事負担金も前年度と同額の90万円を計上いたしておりますが、前年度に計上いたしておりました摂津市土地開発公社への貸付金が終了したことに伴い、5億円が皆減したことによるものでございます。

次に、支出につきましては、款1、資本的支出で6億5,778万8,000円、前年度に比べ47.3%、5億9,116万4,000円の減額となっております。これは、項1、建設改良費で3億7,729万6,000円、前年度に比べ17.2%、7,852万9,000円の減額となっており、この主な理由といたしましては、配水管整備事業費は増加するものの、施設改修費が減少することによるものでございます。

項2、企業債償還金では2億7,549万2,000円、前年度に比べ4.4%、1,263万5,000円の減額となっております。この理由といたしましては、企業債の未償還残高が減少したことによるものでございます。また、前年度に計上いたしておりました貸付金は、摂津市土地開発

公社への貸付金が終了したことに伴い、5億円が皆減したことによるものでございます。

項3、予備費は500万円で、前年度と同額を計上いたしております。

2ページ、第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたもので、本年度につきましては、配水管整備事業で3,000万円の起債を予定いたしております。

3ページ、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費3億3,433万円、交際費5万円、退職給与金7,000万円といたしております。

第7条は、たな卸資産の購入限度額を定めたもので、その限度額を2,581万7,000円といたしております。

なお、4ページ以降に、予算実施計画、資金計画、平成22年度予定貸借対照表及び予定損益計算書、平成23年度予定貸借対照表、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予算総括表並びに予算実施計画説明書など、予算に関する説明書を添付いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成23年度摂津市水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成22年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容は、年度末までの収入見込みと支出における執行差金などを精査したものでございます。

まず、補正予算書1ページをご覧くださいと存じます。

第1条は、総則を定めたものでございま

す。

第2条は、収益的収入及び支出における予定額の補正を定めたもので、収入につきましては、款1、水道事業収益で、既決額24億9,411万5,000円から1億3,288万1,000円を減額し、補正後の額を23億6,123万4,000円といたすものでございます。これは、項1、営業収益で、給水収益の減少や公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の減少などによる受託工事収益の減少により1億3,832万2,000円を減額いたすものでございます。

項2、営業外収益では、雑収益で互助会補給金返還金の発生等に伴い544万1,000円を増額いたすものでございます。

次に、支出につきましては、款1、水道事業費用で、既決額20億9,500万5,000円から8,896万3,000円を減額し、補正後の額を20億604万2,000円といたすものでございます。これは、項1、営業費用で、動力費や受水費、公共下水道工事に伴う給配水管移設工事などの工事請負費、業務委託料の減少などにより1億43万3,000円を減額いたすものでございます。

項2、営業外費用では、税務署に支払う消費税の増加等に伴い236万6,000円を増額いたすものでございます。

項3、特別損失につきましては、転出先不明及び会社倒産等による水道料金等の徴収不能分を欠損処分するため、910万4,000円を新たに計上いたすものでございます。

第3条は、資本的支出における予定額の補正を定めたもので、款1、資本的支出で、既決額12億4,879万2,000円から5億8,978万8,000円を減額し、

補正後の額を6億5,900万4,000円といたすものでございます。これは、項1、建設改良費で、太中浄水場の施設改修工事などの執行差金の発生により8,978万8,000円を減額いたすことなどによるものでございます。

項3、貸付金では、摂津市土地開発公社への貸付けが9月末日で終了したことに伴い、5億円を減額いたすものでございます。これに伴い、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額7億1,789万2,000円を1億2,810万4,000円に改めるとともに、補てん財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金3億4,706万8,000円、減債積立金2億円、建設改良積立金1億5,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,082万4,000円を、建設改良積立金1億1,155万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,654万9,000円に改めるものでございます。

第4条は、たな卸資産購入限度額を定めたもので、既決額2,845万1,000円を2,558万3,000円に改めるものでございます。

なお、2ページ以降には、補正予算実施計画、補正予算資金計画、予定貸借対照表及び補正予算実施計画説明書を添付いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成22年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）の提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

（佐藤保健福祉部長 登壇）

○佐藤保健福祉部長 それでは、議案第3号、議案第7号、議案第8号、議案第11号、

議案第12号、議案第24号、議案第27号について、提案内容をご説明申し上げます。

まず、議案第3号、平成23年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億6,648万7,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1、国民健康保険料22億5,972万9,000円は、前年度に比べ9.1%、2億2,540万8,000円の減額でございます。これは、賦課限度額改正による増は見込めるものの、国保世帯所得の減少や収納率の見直しなどにより減額となったものでございます。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料24万円は、前年度に比べ25%、8万円の減額でございます。

款3、国庫支出金22億1,953万6,000円は、前年度に比べ7.2%、1億4,936万1,000円の増額でございます。

項1、国庫負担金18億1,473万4,000円は、前年度に比べ1.6%、2,936万8,000円の増額でございます。これは、医療費の増加に伴い、療養給付費等負担金などが増加したものでございます。

項2、国庫補助金4億480万2,000円は、前年度に比べ42.1%、1億1,999万3,000円の増額となっております。これは、財政調整交付金の増によるものでございます。

款4、療養給付費交付金5億2,750万6,000円は、前年度に比べ28.9%、1億1,821万1,000円の増額でございます。これは、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金の増加に伴う増でございます。

款5、前期高齢者交付金24億6,224万2,000円は、前年度に比べ7.3%、1億6,658万7,000円の増額となっております。これは、概算交付額の増加に加え、平成22年度に引き続き平成23年度も過年度精算分が交付される見込みとなったことによるものでございます。

款6、府支出金4億3,474万8,000円は、前年度に比べ11.5%、4,499万5,000円の増額でございます。

項1、府負担金6,757万6,000円は、前年度に比べ10.3%、629万円の増額で、高額医療費共同事業拠出金の増に伴うものでございます。

項2、府補助金3億6,717万2,000円は、前年度に比べ11.8%、3,870万5,000円の増額でございます。これは、財政調整交付金の増によるものでございます。

款7、共同事業交付金11億9,996万円は、前年度に比べ11.2%、1億5,187万2,000円の減額で、拠出額の減額及び平成22年度実績を参考に交付割合の低下を見込んだことによるものでございます。

款8、繰入金、項1、一般会計繰入金9億5,181万円は、前年度に比べ11.4%、9,768万4,000円の増額でございます。これは、国保財政安定化支援事業や保険基盤安定繰入金の増によるものでございます。

款9、諸収入、項1、雑入は、1,07

1万6,000円を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、4ページ、  
款1、総務費1億2,894万5,000円は、前年度に比べ4.3%、573万8,000円の減額でございます。

項1、総務管理費9,970万円は、前年度に比べ8.8%、963万9,000円の減額で、本年度は被保険者証の一斉更新を行わない年度であるため、通常より郵送料が減少することなどによるものでございます。

項2、徴収費2,885万7,000円は、前年度に比べ15.6%、390万1,000円の増額でございます。これは、マルチペイメントネットワークを利用した口座振替納付受付サービスの導入費等を計上したことによるものでございます。

項3、運営協議会費38万8,000円は、前年度と同額でございます。

款2、保険給付費70億9,127万7,000円は、前年度に比べ3.3%、2億2,328万4,000円の増額でございます。

項1、療養諸費62億5,627万6,000円は、前年度に比べ2.6%、1億5,768万1,000円の増額でございます。

項2、高額療養費7億3,043万4,000円は、前年度に比べ8.5%、5,724万7,000円の増額でございます。

項3、移送費10万円は、前年度と同額でございます。

項4、出産育児諸費8,404万2,000円は、前年度に比べ11.1%、840万4,000円の増額でございます。

項5、葬祭諸費925万円は、前年度と同額でございます。

項6、精神・結核医療給付費1,117

万5,000円は、前年度に比べ0.4%、4万8,000円の減額となっております。

款3、後期高齢者支援金等11億6,717万5,000円は、前年度に比べ6.3%、6,954万円の増額で、一人当たりの後期高齢者支援金等の増が主なものでございます。

款4、前期高齢者納付金等338万8,000円は、前年度に比べ73.1%、143万1,000円の増額でございます。これは、一人当たりの負担調整対象見込額の増加によるものでございます。

款5、老人保健拠出金34万5,000円は、前年度に比べ1,730万6,000円の減額でございます。なお、老人保健医療制度は廃止となっておりますが、予算は前々年度拠出金の確定に伴う追加拠出分でございます。

款6、介護納付金4億6,139万3,000円は、前年度に比べ5.5%、2,388万5,000円の増額で、一人当たりの介護納付金の増及び前々年度精算額の減少によるものでございます。

款7、共同事業拠出金11億1,234万8,000円は、前年度に比べ7.5%、9,043万1,000円の減額でございます。

款8、保健施設費9,286万5,000円は、前年度に比べ5.5%、543万7,000円の減額でございます。これは、前年度の特健康診査受診勧奨委託料がなくなったことなどによるものでございます。

款9、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金775万1,000円は、前年度と同額でございます。

款11、予備費100万円は、前年度と同額でございます。

次に、1ページに戻りますが、第2条は

歳出予算の流用につきまして定めております。

また、給与費明細書を36ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、平成23年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきましての提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午前11時50分 休憩)

(午後 1時 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

引き続き提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

(佐藤保健福祉部長 登壇)

○佐藤保健福祉部長 それでは、議案第7号、平成23年度摂津市介護保険特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,013万3,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1、保険料、項1、介護保険料8億7,240万8,000円は、第1号被保険者の保険料で、前年度に比べ3.7%、3,098万8,000円の増額でございます。これは、主に被保険者数の増加などによる増額でございます。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料9万円は、保険料の督促手数料で、前年度と同額でございます。

款3、国庫支出金7億1,988万3,000円は、前年度に比べ3.6%、2,489万9,000円の増額でございます。

項1、国庫負担金6億6,565万6,000円は、介護給付費負担金で、前年度に比べ4.2%、2,654万3,000円の増額でございます。これは、保険給付費の増加による増額でございます。

項2、国庫補助金5,422万7,000円は、調整交付金及び地域支援事業交付金で、前年度に比べ2.9%、164万4,000円の減額でございます。これは、主に介護予防事業に係る対象者の把握方法の変更に伴う地域支援事業交付金の減額によるものでございます。

款4、支払基金交付金、項1、支払基金交付金11億1,404万9,000円は、第2号被保険者の介護納付金を財源に社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度に比べ3.5%、3,816万5,000円の増額でございます。これは、地域支援事業費支援交付金が介護予防事業の方法変更により減額となったものの、介護給付費交付金が保険給付費の増加により増額となったものでございます。

款5、府支出金5億5,442万7,000円は、前年度に比べ2.9%、1,547万6,000円の増額でございます。

項1、府負担金5億3,861万5,000円は、介護給付費負担金で、前年度に比べ4%、2,051万4,000円の増額でございます。これは、保険給付費の増加によるものでございます。

項2、府補助金1,581万2,000円は、地域支援事業交付金で、前年度に比べ24.2%、503万8,000円の減額でございます。これは、主に前年度当初予算にありました地域介護・福祉空間整備

交付金を今年度は見込んでいないことによるものでございます。

款6、繰入金6億4,913万4,000円は、前年度に比べ4.5%、2,774万2,000円の増額でございます。

項1、一般会計繰入金5億9,525万4,000円は、介護給付費及び地域支援事業費の法定負担分のほか、職員人件費及び事務費の財源の繰入金で、前年度に比べ4.7%、2,675万4,000円の増額でございます。これは、職員人件費及び介護予防事業に係る地域支援事業費の繰入れが減額となったものの、介護給付費の増加及び要介護認定に係る事務費の増加により増額となったものでございます。

項2、基金繰入金5,388万円は、介護保険料の上昇を抑えるために、介護保険事業計画に基づいて、介護保険給付費準備基金から財源を繰り入れるもので、前年度に比べ1.9%、98万8,000円の増額でございます。

款7、諸収入、項1、雑入4万5,000円は、前年度に比べ9.8%、4,000円の増額でございます。

款8、財産収入、項1、財産運用収入9万7,000円は、介護保険給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の預金利子で、前年度に比べ78.7%、35万8,000円の減額でございます。これは、基金残高の減少によるものでございます。

次に、歳出でございますが、4ページをご覧くださいと存じます。

款1、総務費1億1,721万8,000円は、前年度に比べ5.1%、574万1,000円の増額でございます。

項1、総務管理費7,539万4,000円は、介護保険制度運営に係る人件費な

どの一般管理費及び連合会負担金で、前年度に比べ4.2%、332万9,000円の減額でございます。これは、臨時職員の賃金などが増額となったものの、職員人件費の減額及び前年度当初予算にありました地域介護・福祉空間整備交付金を今年度は見込んでいないことなどにより減額となったものでございます。

項2、徴収費323万7,000円は、介護保険料の賦課徴収に係る事務費で、前年度に比べ2.1%、6万7,000円の増額でございます。これは、主に被保険者数の増加によるものでございます。

項3、介護認定審査会費3,858万7,000円は、要介護認定に係る調査及び審査の費用で、前年度に比べ30.4%、900万3,000円の増額でございます。これは、主に要介護認定申請件数の増加によるものでございます。

款2、保険給付費37億545万2,000円は、前年度に比べ4.1%、1億4,479万7,000円の増額でございます。

項1、介護サービス等諸費32億7,042万4,000円は、要介護者への保険給付に係る費用で、前年度に比べ5.4%、1億6,630万円の増額でございます。これは、要介護の利用者の増加による増額でございます。

項2、介護予防サービス等諸費2億491万円は、要支援者への保険給付に係る費用で、前年度に比べ20.1%、5,142万1,000円の減額でございます。これは、要支援の利用者の減少による減額でございます。

項3、その他諸費355万7,000円は、国保連合会への審査支払手数料で、前年度に比べ5.2%、19万5,000円の減額でございます。これは、主に単価の

減額改定による減額でございます。

項4、高額介護サービス等費6,843万2,000円は、自己負担の月額上限額を超えた方への給付費で、前年度に比べ18.7%、1,075万8,000円の増額でございます。これは、主に低所得世帯の利用者の増加による増額でございます。

項5、高額医療合算介護サービス等費810万円は、高額介護サービス費及び高額療養費支給後の自己負担の年額上限額を超えた方への給付費で、前年度に比べ636.4%、700万円の増額でございます。これは、前年度は制度開始直後のため概算で見込んでいたものを、今年度は実績により見込んだことによる増額でございます。

項6、特定入所者介護サービス等費1億5,002万9,000円は、食費及び居住費の利用者負担額軽減に係る介護保険施設への補足給付で、前年度に比べ9%、1,235万5,000円の増額でございます。これは、主に低所得世帯の利用者の増加による増額でございます。

款3、地域支援事業費8,207万8,000円は、前年度に比べ13.6%、1,291万5,000円の減額でございます。

項1、介護予防事業費804万8,000円は、前年度まで特定高齢者と呼んでおりました二次予防事業対象者及び一般高齢者と呼んでおりました一次予防事業対象者への介護予防事業に係る費用で、前年度に比べ68.6%、1,758万3,000円の減額でございます。これは、主に二次予防事業対象者の把握方法の変更による減額でございます。

項2、包括的支援事業・任意事業費7,403万円は、地域包括支援センターの運営経費及び介護用品の給付などの任意事業に係る費用で、前年度に比べ6.7%、4

66万8,000円の増額でございます。これは、主に地域包括支援センターの非常勤職員賃金の増加による増額でございます。

款4、基金積立金9万7,000円は、介護保険給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の預金利子を基金に積み戻しするもので、前年度に比べ78.7%、35万8,000円の減額でございます。これは、基金残高の減少による減額でございます。

款5、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金528万8,000円は、過年度分保険料払戻金で、前年度に比べ6.2%、34万9,000円の減額でございます。

次に、1ページに戻りますが、第2条債務負担行為につきましては、債務を負担することができる事項、期間及び限度額につきまして、5ページ、第2表債務負担行為に定めております。その内容につきましては、地域包括支援センターに係ります事務機器借上事業となっております。

第3条は、歳出予算の流用につきまして定めております。

また、給与費明細書を34ページ以降に、債務負担行為に関する調書を44ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

以上で、平成23年度摂津市介護保険特別会計予算につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号、平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億6,008万円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、

3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1、後期高齢者医療保険料5億5,253万9,000円は、前年度に比べ1.7%、942万2,000円の増額で、本市が後期高齢者被保険者から収納いたします保険料でございます。

款2、使用料及び手数料4万9,000円は、督促手数料でございます。

款3、繰入金、項1、一般会計繰入金1億749万2,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、前年度に比べ5.7%、582万5,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、4ページ、款1、総務費、項1、総務管理費476万2,000円は、前年度に比べ4%、201万円の減額でございます。

項2、徴収費188万5,000円は、前年度に比べ4%、72万円の増額で、保険料徴収に関する経費でございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金6億5,115万3,000円は、前年度に比べ2.4%、1,511万3,000円の増額で、本市が徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付いたすものでございます。

款3、諸支出金、項1、償還金利子及び還付金128万円は、過年度分保険料の還付金でございます。

款4、予備費は100万円を計上いたしております。

なお、保険料徴収費に係ります集金人の給与費明細書を16及び17ページに記載いたしておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、予算内容の説明とさせていただきます。

ます。

続きまして、議案第11号、平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につきまして、ご説明を申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容といたしましては、平成21年度療養給付費負担金の精算額が確定したことに伴う歳入歳出の補正及び国保連合会負担金の補正でございます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,741万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億493万1,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3、国庫支出金、項2、国庫補助金79万8,000円の増額は、国保連合会のシステム最適化に伴う特別調整交付金の追加交付分でございます。

款9、諸収入、項1、雑入は、8,662万円の増額でございます。これは、平成21年度療養給付費負担金の精算額が確定したことに伴い、返還金の財源として計上するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款1、総務費、項1、総務管理費79万8,000円の増額は、国保連合会のシステム最適化に伴う特別調整交付金の追加交付が市町村にあったことから、その増額分を国保連合会負担金として支出するものでございます。

款9、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金8、662万円の増額は、平成21年度療養給付費負担金の精算額が確定したことに伴う国庫負担金の返還金を計上するものでございます。

以上、平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、平成22年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、老人保健制度終了後、医療費精算のため設置しておりました特別会計の3年間の設置義務の終了に伴い、特別会計を閉鎖し、その剰余金を一般会計へ繰り出すものでございます。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,294万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,087万円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1、支払基金交付金3,000円、款2、国庫支出金2,000円、款3、府支出金2,000円の減額につきましては、歳入が見込まれませんので、すべて減額とするものでございます。

款4、繰入金50万6,000円の減額は、一般会計からの繰入れを執行しなかったことによるものでございます。

款5、諸収入、項1、延滞金及び加算金

1,000円につきましても、すべて減額とするものでございます。

項2、雑入5万6,000円の増額は、不当利得による返納金などでございます。

款6、繰越金2,340万3,000円の増額は、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、款1、総務費4,000円、款2、医療諸費53万円の減額につきましては、不用額の精査によるものでございます。

款3、諸支出金2,347万9,000円は、老人保健特別会計の剰余金で、会計の閉鎖により、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号、摂津市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、老人保健医療制度が平成19年度末をもって廃止され、今年度末で3年間の整理期間が経過することから、摂津市老人保健医療特別会計を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）の11ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず、特別会計条例第1条は、本市が設置する特別会計について規定したもので、老人保健医療特別会計を廃止するため、第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号に改めるものでございます。

次に、第3条は、弾力条項の適用について規定したもので、老人保健医療特別会計の廃止に伴い、文言の整理を行うものでご

ございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

また、改正前の摂津市特別会計条例第1条第2項第3号に規定する老人保健医療特別会計の出納整理期間については、なお従前の例によるものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、平成22年政令第66号、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担等の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成22年3月31日に交付され、同年4月1日から施行されたことなどに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）の14ページから16ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険条例第7条は、出産育児一時金の支給額について規定したもので、第1項中「380,000円」を「420,000円」に改めるものでございます。現行では、出産育児一時金の支給額については、附則第6条において、平成23年3月までの特例措置で42万円とする規定をしており、この措置を恒久化するため本則に規定し直すものでございます。

次に、第15条の5は、基礎賦課限度額について、第15条の5の10は、後期高齢者支援金等賦課限度額について、また、

第15条の10は、介護納付金賦課限度額について規定したもので、厳しい経済情勢が続く中、中間所得者層の負担に配慮しながら低所得者層の国民健康保険料の軽減を図るために「470,000円」を「500,000円」に、「120,000円」を「130,000円」に、「90,000円」を「100,000円」に、それぞれ改めるものでございます。

次に、第20条は、保険料の減額について規定したもので、賦課限度額の改正に伴い、それぞれ改正を行うものでございます。

また、附則第6条は、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する特例措置について規定したもので、出産育児一時金の引き上げを恒久化するため本則に規定し直すことに伴い、附則第6条を削除し、附則第7条を附則第6条に改めるものでございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものとし、改正後の摂津市国民健康保険条例第15条の5、第15条の5の10、第15条の10及び第20条の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

（宮川土木下水道部長 登壇）

○宮川土木下水道部長 議案第5号、平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を58億6,514万7,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページから4ページの第1表歳入歳出予算に記載いたしております。

まず、3ページの歳入でございますが、款1、分担金及び負担金、項1、負担金1億1,943万円は、前年度に比べ15.1%、2,125万円の減額となっております。これは、主に下水道受益者負担金の減少によるものでございます。

款2、使用料及び手数料18億3,542万6,000円は、前年度に比べ0.8%、1,557万6,000円の減額となっております。

項1、使用料18億3,502万円は、前年度に比べ0.8%、1,549万6,000円の減額となっております。これは、事業所等の下水排除量の減少によるものでございます。

項2、手数料40万6,000円は、前年度に比べ16.5%、8万円の減額となっております。これは、主に排水設備に係る責任技術者登録件数などの減少によるものでございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金9,600万円は、前年度に比べ20%、1,600万円の増額となっております。これは、補助対象事業費の増加によるものでございます。

款4、繰入金、項1、一般会計繰入金21億3,400万3,000円は、前年度に比べ0.1%、117万円の増額となっております。

款5、諸収入68万8,000円は、前年度に比べ44.5%、55万2,000円の減額となっております。

項1、資金貸付金返還収入67万8,0

00円は、前年度に比べ44.9%、55万2,000円の減額となっております。これは、主に貸付件数の減少に伴うものでございます。

項2、雑入1万円は、前年度と同額となっております。

款6、市債、項1、市債16億7,960万円は、前年度に比べ12.1%、1億8,160万円の増額となっております。これは、主に資本費平準化債及び流域下水道事業債の増加によるものでございます。

次に、4ページの歳出でございます。

款1、下水道費14億8,166万4,000円は、前年度に比べ12.2%、1億6,119万円の増額となっております。

項1、下水道総務費1億6,047万9,000円は、前年度に比べ4.9%、749万4,000円の増額となっております。これは、主に委託料の増加によるものでございます。

項2、下水道事業費13億2,118万5,000円は、前年度に比べ13.2%、1億5,369万6,000円の増額となっております。これは、主に流域下水道建設負担金の増加によるものでございます。

款2、公債費43億7,748万3,000円は、前年度に比べ0.1%、20万2,000円の増額となっております。これは、元金償還金の増加によるものでございます。

款3、予備費600万円は、前年度と同額となっております。

次に、第2条、債務負担行為につきましては、事項、期間及び限度額を5ページの第2表債務負担行為に記載いたしております。

第3条、地方債につきましては、地方債の起債の目的、限度額などを6ページの第

3表地方債に記載いたしております。

第4条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。

以上、予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号、平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容といたしましては、事業費等の確定及び年度末見込みによる歳入歳出予算額の補正でございます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、第1条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,319万5,000円を減額し、その総額を57億5,277万9,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載いたしております。

まず、歳入でございますが、款1、分担金及び負担金、項1、負担金は1,637万円の増額で、これは、主に受益者負担金の一括納付額が増加したものでございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料は1,550万円の減額で、これは、事業所などの水需要の減少により水道使用料が減額となるものでございます。

款4、繰入金、項1、一般会計繰入金は1,092万3,000円の減額で、これは、主に公課費及び下水道施設に係る委託料などの減額に伴うものでございます。

款5、諸収入、項2、雑入は1,094万2,000円の減額で、これは、下水道

事業費の減額等に伴うものでございます。

款6、市債、項1、市債は4,220万円の減額で、これは、下水道整備費の減額に伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、款1、下水道費は6,372万7,000円の減額でございます。

項1、下水道総務費では735万6,000円の減額で、これは、主に公課費の執行差金によるものでございます。

項2、下水道事業費は5,637万1,000円の減額で、これは、主に下水道施設に係る管理委託料ほか下水道工事に係る委託料、工事請負費及び補償費の執行差金によるものでございます。

款2、公債費、項1、公債費は56万9,000円の増額で、これは、利子償還金の確定に伴うものでございます。

款4、繰上充用金、項1、繰上充用金は3万7,000円の減額で、これは、前年度決算額の確定に伴うものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、事業費の年度末見込みから限度額を変更するもので、4ページ、第2表地方債の補正に記載のとおりでございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 それでは、議案第6号、議案第17号、議案第20号、議案第26号につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

まず、議案第6号、平成23年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算につきまして、予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を2,6

72万8,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページ、4ページの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1、共済掛金、項1、共済掛金は588万円の計上で、前年度に比べ2%、12万円の増額となっております。これは、加入者見込み数の増加に伴うものでございます。

款2、繰入金、項1、共済繰入金は1,990万円で、前年度に比べ4.8%、100万円の減額となっております。これは、退職者への退職給付金として共済積立金から繰り入れるものでございます。

項2、一般会計繰入金は90万3,000円の計上で、前年度に比べ17.5%、17万9,000円の減額となっております。これは、パート共済事務経費と退職金に加算する1%の利息を確保するために一般会計から繰り入れるものでございます。

款3、諸収入、項1、預金利子は4万5,000円の計上で、前年度に比べ50%、4万5,000円の減額となっております。

次に、歳出でございますが、款1、共済総務費、項1、共済総務管理費は18万6,000円で、前年度に比べ20.5%、4万8,000円の減額となっております。これは、共済事務執行に係る経費でございます。

款2、共済金、項1、共済金は2,653万4,000円で、前年度に比べ3.8%、105万6,000円の減額となっております。これは、退職者に支払う退職給付金及び積立金でございます。

款3、予備費、項1、予備費の8,000円は、前年度と同額を計上いたしております。

以上、予算内容の説明とさせていただきます。

ます。

続きまして、議案第17号、摂津市環境基金条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

ご承知のとおり、近年、地球規模で温暖化が進み、異常気象の激化などにより、世界各地でさまざまな問題が発生しております。我が国でも記録的な猛暑や集中豪雨などにより甚大な被害が発生しております。

このような中、本市では地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく摂津市地球温暖化防止地域計画の策定に取り組んでおり、市民、事業者及び行政のそれぞれが取り組むべき環境施策を体系的にお示しし、少しでも地球温暖化対策を進めたいと考えております。

また、従来から取り組んでおります騒音、振動や悪臭、大気汚染対策などの生活環境の保全につきましても、少しずつ改善が見られるものがありますが、これからも継続して取り組んでいかなければならないと考えております。このようなことから、環境に関する施策の推進に資するため、摂津市環境基金の設置につきまして、条例制定の提案をさせていただくものでございます。

それでは、各条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1条は、環境基金の設置と目的について規定しております。

第2条は、基金への積立額は予算で定めることを規定しております。

第3条は、基金の管理の原則について規定しております。

第4条は、基金の運用から生ずる収益の処理について規定しております。

第5条は、基金に属する現金の繰替運用について規定しております。

第6条は、基金の全部、また一部を処分

できる場合について規定しております。

第7条は、市長への委任規定でございます。

次に、附則の第1項でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

第2項は、摂津市再生資源対策基金条例の廃止について規定しております。

第3項は、摂津市再生資源対策基金の財産は、施行日に環境基金に繰り入れられるものとみなすことを規定しております。

以上、簡単でございますが、提案内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第20号、摂津市企業立地等促進条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

2年前の金融危機は、瞬く間に世界を飲み込み、日本では経済不況が起きる中、ヨーロッパ諸国の信用不安、円高、アジア諸国との価格競争など、日本企業を取り巻く環境は悪化しております。また、本市に目を移しますと、従業員が19人以下の事業所が86.5%を占め、中小企業のまちとしての特徴を持ち、多くは下請けという立場から、経費が価格に転化できない経営の厳しい状況にあり、本市では負担の少ない事業資金融資を積極的に実施しております。

一方で、近隣市の複数の大型事業所の移転を目の当たりにしますと、企業の移転、事業の縮小、廃業などによる地域の空洞化は、単に活気がなくなるだけでなく、市税確保、近隣商業の影響、働き口の確保などの観点からも重要な課題と考えております。その対策としまして、市内への誘致及び市内での立地を促進するため、平成18年に制定しました摂津市企業誘致条例を改正する提案をさせていただくものでございます。

それでは、各条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1条は、企業立地等を促進する目的について規定しております。

第2条は、各号ごとに用語の定義を規定しております。

第3条は、奨励措置対象事業者の指定について規定しております。

第4条は、奨励金の交付に係る奨励措置の内容を規定しております。

第5条は、交付の申請について規定しております。

第6条は、交付の決定について規定しております。

第7条は、奨励金の交付について規定しております。

第8条は、指定事業者の届け出義務の規定をしております。

第9条は、指定事業者に対する指定や交付決定の取り消しについて規定しております。

第10条は、交付した奨励金の返還について規定しております。

第11条は、事業継続における指定の継承について規定しております。

第12条は、指定事業者に対する調査及び報告を求めることができることについて規定しております。

第13条は、市長への委任規定でございます。

次に、附則の第1項でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行いたします。

第2項は、条例の廃止について規定しております。

第3項は、条例廃止における指定事業者の取り扱いについて規定しております。

以上、提案内容のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号、摂津市立市

民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料の13ページも併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本条例の改正の内容としましては、正雀市民ルームの使用料についてであります。正雀市民ルームの使用料につきましては、平成7年3月の開設時に近隣市や市内ほか施設を参考に設定し、その後、平成13年1月に施設の維持管理費等を総合的に勘案した使用料に改正するため、他施設と同様30%の値上げを一斉に行い、現在に至っております。しかしながら、昨年7月に開設いたしましたコミュニティプラザに比べ割高な使用料設定となっていることなどから、正雀市民ルームについては稼働率が低調となっております。今回、市民にとってより利用しやすい施設とするために、使用料の値下げの改正を行い、稼働率の上昇を目指すものであります。

なお、本条例の施行日につきましては、平成23年4月1日からといたすものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 議案第18号、議案第22号及び議案第25号の条例制定の件について、提案内容をご説明申し上げます。

最初に、議案第18号、摂津市民図書館等協議会条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センターにつきましては、平成23年4月1日より指定管理者制度を導入し、指定管理者が管理運営いたします。現行の摂津市民

図書館協議会は、図書館法に基づき、摂津市民図書館長の諮問を受け、摂津市民図書館の事業について館長に意見を述べる機関と位置付けられております。公立図書館の運営に住民の意思を反映する制度として図書館協議会は今後も必要でございますが、指定管理における館長は行政の任命する館長でないこと、また、これまでの図書館法に基づく図書館協議会の機能に加えて、指定管理者の図書館運営について評価、モニタリングする第三者機関としての役割を担っていただくため、新たに教育委員会の諮問機関として摂津市民図書館等協議会を設置し、摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センターの適正な管理運営を図るために本条例を制定するものでございます。

また、これに併せて摂津市民図書館協議会条例を廃止するものでございます。

なお、参考資料として、議案参考資料(条例関係)1ページの摂津市民図書館等協議会運営規則(案)及び2ページの新旧対照表も併せてご最初賜りますようお願い申し上げます。

それでは、摂津市民図書館等協議会条例を条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、当協議会の設置規定でございます。

第2条は、当協議会の所掌事務について規定しております。

第3条は、当協議会の定数等、組織について規定しております。

第4条は、当協議会の委員の任期について規定しております。

第5条は、当協議会の会長及び副会長について規定しております。

第6条は、教育委員会への委任規定でございます。

附則といたしまして、第1項では、本条

例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、摂津市民図書館協議会条例の廃止について規定しております。

第3項では、今回廃止いたします摂津市民図書館協議会に係る委員の任期は、平成24年6月9日まででございますが、条例廃止に伴い、平成23年3月31日に任期が満了することを規定したものでございます。

第4項は、今般の条例の廃止及び制定に伴い、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、別表中「市民図書館協議会委員」とあるのを「市民図書館等協議会委員」に改め、一部を改正するものでございます。

以上、議案第18号の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第22号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）の4ページ及び5ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本条例は、平成22年度に着手いたしました新修摂津市史編さん事業について、平成23年度より市史編さん委員会を発足させ、本格実施するに当たり、市史編さん事業に従事する市史編さん嘱託員並びに市史編さん委員長及び市史編さん委員の報酬の額を定めるために制定するものでございます。

本条例の内容でございますが、第1条は、別表、住宅管理人の項の次に、区分として市史編さん嘱託員を、その報酬額として月額26万5,000円を加えるものでございます。

第2条は、別表、住宅管理人の項の次に、区分として市史編さん委員長及び市史編さん委員を、その報酬額として月額3万2,000円及び月額2万7,000円をそれぞれ加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例中第1条の規定は平成23年4月1日から、第2条の規定は平成23年7月1日から施行するものでございます。

以上、議案第22号の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第25号、摂津市青少年運動広場条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）の12ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本条例は、青少年運動広場の開場時間につきましては、4月1日から10月31日までの期間は午前8時から午後9時まで、11月1日から3月31日までの期間は午前8時から午後5時までと定められておりますが、施設の有効活用を図り、利用者の利便性の向上に資するため、11月1日から3月31日までの期間につきましても午前8時から午後9時までに開場時間を延長するために制定するものでございます。

改正の内容でございますが、第5条中「次に掲げるとおり」とあるのを「午前8時から午後9時まで」に改め、第1号及び第2号を削るものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成23年11月1日から施行するものでございます。

以上、議案第25号の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 教育総務部理事。

(市橋教育総務部理事 登壇)

○市橋教育総務部理事 議案第19号、摂津市教育センター条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、教育委員会の機構改革に伴い、教育研究所の名称及び事業内容を変更し、新たに摂津市教育センターとして組織を再構築し、その機能を強化することで本市の教育の伸展を図るために制定するものでございます。

それでは、各条文につきまして、ご説明を申し上げます。

第1条では、教育センターを設置するに当たって、その目的、名称及び位置を定めております。

第2条は、教育センターの事業として、教育に関する調査・研究、教育・保育関係職員の研修、教育と子育てに関する支援及びその目的達成のために必要なことの4項目を定めております。

第3条は、職員についての規定でございます。

第4条は、条例施行に必要な事項は、教育委員会規則で定めることとしております。

附則といたしまして、本条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、条例制定の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 それでは、議案第21号及び議案第23号の提案内容のご説明を申し上げます。

まず、議案第21号、摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、議案参考資料(条例関係)3ページに新旧対照表を掲載しておりますので、併せてご参照いただきますようお願いを

申し上げます。

職員定数条例は、平成5年4月に改正を行い、職員定数全体を899人から929人に改めております。前回の改正から18年近くが経過しておりますが、この間の行財政改革の取り組みの中で、事務事業の再編整理等の見直しや民間委託の推進などにより職員数の削減を進めてまいり、職員数はピーク時の904人から、平成22年4月1日現在で691人となっております。今回の改正は、これらの経過を踏まえるとともに、平成23年4月から保健福祉部の事務分掌のうち、児童福祉に関する業務が教育委員会に移管されることに伴い、市長の事務部局の職員を教育委員会の事務部局へ移すこととなるため実施をするものでございます。

条例上の職員定数につきましては、今後、権限移譲に伴う人的整理や、平成25年度以降予定されている定年延長等、定員管理上の不確定要因があること、また、定員管理における大阪府内での類似団体比較において、職員定数に対する実際の職員数の割合がおおむね75%から78%であること等を参考にし、今回の定数枠を設定いたしました。

具体的な改正の内容ですが、まず、市長の事務部局の職員について、第2条第2号中570人を450人に改めるとともに、教育委員会の事務部局の職員について、同条第6号中170人を200人に改正するものであり、職員全体の定数は今回の改正で929人から839人となります。

なお、附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明といたします。

次に、議案第23号、摂津市職員の管理職手当に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、提案内容のご説明を申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）6ページから9ページに新旧対照表を掲載しておりますので、併せてご参照いただきますようお願いを申し上げます。

今回の条例改正は、本市の特殊勤務手当のうち、課長代理級及び係長級に支給する役付職員手当を廃止し、課長代理に対して管理職手当として月額4万円を支給するとともに、平成23年4月からの機構改革に伴い、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局並びに公平委員会事務局の事務局長を課長級職員とするための所要の改正を行うものであります。

それでは、条文を追って改正内容のご説明を申し上げます。

まず、第1条は、摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正するため、別表を全面的に改めるもので、市長の事務局、教育委員会事務局及び消防本部並びに消防署に課長代理を、議会事務局に局次長代理を、教育委員会事務局以外の行政委員会事務局に局長代理を置き、管理職手当の月額を4万円とするとともに、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局並びに公平委員会事務局の局次長を削除し、事務局長の管理職手当の月額を5万5,000円とするものでございます。

なお、備考1の改正は、部や課に相当する組織についての取り扱いを現行の別表各項目中から備考に記載するための改正でございます。

備考2の改正は、備考1を設けたことにより、条文を繰り下げたものでございます。

次に、第2条は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するもので、その内容といたしましては、別表中8、役付職員手当の項目を削除するものです。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行いたします。

なお、今回の影響額は、役付職員手当及び時間外勤務手当で1,003万円の減額、課長代理に対する管理職手当及び地域手当で1,221万2,000円の増額と見込んでおります。

以上、摂津市職員の管理職手当に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わりました。質疑は後日受けます。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

2月23日から3月4日まで休会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

（午後2時2分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長                      藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員                      川 端 福 江

摂津市議会議員                      南 野 直 司

# 摂津市議会継続会会議録

平成23年3月7日

(第2日)

平成23年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

平成23年3月7日(月曜日)  
午前10時 開議場  
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長	羽原修
総務部長	有山泉	生活環境部長	水田和男
保健福祉部長	佐藤芳雄	保健福祉部理事	福永富美子
都市整備部長	小山和重	土木下水道部長	宮川茂行
会計管理者	寺西義隆	教育委員会 教育総務部長	馬場博
教育委員会 教育総務部理事	市橋正己	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	寺本敏彦	水道部長	中岡健二
消防長	北居一	消防本部理事	浜崎健児

1 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	事務局次長	藤井智哉
事務局参事 兼次長代理	池上彰		

## 1 議 事 日 程

- 1, 議 案 第 1 号 平成23年度摂津市一般会計予算
- 議 案 第 2 号 平成23年度摂津市水道事業会計予算
- 議 案 第 3 号 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議 案 第 4 号 平成23年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議 案 第 5 号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
- 議 案 第 6 号 平成23年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
- 議 案 第 7 号 平成23年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議 案 第 8 号 平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議 案 第 9 号 平成22年度摂津市一般会計補正予算(第5号)
- 議 案 第 10号 平成22年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議 案 第 11号 平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 議 案 第 12号 平成22年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)
- 議 案 第 13号 平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議 案 第 17号 摂津市環境基金条例制定の件
- 議 案 第 18号 摂津市民図書館等協議会条例制定の件
- 議 案 第 19号 摂津市教育センター条例制定の件
- 議 案 第 20号 摂津市企業立地等促進条例制定の件
- 議 案 第 21号 摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 23号 摂津市職員の管理職手当に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 報 告 第 24号 摂津市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 25号 摂津市青少年運動広場条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 26号 摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 27号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

2,

代表質問

自民党 野原 修 議員

公明党 南野 直司 議員

新生クラブ 森内 一蔵 議員

高志会 渡辺 慎吾 議員

---

## 1 本日の会議に付した事件

日程1から日程2まで

(午前10時 開議)

○藤浦雅彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、渡辺議員及び三宅議員を指名します。

日程1、議案第1号など24件を議題とします。

本24件について、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本24件のうち、議案第1号及び議案第9号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり、常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

日程2、代表質問を行います。

順次質問を許可します。

野原議員。

(野原修議員 登壇)

○野原修議員 おはようございます。摂津自由民主党議員団を代表して質問します。

先ごろ発生したニュージーランド地震で、日本人を含む多くの被災された方々にお見舞い申し上げ、お亡くなりになられた方々の心よりご冥福を申し上げます。また、今なお不明の方が一刻も早く救出されることを願っております。

平成23年度の政府予算案は、ばらまき4Kと言われる子ども手当、戸別所得補償、高校無償化、高速道路無料化など、政策効果に比べ巨大な財源を必要とします。将来

の子どもたちに大きなツケを回す予算案と言わざるを得ません。特に子ども手当支給は、全額国庫負担とすべきところを、地方負担を残したままとなっており、地方軽視の予算となっております。財源がない中で子育て支援を充実させるには、すべての子どもを対象とした、お金をばらまくだけの子ども手当ではなく、児童手当を充実させ、子育て支援できる環境の整備やワークライフバランスの形成のための施策に充てるべきであります。

我がまち摂津では、第4次総合計画が策定され、いよいよスタートします。市民の皆さんに信頼され、期待に応えるため、市民目線で取り組み、スピード感を持って政策実現のため行動していきます。

それでは、通告に従い質問します。

市民が元気に活動するまちづくりについて。

人間基礎教育の実践でつながりのある社会の実現について。市長は、就任されてから本市のまちづくりのテーマとして人間基礎教育を掲げ、さまざまな場面で訴えてこられました。次第にその精神が理解され、多くの市民の賛同も得ていると感じています。来年度は、新たな第4次総合計画の初年度であります。その重要なキーワードである「協働」を人間基礎教育の実践の中でどのようにつくり上げられるおつもりか、お聞かせください。

(2) 摂津らしさ「摂津ブランド」について。市がよりよいまちになる一つの指標として、市のイメージアップ戦略があげられます。そのためには、摂津らしさ「摂津市ブランド」の創造が求められます。昨年は、南千里丘まちづくり開発、我が国初のカーボン・ニュートラル・ステーションである摂津市駅の開業、サッカーワールドカ

ップでの本田圭佑選手の活躍などで摂津市としてのイメージアップをしました。また、摂津市は、まちづくりの柱の一つに、森山市長が提唱されておられる人間基礎教育の取り組みがあります。私は、この人間基礎教育こそが摂津ブランドの一つであると考えます。なぜなら、摂津市のこの取り組みが、大阪府の「こころの再生」府民運動に広がり、鳥取県智頭町においても賛同の報道をされておられる状況があるからです。ここでは、摂津らしさ「摂津ブランド」の必要性について、森山市長のお考えをお聞かせください。

(3) 質の高い行政経営をするための人材育成について。市長は、人間基礎教育を軸にした人材育成を提唱されておられますが、そのお考えをお聞かせください。

みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて。

J R千里丘駅西口整備について。千里丘ガードが整備され、吹田市域では毎日放送跡地の再開発も進んでおります。吹田操車場跡地では、平成27年度に千里丘駅前まで都市計画道路が整備されます。周辺状況が変わる中で、西口駅前の整備をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

正雀駅前整備について。正雀駅前整備の現状と今後の取り組みについてお聞かせください。

千里丘駅西口構外エレベーターの早期設置とバリアフリーについて。千里丘駅西口構外エレベーターの設置検討の進捗状況と今後のスケジュールについてお聞かせください。

市内公共交通の利便性向上の取り組みについて。市政運営の基本方針で、「本市の実情に即したバス路線網等の再編を含めた市内公共交通のあり方について、引き続き

検討を進めてまいります。」と述べられておりますが、市内の公共交通の課題を検討するため、懇談会の設置など、どのように取り組まれていくのか、お聞かせください。

消防・救急救助体制の充実について。地域消防力の強化について。産・学連携について。先ほど冒頭でも申し上げましたニュージーランド地震のような大災害に見舞われたとき、行政からの救助や救援が到着するまでの間、災害発生当初に地域防災力がいかにしっかりと連携し、機能するかが被害の拡大を食い止める大きなファクターであると考えます。摂津市では、昨年、地域消防力強化の方策として機能別消防団が発足いたしました。さらなる地域消防力の強化対策を、産・学を含めた中でどのように考えておられるのか、お聞かせください。

みどりうるおう環境を大切にすまちづくりについて。

市政運営の基本方針で、第4次総合計画で、緑と環境を今後力を入れて取り組むべき新たなまちづくりの目標として位置付けているとされておりますが、そのうち、魅力ある憩いの空間づくりについて質問します。淀川河川公園の活用についてであります。摂津市内には緑が少ないと感じます。地域に隣接する淀川河川公園の広大な自然は、今の余裕のない社会情勢の生活からひとときの解放感を味わえる唯一の財産であると感じます。隣接市より狭い市域とはいえ、市民が淀川に足を運ぶことは少ないように感じます。今後、市民が、自然が満喫でき、淀川河川公園を十分活用できる仕組みづくりはないのでしょうか。お聞きいたします。

また、大正川、安威川、ガランド水路など、水辺空間の有効活用についてであります。先ほどの淀川河川公園まで行くこと

はできなくても、市域内には大小の河川があり、身近なところに緑と自然を楽しむ場所があります。これからの高齢化社会も視野に入れ、憩いの空間づくりはできないでしょうか。お聞きいたします。

暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて。

「ふれあいリビング」の取り組みと市民との「つながり」を強めていく取り組みについて。ふれあいリビングの取り組みを踏まえて、府営住宅にとどまらず、市としての空き店舗の活用などにより、地域住民が集い憩える場の確保に努め、地域住民の自主的な活動を支援し、地域福祉活動の推進や地域活性化を図るべきではないかと考えますが、取り組みをお聞かせください。

市民への平和教育、人権尊重への取り組みについて。世界では独裁政権に対抗する民主化運動が起こり、戦争や内紛も至るところで起こっております。人命が奪われることは言うまでもなく、最たる人権侵害であります。今、日本は平和であります、平和がいかに大切かを知ることが必要です。そこで、平和や人権尊重に対する市長のお考えをお聞かせください。

5、誰もが学び、成長できるまちづくりについて。

就学前教育における学校、家庭、地域の連携について。就学前における子どものしつけは大変重要であります。学校だけではないと考えますが、しつけのため、学校、家庭、地域の連携について、教育委員会はどのように考えられているのか、お聞かせください。

生きる力を育む学校教育の取り組みについて。生きる力のはぐくみのうち、学校では特に基礎学力の定着や心の教育が重要と考えますが、不登校児童・生徒へのケアに

ついでのお考えをお聞かせください。

生きがいを見つける生涯学習の取り組みについて。本格的な高齢化社会を迎える今日、だれもが健康で生きがいのある生活を送るため、みずから学習し社会参加する傾向が強くなってきています。市民が生涯学習活動を通して地域などで活躍することが、市が掲げる協働のまちづくりにつながるものと考えますが、本市の生涯学習施策の考えをお聞かせください。

活力ある産業のまちづくりについて。

「企業立地等促進条例」を活用した、明るく元気な活力あるまちにする取り組みについて。私は、2年前に第1回定例会一般質問で、市内事業所の減少はまちの活気をなくしていく大きな要因と考え、市内への企業誘致や既存事業所への支援制度の創設が早急に必要であると要望しました。今回の定例会で企業立地等促進条例として企業の支援策が提案されたことは、明るく元気な活力あるまちになる要因の一つになると感じています。条例提案に至った背景をお聞かせください。

以上、1回目、終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 自由民主党を代表されましての質問にお答えをいたします。

まず最初に、協働と人間基礎教育の質問に対してでございますが、戦後、この日本、この方、国も地方も行政に任せておけば何とかかなった、また行政も何とかしてきたと思います。そんな時代が長く続きましたけれども、極端な少子・高齢化、また急激な社会の構造変化等々で、今日までそういったまちづくりの指標といいますか、方程式はもう成り立たなくなりつつあります。こ

れからは行政だけに任すのではなく、そこに住む市民の皆さん、事業所の皆さん、みんなが心一つになってといたしますか、一緒になって考えて、一緒になって汗をかいて、そして一緒になってつくっていく、そういうまちづくりが求められてくると思います。これが第4次総合計画で言うております協働の理念でございますけれども、この協働といたしますのは、何かすぐ一つの形になってあらわれてくるものではないと思うんですね。協働とは、まちをつくっていく手法といたしますか、精神、心と言ってもいいと思います。残念なことに、日本社会はこの協働という言葉、そしてありよう、これに慣れておりません。そういう意味では、これから総合計画の中で10年間かけてでも一つ一つ丁寧に組み組んで、協働、この理念を定着させていかななくてはならないと思っています。

私は、今、協働について、すぐ一つの形になってあらわれたいと言いましたけれども、摂津市が掲げますまちづくりの柱の一つの人間基礎教育、これもすぐに形にあらわれるものではございません。釈迦に説法の話になると思いますけれども、まず明るく元気に触れ合う、要するにあいさつ、これなくして協働なんかあり得ないと思いませんね。それから、お互いが人の立場に立たないと、要するに思いやり、協働なんかあり得ないと思いません。節約、環境、当然です。それから、自分から進んで、だれにも言われなくても汗をかくという奉仕、こんなのは典型的な協働の理念でございますが、等々、摂津市の人間基礎教育、この五つの心をしっかりとみんなで自分自身のこととしてとらえていけば、ごくごく自然に私は協働の理念が芽生えてくるのではないかと、そんな思いでございます。そういう意味で、

どういうふうに生かすのかというような質問だったと思いますが、これからも粘り強くこういった問題にしっかり取り組んでいきたいなと思います。

それから、摂津らしさ「摂津ブランド」についての質問でございますけれども、ご指摘のように、市のイメージアップの戦略として摂津ブランドの創造、これは私も必要であると思っています。ただいま野原議員から人間基礎教育が摂津ブランドの一つであるというお話をいただきましたが、非常にありがたく心強い限りでございます。つい先日、ダイキン工業が日本中にある技術機能をすべて摂津市に集約するという話がありました。それから、もう一つ、吹田市にあります三星ダイヤモンドが本社機能を摂津市に移すという話があったと思いませんけれども、いずれも世界のダイキン、世界の三星ダイヤモンドだと思えますが、このことは、私は南千里丘をはじめとする摂津市のまちづくりにかける決意といたしますか意気込み、やっぱりこういうことも何か感じていただいたのではないかと、応えていただいたのではないかと、そんな思いを持っております。もう一方で、さっきも言いましたけれども、恐らく全国でただ一つだと思えますけれども、道徳理念に取り組んでいる摂津市のこの取り組み、これにも共鳴していただいたんだと私は思ってもいいと思います。そういうことで、私もこのまちづくりをしていく上で、ブランド、これは大切な取り組みだと思っていますので、これからも人間基礎教育はもとより、いろんな形でオール摂津で摂津市のイメージアップに取り組んでいきたいと思えます。

それから、行政経営に対して、人間基礎教育をもとにした人材育成についての質問だったと思えますけれども、私は、これま

で社会のルールを守る人づくりを目指して、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約の五つの心を育てる人間基礎教育をまちづくりのテーマとしてまいりましたが、この人間基礎教育は職員の人材育成にもつながるものでございます。この話も今まで何度も言っておりますけれども、この人間基礎教育の持っている五つの心、これを職員一人ひとりが職員の立場でしっかりととらえることによって、それがまたごくごく自然に市民サービスにつながっていくというふうに思っています。

何度も同じような話ですけれども、最初の質問でありますので。

まず、この不況時といいますか、大学生の就職がない。そして、失業率が5.1%ですか。中小企業の皆さんも、仕事があってももうからない。今、はちゃめちやの世の中でありますが、そんな中で安定した仕事、安定した収入を得られ、朝9時から5時。公務員はありがたいです。一人ひとりの職員が、ありがたいな、こうして働かせていただいてという気持ちをなくして市民サービスなんかあり得ないと思います。いつも言いますが、紙1枚、鉛筆1本、すべて市民の税金であります。そういう意味では、節約、環境、こんなことにもしっかり職員が思いをはせないと市民サービスはあり得ないわけでございます。もちろんの話ですけれども、市民の皆さんの立場でいろいろ考え、思う、こんなことは当たり前でございます。さっきも言いましたけれども、にこやかに大きな元気な声でありありがとうございますと市民の皆さんに言えずして、市民サービスはないわけでございます。そんなことで、職員一人ひとりが摂津市の掲げるこの五つの心をしっかりと自覚をできなくてはないと思っておりますが、し

かし、私がこう言いましても、問題は一人ひとりの職員の質であります。質が問われるわけでございます。そういうことで、これからも人材育成の実施計画の中において、「やる気」・「元気」・「本気」・「勇気」、これを持って業務に取り組むとともに能力開発に努めるよう促していきたいと思っております。

それから、JRの千里丘駅西口駅前のことについてだと思っておりますけれども、JRの千里丘駅、そして阪急の正雀駅、これは摂津市を代表する二つの顔と言ってもいいと思います。それだけにこの駅の整備、これは大切な大事な課題であると私も認識をいたしております。私が市長に就任いたしましたとき、土地の収用、強権を発動してでもこれを何とかせないかんということで、いろんな取り組みを始めましたが、やっぱりいろんな法の壁に衝突してしまっていて、いまだに結論が得られない。私自身もいら立ちを感じているような次第でございます。

ちょうど5年か6年前、この議会でこんな質問があったと思います。南千里丘のまちづくりをスタートされるときに、議員の皆さんから「千里丘は一体どうなっているのや」、「正雀もどうやねん」、非常に素朴でわかりやすい質問だったと思います。私はそのとき、こういうふうに答えたと思えますね。「言葉はよくないけれども、千里丘の西口も正雀駅前も匂を外してしまったのではないのでしょうか」と。今、目の前にある南千里丘、これをこのまま置くとどれもこれもだめになってしまう。だから、目の前にある南千里丘を何とかしっかりやり遂げたいと。そのエネルギーで千里丘、正雀にしっかりと取り組まなければいけないというような話をここでしたと思うんですけれども、あれから5年たちました。特に

千里丘の西口の場合は、吹田操車場のまちづくりによりまして、平成27年度には都市計画道路の岸部千里丘線、これが千里丘駅に接続される、そのことを考えますと、南千里丘のまちづくりが一定の方向が見出せた今、何とか新たなる方向性を見出さないかな、その必要性を感じておるところでございます。今後とも今日までの経過、これをしっかりと踏まえまして、引き続き準備組合の皆さんとももう一度ひざを交えてしっかりと協議する中、粘り強くその解決を探っていきたいと思っております。

それから、正雀駅前整備についての質問でございますが、これも先ほどのお話だと同じような経緯をたどっておりますけれども、正雀駅前のまちづくりにつきましては、今までに正雀駅前地区まちづくり懇談会などによる検討や勉強会など、さまざまな取り組みを行ってきたところでございますが、現状では市街地再開発事業などによるまちづくりの具体化は困難な状況になっております。現在、このような状況の中で、ソフト面からの取り組みといたしましては、平成18年度より正雀駅前地区まちづくりワークショップを開催いたしまして、地域での話し合いの場をつくり、市民を主体としたまちづくり活動を支援いたしているところでございます。また、ハード面につきましては、摂津市交通バリアフリー基本構想並びに地域からの要望もある安全で安心できるまちづくりを進めるために、平成19年度より府営摂津正雀住宅から阪急正雀駅までの道路拡張事業に着手をいたしておるところでございます。

次に、JRの千里丘の駅の西口構外エレベーターの早期設置とバリアフリーについてのご質問にお答えをいたします。JRの千里丘の駅西口構外エレベーターの設置検

討の進捗状況についてでございますが、平成16年度に策定いたしました摂津市交通バリアフリー基本構想に基づき、JR千里丘駅西口のバリアフリー化を図るために、平成21年度に交通量調査を実施し、本年度、駅西口周辺において、エレベーター設置箇所の選定や基本設計について検討を進めてきたところでございます。設置箇所につきましては、JR西日本と協議を行い、経済性、工期縮減、さらに利便性などを考慮した上で、最終的に設置箇所を決定してまいりたいと考えております。今後のスケジュールにつきましては、平成23年度に実施計画を行い、平成24年度にはエレベーター設置工事が行えるよう関係者との協議を進めていきたいと思っております。

市内の公共交通の利便性向上の取り組みについてでございますけれども、市民の足確保、これは難しくも大切な課題でございます。平成21年の9月、JR千里丘のガードの拡幅が完成いたしました。平成22年の3月には阪急の摂津市駅が開業いたしました。また、この7月にコミュニティプラザオープンに伴う周辺道路状況の変化などによる人や車の導線の状況を見きわめ、市内で運行いたしております民間の路線バス、市内循環バス、公共施設巡回バスのバス路線体系を再編する必要がありますことから、市域全体のバス路線のあり方や現状における問題点などの整理や市内公共交通の課題を検討するため、関係機関と懇談会を開催し、現状報告や意見交換などを行ってまいりました。ただ、懇談会といたしましては2回と非常に少のうございますが、この間、関係者間で調整を重ねてきたところでございます。ただ、いまだ結論を見出せておりません。改めてこの問題の難しさを痛感しておるところでございます。

ご存じのように、国の規制緩和によりまして、民間の路線バスの採算性、こういったことが重視されるようになりました。すなわち、今までと違って、民間の路線バス自身でその路線の撤退、縮小、これが判断できる、そういうことになったと思うんです。そういうことで、我々独自で市が走らせておりますバスも路線バスを補完するバスでありまして、これからもこれ以上のものというのはなかなか難しいということの確認をしなくてはならないと思うんですね。ただ、施設巡回バス導入以来、市民の皆さんからもっと便を増やしてほしいとか、朝夕通勤通学ラッシュに何とかならんやろうとか、もっと早く、もっと遅くまでとか、いろんな要望を受けておりますけれども、この非常に限られた狭い市域の中で、路線バスと競合せずにどういう方法で目的を達していくのか、非常に難しいんですけれども、これからも関係者間で鋭意調整を進めて精力的に早く結論を見出していきたいと思います。

次に、地域消防力の強化並びに産・学連携についての質問でございますけれども、地域消防力の強化についてであります。まず、来年度予算では、消防団の車両や屯所などの施設整備、また維持補修にかかわる補助金を大幅に増額して、地域消防力の強化に努めてまいります。また、地域のお住まいの住民の方々との協働はもとより、企業の皆さんとは機能別消防団等の体制をさらに強化し、高校や大学につきましては学生インターンシップなどを活発に実施いたしまして、その地域をよく知り、なおかつ昼間帯に活動いただける方々と協働し、市、地域、事業所、学校等が一丸となって地域消防力を高めていける体制を整えてまいります。

次に、淀川の河川敷公園の話でございますけれども、摂津市は、ご存じのように、市域の6割以上が準工地帯でございますが、山も谷もない平坦な地形でございますが、それだけに市域に沿って流れております母なる川といえますか、淀川、この存在は言い尽くせないものがあると思います。特にその河川敷は、我々市民に潤いを与えてくれる貴重な空間ではないかと思っています。毎年、この河川を管轄いたします淀川河川事務所、国の河川事務所と沿川各市との連絡調整等々を含めた懇談会がございます。私も毎回出席いたしますけれども、そのときに必ずと言っていいほど、この河川事務所の役人の皆さんにいろんなことを提言いたしますが、桜をずっと植えたらどうやねんとか、それから、市域の部分は優先使用といえますか、任せてくれへんやろとか、いろんな大胆な提言をしまして、また関係者の皆さんにもいろいろと陳情していただいたりしておるところでございますが、この河川のあり方等々、ダムも一緒なんですけれども、自然環境派というのがあるんですね。片一方に、スポーツ等々、地域に開放してほしいという、そういう二つの流れがあるんですね。実は平成の20年からこの自然環境グループという考え方が、これがまた一つの方向が打ち出されております。河川事務所も考え方が二転三転するんですね。どっちかと言ったらいけませんけど、もうちょっとしっかりした方針を持ってくれたらいいんですけれども、そんなことで、それぞれの言い分がございまして、摂津市といたしましては、自然環境、これを守る中で、やっぱり地域の有効利用等々につなげる方法はないのか、これからもしっかりとお願いをしてまいりたいと思います。

それから、大正川、安威川、ガランド水路などの水辺空間の有効活用についてであります。水辺空間の有効活用につきましては、先ほどの淀川河川敷と同様に、市内を縦横断する河川敷も自然の緑が残る貴重な空間でございます。また、ガランド水路と大正川河川敷でのこどもフェスティバルをはじめ、チューリップアート、こいのぼり、大正琴などの催しに活用されております。本市にとっては市民の憩いの場として貴重なスペースでございます。本市にとりまして、河川敷は残された自然の場であり、市民に憩いの場を提供できる場と認識をいたしております。今後も有効活用ができるよう創意工夫をしていきたいと思っております。

「ふれあいリビング」の取り組みと市民との「つながり」を強めていく取り組みについての質問でございますが、ふれあいリビングは大阪府の事業で、府営住宅の既存集会所の改修等を行い、府営住宅居住者やその近辺の地域住民が触れ合う場を整備することにより、お互いが助け合い、生きがいのある自立した生活の実現を目指すものでございます。来年度に市内の府営住宅においてふれあいリビングの整備が予定されていることから、市といたしましても、事業の立ち上げを支援すべく、事業の運営に必要な備品等にかかわる経費を補助するものでございます。ご指摘のように、地域住民同士のつながりを強めていく取り組みは重要と考えておりまして、そのためには、ふれあいリビング事業の目的である相互扶助を通じた自立生活の実現に向けて、地域住民の自主的な活動がさまざまな地域で取り組まれることが必要と認識をいたしております。このような観点から、地域住民が触れ合う場や自主的な活動の状況について改めて検証し、今後、場の確保や市民

の活動に対する市の支援はどのようにあるべきかを検討していきたいと思っております。

次に、市民への平和教育、人権尊重への取り組みについての質問でございますが、私は、今までこの話もよくしてきたんですけれども、人権の目方は地球より重たいとよく言われてきたと思っておりますね。さように人権という問題は大切で、そして永遠の課題ではないかと思っております。戦後の日本、この人権の重さ、大切さについて、これでもか、これでもかといって説いてきたと思うんですが、これはこれでよかったと思っておりますけれども、一方で大切なものを少しおさなりにしてきた、今、そういった反省が言われております。自分だけがいい、人のことはどうでもいいと、そんな風潮が蔓延してしまっていて、いじめとか虐待とかわけのわからない事件、事故、こんなことにつながっていると思っております。やっぱり人の立場といたしますか、思いやるこの気持ちなくして人権なんかないと思っております。そういう意味で、摂津市が説いております人間基礎教育も、そのことをも説いておるわけでございます。

そこで、本市は、これまで昭和58年に憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言を制定いたしまして、平成9年には摂津市人間尊重のまちづくり条例、これを制定して、平和ですべての市民の人権が尊重されるまちづくりを目指してまいりました。また、平成21年には非核平和の実現に向けた平和市長会議へも参加させていただきました。戦後65年が過ぎ、日本では戦争を体験された人々が高齢になり、戦争の悲惨な記憶が風化しつつございます。本市では、平和の取り組みは人権尊重のまちづくりの中心であり、決して風化させることがないよう取り組んでまいらなければならないと考え

ております。平成23年度におきましても、7月、8月の平和月間、12月の人権週間を中心に、平和の大切さ、人権を尊重する大切さについての事業を実施し、より多くの市民の皆さんに賛同、参加していただけるよう取り組んでまいります。

企業立地等促進条例の提案背景についてでございますけれども、まず、本市が企業立地等促進条例の提案を行いました背景といたしましては、近年は事業所の海外シフト、日本の人口の減少時代を迎え、国内工場などの集約、企業統合や廃業、倒産により企業数が減少する時代になりました。企業の市外への移転は、税収や雇用の確保の点等、地域の活力に大きく影響を与えることとなります。こうしたことは本市においても起きる可能性がございます。対応策として、従来は事業資金の融資、経営支援、販路開拓などの支援策のほかに企業の新規設備投資への支援策を加えまして、より長期の安定した事業活動が行えるよう条例を提案させていただいた次第でございます。

以上、私からの答弁にかえさせていただきます。教育委員会関係は教育長にご答弁をさせます。

○藤浦雅彦議長 教育長。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわる3点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、就学前教育における学校、家庭、地域の連携についてでございます。就学前の子どもの教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであります。子どもたちが心身ともに健やかに成長していくためには、基本的な生活習慣を身につけなければなりません。幼少のころより日々の生活の中で子どもをしっかりしつけることは極めて大切なことと考えておりま

す。幼稚園や保育所など、就学前の子どもにかかわる教育機関は、基本的な生活のルールや生活態度といった社会性や主体性をはぐくむための重要な場ではありますが、就学前の子どもの生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて徐々に広がりを持つものであります。したがって、就学前の子どもにかかわる教育機関は、家庭や地域社会との連続性を保ちつつ教育活動を展開する必要があります。子どもの生活が連続的なものであることから、家庭や地域の役割は学校と同様に重要なものであり、特に家庭や地域社会での生活時間が長い就学前の子どもたちにとって、なおさら家庭の役割は大きなものと考えております。学校、家庭、地域が連携して役割を果たすことが、しつけを含め、義務教育の生活や学習の基盤を育成することにつながり、連携のための丁寧な情報発信について、教育委員会ではさらに努めてまいりたいと考えております。

次に、生きる力を育む学校教育の取り組みについてでございます。平成23年度から小学校、平成24年度からは中学校で完全実施されます新学習指導要領においては、これまで同様、確かな学力、豊かな心、たくましく生きるための健康、体力を基盤とする生きる力を児童・生徒にはぐくむことを基本理念といたしております。ご質問の不登校児童・生徒へのケアについての考え方でございますが、不登校の原因は多様であることから、個別的な支援が可能となるよう体制づくりに努めているところであります。全小・中学校にはスクールカウンセラーを、また、全中学校区にはスクールソーシャルワーカーと家庭教育相談員を配置し、子どもの安心のための相談体制の充実を図っているところであります。また、ケ

ースによっては、教育研究所よりさわやかフレンドを家庭に直接派遣するなどにより、不登校児童・生徒が主体的に社会参加できる力をはぐくむためにも、基礎的・基本的知識や技能を習得させることや、自己の生き方を考えられるよう、個々の状況に合わせて心のケアを行っているところでございます。また、個別の学習支援のために学習サポーターを必要に応じて学校に派遣し、授業中の支援や相談室等での個別支援、放課後学習室の開設を行っております。もちろん、不登校児童・生徒が安心して学校に通えるようになるためには、担任との信頼関係は重要であることから、教育委員会では学校に対して定期的な家庭訪問を行うよう指示しているところでございます。

次に、生きがいを見つける生涯学習の取り組みについてでございます。今日、科学技術の進歩や高度情報化社会の進展などにより、私たちは物質的な豊かさや高い利便性を得ることができました。しかし、一方で、無縁社会と言われるように、人間関係の希薄化など、新たな課題も生じてきております。人それぞれの思いがありますが、生きがいを感じるのは、家庭や地域とつながり、社会に役立っていると感じる時ではないかと考えます。本市では、ともに学び、ともに考え、ともにつくる第2次生涯学習推進計画を策定して、いつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶことができる生涯学習社会の実現に向けて取り組んでおります。とりわけ、自己完結型から学んだ成果を地域に還元する循環型の生涯学習活動に移行する仕組みづくりを進めているところでございます。現在、せつつ生涯学習大学やふるさと摂津講座、出前講座市民編などで多くの市民の方々が講師やボランティアとしてご活躍いただいておりますが、

これら生涯学習活動が地域に活力を与え、ひいてはその広がりが増津のまちづくりにつながるよう、制度の充実と一層の活動支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 野原議員。

○野原修議員 それでは、2回目、質問させていただきます。

摂津らしさ「摂津ブランド」について。森山市長から、摂津らしさ「摂津ブランド」に関して、市のイメージアップ戦略として、その創造は必要であるとご答弁いただきました。摂津ブランド戦略の創造にご理解いただいた答弁に感謝します。そのことを受けまして、ここで摂津ブランド戦略に向けてどのような事柄が考えられるのか。例えば一例ではありますが、ご当地プレートにしたりするなど、短期的、中長期的な事柄を具体的にお聞かせください。

質の高い行政経営をするための人材育成についてであります。人間基礎教育を根底に人材育成を進めていくことについては、私も同調できるところでございます。摂津市役所の職員には優秀な職員がたくさんおられます。今後、地方分権が進み、基礎自治体としての役割が大きく変化して、自己責任、自己決定が求められる中で、職員の求められる能力もおのずと変わってきます。例えば、総合計画にあります協働のまちづくりを進めていくためには、まずは自分のフィールドである摂津市のことをよく知り、市民のことを理解し、市民の立場に立って行動できる職員の育成が大切であると考えます。そこで、今後、そのような職員の育成にどのような取り組みを考えられているのか、お聞かせください。

J R千里丘西口駅前整備について。都市計画道路の岸部千里丘線が整備される平成

27年度には、西口の駅前広場が整備されている必要があるのではないのでしょうか。このままでは何も変わらないと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、正雀駅前整備についてであります。現状では市街地再開発事業等が困難な状況の中で、平成18年度より正雀まちづくりワークショップを開催され、市民を主体としたまちづくりに取り組まれていることですが、この活動が正雀駅前地域のまちづくりにつながっていくことはなかなか難しいと思います。現在、自動車、歩行者の導線確保するため、駅前において道路の拡幅が進められておりますが、駅前の車の寄りつきなどの整備について、今後どのように考えているのか、お聞かせください。また、現在進められている道路の拡幅整備の進捗状況についてもお聞かせください。

千里丘駅西口構外エレベーターについてであります。設置箇所の具体的な検討内容についてお聞かせください。また、今後のスケジュールについてもお聞かせください。

市内公共交通の利便性向上の取り組みについて、懇談会では地域の声を聞く必要もあると考えますが、公共交通懇談会の経過と現状、今後の取り組みについてお聞かせください。

消防・救急救助体制の充実について。消防団の補助金を増額し、地域消防力を強化・維持されていくとのことはわかりました。では、その具体的な内容について詳しく説明ください。また、近年、消防団員のサラリーマン化率が増加し、昼間帯の消防力維持について早急な対策が求められるところでもあります。機能別消防団制度におかれましては、昼間帯の消防力維持に一定の

成果と方向性を示されたと思いますが、これを足がかりとして、さらに一步踏み込んだ企業や学校等と連携した地域消防力強化の方策が必要と考えます。私が以前からお願ひしております学生インターンシップの状況も含め、具体的な方策についてお聞かせください。

次に、みどりうるおう環境を大切にすまちづくりについてであります。

淀川河川公園の活用についてであります。現在、グラウンドゴルフも可能な多目的広場の整備に向け、国土交通省が地域協議会を開催していると聞いております。今後の河川公園の整備スケジュールをお聞かせください。また、公園施設ができるのはよいのですが、地元地域では、公園が近くにあるので交通の便利さはあるけれど、日ごろの公園利用者のマナーの低下による被害も多く受けていると聞いております。せめて地元市として整備後の多目的広場の優先的な活用をすることができないか、お聞かせください。

また、水辺空間の有効活用についてあります。平成23年度以降の具体的な取り組み内容をお聞かせください。また、市内緑化で市民とともに植樹を行う樹木オーナー制度のような取り組みはできないか、お聞かせください。

ふれあいリビングについて。地域住民が集い憩える場の確保や、地域住民の自主的な活動への支援において、何が課題となっているのか、また、その課題の解決に向けてどのように取り組むのか、お聞かせください。

市民への平和教育、人権尊重への取り組みについて。摂津市における平和や人権に関する具体的な取り組みについてお聞かせください。また、学校における平和教育、

人権教育の取り組みはどのように進められているのか、平和教育に関するポスター作成等、学校間の取り組みの温度差が生じるのは問題ではないかと考えますが、取り組みについてお聞かせください。

誰もが学び、成長できるまちづくりの就学前教育における学校、家庭、地域の連携について。子どもをきちんとしつけるために、学校、家庭、地域に対して具体的にどのような働きかけをされているのか、お聞かせください。

生きる力を育む学校教育の取り組みについて。学習内容がわからないことから不登校に陥る場合、放課後学習室の開設は大変有効であると考えますが、今後の展開についてどのように考えられているのか、お聞かせください。

生きがいを見つける生涯学習の取り組みについて。学んだ成果や自分の持つ技術や技能を地域やこれから学ぼうとしている方に還元する仕組み、せつつ生涯学習大学の現在の取り組みと募集を含めた周知の状況、また、今後の方向性についてお聞かせください。

活力ある産業のまちづくり。商業系では、商業の活性化に関する条例を制定した後の取り組みと、制定しようとする企業立地等促進条例を作成するに当たって、どのような事前情報収集を行ったのか、また、奨励金を交付する条件についてお聞かせください。

以上、2回目、終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。副市長。

○小野副市長 摂津ブランドの短期的、中期的な考え方のお問いでございますが、まず、バイクのご当地プレートにつきましては、職員提案制度の中で若手職員から提案があ

った内容でございます。この審査は、ご承知のように、いわゆる政策推進会議を次長級で構成しておりまして、そこで採決ということで、このご当地プレートにつきましては採用の運びになっておりますので、具体化をしまいたいというふうに考えております。

それで、今後の中長期的な考え方なんです、当然、ブランドというのは、その市を即イメージできるといいますか、その市の売りをどう作り出していくかと。この視点については、各市間で行政施策を進める上で、常に念頭といいますか中心に置いておくべきものだというふうになると思います。このことを怠ると、相当各市間の行政施策の優劣がつきかねないものだというふうに考えております。この2月に副市長会がございました。そこで私も感じてきたのは、近隣市は中核市、特例市でございます。それで、そのブランドをどうつくっていくか、高めていくかということを何か念頭にきちっと置いているような気がいたします。むしろ人口増よりも「定住」というキーワードが非常に大きいのではないかと、このような気がしております、このことは非常に意識をしていかなければならないというふうに思います。

ご承知のように、この三島筋4市1町で110万人の人口を有しております。今、例えばJR山崎から吹田まで各停でも三、四十分あればそこを通過できるというところに110万人の市民、町民がお住まいであるということを考えますと、各市の今後の取り組み方の中で、本市も今後も互角に存在していくためには、本市の資源をブランド化するなり育てていくということが大きなキーワードというふうに理解をいたします。当然、以南には淀川、また広大な河

川敷がございますし、銘木団地なり新幹線基地とさくらづつみ問題、また鳥飼なす、第6集会所もございますし、先ほど、以北にはガランド、大正川でのさまざまなチューリップアートであるとか、ろうそくファンタジーであるとか、こいのぼりであるとか、いろいろございます。そして、カーボン・ニュートラル・ステーションの摂津市駅、南千里丘、それから、今後大きな課題になります吹操跡地のまちづくり、横たわっている正雀処理場は吹田市のものでありますが、摂津市の市域でありますから、当然、この中でどういうふうにかこのブランド力のイメージアップを高めていくかという大きな視点が必要というふうに感じます。

したがって、今後、職員一人ひとりが人間基礎教育の実践をベースにして、やはりやるのは職員ですから、部課長ですから、まずみずからの業務の中で、常にどうやれば定住なりブランド力を高めていく施策を打てるのかと、このことを督励していかなくやなりませんし、部課長にはそのことを常に訴えていかなくやならないというふうにも感じます。それがまさしく第4次総計での具体的な視点というふうにも思います。この4月に入りましたら、部課長間でのこういうことも市長も督励をするという形になっておりますので、7月には各部長からのプレゼン、それから協議の場がございます。そういうところに、一度この視点を23年度からの4次総計の中でどう位置付けていくかと。一朝一夕にはできません。しかし、この10年間の中でこのことを積み重ねていくということが、各市間競争、摂津市が互角に対応していくということの非常に大きなキーワードということの思いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○羽原市長公室長 それでは、まず人間基礎教育をもとにした人材育成の取り組みについてのご質問にご答弁を申し上げます。

行政を取り巻く環境は非常に急激に変化しております、これまでの行政サービスの水準を維持・向上させるとともに新たな行政課題に対応していく、これを行っていくためにはさらなる行政運営の改革がやはり必要になるわけでございます、その担い手である人材の育成が急務と考えておるところでございます。これまで往々にして法令の遵守や事務執行の手続き、プロセスを重視され、事務処理が適正に行われているかどうか、ここに重点が置かれておりました。しかし、市民生活が多様化、複雑化する中で、どれだけ行政サービスが市民ニーズを反映し、結果として市民の方の満足度が向上しているかということもやはり成果として求められるということと考えております。

これからの職員に求められる能力といたしましては、法律制度の理解、事務を適正に執行できる能力とともに、市民の方の置かれている状況を把握し、その立場を理解した上で対応できる能力、これもやはり必要になるというふうに考えております。

今後の取り組みといたしましては、やはり市内のことをよく知る、市民との交流の場を経験しているということが大事になってまいります。例えば、新規採用職員に市内のフィールドワーク、これを研修の一環として行うことや、今後、協働の取り組みということを進めてまいりますので、市民との交流を深めていく、こういうことをしながら市民のことをよく理解し、市内のことをよく知っている、そういう職員を育成してまいりたいと考えております。そうい

うことを積み上げることによって、摂津市に対する愛着、親しみをつくり出し、常に市民の立場を理解した職員というものを育成してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、市民への平和教育、人権尊重の具体的な取り組みということでございます。本市では7月、8月を平和月間と定めまして、市役所をはじめ市内公共施設10か所における折り鶴コーナー、また、8月6日には広島、9日には長崎と、それぞれの記念式典に、隔年ではありますが、市民の代表にも参加をいただいておりますし、市役所での平和黙禱につきましても、本年度から市長メッセージをCD化し、公共施設60か所へ配布をする、また、同じような取り組みにつきましても、市内600事業所に文書で協力も依頼をしておるところでございます。そのほか、市民文化ホール、公民館等の施設における平和映画の上映やパネル展を実施いたしております。平和パネル展では、原爆被害者福祉協議会にお願いをいたしまして、原爆の語り部コーナーを設置するなど、広く市民の方への平和の大切さを訴えております。

次に、人権尊重の取り組みでございますが、12月10日の世界人権デーを中心に12月4日から10日までを人権週間と定めまして、市内7か所における街頭啓発や市民文化ホールなどにおけるヒューマン名画劇場、人権を考える市民の集い、また、市民、小・中・幼の児童・生徒から人権をテーマとした絵画等を募集し、啓発作品展として開催をいたしております。

そのほか、通年の取り組みといたしましては、人権啓発指導嘱託員による人権なんでも相談や市民、事業所への出前講座などの研修の実施、広報紙を利用した市民啓発

の取り組みなどを実施いたしております。

今後、市長が提唱しております人間基礎教育を踏まえた新たな取り組みについて、人権協会等の関係団体とも協議をしながら取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 JR千里丘西口駅前のまちづくりにつきましては、地権者との合意形成が最大の課題となっており、事業化に至っていないのが現状であります。本市といたしましても、千里丘西地区市街地再開発準備組合に対しまして、現在、都市計画決定をしております駅前広場などの見直しも含めた再開発区域の縮小案なども提案してきたところでありますが、土地形状の問題などさまざまな課題があり、本市の提案が解決策になっていない状況であります。一方、千里丘西地区では、地権者間の土地問題の解決や個人開発の検討も進められていると聞いており、周辺状況も変化しているところであります。今後は、周辺地権者の動向についても注視しながら、引き続き西準備組合とともにまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、正雀駅前地区におけます今後のまちづくりの考え方について、ご質問にお答えいたします。正雀地区では、現在、大阪府において、正雀川をアンダーで越える十三高槻線の本線工事が平成24年春の完成を目指し進められているところであります。この事業の進捗を見る中で、ガード部分の上部利用の検討や、再開発事業の種地として確保していただいております府営住宅用地の活用なども含め、検討してまいりたいと考えております。また、十三高槻線が吹田市域とつながりますことから、正雀地域

での車の流れが大きく変わるものと考えており、これらの状況も踏まえ、側道を活用した車の寄りつきや交通結節機能も含めた正雀地区のまちづくりについて検討してまいらなければならないと考えております。

次に、JR千里丘西口構外エレベーター設置にかかわるご質問につきましては、現在、基本設計を委託する中で、エレベーター設置箇所について検討を進めているところでもあります。その検討の内容といたしましては、エレベーターを設置できる敷地を選びながら、利用される人の導線を考慮し、また、既存の跨線橋への影響も配慮し、5案を選定し、概略設計を行い、建設コスト、建設期間、そして周辺への影響などを勘案し、現時点では2案に絞り込んでいるところでもあります。その1案目といたしましては、跨線橋の北側の茨木側に設置する場合、また、2案目は、エスカレーター乗り口付近のスロープ前の歩道に設置する場合と2案に絞り込んでおります。1案目は、周辺への影響が少ない利点がありますが、電気機械室に当たりますことから、費用面が増加する点や、工事期間が2か年必要となる結果が出ております。2案目の箇所につきましては、スロープ前の歩道に設置する案を選定しておりますが、既存のスロープに影響を与え、さらに既存の歩道上に設置するため、歩道の改良を伴うことも検討の課題となっております。しかし、工事期間が約1年間と短縮でき、利用者の利便性の高さが期待できる利点も選定の要素といたしております。このような課題を整理しながら、JR西日本と協議を行い、最終の設置箇所を絞り込み、平成23年度に実施設計に取りかかってまいりたいと考えております。その後、工事着手を予定しております。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 それでは、2回目のご質問にお答えいたします。

正雀駅周辺の道路整備についての計画でございますが、計画しております道路拡幅整備の計画区域につきましては、道路法第18条の規定に基づきまして、本年2月1日付で道路区域の変更を行っております。この変更の内容でございますが、阪急正雀駅沿いの正雀南千里丘線は、現況の道路幅員を約6メートルから10.5メートルに、府営住宅方面に向かいます正雀本町7号線及び正雀本町14号線は、現況幅員が今現在のところ約5メートルでございます。それを12メートルに拡大し、道路拡幅整備の区域を明確にさせていただいたものでございます。

また、道路予定区域の決定を行ったことによりまして、開発などを行うに当たりましては道路管理者の許可が必要となります。区域内での建築物の新築などには、都市計画道路の決定と同様に制限がかかることとなります。また、一方、現在も用地取得に向けて交渉を続けておりますが、民間の用地確定作業のおくれと支障物件の移転補償の交渉や土地の価格交渉に難航しているところがございます。また、今年に入りまして、正雀駅前の駐車場が売却され、事業者が事業計画を立案されているとの情報を得たことによりまして、新しい所有者と道路用地の取得に向け、改めて交渉を進めているのが最新の状況でございます。

今後におきましても、周辺の環境変化を見据えながら、用地取得に向け、あらゆる方策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号2の(4)市内公共交通の利便性向上の取り組みについて、ご質問にお答えいたします。

本市の公共交通バス路線につきましては、

これまでも議会や市民の方々から多くの意見を伺っております。平成22年度の市政運営の基本方針にもありますように、関係機関で構成する懇談会につきましては、市民としましては、市内のさまざまな地域からの声を聞くために、自治連合会代表の方々との懇談会を開催させていただき、本市のバス交通の現状説明として、市委託バス及び補助運行バスの利用状況、費用負担額並びに本市におけます現在のバス路線状況の説明を行わせていただいております。今まで寄せられました要望も併せて報告させていただきました。

懇談会における意見交換会での要望内容と併せまして、阪急バス株式会社及び近鉄バス株式会社に出向きまして、それぞれに要望内容をお伝えし、バスルートの検討を依頼してまいりました。近鉄バス株式会社からは、市内循環バスにおきまして、9月に各バス停での乗降客数の実態調査を実施されております。現行ルートでは役所を起点として運行しておりますが、利用者のニーズは市役所へ行くよりも阪急摂津市駅またはJR千里丘駅へのニーズのほうが強いと分析をなされております。現在の市役所を起点といたしておりました運行経路からJR千里丘駅を起点とした運行経路への提案をいただいております。

また、高齢社会を迎えた社会環境もございますので、摂津市老人クラブ連合会代表の方々との懇談会、意見交換会を開催させていただきました。本市のバス交通の現状説明として、市委託バス及び補助運行バスの利用状況、費用負担額並びに本市における現在のバス路線状況の説明を行い、今まで寄せられた要望も併せて報告させていただいております。今後、懇談会等の要望事項を踏まえ、バス事業者との協議を重ね、

民間のノウハウも取り入れさせていただきながら検討試案を提示しつつ、市民との懇談会を実施し、市民の思い、要望、バス事業者の運営、財政なども勘案し、本市の実情に即したバス路線網が築けるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号3の(1)淀川河川公園の活用で、淀川河川公園整備のスケジュールと多目的広場などの優先使用についてのご質問にお答えいたします。

現在、国土交通省管理の淀川河川公園におきましては、仁和寺大橋下流部でグラウンドゴルフも可能な多目的広場の整備などに向けまして、地元住民及び公園利用者などの意見を反映する目的で、淀川河川公園中流右岸域地域協議会及び地区会議を開催していただいているところであります。その後、意見集約を行い、実施設計に反映され、公園整備に向けて取り組んでいただいているところでございます。また、本河川公園は、大阪市域から京都府域までの広範囲な国営公園であり、地元市が優先的に使用を行うには非常に厳しい位置付けとなっております。しかし、地元地域では、日ごろからの公園内管理に十分目を向けていただいている実態もでございます。また、国土交通省では、地元地域の広場利用者などとともに維持・管理を行うことが今後の公園管理の将来像でもあるとの認識もされておられます。したがって、優先活用につきましては、国土交通省に対し、今後の維持・管理のあり方なども含めまして、地元地域住民とともに協議・要望を行ってまいります。

続きまして、質問番号3の(2)についてのご質問にお答えいたします。

平成23年度以降の水辺空間の具体的な取り組みについてでございますが、現在、

水辺空間として活用しておりますのが、境川の彩の道、安威川、大正川のふれあいづつみ及びジョギングロードがございます。境川、彩の道は、桜を植樹し、四季折々の景色の提供に努めております。また、安威川、大正川のふれあいづつみでも、八重桜を植樹し、河川の眺望と桜並木の景色の提供に努めております。ジョギングロードでは、毎日のように朝夕のジョギングやウォーキングなどを楽しんでいただいております。今後は、利用者である市民の皆様の声を聞かせていただき、より快適な空間となるように検討してまいります。

また、新幹線公園では、ホームページへのアクセス数が月平均1,000件と知名度が上がっている中、本市の新たな名所づくりと地球温暖化防止の一助を担うことを目的といたしまして、平成23年度から3年計画で新幹線公園の桜並木を水路沿いに1.5キロメートル延長する計画をしているところでございます。

また、樹木オーナー制度につきましては、市民に樹木への愛情を培っていただく制度として、よい取り組みであると認識しております。今後、植樹場所も含めまして、仕組みづくりなどを検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 消防長。

○北居消防長 それでは、地域消防力の強化並びに産・学連携についてのご質問にお答えをいたします。

まず、消防施設整備等補助金交付要綱の改正内容について、詳しくご説明申し上げますと、消防車両購入等の整備事業につきましては、現在は、かかる費用の50%以内で上限額50万円でありましたが、平成23年度からは、かかる費用の50%以内

で上限額を100万円とし、普通車ベースの消防車両を購入する場合は150万円まで上限額を引き上げます。補修事業につきましても、現在は、かかる費用の50%以内、上限が30万円であるものを、かかる費用の50%以内、上限を50万円に引き上げます。

続いて、企業や学校などと連携した地域消防力強化の具体的方策についてですが、現在の機能別消防団は、自衛消防隊車両と人員をセットで機能別消防団員としてご協力をいただいております。今後におきましては、第4次摂津市総合計画の内容に沿った形での摂津市消防団活性化総合計画の見直しを図りつつ、議員のご質問にございましたように、自衛消防隊車両をお持ちでない企業なども消防団協力事業所として人員や資機材等をご協力いただけるような形づくりを考えております。

また、以前にも議員からご提案いただいておりますが、平成22年11月に星翔高校の学生2名をインターンシップ生として4日間受け入れ、当直研修や消防学校への1日入校なども経験してもらいました。これを契機に、さらに多くの学生に経験してもらえるような働きかけが必要と考えており、地元学生も含めた地域消防力の強化はもとより、防災知識を備えた若い世代の人材育成にもつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○福永保健福祉部理事 では、地域住民が集い憩う場の確保や自主的な活動に対する支援における課題についてのご質問にお答えいたします。

まず、地域住民が集い、憩う場につつま

しては、リハサロンをはじめとした校区福祉委員会や老人クラブ、そして健康づくりグループなどが、地域福祉活動拠点、公民館などのさまざまな施設を利用して活動されております。しかし、施設には施設の目的、場所、広さ、バリアフリーの状況、他団体の利用状況などがあり、地域住民が気軽に立ち寄れる場という観点から考えますと、さまざまな課題を抱えております。商店街の空き店舗や市立集会所をはじめとした既存の公共施設につきましては、それぞれ担当所管が異なっていることから、今後、庁内での協議を進め、地域住民が集い、憩う場の確保について検討してまいります。

次に、地域住民の自主的な活動に対する支援につきましては、校区福祉委員会の小地域ネットワーク活動などに対する補助などを実施しておりますが、ふれあいリビング活動の基本的条件となっております、週2回以上施設を開放し、交流の場などを設けるといったような活動を継続的に取り組むことができるようなグループが、残念ながら本市ではまだまだ少ない状況でございます。このような活動を担えるグループを育成することが大きな課題と認識しており、今後、地域福祉関係者等のご協力も得ながらグループの育成に努めてまいります。

○藤浦雅彦議長 教育総務部理事。

○市橋教育総務部理事 平和、人権教育の学校での取り組みについて、ご質問にお答えいたします。

学校におきましては、学習指導要領に基づき、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和に貢献できる主体性をはぐくむことを目標として平和教育にかかわる教育活動を行っております。児童・生徒の発達段階に応じて、命の尊さや戦争の惨禍、平和の大切さなどについて理解させ、国際

社会の一員として、外国の多様な文化を認め、平和な社会の実現のために貢献できる資質や態度の基礎をはぐくむことは、人権尊重の意識をさらに身につけることにつながると考えております。

社会科や道徳を中心とした平和について学ぶ活動は、学校の教育活動全体を通じて行っており、基本的な事項を学ぶことから体験活動を通して生き方を考えることや主体的な実践力をはぐくむことなど、幅広いものとなっております。具体的には、平和ポスターの作成や平和学習教材を活用した学習、戦争体験者との交流などの体験的学習、平和集会、児童会、生徒会活動でのユニセフ募金などを各学校で児童・生徒の実態に応じて行っております。

このような取り組みについて、各学校では学校だよりやホームページを通じてそれぞれに情報発信に努めているところでございますが、家庭や地域の皆様への周知の状況は必ずしも十分とは申せません。今後、学校での取り組みが家庭や地域にさらに広がるよう、また、家庭や地域から取り組みへのより一層のご支援をいただけるよう、教育委員会では丁寧な情報発信について各学校への指導を行ってまいります。

続きまして、子どもをきちんとしつけるための学校、家庭、地域への具体的な働きかけについてのご質問にお答えいたします。

全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析から、学力や体力のはぐくみのためには基本的な生活習慣の確立が大変重要であることが明らかとなってきたところでございます。特に、早寝早起きや朝食の摂取、学習などを行う時間を決めておくことなど、規則正しく過ごすことは就学前から取り組むべきことであり、しつけの一環とも考えるところ

でございます。これらの調査結果の概要や課題についてはホームページに掲載し、学校だけではなく保護者や地域の方々へ向け、課題解決のため情報発信を行ってまいりました。また、生活習慣を考える集いや教育フォーラムの開催により、保護者や地域の方々への啓発も行ってまいりました。これらの発信や啓発は、就学前の保護者も対象としてまいりましたが、義務教育段階の方を中心とした内容になっておりました。今後は、就学前の保護者との連携について、取り組みを積極的に行ってまいります。特に、自ら学ぶ摂津の子どもをめざすための11の目標について、就学前の子どもを持っておられる保護者や生活の基盤となる地域の方々への啓発をきめ細やかに実施してまいります。

続きまして、学習内容定着のための放課後学習室の今後の展開についてのご質問にお答えいたします。

児童・生徒の基礎学力や学習習慣の定着のため、放課後学習室を全小・中学校で開設しております。大阪府のまなび舎事業による補助が今年度で終了いたしますが、放課後学習室の開設は来年度も行ってまいります。学習は、わかることは次の学びへの自信と意欲を生み出すことにつながります。不登校になることを未然に防止するためにも放課後の学習室を開設し、学級担任をはじめとする教員がサポーターと十分に連携した体制づくりに努めてまいります。教育委員会といたしましては、学習サポーターの人員確保とともに、土曜の学習室の開設など、児童・生徒の基礎学力や学習習慣定着のために今後も検討を重ねてまいります。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 せっつ生涯学習大学の現在の取り組み等についてのご質問にお答

えいたします。

せっつ生涯学習大学は、学んだ成果を自己完結するのではなく、学んだ成果をまちづくりに生かしていただく体制づくりや人材の育成を図ることを目的に開設いたしております。平成22年度は、生涯学習まちづくり学部、スポーツ健康学部の2学部において、「まちづくりは人づくり」や「企業スポーツチームとの地域のかかわり」などをテーマに学習していただいております。大学修了後は、大学院で専門知識を高めていただき、当大学を修了された方が中心となって活動されているまちづくり研究室や総合型地域スポーツクラブ設立準備会への参加や生涯学習大学の講師を務めていただくなど、持続的発展が可能な循環型学習を進めてまいりたいと考えております。

当大学のPRの周知につきましては、本市広報への掲載、本市ホームページへアップするほか、市内生涯学習施設の窓口やタイアップ講座を共催いたしました人間科学大学に募集要項を配布いたしました。平成23年度以降も、大学では出会い、学びを、大学院では企画立案、研究室では実践を目的に、より多くの方が受講してみたい、学んだ成果を還元したいと思えるせっつ生涯学習大学となるよう、講座内容や時間帯、会場について検討するとともに、積極的な授業のPR活動を展開してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○水田生活環境部長 商業の活性化に関する条例を制定した後の取り組み、それから、企業立地等促進条例を作成するに当たっての事前情報収集、奨励金を交付する条件についてお答えいたします。

まず、商業の活性化に関する条例制定後の取り組みでございますけれども、セッピ

イ商品券による市内商業者での購入額の拡大、それから地域との一体化を目指した商店会のこども110番への登録などを行ってまいりました。

次に、企業立地等促進条例を制定するに際しての事前情報収集でございますけれども、茨木市、豊中市、高槻市を訪問いたしまして、条例制定の動機、基準の考え方、実施状況、事務手続きの方法などについて聞き取りをさせていただいております。それから、条例を制定いたしました全国の自治体の条例なども調査して参考にさせていただいております。

奨励金の交付基準でございますけれども、土地、家屋、設備導入などの基準を設けております。土地につきましては300平米以上の取得、家屋につきましては150平米以上の建築、設備導入につきましては、貸し工場に入居している企業には3,000万円以上の設備導入などに対する該当固定資産税相当額の2分の1を5年間交付することといたしております。

この条例の基準につきましては、中小零細企業の割合が多い本市の特徴から、他市の制度に比べて、より小規模な企業も利用可能となるよう配慮いたしておるところでございます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 野原議員。

○野原修議員 それでは、3回目、質問させていただきます。

摂津らしさ「摂津ブランド」について。行政のリーダーである副市長から摂津ブランド戦略について、前向きな取り組みをしていただく答弁をしていただき、ありがとうございます。本市には全国に誇れるカーボン・ニュートラル・ステーション、摂津市駅があり、環境都市摂津を積極的にPR

することが大切であると考えます。絶えず環境に対して先進的な取り組み、最高のモデルを活用、PRすることが摂津らしさを創造することにつながると考えます。また、バイクのご当地プレートの提案が職員の方からあったことはうれしい限りです。役所の従来の縦割りの仕事の仕方ではなく、水平連携で取り組み、協議していただき、ぜひ実現していただくことをお願いします。

人材育成について。まず、摂津市に対する愛着と市民の方が求めていることをキャッチして行動できるよう、市民の役に立つところ、市役所づくりに今以上に頑張ってください。

JR千里丘駅西口駅前整備には、地権者の方々の協力がなければできませんが、27年度に駅広ができなければ、その後、整備は難しいと考えますので、より一層の努力をしていただくことをお願いします。正雀駅前整備も、十三高槻線の進捗状況を見て積極的な取り組みをお願いいたします。

JR千里丘駅西口構外エレベーターであります。交通弱者の方のためにも一日も早い供用を開始できるよう、よろしく願いいたします。

市内公共交通の利便性の向上について。千里丘地域のバス路線について、以前より要望してまいりました千里丘駅ガードの開通により、JR千里丘駅周辺への吹田市のすいすいバスの乗り入れやバス停設置についての見通しを聞かせてください。

消防・救急救助体制の充実について。質問についての答弁は大変よくわかりました。今年の消防出初め式で、摂津市立第三中学校のマーチングバンドが参加され、消防本部と中学校が協働してイベントを盛り上げ、すばらしいできばえであったことを感心しております。こういった機会を通じて、企

業や学校とのつながりを深め、相互に信頼感のある連携から生まれた協働こそが、災害に強いまちづくりの基盤となる地域消防力の向上につながると思います。また、今後は機能別消防団制度を地域消防団のOBや多くの企業にも広げつつ、学生インターンシップにつきましても活発に行っていただき、さらに発展性のある地域消防力の強化、方策を立てていただくようお願いいたします。

みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて。淀川河川公園の活用には、国、河川事務所など協議が必要なのは十分理解できますが、河川公園の入り口がわかりにくいとの声を聞きますので、入り口を表示した看板の設置、入り口の道路の拡幅、バリアフリー化など、地域の声を反映し、少しでも使いやすくするための意見をスピード感を持って要望していただきたいと思っております。

樹木オーナー制度は、ふるさとに愛着を持ち、環境に対する意識も高くなり、優しさや思いやりなど人間基礎教育にも通じますので、積極的な取り組みを要望いたします。

市民への平和教育、人権尊重への取り組みについて。先ほど申し上げましたように、世界ではまだまださまざまな紛争が続いており、平和を守るということは重要な課題であります。このようなときにこそ我々は日本人であることのアイデンティティーをしっかりと踏まえて、さまざまな国と交流することが大切です。そのためには、日本の象徴である国旗をきちんと掲げ、日本人としての自覚を持つことが大切なことと考えますので、公共施設などで掲げることを検討していただくよう強く要望いたします。

就学前教育における学校、家庭、地域の

連携について。家庭を学びの場に、みずから学ぶ摂津の子どもを目指して、未来を担う摂津の子どもたち、確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくむためには、学校、家庭、地域の連携が重要です。11の目標を子どもたちの未来を考えるヒントに、すべての大人が一致して取り組みを進めましょうとあるこの11の目標は、市長の提唱する人間基礎教育の一環とも考えられます。特に就学前の保護者に対して強調する目標及び周知する機会についての考え方をお聞かせください。

生きる力を育む学校教育の取り組みについて。今後、より積極的に事業展開するために、塾との連携や退職教員の積極的配置などについて、どのように考えられているのか、お聞かせください。

生きがいを見つける生涯学習の取り組み。市内には女性大学や老人大学なども開校されていますが、それらとの連携や統合について、現在の考え方は、また、高齢者へのPRは口づてなどアナログ的なものが最も効果があると考えます。ぜひとも自治会配布を検討していただきたいと思っておりますが、取り組みを聞かせてください。

活力ある産業のまちづくり。企業立地等促進条例を普及・実践して活用する今後の取り組み方法についてお聞かせください。

最後に、摂津市を明るく元気でほっとするあったかいまち、住み続けたいと思えるまちにするために、思いを語り、行動し、力を合わせ地域の皆様のために頑張ってきた本年度で退職される職員の方々に感謝申し上げます。その目標に向かって一緒に汗をかき、皆様と時を同じくして働くことができたことを喜びに感じます。お疲れさま。ありがとうございました。

以上、質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 質問番号2番の(4)市内公共交通の利便性向上の取り組みについて、3回目のご質問にお答えいたします。

千里丘地域の路線バスにつきましては、千里丘ガードの慢性的な渋滞と利用者の減少が重なり、平成9年8月22日に休止路線とされたものでございますが、平成21年9月の千里丘ガードの拡幅開通により、府道大阪高槻京都線や正雀停車場線の渋滞が緩和されたことに伴い、阪急バス株式会社に休止となっておりますバス路線の再開について打診を行っております。休止路線とされてから吹田市ですいすいバスを運行されるなど、バスの事情も変わってきておまして、同一路線に再開することは、利用者が見込めるのか、採算がとれるのかなどの問題もありますことから難しい状況にあると伺っております。そこで、吹田市のすいすいバスの千里丘駅周辺への乗り入れを要請してまいりましたところ、乗り入れにつきましては、乗客からの要望も多いことから、今回、路線見直しに際し、千里丘1丁目9番地先の千里丘西側の千里丘ガード東行き側道一方通行道路にJR千里丘駅前バス停の設置を検討されているところでございます。吹田市からは、現在、バス停設置に向けた沿道調査や府道占用協議、事前の警察協議による意見書により、近畿運輸局の路線認可の取得手続き中と伺っております。4月1日運行開始を目指しているとも伺っております。今後、ルート、ダイヤが正式に決定されましたときには、改めてご報告させていただきたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 教育総務部理事。

○市橋教育総務部理事 就学前において、11の目標のうち強調する項目と周知の機会についてのご質問にお答えいたします。

11の目標はどれも大切なものでございますが、就学前におきましては、リズムのある生活、子どもの頑張りを見逃さないこと、時間を決めて何でも行うことの3点が特に重要であると考えております。また、子どもは大人の背中を見ており、大人がルールやマナーを守る姿勢を示すことも忘れてはならないこととして強調してまいります。小・中学校におきましては、入学式に新入生の保護者に配布いたしました、集団生活がスタートする幼稚園や保育所の入園式、入所式においても周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、放課後学習室の積極的な展開のために、塾との連携や退職教員の配置についてのご質問にお答えいたします。児童・生徒の学力保障、とりわけ基礎的な学力が定着しにくい場合には、連携がこれまで以上に重要であるととらえております。放課後学習室開設につきましても、家庭や地域との連携をこれまで以上に進めるため、きめ細やかな周知をさらに図ってまいります。地域との連携という視点では、塾との連携も検討は可能であると考えております。既に塾と連携を実施している市の取り組みについて研究を進めてまいります。また、退職教員につきましては、小学校1年生等学級補助員や学校読書活動推進サポーターにも多くの方に応募していただき、多数配置している状況がございます。そのため、現状では退職教員から新たな人材を見つけることは困難でございます。連携なくして事業の発展はございません。本市の児童・生徒の現状と課題について、丁寧に発信し、

学校、家庭、地域で課題を共有する中で放課後学習室の充実を図ってまいります。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 せっつ生涯学習大学と老人大学、女性大学との連携等についてのご質問にお答えいたします。生涯学習大学は、「学んだ成果を地域でリーダーやコーディネーターとして摂津のまちづくりにご活躍いただく人材育成を」という目的で開講いたしております。老人大学は、いきいきカレッジという名称で、高齢者の方が新たな知識とか技能、教養を身につけ、地域社会活動などで地域に貢献していただくといったことを目的とされ、女性大学は主体的に行動できる女性の人材育成に努め、市行政全般に女性の参画を促すことを目的とされております。両大学とも大きくは成人に対して行われる組織的な教育活動であり、生涯学習大学が目指す人づくりという点で共通する部分が多くございます。このようなことから、今後どのような連携ができるのか、あるいは統合できる部分があるのか、市民にとってどのような仕組みがよいのか、関係課と協議してまいりたいと考えております。

また、自治会配布によるPRでございますが、年度当初前に事前調査があり、それに沿って配布いただいております。来年度分につきましては、セッピー・イベントガイドの配布依頼を予定いたしております。自治会に配布いただくチラシ等について、事業の内容、また対象等を勘案の上、検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○水田生活環境部長 企業立地等促進条例普及への今後の取り組み方法についてお答えいたします。

本条例制定のご承認をいただきましたら、

広報紙の商工特集号への掲載、市ホームページへの掲載、それから大阪府への連絡、窓口用のチラシの作成など、積極的に啓発をしてまいりたいと考えております。また、新たな取り組みといたしましては、市内事業所への周知、訪問による方法を取り入れて、経営者とのコミュニケーションを図りながら進めてまいりたいと考えております。そして、市内事業者の約半数を会員に持つ商工会との連絡を密にしながら、事業所の情報収集にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 野原議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前 11時 49分 休憩)

(午後 1時 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

次に、南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 それでは、公明党を代表いたしまして質問をさせていただきます。

初めに、去る2月22日、ニュージーランド南東クライストチャーチ市で発生しました大地震において被害を受けられました皆様、また、ご家族の皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。

さて、摂津市を取り巻く社会情勢は、市長の市政運営の基本方針に示されており、大変厳しい状況ではありますが、いよいよ実施されます第4次摂津市総合計画に基づく協働によるまちづくりを進めながら、市民が勇気と希望を感じられる施策を実施していかなければなりません。私たちは、どこまでも市民の暮らしを守る立場に立つ

て、市長の「ピンチをチャンスに」との心意気に異体同心の決意を持ちつつ、市政運営の基本方針に沿って質問をさせていただきます。

先ほどの野原議員の質問と重複する部分もありますが、少し角度を変えて質問をさせていただきます。

1、「摂津のより良い将来への道筋となる、新たなまちづくりのスタートの年」についてでございます。

1の(1)「市民活動」、「環境」、「健康」の三つを重点施策として位置付け、長期的な視野で摂津のより良い将来への道筋となる施策を推進することについてでございます。市長は、市政運営の基本方針で、我がまち摂津の将来のため、今、何をなすべきかということを一心に見据え、平成23年度は、「まちづくりは人づくりから」との原点に立ち、目指す将来都市像である「つながりのまち摂津」の実現に向け、これまで着実に進めてきた基盤整備の成果をソフトなまちづくりにつなげ、生かしていくということを強く念頭に置き、「市民活動」、「環境」、「健康」の三つを重点施策として位置付けられました。改めて第4次総合計画のスタートの年にかかる市長の思いをお聞かせください。

1の(2)財政状況と今後の見通しについてでございます。市長は、「厳しい状況の中、ピンチをチャンスに変え、この事態を本市が真に自立した経営基盤を確立する第一歩を踏み出す大きなチャンスであると前向きにとらえたい」と述べられておられます。その心意気には賛同いたしますが、まずそのために重要視される取り組みと、また、市長として我々に希望を与える胸のうちに秘めた何か策がとおりになるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

2、「市民が元気に活動するまちづくり」について。

2の(1)第4次摂津市総合計画の実施についてでございます。摂津市が目指す協働の姿とは、市長にとってどのようなものなんでしょうか。ご答弁をお願いします。

2の(2)重点施策の「市民活動の支援」についてでございます。市長が新年度の予算に市民活動の支援を重点施策に置かれた理念をご答弁いただきたいと思っております。

3、「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」について。

3の(1)「吹田操車場跡地まちづくり」と「正雀処理場の機能停止とクリーンセンター問題」についてでございます。市長は、「吹田操車場跡地まちづくり基本計画に基づき、緑豊かで秩序ある都市型居住空間の形成を図ってまいります」と述べられておられますが、今後、どのように進めていけるか、その中で問題となる要因は何なのか。例えば、現在のような住宅供給過剰な状態かつ近隣での大型開発も進められている中で、住宅予定地として売却が可能なのか、国立循環器病研究センターの影響など、どのように考えておられるか、また、正雀処理場の機能停止とクリーンセンター問題について、現在の議論の到達点と今後の方向性について、それぞれご答弁をよろしくをお願いします。

3の(2)阪急京都線連続立体交差事業についてでございます。いよいよ準備採択に向け、次の段階に入ります。今後の取り組み及び大阪府との連携、国の社会資本総合計画の位置付けに対する問題点について、ご答弁をお願いします。また、阪急京都線連続立体交差に合わせて整備する側道や関連街路について、交通ネットワークを再構築し、地域の利便性や安全・安心の向上な

どを図ると言っておられますが、どのような方法で進められるのか、ご答弁をお願いいたします。

3の(3)本市の実情に即したバス路線網等の再編を含めた市内公共交通のあり方についてでございます。市民の方に公共交通機関を積極的に活用していただくことが大事であると改めて認識いたしますが、市長の考えをお聞かせください。

3の(4)消防救急無線の共同運用、北摂各市町との協議についてでございます。消防救急無線につきましては、現在、アナログが主流となっておりますが、秘匿性の向上によりプライバシー保護や消防救急無線高度化の観点及び電波利用ニーズの増大に対応するため、電波法や電波法関連審査基準などの改正により、平成28年5月末までにデジタル化へ移行することとされております。そこで、消防救急無線の共同運用について3点お尋ねいたします。1点目は、概要について、2点目は、本市の考え方と北摂各市町の動向について、3点目は、消防救急業務の広域連携との関連について、それぞれご答弁をお願いいたします。

4、「みどりうるおう環境を大切にすまちづくり」について。

4の(1)重点施策の「環境」及び、循環型社会の構築についてでございます。新たな環境基金を設置された目的、また、現在、地球温暖化防止地域計画を策定されておられますが、内容について、さらにその取り組みを全市的に広げることについて、それと、環境を重点施策と位置付けられておられますが、本市の目指す環境に関する将来像についてお聞かせください。もう1点は、廃棄物処理施策について、平成7年3月に策定された一般廃棄物処理基本計画に基づき、リサイクルの推進を目的とした

中間処理施設などの整備に向け、リサイクルプラザ施設基本構想を策定するとあります。基本構想に関する市長の思いと、本市における循環型社会の構築と廃棄物処理施策の位置付けについてお聞かせください。

5、「暮らしにやさしく笑顔あふれるまちづくり」について。

5の(1)高齢者施策についてでございます。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加も含め、高齢化率の高まりなどが今まで以上に進行していくと考えられる中で、健康寿命を延ばすことや、行政、事業者、市民の連携と支え合いの仕組みが望まれております。高齢者が住み慣れた地域で生き生きと安心して生活できる社会が必要と思っておりますが、今後の高齢者施策についての考えをお聞かせください。

5の(2)子育て支援についてでございます。第4次摂津市総合計画に、子育てに喜びを感じ、子どもとともに育つまち、すべての子どもが地域の中で伸び伸びと健やかに成長できるよう、地域の中でつながって、楽しく安心して子育てができる環境づくりを推進するとありますが、将来像も含めた今後の取り組みをお聞かせください。

5の(3)重点施策の「健康」についてでございます。23年度重点施策の一つである健康については、新たに前立腺がんを加えた6大がんへの節目年齢対象者の方に検診費用全額助成を拡大され、積極的にがん予防対策の大幅な拡充に取り組むとされました。また、妊婦健診の検査の充実、感染症予防においては、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチン接種の実施を示されたことは高く評価をしております。市長が今年度の重点施策として健康を掲げられ、市民の健康増進に取り組ま

れる思いをお聞かせください。

6、「誰もが学び、成長できるまちづくり」について。

6の(1) 摂津市教育改革についてでございます。摂津市では、平成22年度より教育改革、スクールプランを実現し、子どもたちの生きる力をはぐくむために、これまでの小・中連携教育を発展させた小・中一貫教育を開始されておられますが、取り組み内容及び23年度に向けてはどのように展開していかれるのでしょうか。また、第4次摂津市総合計画にもありますが、就学前教育の充実との関連についてはどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いします。

6の(2) 学校施設の改善についてでございます。学校施設は児童・生徒の大切な学び舎であるとともに、地域の文化、スポーツ振興や震災等の不測の事態の際、住民の避難所に指定されるなど、地域の貴重な拠点となっております。未来を担う子どもたちや地域のためにも、安全で快適な学校を目指し、幼・小・中の学校施設改善を行っていく必要があると思っておりますが、考えをお聞かせください。

7、「活力ある産業のまちづくり」について。

7の(1) 地域経済活性化と雇用創出及び、中小企業支援施策についてでございます。事業者の経営基盤の強化を喫緊の課題とされ、新事業分野への展開も視野に入れた産・学交流を進めるよう支援し、消費底上げへの取り組みと、さらに産業の振興と経済の活性化を図るため、事業者を支援する企業立地等促進条例を制定するなど、積極的に取り組んでおられますが、市長が目標とされる本市の地域経済活性化の将来像について、見解をお聞かせください。

8、「計画を実現する行政経営」について。

8の(1) 人事制度改革と摂津市人材育成実施計画の考え方についてでございます。第4次行財政改革の理念として掲げる5本の柱の一つとして、職員660名体制への目標とされ、平成18年3月に策定されました摂津市人材育成基本方針で定められた五つの目指す職員像の具体的な計画として、摂津市人材育成実施計画を策定され、いよいよ具体的な実行をされると認識いたします。5年以内で約5分の1、10年以内で約3分の1の職員の方が退職されることが予測される中で、技術力やノウハウ、経験の継承や市民サービス維持・向上が懸念されます。将来を見据えた人事制度と人材育成を関連して考えていく必要があると思っておりますが、考えをお聞かせください。

8の(2) 電子自治体の推進における利便性の向上についてでございます。近年、インターネットの急激な普及により、ICTを活用した市民サービスの向上、また、行政事務の電子化を推進し、行政経営の簡素化・効率化が求められております。電子自治体を目指して、本市の課題や重点的な取り組みについて、どのように進められるのか、将来像も併せてお聞かせください。

以上で1回目を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 公明党を代表されての質問にお答えをいたします。

まず最初に、「市民活動」、「環境」、「健康」を重点施策としたことについてのご質問にお答えをいたします。

第3次の総合計画では、「未来をひらく高感都市」を目指して、安全性、快適性を

高め、都市の活力を創出するために、都市基盤の整備を重要な課題としてまいりました。昨年には、南千里丘地域に全国初のカーボン・ニュートラル・ステーションである阪急摂津市駅が開業されるとともに、市ではコミュニティプラザと新しい保健センターを設置いたしました。第4次の総合計画では、これらの成果を生かし、好機を逃がさずソフトなまちづくりの展開につなげていくこととなります。

23年度は、「市民活動」、「環境」、「健康」、この三つを新たなまちづくりのスタートの年にふさわしい重点施策であると考えました。何事も健康あっての物種でございます。23年度もすばらしい青空のもとといいますか、市民が伸び伸びと活動できるまちづくりを目指し、「つながりのあるまち摂津」を目指して頑張っていきたいと思っております。

財政状況と今後の見通しについてであります。平成21年度の決算では、リーマンショック以降の世界同時不況の影響を受け、法人市民税が約13億5,800万円減少いたしました。市税の減収を減収補てん債や臨時財政対策債などの赤字地方債を発行して実質収支の黒字を確保したところでございます。平成22年度は、法人の業績は底を打ち、一部には回復が見られますものの、景気回復の足取りは重く、市税全体に波及するにはいましばらく時間がかかるものと見込んでおります。

歳入の根幹であります市税の復調に時間を要し、一方、扶助費が年々増大する中、国は平成23年度から普通交付税の不交付団体には臨時財政対策債の発行を大きく制限する方針を打ち出しました。本市の財政にとりましては、11億円もの一般財源が消えてしまう非常に厳しい事態にございま

す。市政方針でも触れましたけれども、ピンチをチャンスにとという言葉どおり、この機会を前向きにとらえて、市財政を赤字地方債に過度に依存することのない体質に改善していかなくてはならないと思っております。しかしながら、ただいま何か秘策はないかなというお話だったと思っておりますけれども、秘策はございません。あえて言うなら、すべて職員一人ひとりのやる気にかかっております。そういうことで、23年度も私が先頭に立ち、第4次行政改革をまじめに実行し、そして、必ずや長期的に安定した財政構造になるよう、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

次に、協働事業の展開についてのご質問でございます。第4次の総合計画は、目標達成を重視した計画でございます。したがって、計画を推進する上で大切なことは、まず目指す将来像とまちづくりの目標を、市民、事業者、行政など、摂津市にかかわるみんなが共有することでございます。そのためには、同じ目標に向かって、みんなが対等な立場でまちづくりにおける役割を分担し、それぞれの特性を発揮しつつ、連携・協力する協働が重要となってまいります。第4次の総合計画では協働によるまちづくりを目標の一つに掲げるとともに、あらゆる施策を貫く手法として不可欠なものにとらえております。先ほどの質問にも答えましたけれども、協働という言葉、ありよう、市民の皆さんはまだまだ慣れておられません。すぐには成果がなかなか出てこないかわかりませんが、総合計画のこの10年間、しっかりとこれが根づくよう一つ一つの施策をまじめに取り組んでいきたいと思っております。

市民活動支援についてのご質問でございます。平成23年度を初年度とする本市の

新総合計画におきましては、協働の理念のもと、市民一人ひとりがあらゆる場面で活躍できるまち、さまざまな人と出会い、活動できる元気なまちを目標に掲げております。少子高齢社会の急速な進行、環境問題の深刻化など、社会構造が大きく変化する中で、今日、地域の課題をみずから解決するために、市民、市民活動団体が自主的に市民活動に取り組む姿が見られます。当市では、4月から市内に事務所を置くNPO法人の設立認証事務の権限を取り扱うこととなりますが、行政といたしましては、市民活動の果たす役割の重要性を認識し、より一層連携・協力しながら協働して地域づくりを進めることが重要と位置付けて、市民活動支援に取り組んでまいりたいと考えております。

「吹田操車場跡地のまちづくり」と「正雀処理場の機能停止とクリーンセンター問題」についてのご質問にお答えいたします。

吹田操車場跡地まちづくりにつきましては、平成21年9月にはまちづくり基本計画を策定し、本市域を都市型居住ゾーンと位置付け、防災機能を持つ都市公園や鉄道機構による緑道の整備など、緑豊かで良好な都市型居住空間の創生を目指しており、地区計画等の手法を取り入れながら、秩序のあるまちづくりを誘導してまいりたいと考えております。宅地の売却に当たりましては、国立循環器病研究センターが岸辺駅前に移転するとの話もありますことから、移転の動向をしっかりと見きわめながら、駅への近接性や豊かな緑などの立地条件を生かし、市場のニーズを確認しながら、売却の時期や方法などを検討してまいりたいと考えております。

次に、クリーンセンターの問題でございますが、吹田市正雀下水処理場の機能停止

後におけるし尿等の処理方法につきましては、吹田市など近隣自治体での処理案や大阪府流域下水処理場への直接投入案を優先案として交渉を重ねているところでございます。両案とも地元合意の問題などから交渉は容易なものではありませんが、正雀下水処理場が長期にわたり周辺住民に多大な影響を及ぼしてきたことを踏まえ、引き続き本市案について協力を求めるとともに、本市といたしましては、市民生活に支障を来さないよう必要な措置を講じてまいります。

続きまして、阪急京都線連続立体交差についての質問にお答えをいたします。

阪急京都線連続立体交差事業調査は、平成20年度より3か年かけまして、本年度で調査を終了する運びとなっております。その調査をもとにいたしまして、現在、大阪府で費用便益分析作業を行っております。今後、その結果を待ち、府の事業評価委員会に諮り、大阪府として推進に向けた判断がなされるものと伺っております。その後、国へ社会資本総合整備計画の要望を行う運びとなり、早ければ平成23年度末には国に事業の位置付けをいただけるものと考えております。併せまして、地域住民に対しましても、連続立体交差事業にかかわる説明及び今後のまちづくりに対しての意見交換等の場を設けていきたいと考えております。今後、連続立体交差事業を進めるに当たり、当面の課題といたしまして、費用負担の問題がありますが、関係者間で十分協議を重ねてまいりたいと考えております。

関連いたします街路事業につきましても、南北方面へのネットワーク形成等により、防災面や避難路の役割等も併せて期待するところでございます。なお、この事業は、本市が主体となって進めることとなります

が、その事業にかかわる費用負担につきましては、今後、大阪府を含む関係者間で協議を進めていくこととなります。

次に、本市の実情に即したバス路線等の再編を含めた市内公共交通のあり方についてのお尋ねでございますが、先ほども申しましたけれども、市民の足確保、これは難しくも大切な課題でございます。ただ、規制緩和で路線バス会社が独自の判断で撤退、そして縮小、こういうことが可能になったことも事実でございます。何としましては避けなくてはならないと思います。そういうことで、本市独自のバスにつきましては、あくまでも路線バスを補完するものであり、それ以上のものにはなかなかかなりにくい点があるわけでございます。市内公共交通につきましては、地域公共交通の現状や交通状況の変化を把握し、的確に対応することにより、市内全域の公共交通網を充実し、公共交通機関の利便性と機能の向上を図ることができます。また、市内の鉄軌道駅へアクセスしやすくなり、安心して快適に利用できることにつながるものであります。非常に狭い市域において、路線バスといかに競合を避けるか、いろいろと考えなくてはならないと思います。より多くの人にご利用いただくためにも、市域全体のバス路線のあり方や現状における問題点などの整理や市内公共交通の課題を検討するため、関係機関と懇談会を開催し、報告や意見交換などを行ってございまして、市内公共交通のあり方につきまして、引き続き検討を進めていきたいと思っております。

消防救急無線の共同運用、北摂各市町との協議についての質問でございますが、近年、通信分野の技術が急速に進歩し、電波の利用環境が非常に逼迫した状況となりました。電波法等の改正により、現在のアナ

ログ式消防救急無線の使用期限が平成28年5月31日までとなり、すべての消防救急無線のデジタル化を進めることが必要となっております。北摂7市3町においても、基地局や中継局等をデジタル化し、再整備する共通の課題がありますことから、今回、共同での設置を検討するものでございます。一般的に消防救急無線をデジタル化することのメリットといたしまして、現在の音声主体のアナログ式無線に比べ、秘匿性が高まることや、通信のふくそうが回避できます。傷病者等の個人情報保護されることなど、市民生活にとりましてもサービスが向上するものと考えております。しかし、デジタル化に移行することによって、基地局や中継局、無線機器等を全面的に更新することが必要であり、多額の費用を要するため、各市町とも苦慮しているところでございます。よって、共同でこのアンテナ等々を整備することにより低廉化を目指すものでございます。

消防救急無線の共同運用と消防救急業務広域連携との関連につきましては、無線設備等を共同整備することが直接的に消防広域化へつながるものではございませんが、この事業が消防広域化へ向けての議論の足がかりとして機能することも期待するところでございます。

「環境」及び、環境型社会の構築についての質問でございますが、環境施策、特に地球温暖化防止は、一度だけ実施すれば、それで事足りるというようなものではございません。毎年こつこつと粘り強く実施しなければ効果がなかなか見えてこないものでございます。このため、環境基金を設置して、しっかりと財源を確保することにより、環境施策をよどみなく円滑に推進したいと考えているところでございます。

地球温暖化防止地域計画につきましては、現在、地球温暖化対策の施策体系と具体的な対策について検討していただいているところでございます。施策体系につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項で定められた四つの区分を柱として、さらにこれを細分化し、構築したいと考えております。また、個々具体の対策につきましては、策定委員や市内組織であります地球温暖化防止地域計画検討部会の部会委員から提案のあった対策を精査し、施策体系に沿って分類してまいりたいと考えております。

次に、本市の環境の将来像でございますが、第4次総合計画基本構想のまちづくりの目標の中でお示ししておりますとおり、環境に対する意識が高まり、地球温暖化の防止や環境型社会の形成に取り組む一方で、地域を流れる河川や水路を資源として活用するとともに、公園や緑地を安全で魅力ある空間にするなど、良質な自然環境に身近に親しむことができるまちを目指してまいります。また、本市では循環型社会の構築として、3R、リデュース、リユース、リサイクルを推進してまいりました。現在策定しております一般廃棄物処理基本計画では、これに、ごみになるものをすべて断つリフューズを加え、4Rの取り組みを行う方向で考えております。本市のごみの発生、排出削減の目標を達成するためには、市民、事業者、行政がごみ削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要であります。これまでの改善の取り組みやサービスを維持しながら、時代に応じた収集や処理を行ってまいります。今後はごみゼロで住みよいまち摂津を目指して取り組んでまいります。

今後の高齢者施策の考え方についてのお問いでございますが、比較的若いまちと言われてまいりました本市におきましても、本年1月末の高齢化率は19.86%となり、いよいよ20%の大台を超えるのが目前となってまいりました。また、ご指摘のように、ひとり暮らし、高齢者のみの世帯や認知症高齢者は、今後ますます増えてまいります。介護を要する方が増える一方で、介護を行う家族がいないといった世帯が増えてくると危惧されるところでございます。

このような状況におきましては、介護を社会で支える制度であります介護保険制度の充実が必要でありまして、制度を補完するサービスについても充実を図る必要があると考えております。高齢者が住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らすことができるまちづくりを進めるためには、このような行政の取り組みと日常的な見守りやサロン活動などの地域住民の自主的な取り組みをうまくかみ合わせて施策を推進させる必要があると認識をいたしております。そのような観点から、23年度事業については、ひとり暮らし高齢者の見守り活動や認知症高齢者、その家族を支援するための施策、また、地域の高齢者が気軽に集い、触れ合う場の確保などの新しい施策の実施を予定しております。今後も施策の充実を努めてまいります。

次に、子育て支援施策についてでございますが、総合計画の子育て支援施策は、次世代育成支援後期行動計画、せつつすこやか子育てプランの将来像である、子育てに喜びを感じ、子どもとともに育つまちとしております。将来像の実現を目指すため、地域全体で子育て家庭を支え合い、子育てに喜びや楽しさを感じ、本市で子育てをしたい、してよかったと思えるまちづくりと

もに、次代を担う子どもも大人も各ステージにおいて健やかに生き生きと成長できる環境づくりを、市民及び関係機関とのパートナーシップのもとに推進してまいります。子育ての楽しさも、本市での子育て意向も、そのキーワードは「つながり」にあります。子育てを通したつながりを親同士やさまざまな年代で持てるよう、また、子どもと子育てを地域全体で見守り支えていけるよう支援を進めてまいります。

重点施策の「健康」についてでございますが、市民が生涯にわたって健康な生活ができるよう、健康せつつ21を策定し、これまでさまざまな施策を展開してきたところでございます。改めて言うまでもございませんが、健康づくりの主体は個人であります。それを支える環境づくりが大事だと考えております。昨年、保健センターが阪急摂津市駅前へ移転し、市民の健康づくりの拠点が一新されました。今後、この保健センターを核として、いかに市民の健康づくりを展開していくかが問われています。ハード面での整備に続き、来年度、がん対策として検診事業の充実・強化をはじめとした市民の健康の保持・増進への取り組みを拡充することになりました。今後とも市民との協働による健康づくり運動の実践や各種の検診事業を通じて、若年から高齢者まで健康意識を持ち続けられるような環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

地域経済活性化と雇用創出及び、中小企業支援施策についての質問でございますが、まず、本市の産業特徴は、製造業の割合が高く、ものづくりのまちとしての顔を持つとともに、商業では複数の大規模ショッピングセンターが隣接市に営業し、市内は小規模小売店が多く所在しております。また、

9人以下の事業者が72.7%を占め、中小零細企業の色濃いまちの特性となっております。当市の経済の活性化と雇用創出は、これら中小零細企業の元気なくしてあり得ないと思います。今回の企業立地等促進条例につきましても、そのことを意識し、小規模小売店や小企業に配慮した支援内容にしたところでございますが、23年度も就労相談員の設置等、身近な施策に取り組むとともに、これからも小規模小売店や小企業に配慮した支援内容を備えていきたいと思っております。

人事制度改革と摂津市人材育成実施計画の考え方についてのご質問でございますが、昨年、今年と、これまで行政の中核を担ってきた団塊世代の大量退職や職員数の適正化などもあり、5年先、10年先の摂津を担う若手中堅職員の育成が大きなテーマとなっております。今後、少数精鋭の職員体制を目指すためには、職員一人ひとりの質の向上が求められてまいります。これまでの業務を適切に遂行する能力に加え、変化に常に対応し、みずから考え、行動し、市民との協働をコーディネートする能力も必要であります。今後も人材育成実施計画のもとに、引き続き職員には、先ほどにも申し上げましたが、人間基礎教育の五つの心と「やる気」・「元気」・「本気」・「勇気」を持って業務に取り組み、みずから積極的に能力開発を行うよう育成してまいります。

電子自治体の推進における利便性の向上についてのご質問にお答えをいたします。

インターネットや携帯電話が目覚ましく普及をしておりますけれども、現在の情報通信技術の発展は非常に目覚ましく、便利な情報化社会へと急速に進展しております。しかしながら、そのようなコンピューターによる利便性を享受できる人がいる反面、

高齢者などの機械に弱い人が取り残され、また、人と人との関係が希薄な社会になりつつあるのではないかと心配でございます。本市では、単に利便性の向上や効率性を追求するだけでなく、市民が主役になれる情報化社会を目指し、また、すべての市民がいつでもどこでも同じ行政サービスを受けることができる電子自治体を目標として、インターネットによる電子申告、電子申請やコンビニ納付などの公金の納付方法拡大の促進など、人に優しい電子自治体の推進に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○藤浦雅彦議長 次に、教育長。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわります2点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、摂津市教育改革についてでございます。

本市の教育改革の取り組みの一環として、昨年度まで取り組んでまいりました「小・中連携教育」を今年度より「小・中一貫教育」と改称いたしました。義務教育終了段階の子どもたちに生きる力を確実に保障するためには、子どもたちの心身の発達に応じて、9年間を通して一貫性と連続性のある義務教育を推進する必要があると考えております。具体的には、これまでの小・中学校間の日常的な交流を継続・発展させるとともに、各中学校区ごとにはぐくみたい子ども像について共通認識を持てるよう、それぞれの小・中一貫教育推進会議において協議を重ねております。さらに、小・中学校で合同研修会を開催し、教科連携、授業評価、生徒指導等についての研究を進めております。今後、小・中学生が互いの存在を意識し合えるような小・中学校間の交流や義務教育9年間で構成するそれぞれの

1年間において習得させたい事項の確認など、取り組みを発展させてまいりたいと考えております。

また、就学前教育の充実との関連についてでございますが、就学前教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものがあります。今日的課題であります小1プログラムの解消のためにも、義務教育に進学するまでに身につけておくべきことの習得や、保育所や幼稚園と小学校との円滑な接続は、小・中一貫教育同様に重要であり、その取り組みの充実を図ってまいります。子どもたちの育ちは連続的なものであり、義務教育の9年間に幼稚園、保育所の期間も加えて、連続的・一貫的な教育を進め、保護者や地域とも連携しながら、みずから学び、みずから考えることのできる子どもたちをはぐくんでまいります。

次に、学校施設の改善についてでございます。

ご質問のとおり、学校施設は子どもたちにとって1日の大半を過ごす学習や生活の場であり、施設の改善は子どもたちの安全・安心を確保し、学校教育活動を行う上で極めて重要なものでもあります。また、地域住民にとって、文化・スポーツをはじめ、コミュニティの拠点であるとともに、地域の防災拠点としての役割も担っております。しかし、本市の学校施設の現状は、その大半が建築後30年以上を経過しており、多様な学習活動等への対応、耐震化、老朽化対策、バリアフリー化、環境への配慮など、さまざまな課題を抱えております。学校の環境が子どもたちの心身に与える影響は非常に大きいことから、子どもたちの健康を保持・増進し、学習能率の向上を図るためにも、また、安全・安心な学校を目指すためにも、危機管理の視点も踏まえ、その改

善に努めなければならないと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 1の(1)「市民活動」、「環境」、「健康」の三つを重点施策として位置付けられたことについてでございます。新年度におきましては、この三つの重点施策を着実に推進し、市民の皆さんとの協働で、だれもがまちづくりに参加しやすいまち、住み続けたいまち、摂津市らしいまち、安全・安心なまちの構築を目指していただき、第4次摂津市総合計画の目指す将来像「みんなが育むつながりのまち摂津」の実現に向けて取り組まれるよう、要望としておきます。

1の(2)財政状況と今後の見通しについてでございます。昨年10月に出された中期財政見通しでは、平成26年で基金がマイナスに転じるようになっておりますが、平成25年度から普通交付税の不交付団体には臨時財政対策債の発行を認めないことや、特別交付税の配分割合の3割以上を縮小し、普通交付税になること、また、必要事業においてクリーンセンター問題や連立、リサイクルプラザの件等、相違する点が多くあります。その整理と、それらを見込む中でのおおむねの財政の見通しはどのようになるのでしょうか。支出を抑えることについては、第4次行財政改革の着実な実施とされていますが、増収策について、例えば企業立地等促進条例による効果や吹操跡地の区画売却、市営住宅跡地売却など、どのようなものが考えられるのか、臨時財政対策債のかわりに不交付団体に限り起債の自由度を上げることがあってしかりだと思っておりますが、今後の国の動きはどのようになっているのか、それぞれご答弁をお願いし

たいと思います。

2の(1)第4次摂津市総合計画の実施についてでございます。市長の考えはよくわかりました。さらに質問をさせていただきます。協働についての意識の共有化を図るため、市民の参画を得てつくられる一定のルールについて、概略をお示してください。また、今後の協働事業の展開等についての検討の中身をそれぞれご答弁お願いしたいと思っております。

2の(2)重点施策の「市民活動の支援」についてでございます。さまざまな分野における市民活動についての情報と学習機会の提供を積極的に進めることについて、また、一人でも多くの方が市民活動にかかわり、まちづくりに参画する機会の提供についてと、市民活動のガイドライン、各市民活動同士のネットワーク化やそのコーディネートについて、施策の方法など、以上3点について概略をお示しいただきたいと思っております。

それから、安威川以南に建設予定のコミュニティ施設に対しての市民の皆さんの意見はどのように反映するのか、また、施設の機能についてそれぞれご答弁をお願いします。

3の(1)「吹田操車場跡地まちづくり」についてでございます。特に区画の売却については、状況を見ながら柔軟に対応していくことも時と場合により求められていくと思っておりますが、市としてどのように考えておられるのか、また、平成25年度の機能停止後の正雀処理場跡地のまちづくりについて、市としてはどのような方針を持ち、どのようにかかわっていかれるのか、それぞれご答弁をお願いします。

3の(2)阪急京都線連続立体交差事業についてでございます。現在、大阪府の費

用便益分析作業の結果待ちということであり、結果次第で準備採択へ方向づけられるようでございます。問題点としましては、茨木市の事業参画問題や地域住民の協力が得られるのかですが、諸事怠ることなく計画どおり推進できますよう、今後も努力いただくことをお願いし、要望といたします。また、関連をした周辺の道路整備や交通ネットワークの構築においても、答弁いただいたとおり推し進めていただくようお願いし、要望としておきます。

3の(3)本市の実情に即したバス路線網等の再編を含めた市内公共交通のあり方についてでございます。例えば、市内循環バスに関しましては、まだバスの存在を知っておられない市民の方がいらっしゃるのが現状であります。基本的な部分ですが、道路交通法などの問題もありますが、市民の目線に立って、だれが見てもわかりやすい安全・安心なバス停の配置や表示にするなど、市民の方との協働で行う公共交通機関の充実についてお聞かせください。

3の(4)消防救急無線の共同運用、北摂各市町との協議についてでございます。デジタル化により、個人情報保護の強化、新サービスへの速やかな対応、大規模災害時等における通信ふくそうの回避、安定したシステムなどとなる設備設置、また、共同運用となれば単独運用と比較して一般的にコスト削減が可能と思いますが、費用案分は、人口、面積、地形など、適切な対応となるようお願いし、要望としておきます。

4の(1)重点施策の「環境」及び、循環型社会の構築についてでございます。市政運営の基本方針に述べておられます新年度の環境基金を利用しての事業の中身についてと、エコ通勤など市が率先して環境負荷の低減に取り組む内容についてお聞かせ

ください。また、リサイクルプラザ施設基本構想の中身、方向性などについてと、循環型社会に向けた取り組みとして、ごみの減量化、資源ごみのリサイクルを推進するに当たり、リサイクルの推進と廃棄物の適正処理に向け、事業所への啓発指導を強化するとともに、収集システムの確立や収集業務の効率化を目指した取り組みを図りますが、具体的な課題と取り組み内容をお聞かせください。また、最終処分場の確保や広域化への取り組みについてお聞かせください。

5の(1)高齢者施策についてでございます。支え合いの地域の中で生き生きと安心して生活できることが大切であると思います。そのことから、新年度施策としての3点お尋ねいたします。1点目は、認知症高齢者とその家族を支援する取り組みの内容と効果の考え方、また、これまで地域で活動されている校区福祉委員会を中心としたサロン活動、小地域ネットワーク活動などの地域福祉活動との相違や関連性について。2点目は、ひとり暮らし、高齢者の把握と医療情報キットの活用と効果の考え方。3点目は、現在、高齢者かがやきプランにおける目標設定や施策の検討、進捗管理などを行っていただく市民委員を3名募集されておられますが、この人数で市民ニーズが反映できるのか、また、第4期高齢者かがやきプランの現状評価と、平成24年度から26年度までとされている第5期高齢者かがやきプランの方向性についてお尋ねをいたします。

5の(2)子育て支援施策についてでございます。市政運営の基本方針にあります民間保育所の建て替えに対して補助を行い、保育環境の充実を図る、また、待機児童対策の取り組みや簡易保育所の運営基盤の強

化と保育環境の充実、そして、妊娠中の方が気軽に保育所を訪れることのできる環境の整備について、中身をお聞かせいただきたいと思います。

5の(3)重点施策の「健康」についてでございます。早期発見、早期治療で、がん制圧を目的とするがん予防検診の検診率向上を図る上で、今後取り組むべき課題と費用助成について。それから、今後の妊婦健診の費用助成の増額など、拡大についての考え方について。また、感染症予防対策における3ワクチン接種費用負担の今後の方向性と日本脳炎ワクチン接種の中断期間に必要な回数の接種を受けられず、未接種世代となった対象者の救済措置についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、6の(1)摂津市教育改革についてでございます。教育長の答弁で、摂津市の小・中一貫教育と就学前教育の意義と方向性はよくわかりました。さらに質問させていただきます。新年度から実施される市内の機構改革において、こども育成課の保育所部門が教育委員会に移り、学校教育課と合わせて次世代育成部になることについて、教育改革の観点からどのように組織づくりを行っていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

6の(2)学校施設の改善についてでございます。学校施設は、児童・生徒の学習活動や地域住民にとって身近な大切な公共施設の一つであると思いますが、その中で、新年度施策として3点についてお尋ねいたします。1点目は、猛暑等の近年の状況を考え、平成21年度に全中学校へのエアコン設置に続き、新年度は全小学校の普通教室などへエアコンを設置していただくことについては、公明党といたしましても以前から強く要望しておりまして、実現に向け

て計画されたことは高く評価いたします。今後の設置工事のスケジュールと使用開始時期についてお聞かせください。2点目は、摂津小学校の給食調理場の整備における内容や、工事のスケジュールと使用開始時期について。そして、大阪府の施設補助を踏まえた公立中学校への給食導入における本市の考え方について。3点目は、学校の耐震化の現状と今後の計画についてお聞かせください。

7の(1)地域経済活性化と雇用創出及び、中小企業支援施策についてでございます。事業資金融資など、経営力向上のための支援、事業所間の情報共有や取り引きに結びつくような機会の提供、交流の促進を図り、新事業分野への展開も視野に入れ、産・学交流を進めるよう支援するとありますが、新事業分野や支援への具体的な計画について、また、プレミアムつきセッピー商品券発行も3年目を迎えますが、今年度の具体的な取り組みと考え方について、それから、就労支援策として、専門的就労相談員が適切な指導、アドバイスを行うとありますが、就労相談員の専門性、配置予定などの詳細についてお聞かせいただきたいと思います。

8の(1)人事制度改革と摂津市人材育成実施計画の考え方についてでございます。業務の適切な遂行能力やみずから積極的な能力開発とありましたが、それらの向上について、5点についてお尋ねします。1点目は、職場づくりや研修制度の取り組みの具体的な考え方、2点目は、費用対効果の検証、職員のモチベーションを高めることへの考え方、3点目は、モチベーションを高めるに当たっての健康面や精神面の管理の考え方、それから4点目は、職員660名体制に向けての業務量と臨時非常勤職員、

派遣職員、再任用職員等の活用と考え方、5点目は、人事評価制度の導入の考え方について、それぞれお答えいただきたいと思っております。

8の(2)電子自治体の推進における利便性の向上についてでございます。市民が主役になれる情報化社会を目指して、また、人に優しい電子自治体を推進されるとご答弁いただきました。ここで新年度の具体的な取り組みをお聞かせください。

以上で2回目を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。総務部長。

○有山総務部長 まず、中期財政見通しでございますが、ご指摘のとおり、昨年10月の時点とは相違点がございます。歳入は、景気動向や国の制度変更などにより大きく変動いたします。プラス要因といたしましては、平成22年度は、補正予算をお願いをいたしておりますとおり、法人市民税が緩やかに回復しているということでございます。マイナス要因といたしましては、平成23年度以降の臨時財政対策債、特別交付税の減少がございます。歳出では、主要事業として計上を行っていないリサイクルプラザ等の事業については一定の事業枠を設けておりますが、さらに財源手当をしなければならない状況が生じる可能性もございます。このように、歳入歳出の変動に対処するためには、平成23年度当初予算では、土地売払収入を6億2,238万円計上いたしました。第4次行財政改革を着実に実施し、主要基金の温存を図ってまいります。

次に、増収策についてであります。ご指摘の企業立地等促進条例は、本市が産業都市としてさらに発展するために、企業の積極的な設備投資を促進し、その契機とな

るよう市税増収を図ることを期待したものでございます。また、吹田操車場跡地や市営住宅跡地についても、土地売却益はもとより、まちづくりが進展し、結果として市税が増収することを期待しております。このように、歳入歳出に対しまして、経済環境の変化や諸制度の変更、あるいは本市におけるさまざまな変動要因に対しまして、各年度の決算状況を加味しながら中期財政見通しを毎年策定しながら市財政の運営を行っているところでございます。平成23年度におきましても、22年度決算の状況が見きわめられる時期に中期財政見通しを策定してまいりたいと考えております。

最後に、不交付団体が起債の自由度を上げることについてお問い合わせでございますが、国では財政力の強い団体について、現在の協議制から事前届出制とするなどを内容とする法改正を検討しているところでございます。近い将来、不交付団体については、事前届出制に移行するものと期待しているところでございます。

次に、電子自治体を推進するための具体的な取り組みについてお答えいたします。本市における電子申告、電子申請につきましては、平成21年12月より、市民税と償却資産税の申告につきまして、地方税ポータルシステム、いわゆるeLTAXによる税電子申告の受付を行っており、また、市民図書館と鳥飼図書センターにおきましては、平成22年12月1日より図書の貸し出し予約をインターネットから行える電子申請サービスを開始しております。また、平成22年9月より、摂津市立コミュニティプラザにおきまして、インターネットによる施設予約システムが稼働しております。それにより、会議室や工作室、子どもルーム等の貸し室の空き情報の確認及び予約の

申し込みができるようになっております。平成23年度は、市民ルームや市民文化ホールの練習室、市立のスポーツ施設などでも利用できるよう、施設予約システムの拡充を図ってまいります。また、収納方法の拡大につきましては、市民の利便性向上や収納率向上、早期納付の観点から、コンビニ納付や口座振替に対応するなど、納付方法の拡充を図ってまいります。平成23年度は、個人市民税、固定資産税のコンビニ納付と幼稚園保育料の口座振替の対応を予定いたしております。また、その他の保険料や使用料などの収納につきましても、平成24年度以降、順次納付方法の拡大を検討し、市民の利便性向上に努めてまいります。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○羽原市長公室長 それでは、協働のルールづくりについてご答弁を申し上げます。

まず、本市が考える協働について定義を確定いたし、それを踏まえまして、市民、事業者が主体的に取り組むこと、市が行政の責務として取り組むこと、協働により取り組むことを明確にしたいと考えております。さらに、具体的な推進方法といたしまして、政策形成過程における市民参画の促進や市民活動の支援、連携、市民への情報提供などについて定めてまいりたいと考えております。これらを定めるに当たりましては、総合計画と同様に策定過程を大切にし、各分野で実際に活動されている市民などで構成する会議と庁内検討会議を新たに設置し、協働によるルールづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、今後の協働事業の展開につきましては、行政の各分野で一斉に進めることは非常に困難と考えております。まずは現状把握のための調査を行い、先進自治体など

の事例を研究しながら、モデル的に実施をし、その成果を生かして事業を拡充してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、人事制度改革と摂津市人材育成実施計画の考え方というご答弁を申し上げます。

まず、職場づくりや研修制度の取り組みの具体的な考え方についてでございますが、人材育成実施計画におきまして、職場は職員が日々の業務に能力を発揮する場であると同時に、人材育成の根幹となる場と規定をしており、OJTによる能力開発は当然のこと、職員のモチベーションを高め、職員自身が積極的に能力開発を行う組織風土が人材育成の重要なポイントと考えております。

次に、研修制度の取り組みについてでございますが、従来の階層別研修やカフェテリア研修に加えまして、自発的な能力開発を進めるとともに、協働への意識を高めることを目的に、コミュニケーション能力向上研修、ファシリテーション能力向上研修等の実施等を計画いたしております。

費用対効果の検証についてでございますが、内容成果をすぐに点数化できるものは、知識習得型の研修に限られ、能力向上に結びついているかどうかの検証は長期的視野に立つ必要がございます。したがって、今後は研修履歴のデータベース化等を行い、職員の成長段階に応じた研修機会を提供するとともに、人事配置・昇任管理等に役立てていきたいと考えておるところでございます。

モチベーションを高めるに当たっての健康面や精神面の管理の考え方でございますが、現在、定期的なメンタルヘルス研修の実施や、時間外労働が過剰な負担になっていないか、労働安全衛生の観点から、長時

間勤務該当者を対象とした健康診断や看護師からの指導等を行い、精神面を含めた健康管理に努めております。

職員660名体制に向けての業務量と臨時・非常勤職員、派遣職員、再任用職員等の活用と考え方についてでございますが、正規職員数は、定員管理上の数値で申しますと、平成22年4月1日現在で691名となっており、平成7年度のピーク時の904名から213名減少をいたしております。一方、臨時・非常勤職員は増加をいたしておりますが、必ずしも正規職員が臨時・非常勤職員に置きかわったということではなく、例えば、学校における1年生等学級補助員や学校読書活動推進支援員、学童保育指導員など、市民サービスの拡大・創設によって非常勤職員を新たに雇用していることも大きな要因と考えております。今後も権限移譲等による業務量の増加や定年延長等、定員管理上大きな影響を与える変化が予測されることから、定員管理の考え方につきましては再検討してまいりたいと考えております。

人事評価制度の導入の考え方でございますが、本市におきましては、平成5年より人材育成の手段として導入をいたし、所属長との面談を通じて評価結果をフィードバックすることで職員の能力開発や仕事のやりがいにつながりを活用してまいりました。現在、国では評価結果を給料や期末勤勉手当等に反映させる成果主義型人事評価制度が導入されており、本市においても人事制度改革の課題と認識をいたしております。今後は、先進自治体、事例等を研究し、職員のモチベーション向上につながる制度設計を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○水田生活環境部長 質問番号2の(2)市民活動についての情報と学習機会の提供、それから活動を通して参加する契機となるような支援内容、市民活動のガイドラインの策定、それからネットワーク化、コーディネート化、安威川以南のコミュニティ施設の市民の意見をどのように反映するかについてお答えいたします。

市民活動支援につきまして、情報集約と提供体制につきましては、市民活動をしたことがない理由といたしまして、きっかけや機会がないと言われております。昨年実施いたしましたアンケートにおきましては、活動団体からは、活動を取り組む上での悩みといたしまして情報不足を掲げる団体も多数占めております。市民活動に関する情報を総合的に集約・発信することで、いつでもだれでも気軽に市民活動に取り組むことができるよう、活動に参加するきっかけづくりの場を提供するとともに、活動団体自身における情報発信体制も充実してまいります。情報提供では、広報紙やインターネットなどの媒体を活用する方法に加えまして、それぞれが口コミなどで情報提供することも重要であります。団体、事業者、行政それぞれが情報の提供者、発信者であることを認識するところからスタートしたいと考えております。

次に、活動の機会、いわゆるきっかけづくりでございますけれども、市民活動に気軽に取り組めるような仕組みづくりを各団体と進めていかなければならないと考えております。活動に対する体験の機会や成果発表の機会が必要と考えております。市民活動団体を中心とした活動の展開を進めるためには、組織や会員の先導役となるリーダーや専門知識を持つアドバイザーが果た

す役割は重要であると考えております。

市民活動に関するセミナー等を企画し、受講した市民が持つ専門性を多方面に生かしながら、さらに人材育成を図り、リーダー同士の連携により、顔の見えるネットワークづくりを目指して、団体、事業者、行政とも連携できる体制を構築してまいります。

市民活動支援のガイドラインにつきましては、摂津市が、今後、市民活動を推進していくに当たっての考え方や基本方針を示すとともに、市民活動を側面的に支援していくための具体策を示してまいりたいと考えております。

次に、安威川以南のコミュニティ施設につきましては、市内公共施設のバランスを考えまして、現在の整備用地での一定の制限の中で求められる機能とともに市民の要望を的確に把握し、調整していかなきゃならないと考えております。今後、コミュニティプラザの利用状況等を十分検証して取り組んでまいります。

次に、質問番号4の（1）環境基金を使ってどのような事業を展開されるのか、職員のエコ通勤の推進、市が率先垂範して環境負荷の低減に取り組むとある具体的な内容、それからリサイクルプラザ施設基本構想と循環型社会に向けた具体的な課題と取り組み内容、それと最終処分場確保や広域化の取り組みについてご答弁申し上げます。

23年度の環境基金の対象となります事業は7事業ございます。一つは、市営住宅建て替えの事業の中で太陽光発電施設を導入。二つ目は、市が管理しております防犯灯の一部をLED灯に切り替え。三つ目は、道路照明灯も一部LED灯を導入いたします。四つ目は、行政文書のリサイクルを図るため溶解処理委託を行います。五つ目は、

水辺ウォッチングや野鳥観察会など環境教育学習事業を実施いたします。六つ目は、摂津エコアクション、環境家計簿やグリーンカーテンの普及、打ち水大作戦、エコポイント制度、雨水タンク設置補助などの温暖化対策事業を実施いたします。七つ目は、エコアクション認証取得助成を行います。これら7事業で合計3,020万円を環境基金から繰り入れる予定でございます。

次に、職員のエコ通勤と市が率先垂範して行う環境負荷の低減の取り組みでございますけれども、マイカー通勤から公共交通機関や自転車あるいは徒歩によるエコ通勤をできるだけ促進したいと考えております。また、エコカーの導入などにつきましても、市の率先垂範事業として今後も取り組んでまいりたいと考えております。

次に、リサイクルプラザ施設基本構想につきましては、平成7年に（仮称）摂津市リサイクルプラザ施設構想が計画されておりましたが、その後、財政危機により計画は凍結となっております。このたび、燃やせないごみの処理問題が浮上いたしましたことから、一般廃棄物の処理は市が責任を持って行うという原点に戻りまして、（仮称）摂津市リサイクルプラザ計画を再開するものでございます。現在、リサイクルプラザにおきましては、缶、ペットボトル等の資源の選別の処理を行っております。今後のリサイクルプラザ計画といたしましては、本市中間処理施設として、不燃ごみの破碎・選別、資源ごみの選別・圧縮等を行う必要があると考えております。また、循環型社会に向けた具体的な課題と取り組み内容といたしましては、一般廃棄物処理基本計画の策定の中で、家庭ごみの適正分別の推進、プラスチック容器包装ごみの取り扱い、環境学習の推進、事業系ごみの減量、

リサイクルの推進、また、摂津市環境センター焼却炉の延命化、最終処分量の削減、使用可能な大型ごみの取り扱い、また、高齢者対策などを検討しているところでございます。

効率的で安定した収集処理施設の構築でございませうけれども、環境センターの1炉運転の実施、プラスチック製容器包装ごみの分別収集と高齢化社会に適した収集システムづくり、近隣自治体との広域連携、災害時の廃棄物処理施設などについても考えております。

最終処分場の確保につきましては、現在の大阪湾広域廃棄物処分場、神戸埋立処分場が、残余年数、平成33年までとなっております。その後の計画につきましては未定の状況でございまして、処分場利用経費の高騰も心配され、処分量の減量を行うことが必要と考えております。

次に、質問番号7の(1)の新事業分野や支援の具体的計画、それからセッピー商品券の具体的な取り組み、それから就労支援策としての相談員の配置についてお答えいたします。

まず、新事業分野とは、地域資源となり得る銘木団地への取り組みをあらわしております。市民ニーズと銘木商品の目線のずれがミスマッチを起こしております、日ごろから一般市民が材木市場に出向く機会はなく、身近な存在ではありませんでした。こうした中、鳥飼銘木町を地域振興の一つの資源として見直し、継続した取り組み、高校の支援で銘木事業者のホームページを立ち上げるなど、新たな目線から発信していくことでございます。

次に、3年目となるセッピー商品券の計画案についてお答えいたします。事故やトラブルもなく完売いたしましたセッピー商

品券でございませうけれども、第3弾につきましては、本市の財政が大変厳しい折ではございませうが、環境に優しい商品券として零細小売店の活性化を図り、消費の底上げを図る観点から、プレミアム率を10%として1万セットの販売を計画いたしております。また、販売時期や新たな工夫は、商業者との打ち合わせの中で検討してまいります。

最後に、23年度に配置します就労相談員の具体的な条件といたしましては、企業における採用部門などの経験者として、企業が求める人材を相談者に助言し、相談者の特性を生かしてスキルアップができるよう、技量を備えた人材の配置を考えております。開催は週1回で、産業振興課内の相談室を確保いたしまして、1名の相談員を配置いたします。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 吹田操車場跡地まちづくりについて、ご答弁申し上げます。

平成21年9月に策定いたしましたまちづくり基本計画を実現するため、地区計画などにより、民間事業者による良好なまちづくりを誘導してまいりたいと考えております。宅地の売却に当たっては、国立循環器病研究センター移転の動向や周辺の宅地開発の状況、経済情勢など、吹田操車場跡地まちづくりを取り巻く状況を見きわめ、適切に住宅の売却時期、条件を定めながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、機能停止後の正雀下水処理場跡地まちづくりにつきましては、まちづくり基本計画において、隣接する都市型居住ゾーンと互いに連携・補完するまちづくりと位置付けており、今後、まちづくりの進捗状

況や正雀下水処理場の機能停止などの動向を見きわめながら、用途地域の見直しや地区計画など、都市計画を定め、良好なまちづくりを実現してまいりたいと考えております。

なお、平成19年11月に締結いたしました吹田操車場跡地地区の整備に関する基本協定において、正雀下水処理場跡地については、本市と吹田市が相互協力のもと、吹田操車場跡地まちづくりと一体的な土地利用を図るよう努めるものとされておりますことから、本市が目指すまちづくりに対して、主体性を持って吹田市に協力を求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 質問番号2の(3)本市の実情に即したバス路線網等の再編を含めた市内公共交通のあり方について、2回目のご質問にお答えいたします。

わかりやすい停留所につきましては、平成21年11月から公共施設巡回バス車体に「セッピー号」の愛称を表記するとともに、公共施設内バス停の大型化を行い、バス停位置をわかりやすくさせていただきました。位置案内の向上を図っているところでございます。市内循環バスにつきましても、バス事業者であります近鉄バス株式会社とも改善について協議をしてまいりたいと考えております。

市民との協働につきましては、既存バス利用促進のための周知、案内について、広報せつつやホームページの掲載、公民館などの公共施設へのチラシの配置を行い、市内循環バスにつきましては、平成18年11月に運行ルートを変更する際に、広報に掲載するとともに、各自治会にあて、運行ルート図と時刻表の回覧及び全戸配布をお

願いするなど、周知に努めてまいりました。今後は、さらに認知度を上げるため、改めて各地域に案内させていただき、公共交通機関を積極的に活用していただくことにより、ともに守り育てられるよう、市民の皆様と協働により公共交通の充実を図ってまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○福永保健福祉部理事 認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及びかがやきプラン関連についてのご質問にお答えいたします。

まず、認知症高齢者とその家族を支援する施策につきましては、市民の皆様認知症を正しく理解していただけるような啓発、支援者の養成、地域での見守りネットワークづくりの取り組みを総合的に進めてまいります。特に認知症支援ボランティア講座を各地域で開催し、講座修了生を認知症支援に特化してグループ化を図ってまいりたいと考えております。その上で、これまでの校区福祉委員会や民生児童委員の活動と連携を図られるように検討してまいります。

ひとり暮らし高齢者の見守りにつきましては、本年度の実態把握事業の取り組みを踏まえ、新たに登録に同意された方を含めて、ひとり暮らし高齢者を対象に医療情報キットを配布し、緊急時の連絡先や医療に係る情報を記載した用紙をキットに入れて冷蔵庫に保管することにより、緊急時の適切な対応に努めるとともに、民生児童委員、ライフサポーターなどによる安否確認、そして、災害時の要援護者台帳の整備などの取り組みを強化してまいります。

かがやきプラン推進会議の公募市民委員につきましては、学識経験者、福祉医療関係者、市民団体等の代表者などの構成から考えて、現行の3人と考えておりますが、今後検討してまいります。また、市民の皆

様の意見を反映するための手法についても工夫してまいります。プランの第4期計画の重点施策は、介護予防の推進と地域ケア体制づくりの二つでございますが、介護予防の推進につきましては、地域における介護予防教室の開催から健康づくりの自主グループなどの立ち上げという取り組みが定着したこと、また、昨年度からのグループ交流会の開催などにより、健康づくりの取り組みの機運が高まったことなど、大きな前進があったと考えております。地域ケア体制づくりにつきましても、地域福祉計画策定の取り組みと連動して、地域で高齢者をめぐるさまざまな問題について議論ができたこと、また、関係機関と協働して認知症支援のプロジェクトチームが立ち上がるなど、大きな一歩を踏み出せたと考えております。第5期計画につきましては、第4期計画の取り組みを踏まえ、特にひとり暮らし高齢者の見守りと認知症高齢者支援を二つの柱に地域ケア体制づくりの推進に一層努めてまいります。

次に、健康についてのうち、がん検診受診率の向上を図るために取り組む課題と費用助成についてにお答えいたします。

平成23年度には、前立腺がん検診を加えた六つのがん検診を実施いたします。平成21年度から取り組んでおります子宮頸がんと乳がん検診での5歳ごと節目年齢の方を対象とした検診費用の無料化と、受診を勧奨する検診手帳を個別に通知したことで受診率の向上が見られましたことから、同様の取り組みを胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がんのすべてのがん検診に広げ、受診率の向上につなげていきたいと考えております。

次に、妊婦健診の費用助成の増額など拡充についてにお答えいたします。

大阪府内の医療機関における妊婦健康診査の受診費用の実態調査によりますと、平均の費用が9万6,735円とのごございました。現在、5万7,000円の公費助成をしておりますので、本市の助成額は約6割となっております。これに、来年度からヒトT細胞白血病ウイルス1型抗体検査などが標準的な検査項目に追加されましたことにより3,000円を増額し、公費助成額を6万円に拡充するものでございます。また、新たに妊婦の無料歯科健診を実施し、安心して出産できる環境を整えてまいりたいと考えております。

ワクチン接種費用負担や日本脳炎2期の接種に対する経過措置についてお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成につきましては、国の感染症予防接種部会から厚生労働大臣あて接種促進の意見が出され、これを受ける形で任意の予防接種への一部助成金として予算計上させていただいております。しかしながら、3月2日以降4日までに小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンを含むワクチン同時接種後の死亡例が4例報告されたことにより、3月4日深夜に、この二つのワクチンに関しましては接種を一時的に見合わせるようにとの連絡が厚生労働省より届いております。ワクチン接種と死亡との因果関係につきましては、詳細な調査を実施し、評価がなされるとのごでございますので、現時点では国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

日本脳炎ワクチンは、平成17年に日本脳炎ワクチン接種後に急性散在性脳脊髄炎を発症した事例があったことより、積極的な接種勧奨を控えてきておりました。平成

22年4月から新たに開発された乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが使用できるようになったことから、日本脳炎の第1期の標準的な接種期間に該当する接種の再開をしております。ワクチンの接種状況や供給量を確認しながら、2期の見合せ期間で接種できていない年齢への拡大が示されてきつつあります。対象者には国からの通知を受けて接種時期を案内していく予定としております。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 子育て支援施策につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、民間保育園の建て替えに対する補助につきましては、第二とりかい保育園について、老朽化した保育施設を建て替え、保育環境の整備を図るとともに、地域子育て支援を新たに行うなど、子育て支援の充実を図っていくものでございます。また、摂津ひかりにこにこ保育園、藤森保育園の定員を合わせて40名拡大するとともに、定員の弾力運用につきましては、年度後半の待機児童の解消を図るため、現在、定員の115%を限度としておりますが、120%まで拡大して保育需要に対応をしております。

簡易保育所の支援につきましては、現在、待機児童の受け入れに当たり、認可保育所の保育料と同程度になるよう補助を行い、保護者の負担を軽減するとともに、補助基準額を設定して保育所運営の補助を行っております。保育需要が増大することが予測されることから、今回、基準額を引き上げ、運営基盤の強化と保育環境の充実を図るものでございます。さらに、保育所が地域の身近な子育て支援の場となるよう、母子健康手帳の配布時に妊婦さん保育所ふれあいカードを配布し、保育所で妊娠期から乳幼

児の保育に触れ、子育て中の方と交流し、子育てのスタートのときから困ったときは保育所で相談ができるように取り組んでまいります。

○藤浦雅彦議長 教育総務部理事。

○市橋教育総務部理事 摂津市教育改革における次世代育成部の役割と位置付けについてのご質問にお答えいたします。

本市の子どもたちに生きる力を確実にほぐむため、今後さらに就学前教育の充実と小・中一貫教育の推進に努めてまいります。これらの実現のためには、つながりが不可欠であると考えております。義務教育と就学前教育を円滑に接続することや、別府地区における幼稚園と保育所、両施設の一体運営によるこども園開設に向けての統一的なカリキュラムの検討は、多くの人のつながりが必要であります。保護者や地域の連携もまたつながりを強化するものと考えております。そのつながりをコーディネートするため、また、連続的に企画運営するため、機構改革により、幼稚園、保育所などの就学前教育と、地域連携を担当するこども教育課、義務教育を担当する教育政策課及び教育推進課、児童にかかわる相談業務を主に担当する児童相談課から構成される次世代育成部を設置いたします。なお、教育研究所を解消して新たにスタートする教育センターには、教育推進課と児童相談課を配置し、学校教育や家庭教育にかかわる支援の拠点と位置付けてまいります。具体的には、学校教育を支援するため、授業改善の推進、教職員の研修の実施、教科書センターの運営、ICT教育の推進などを教育推進課で担当し、児童相談課には家庭児童相談室を置き、不登校対応も含め、さまざまな機関と連携し、児童にかかわる相談業務により家庭教育の支援に努めてま

います。

○藤浦雅彦議長 教育総務部長。

○馬場教育総務部長 学校施設の改善についての3点についてのご質問にお答えいたします。

まず、全小学校の普通教室へのエアコンの設置の工事スケジュール、使用開始の期間についてでございますが、現在、エアコン設置工事の実設計計を行っており、4月以降に業者選定、その後、入札を経まして業者を決定いたし、6月議会に工事請負契約締結の件について議案の上程を予定いたしております。その後、夏休みを利用し、重点的に工事を行いますが、夏休み期間だけでは工事を終えることができませんので、その後は土曜、日曜に主に、また、子どもの安全を第一に配慮しながら、平日も授業に影響のない工種について工事を進めさせていただき、竣工につきましては、11月下旬ごろを予定いたしております。したがって、今年の冬の暖房からエアコンを稼働させ、冷房につきましては来年24年夏からとなります。

次に、摂津小学校の給食施設の整備内容と工事のスケジュール、使用開始期間についてのご質問にお答えいたします。6月に工事請負契約の議案として上程させていただくまでは、エアコン設置工事と同様のスケジュールとなっており、その後、夏休みに入りましてから、直ちに味舌体育館の解体工事に着手できるよう準備を進めてまいります。9月中旬ごろまでに基礎までの解体工事を完了し、その跡地に給食調理場棟を新設する工事に着手するとともに、給食の配膳等に使用するエレベーター棟の新設工事も着手してまいります。全体工事の完了は、おおむね平成24年の3月中旬ごろを予定いたしており、新年度から新しい給

食調理場による調理を予定いたしております。

また、大阪府の施設補助を踏まえた本市の中学校給食の考え方についてのご質問でございますが、平成21年度から大阪府においてスクールランチ方式という給食に近い弁当事業を推進した経過がございます。本市教育委員会としても、この方式について検討はいたしましたが、他市における利用率が数%から1%台の学校もあるなど、非常に低迷しており、この利用率とともに現在市内中学校における弁当持参率が8割から9割である等の状況を踏まえたときに、親と子の対話やつながりという面で重要な役割があることなどからも、財源を投入してスクールランチの導入に踏み切ることは適切でないと判断しておりました。

今般、大阪府において市町村が中学校給食を導入するに当たって、施設整備にかかる費用について助成する旨が発表されました。その考え方のわかる資料については、2月7日に大阪府の戦略本部会議で示されたものであり、施設整備にかかるイニシャルコストを補助するとはしているものの、スクールランチ方式との関連など、大阪府が目指す学校給食の全体像など、その制度の詳細がまだまだ明らかになっておりません。この資料の中でも、今後、大阪府が市町村から意見聴取をした後に補助制度の概要を策定するなどとしており、今後、各方面に情報収集するなどし、それらの推移を確認しながら本市における対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、学校の耐震化の現状と今後の計画についてのご質問にお答えいたします。

平成22年度に、I s値0.3未満の建物でありました鳥飼小学校体育館と給食場

棟、第一中学校体育館、第四中学校体育館、せつつ幼稚園の管理棟と保育室の一部について耐震化工事を行いました。これにより、I s 値 0.3 未満の建物は、すべて耐震工事が完了となり、現在、耐震化率につきましては、幼稚園は 100%、小・中学校は昨年度より 6.1 ポイント上昇し 64.6%となっております。平成 23 年度は、千里丘小学校の体育館において耐震補強工事を着手いたします。23 年度以降に耐震化工事が必要な I s 値 0.3 以上、0.7 未満の学校数につきましては、千里丘小学校体育館も含めまして、小学校 6 校 11 棟、中学校 4 校 12 棟となり、教育委員会といたしましては、災害時の避難所となる学校の体育館、また、危険度の高い建物を保有する学校を優先し、大変厳しい財政状況ではありますが、今後、国の動向等も見きわめ、また、交付金制度をより有効に活用しながら、一日も早い耐震化工事の完了を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 3 回目はすべて要望とさせていただきます。

1 の (2) 財政状況と今後の見通しについてでございますが、市長の言われるピンチをチャンスに変えるためにも、今後、中期財政見通しを精査しながら、第 4 次行財政改革を着実に実行するとともに、増収策についてもさらに英知を結集して、市民生活を守れる財政運営をお願いし、要望いたします。

2 の (1) 第 4 次摂津市総合計画の実施についてでございますが、協働によるまちづくりについて、我が党も以前から推進しておりました。その理念については大いに賛同するところでございます。特に策定過

程を大切にすることが重要であり、多くの市民の方に意見を聞きながら進めていただきたいと思っております。また、非常に困難を伴いますが、協働の理念がすべての市民の方に理解していただけるように、英知を結集し、かつ粘り強く取り組み、市民の皆さんに協働の意識が定着するようにお願いし、要望いたします。

2 の (2) 重点施策の「市民活動の支援」についてでございます。細かくご答弁いただきました。市民活動の支援に対するそれぞれの取り組みには賛同し、期待するところでございます。市民活動支援、担当の組織強化を図り、十分な時間をかけて、その実現へ向け取り組めるようお願いし、要望いたします。また、安威川以南の地域コミュニティ施設については、市民に大変期待されており、その機能について、我が党が以前から子どもをテーマにした児童センターのような機能を併せ持つ、子どもも大人も安心できる場所にと要望してまいりました。市民の皆さんが自由に交流できる場として、安威川以南に地域コミュニティ施設の設置を切に要望いたします。

3 の (3) 本市の実情に即したバス路線網等の再編を含めた市内公共交通のあり方についてでございます。前回の本会議におきましても、バスの利便性向上について質問させていただきましたが、地域の実情に即したバス路線網等の再編を図るには、やはり自治会長さんなど多くの市民の方の協力を得て、積極的に現場に入り、現状を話した上で現場の声を聞き、利便性の向上につなげていくのが大事であると認識いたします。まさに本市が目指す協働によるまちづくりに合致する大きな課題であると認識します。この課題を多くの市民の方とまずは共有しながら取り組みを進められること

をお願いし、要望いたします。

4の(1)重点施策の「環境」及び、循環型社会の構築についてでございます。今後、環境基金を利用した事業の拡大をさらにお願ひします。また、市職員の皆さんが率先して環境に優しい取り組みをされることは高く評価いたします。併せて公用車によるエコドライブの推進もお願ひします。また、市民の方やあらゆる環境団体、事業所と連携し、協働による環境活動の推進をつくり上げていくことが大事であると認識します。せつつエコアクション、環境家計簿などのさらなる推進をお願ひするとともに、家庭や地域社会における環境意識の高揚を図り、省エネルギー対策の普及に努めていただき、目指す将来像「環境を大切にすまち」の構築に向け、取り組まれるよう要望しておきます。

循環型社会の構築については、ご答弁にもありましたように、1炉運転を支える施設として、資源の中間処理を行うリサイクルプラザの充実を図り、適正分別の推進で年間焼却量の削減を方針とした摂津市ごみ処理基本計画に基づき、計画の進行管理を着実に遂行していただきますよう要望します。広域化においては、北大阪ブロックに位置付けられ、将来的には市内の焼却施設と資源化施設を整備する方針となっている現状と最終処分場の現状については、残余年数経過後の計画については未定であることを考えれば、今年度からの10年間は単なる目標計画年ではなく、本市のごみ行政の将来を決すと言っても過言ではない、まことに重要な年度のスタートになります。本計画に全力で取り組み、循環型社会構築へのさらなる前進に期待し、要望いたします。

5の(1)高齢者施策についてござい

ます。市民一人ひとりが生き生きと安心して生活できる地域社会となるよう、さらに健康づくりへの取り組みの機運を高めるとともに、持続可能な高齢者施策への推進に一層努めていただくことをお願ひし、要望としておきます。

5の(2)子育て支援についてでございます。市長から答弁いただきました。「つながり」をキーワードとし、地域全体で子育て、家庭を支え合い、子育てに喜びや楽しさを感じ、摂津市で子育てしたい、してよかったと思えるまちづくりを進めると答弁いただきました。この「つながり」というキーワードは、まさに協働であり、現在も未来も重要な課題でもあると認識いたします。子育てに喜びを感じ、子どもとともに育つまちの構築を目指して取り組まれるよう要望しておきます。

5の(3)重点施策の「健康」についてでございます。5歳刻みの検診の無料化を6大がんの検診にまで拡大し、受診率の向上につなげていきたいとの本市の取り組みと、市長のがん制圧に対する姿勢と英断を高く評価いたします。今後がん予防の拡充に積極的に取り組んでいただきますようお願いし、要望いたします。

妊婦健診の新たに2施策の実施により拡充が図られた点につきましても評価いたします。本市においては、府下平均受診費用の約62%の助成がなされておりますので、今後とも母子の健康維持に配慮された取り組みと施策の充実がなされるよう、要望いたします。

感染症予防施策の公費助成につきましても、財源が国の予算措置の影響により大きく左右されることは認識しておりますが、国の動向を見ながらも、3ワクチン接種の本市独自の体制づくりも大切なのではない

かと考えます。子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌の費用助成の拡充、また、子宮頸がんワクチン接種につきましては、特定年齢以外の一般女性のワクチン接種の費用助成も視野に入れた施策の構築をお願いします。また、小児用肺炎球菌及びヒブワクチン同時接種後の死亡例の報告に対する対応につきましては、ご答弁にありましたように、国の動向を注視し、安全なワクチン接種に取り組まれるよう要望いたします。

6の(1) 摂津市教育改革についてでございます。摂津市の小・中一貫教育と就学前教育の取り組みは、保護者や地域との連携とつながりを強化するとともに、家庭での教育も支援する大変すばらしい取り組みであると賛同するところではございます。また、その実践のための次世代育成部や教育センターの設置であり、就学前教育実践の手引きの策定であることはよく理解できました。その取り組みに大いに期待するとともに、現場において実践され、結果の出せる取り組みとしていただきますことをお願いし、要望としておきます。

6の(2) 学校施設の改善についてでございます。幼・小・中一貫教育を進めていく上で、大切な学び舎であるとともに、地域の拠点としても安全・安心、環境などを考慮した学校施設づくりに取り組んでいくことが重要なことであると思っております。そのことから、幼稚園へのエアコン設置の検討や遊具の安全確保、防犯対策、耐震化工事も進めていただきたいと思っております。給食については、弁当持参のことや栄養摂取による健康の保持・増進など、他市の状況を踏まえながら検討をお願いします、要望いたします。答弁でいただきましたけれども、他市の現状は本当に厳しい状況にあるとは認識いたしますが、ただ、今、保護者の方

も両方働いているご家庭が多くなっております。そういった形で市民の方から、保護者の方から、本当に中学校へも給食を導入してほしい等々のご要望がありますので、再度また検討していただきますように要望としておきます。

7の(1) 地域経済化と雇用創出及び、中小企業支援施策についてでございます。中小企業を取り巻く環境は、急激な円高や低価格競争など、厳しさを増すばかりの状況でございます。今や自治体が積極的に協働の姿勢を示し、地域経済の活性化に取り組まねばならない社会情勢となりました。今後、さらに重要性を増す分野として、一業種にとどまることなく、新事業の可能性を持つ市内企業に新たな視点、新たな可能性をもたらし、地域経済活性化の新たな起爆剤となるよう期待し、要望いたします。財政の厳しい新年度も3度目となるプレミアムつきセッピー商品券の発行を決定していただきましたことは、弱者救済の視点においても吉報であります。2回目の発行についての検証結果が待たれるところではありますが、過去2回の取り組みを踏まえ、今回の発行に対して、各関係団体との新たな角度、視点からの取り組みで地域のにぎわいを大いに盛り上げる効果ある運用に期待し、要望いたします。

就労相談員の配置につきましては、雇用創出に資するよう、効果の推移も注視しながら取り組まれるよう、要望としておきます。

8の(1) 人事制度改革と摂津市人材育成実施計画の考え方についてでございます。人件費を含めた行財政改革も大きな課題ではありますが、さらなる市民の福祉増進やサービス向上には、摂津市を支える人材の成長こそ最も重要なことの一つであります

し、職員みずから知恵と工夫を出すことで、摂津市をさらに成長させると思っていますので、職員の方々が仕事に対する意欲を高め、働きがいのある職場環境を生み出していける、そのための健康管理や人事評価制度の充実となるような人事制度改革と摂津市人材育成に努めていただきたいと思います、要望といたします。

8の(2)電子自治体の推進における利便性の向上について。図書館、コミュニティプラザに引き続き、市内施設の予約などをインターネットから行えるよう、また、税のコンビニ収納や園保育料の口座振替ができるなど、システムの構築をされたことは高く評価いたします。今後は市営団地の家賃なども口座振替あるいはコンビニ収納で納付をご検討をお願いします。市長から、市民が主役になれる情報化社会を目指して、また、人に優しい電子自治体を推進されるとご答弁いただきましたが、さらに行政手続きのオンライン化を推進し、24時間365日、夜間、休日であっても申請、届け出等を可能にし、協働で地域コミュニティ形成の手段としてICTを活用されるよう要望いたしまして代表質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 南野議員の質問が終わりました。

次に、森内議員。

(森内一蔵議員 登壇)

○森内一蔵議員 それでは、新生クラブを代表いたしまして質問いたしたいと思っております。

21世紀の最初の10年間の年が終わり、今年新しい年が始まる節目の年です。今、日本経済も、それを包む世界経済も大転換期にあると言われております。これは、この四半世紀続いてきましたアメリカを中心とした新自由主義、金融資本主義の経済が、リーマンショック前後の金融バ

ブルの崩壊で世界経済は大きく変化し、中国、インド、ブラジル、ロシアなどの存在感が増し、新興国の成長が世界経済を牽引する状況となっております。今や世界経済の主役は先進国ではなく新興国と言っても過言ではないと思っております。また、日本においては少子・高齢化が進み、政治は混迷し、経済は円高、雇用情勢の悪化、個人消費の低迷、企業設備の抑制など、景気悪化の要因も多く、依然不透明な状況下にあります。こういう中ではありますが、本市にとって平成23年度は第4次総合計画による新しいまちづくりの一步を踏み出す節目の年です。

それでは、項目に沿って質問をいたします。

まず初めに、市民が元気に活動するまちづくりについて。

その一つといたしまして、第3次総合計画の総括と成果についてであります。第3次総合計画は、平成8年に「未来をひらく高感都市・せつつ」を目指して、六つのまちづくりの方向のもとで実現を目指して策定されました。「未来をひらく高感都市」とは、市民生活に支えられ、人や自然を大切に、社会環境の変化に対し柔軟に対応していきながら、新しい時代の流れを読み取り、先取りする高感度な都市とありましたが、15年間の計画期限を迎え、どう評価されているのかお尋ねをいたします。

続いて、第4次総合計画における市民と行政が協働できる総合計画推進会議と庁内会議の設置についてであります。

「みんなが育むつながりのまち摂津」を目指して、今後10年間、実現に向けて第4次総合計画がスタートするわけですが、市民、事業者、行政など、摂津市にかかわる皆さんが、主体性を持って互いの

特性を尊重しながら共通の目標を達成するために連携・協力をするのが協働の姿とされております。総合計画推進会議や庁内会議の設置も考えておられますが、協働における行政の立場をお尋ねいたします。

次に、地域間格差是正に向けた取り組みについてであります。安威川以南、以北の地域間格差是正については、以前から申し上げておりますが、安威川以北には市民文化ホール、コミュニティプラザをはじめ本市の主要施設が集積し、鉄道駅にも近く、交通の利便性が高く、一方、安威川以南においては、公民館や集会所など地域密着型の公共施設は整っておりますが、講演会や各種イベントができるようなある程度の規模の設備を備えた主要施設がないのが実情であります。しかしながら、昨年には以南におけるコミュニティセンターの建設場所を決定され、今後どのように計画実施されていかれるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

また、公共交通の面を見ましても、阪急摂津市駅の開業により、以北には鉄道駅が3駅、モノレール駅が1駅の合計4駅となり、利便性がより向上し、以南においては一昨年に大阪市営地下鉄2号線の延伸を目指して活動してまいりました淀川右岸3市1町地下鉄延伸連絡協議会も廃止され、今後は鉄道駅とを結ぶバス路線の充実が望まれるところであります。例えば、路線バスの増便はもちろんのこと、大阪市営バスや高槻市営バスなどの延長も考えて安威川以南の交通の利便性を図るべきと考えますが、整備に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

2番目の、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについてであります。

その一つといたしまして、道路交通の安

全性確保についてであります。道路の交通安全には、日ごろから安全パトロール等を実施されておりますが、道路はもとより、道路側溝、歩道などの点検や夜間における照明や降雨時における水たまりなど、危険箇所の把握のためパトロールが強化されることが必要だと思っておりますが、取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、上水道事業と消防の広域化への取り組みについてであります。まず、上水道事業の広域化については、昨年11月2日に大阪広域水道企業団が設立され、大阪市を除く42町村が共同で水道事業を運営するというものであります。本年4月よりダムの取水権、それから浄水場給水管など、水道設備のすべてと職員450名を大阪府から引き継ぎ、水道事業の企業団としては用水供給能力で全国2番目の規模を誇るというものになっております。このスケールメリットを生かして、経営の効率化を行い、料金の引き下げなどサービス向上を目指すというものであります。本市の広域化に向けた取り組みについてお聞かせをいただきたいと思っております。

そして、広域消防への取り組みについてであります。近年、消防行政を取り巻く環境が大きく変化し、市民ニーズも多様化する中で、消防・防災力を高める消防体制のさらなる強化・高度化が必要であると思っております。全国的にも消防広域化に向けた協議会や勉強会が設けられておりますが、大阪府下でも泉州や南河内においても協議会が設立され、広域化に向けた動きがありますが、平成20年3月に大阪府消防広域化推進計画が策定され、それ以後、本市としてどのように取り組まれ、今後どのような形で広域化を推進されるのか、消防力強化を図られるのか、お尋ねをいたします。

三つ目といたしまして、環境を大切にす  
るまちづくりについてであります。

その（１）といたしまして、廃棄物処理  
施策について。環境問題は２１世紀の人類  
が抱える最大の課題でありまして、近年、  
人々の地球規模での環境問題に対する認識  
も高まり、限りある資源の節約やエネルギ  
ーの有効利用など、資源の有限性を意識し  
た自然とのかかわりや生活様式を環境に配  
慮したものへと転換することが求められて  
おります。こういった中であって、ごみ問  
題は環境への影響の懸念やごみ処理費用の  
増加など深刻化しており、これまで大量消  
費、大量廃棄型の社会経済システムから循  
環型社会への転換が求められております。  
本市においては、一般廃棄物処理基本計画  
に向けて、本年４月からごみ収集業務委託  
の拡大を行われましたが、内容についてお  
聞きいたします。

次に、リサイクルプラザ計画についてで  
あります。リサイクルプラザ計画は平成７  
年にスタートしたわけですが、循環型  
社会への構造変換が求められ、ごみ減量化  
に向けた取り組みとして計画されました。  
しかし、平成１３年にストックヤードが完  
成いたしました。その後、凍結して現在  
に至っております。計画再開に向けた検討  
はどうか、お尋ねいたします。

次に、４番目の誰もが学び、成長できる  
まちづくりについてであります。

生きる力を育む教育について。確かな学  
力、豊かな心、たくましく生きるための健  
康、体力をはぐくむことが生きる力とい  
うことですが、全国学力・学習状況調査や  
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結  
果を踏まえ、学力や体力の向上に向けた取  
組みをどのように行っていくのか、また、  
豊かな心をはぐくむ道徳教育についても充

実をどう図られるのか、お伺いをいたしま  
す。

続いて、中学校クラブ活動の活性化に向  
けた取り組みについてであります。中学校  
のクラブ活動は、言うまでもなく、自主  
的・自発的に参加するものでありますが、  
文科系、体育系のクラブを問わず、学習意  
欲の向上や責任感、連帯感の養成に資する  
とともに、個性を伸ばし、体力の向上を図  
るなど、学校における重要な教育活動の一  
環であると考えております。しかし、学校  
間にはクラブの数や種類の格差がありま  
すが、どのようにこれを解消していかれる  
のか、また、指導者の確保等のいろいろな  
問題も含めてお答えをいただきたいと思  
います。

次に、５番目の計画を実現する行政経営  
についてであります。

その（１）で、地方分権と権限移譲につ  
いてであります。平成２３年度から２年間  
で５０項目の権限移譲を受けるとい  
うことですが、大阪府においては、大阪府  
版特例市並み権限移譲ということで、特  
例市とは自治法上という特例市ではなく、  
限りなく中核市に近い権限を持つとい  
うことで、大阪府版特例市を目指すとい  
うことですが、本市では第４次行財政改  
革実施において職員６６０人体制を打ち  
出されておりますが、職員が減る一方  
で権限移譲により事務負担が増えるとい  
うことであり、権限移譲による体制を  
整えなければならないと思  
いますが、その体制についてお伺  
いを申し上げます。

次に、人材育成と人事制度改革につ  
いてであります。市政運営の基本方針  
で、冒頭に、平成２３年度は「まち  
づくりは人づくりから」との原点に  
立つと言われ、また、常に市民の目  
線で行動し、前例にとらわれ

ず、みずから考え勇気を持って行動する職員を育成し、百年の計を立てるならば人を育てることが肝要であると、これはもっともな話です。これに及ぶものはないということではありますが、この人を育てる教育とは何か、それから人事制度改革についても基本的な考え方を伺いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午後3時 5分 休憩)

(午後3時21分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 新生クラブを代表しての質問にお答えをいたします。

まず最初に、第3次総合計画の総括と成果を踏まえた第4次総合計画の推進についてのご質問にお答えをいたします。

第3次総合計画は、「未来をひらく高感都市」にふさわしく、本市が成長するために必要な都市基盤の整備を重要な課題として進めてまいりました。その結果、市民生活の基礎は一定整ったものと考えております。第4次総合計画では、これらの基盤を生かすまちづくりが重要となってまいります。そのため、行政主導で進めてきたまちづくりから協働によるまちづくりに転換することが必要であると考えております。行政が推進すべきこと、支援することを明確にして、市民、事業者などと効果的に役割分担を行い、行政としての責任をしっかりと果たしてまいりたいと思います。

次に、地域間格差の是正に向けた取り組みについてでございますが、前にも申し上げましたかも知れませんが、安威川以南

地域と以北地域とは、地理的条件をはじめ、まちとしての歴史的な成り立ちも大きく違っております。そういうことから言いますと、市民文化ホールやコミュニティプラザなどの主要施設が以北に集まっておりますが、これは、ある意味やむを得ない面もあると考えております。ただ、以南地域には、先ほども言われましたが、広大な淀川河川敷公園をはじめとする自然の豊かさ、以北地域では味わえないソフトな感性が多数ございます。今後につきましては、地域コミュニティセンターの機能や公共交通のあり方について検討を進めていくこととしておりますが、それぞれの特徴を生かし、バランスのとれたまちづくりを模索していきたいと思っております。

特に、安威川以南、以北地域の交通アクセスの是正についてであります。大阪市営バス、高槻市営バスの延長とのお話でしたが、今日まで両市とは、るるその可能性を探ってきたところでございますが、両市とも今日も縮小等々を模索しておりますので、現時点ではなかなか不可能と言わざるを得ません。先ほどのご質問にもお答えいたしましたように、人や車の導線の状況を見きわめ、市内で運行いたしております民間の路線バス、市内循環バス、公共施設巡回バスのバス路線体系を再編する必要があることから、市域全体のバス路線のあり方、現状における問題点などの整理や市内公共交通の課題を検討するため、関係機関と懇談会を開催し、報告や意見交換などを行っておりまして、市内公共交通のあり方につきまして、引き続いて検討を進めていきたいと思っております。

続いて、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについてでございますが、道路交通の安全性確保についてのご質問にお答え

をいたします。道路交通の安全性確保についてでございますが、市内道路の安全確保のため、道路パトロールなど維持管理に努めておるところでございます。道路パトロールでは、市道の危険箇所の早期発見と安全確保に努めております。また、夜間や降雨時の安全性の確認も道路を安全・安心に利用していただく上で非常に大切なことだと理解をしております。今後とも道路パトロールの充実を図るとともに、道路危険箇所や夜間及び降雨時の道路状況の把握を怠ることなく、安全・安心な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

消防広域化への取り組みについてでございますが、消防は、市民の皆様への命、身体、財産を火災から保護し、水害、火災または地震等の災害の防除、併せて、それらの被害の軽減を図るといった重大な責務を担っており、安全・安心に直結する重要な分野であります。近年は、災害・事故が大規模化・多様化し、また、都市構造の変化に伴い、消防に求められるニーズも多様化してきております。このような状況の中で、市町村消防、特に規模の小さい消防が、より質の高いサービスを市民の皆様へ提供するためには、消防の広域化によるスケールメリットを生かした消防力の充実・強化は避けては通れない方法の一つであると考えております。平成20年3月に、大阪府が国の指針を受け、大阪府消防広域化推進計画を策定し、本市におきましては、北部ブロックの7市3町での組み合わせが提案されたところでございます。この内容を受け、これら構成市町で検討会を立ち上げ、諸課題の抽出、整理を行い、報告書を作成いたしました。現在のところ、この組み合わせによる協議会の設立には至っておりません。今後におきましては、一部事

務組合や広域連合等といった広域化にとらわれず、あらゆる形で隣接市町と相互に広域的連携を強化し、市民の皆様が安全で安心して暮らせるよう消防体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

上水道事業の広域化についてのご質問ですが、上水道事業の広域化については、大阪府域水道将来構想検討委員会の中でも、将来的には府域一水道を目指して着実に歩んでほしいと提言されております。摂津市としても、将来的には目指す方向は府域一水道であると考えております。しかしながら、大阪府下各市の料金の格差、財政状況の違いを考えると、府域一水道については、かなり先の話になるのではないかと考えております。現状では、大阪広域水道企業団と各市が連携しながら、将来的には府域一水道を目指すことになるかと考えております。

4月からごみ収集業務委託の拡大をいたしました。今後の本市のごみ収集についてどう考えているのかの質問でございますが、本市の今後のごみ収集についてでございますが、廃棄物処理法に基づき、摂津市における廃棄物の今後の中期的な計画、摂津市一般廃棄物処理基本計画を現在策定中でございます。この中で、ごみ収集も含めた本市のごみ処理に関することが検討されており、ごみを減量し、有効利用を図っていく循環型社会への推進を考えております。この循環型社会を推進するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を十分に認識し、連携及び協働していくことが必要であると考えております。また、第4次の行財政改革により、今回のごみ収集業務の委託拡大を行いました。委託の拡大によって市民サービスの低下につながらないように、円滑な委託業務の引き継ぎが図られるよう

進めてまいります。

摂津市リサイクルプラザ計画再開についてのご質問でございますが、平成7年より、大量生産、大量消費、大量廃棄社会から、資源節約、ごみ資源化、環境保全型社会の環境型社会構造への変化が迫られた中で、本市では一層のごみ減量化に努めるために、当時、摂津市リサイクルプラザが計画されました。市の財政がバブル崩壊等により危機的な状況により、現在まで凍結してまいりましたが、市内で出たごみについては市でごみの処理をすることが原則であることから、今回、(仮称)摂津市リサイクルプラザ計画を再開させたところでございます。(仮称)摂津市リサイクルプラザは、燃やせないごみ、資源ごみとしての本市中間処理施設であり、燃えないごみの中に含まれる資源となるごみの一層のリサイクルを図ることにより、ごみ減量とリサイクルの推進を図るいわゆる循環型の社会を目指す施設として計画してまいります。

権限移譲を受けるに当たっての基本的な考えについてでございますが、本市では平成23年度から24年度までの2年間で50項目の権限移譲を受けることとしております。その基本的な考え方としましては、市民サービスや利便性の向上につながる事務については、積極的に移譲を受けることとしております。また、本市の規模、人員と各移譲候補事務の事務難易度や事務処理件数を照らし合わせて、現状の組織機構、人員で適正執行できると見込まれる事務については、基本的には移譲を受けることとしておりますが、人員増をはじめ、組織の新設等が必要となるものにつきましては、慎重に判断してまいりたいと考えております。

人材育成と人事制度改革についての基本的な方針についてでございますが、これまで

市政の中心を担っておりました団塊世代職員の大量退職が今年度で一定終了し、大きく世代交代が進みますことから、5年先、10年先を見据えた人材育成が重要となっております。これまで蓄積されてきた知識、技術、ノウハウ等の継承をスムーズに行い、引き続き市民サービスの維持・向上を図っていかねばなりません。先ほども申し上げましたが、地方分権が進む中、これからの基礎自治体は、自分のことは自分で決めるよう求められる時代になると思います。これは厳しいことですが、このような時代を乗り切っていくためには、職員に専門的な高い能力と幅広い知識、市民の立場で考える柔軟性が必要であります。今後も人間基礎教育の精神のもと、人材育成基本方針と人材育成実施計画を基本に取り組んでいきたいと思っております。

以上、私からの答弁にいたします。

○藤浦雅彦議長 教育長。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわります2点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、生きる力を育む教育についてでございます。

全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、本市では、小学校において着実に取り組みの成果があらわれてきております。一方、中学校においては、正答率において低位層が増加している状況が見られますが、この点は、これまで蓄積した知識、技能が剥落し、学習習慣の未定着とも併せ、授業がわからない生徒が増加していることが原因と考えられます。習得した知識、技能を活用し、さらに主体的に学ぶ授業への改善や家庭学習習慣を含めた基本的な生活習慣の定着のための取り組みをさらに強化していかねば

ばならないと考えております。そのため、小・中一貫教育をさらに推進し、9年間の義務教育の1年間の重みを再認識するとともに、就学前教育との円滑な接続についても進めてまいります。また、保護者、地域への情報発信についても、一方通行ではなく双方向的な家庭、地域とのかかわりを持つ中で、意見交流も行いながら課題の共有を図り、ともに子どもたちの基本的な生活習慣定着のために取り組んでまいりたいと考えております。

また、豊かな心をはぐくむ取り組みにつきましても、道徳教育をはじめ、あいさつ運動、思いやりや命の大切さを学ぶなど、日々の学校教育活動全体の中で進められておりますが、本市のまちづくりの大きな柱の一つとして取り組まれております人間基礎教育もその一つであり、学校だけではなく家庭や地域、そして全市で取り組まれることが子どもたちの豊かな心をはぐくみに資する大切なものであると考えております。教育委員会では4月に大幅な機構改革も実施いたしますが、新体制が学校、家庭、地域の連携のかなめとなるよう、具体的な方向性を示すとともに、積極的な支援にも努めてまいります。

次に、中学校クラブ活動の活性化に向けた取り組みについてでございます。

生徒の個性や能力の伸張を図ることができ、豊かな人間関係づくりが期待できる中学校における部活動は、所属意識や愛校心の涵養にもつながる教育的意義が大きな活動であると考えております。部活動の位置付けは、教育課程外の活動ではありますが、学校教育活動の一環であり、学校が生徒、教員、施設の実態を考慮して、主体的に編成するべきものと考えております。そのため、学校によって存在する部活動の数や種

類に違いは生じてまいります。顧問教諭と生徒の信頼関係によってはぐくまれる活動という点では、各校共通したものであると考えております。今年度におきましては、市全体では86.6%の生徒がいずれかのクラブに所属しており、部活動に対する生徒や保護者からの期待が大きいことは十分承知いたしており、現状の部活動の運営に対しまして、教育委員会では各校の活動に対して助成を行い、外部指導者派遣も行っているところでございます。今後は、学校が主体的に行う部活動の現状から見える教育的効果や意義について、学校が積極的に説明することや、生涯スポーツや学習の観点から、総合型地域スポーツクラブとの連携についても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 森内議員。

○森内一蔵議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、第3次総合計画の成果というのは、これは非常に難しいと思います。数字であらわせるものではないと思うんですけども、今月末で15年間の一定の目標年度が終わるわけですけども、その中で、例えば第3次の「未来をひらく高感都市・せつつ」ということで、概要があるんですけども、この中に、今までシビックゾーンというような形で核をつくっていきこう、東西南北の核をつくるというようなことがありました。そういうようなことはある程度できてきたものとは思いますが、この第4次総合計画の中でどう生かしていくのかということで、今、協働という言葉で何か違う方向にやっているのかなという懸念はあるんです。というのは、市民と行政というのは、あくまでも行政がイニシアチブを

とって、行政がこういうことをやる、それを市民とともに一緒にやっっていこうということが必要だと思うんですね。ですから、行政のできないことを市民と一緒にやってくる、市民の要望があるけれども、いや、皆さんと一緒にやらないからできないんだというような行政の逃げがあってはいけないと思うんですね。そういう意味で、この協働というものの行政と、それから市民との具体的な取り組み方というのをひとつお答えいただけたらと思います。

それから、地域間格差ですけれども、昨年、安威川以南にコミュニティセンターの建設場所というのが、モノレールの南摂津駅にということで場所が決定したんですけども、今後、財政的にいろいろ問題があるでしょうけれども、早く建設していただいて、先ほども言われましたように、市民のニーズに応じて一日も早い建設をとということで、これによって安威川以南の一つのハード面の格差が是正されるんじゃないかなと思います。しかしながら、この交通体系の是正というのは、以前に摂津市の都市計画マスタープランというのが、平成12年の2月でしたか、出されたんですが、その中には、やはり安威川以南に地下鉄の延伸もということも書かれておりましたけれども、そういう面では、一つ交通の利便性の夢がなくなったということで、そのほかに、先ほども言ったんですけども、地下鉄がだめになればほかの交通手段、バス体系ということも考えていかなければならないと思うんですね。例えば今、千里丘寝屋川線、これが全線計画決定を打っておるんですけど、なかなか着工されないということなんですけれども、そこに循環というか環状バスを走らすと。茨木市域も含めての話になってくるんですけども、そういうふう

な面も考えて、バス会社も利益がある、摂津市の市民にとっても利益があるというような、そういうところを、公共交通バスの懇談会がありますけれども、そういう面でももっと幅を広げてやるべきだと思うんですけれども、その辺についてもひとつお答えいただけたらと思います。

次に、道路の交通安全確保なんですけれども、日常的にパトロールはやっていただいております。しかし、夜間とか、それから降雨時、雨が降って側溝に水がたまっている、車が通ると歩道に歩いていての方がびしょ濡れになるとかいう話をよく聞きます。ですから、例えば夜間のパトロールなんかでも冬と夏とは違うわけですから、去年、私もこの質問をやったんですけど、そのときに年1回しかやっていないというような話ですから、やっぱり日ごろからパトロールをやらないかと思っています。それから、郵便局の配達の方にもお願いをしておることなんですけれども、1回しか、一つの事例が報告されたというぐらいのことで、一体このパトロールってどんなものかなという疑問もあるんですけれども、例えば、職員さんなんかでも通勤される途中で、ここは危険だなというのも報告してもらって改善に努めなければならないと思います。

それから、交通危険箇所マップ、これは61箇所の危険箇所があるんです。こういうところのパトロールも含めて、これはなかなか財政的な問題があって解決ができないということなんですけども、早急にこれも解決しなければならないと思うんです。そういう意味では、道路管理瑕疵がないようにパトロールの強化というものがいいかなと思いますので、その辺のところをお聞かせいただけたらと思います。

それと、水道事業と消防の広域化なんで

す。水道というのはライフラインですから、広域的に見て何か事故があったら、阪神淡路大震災でもライフラインの水道がということで、飲み水に困るというようなことで、それが例えば大阪府下水道になってくれば、全部管が連結できて、ある程度の供給ができるというような大きなメリットもあります。しかしながら、先ほど市長も答弁されましたように、なかなか難しいと思いますけれども、やはり広域化に向けた一つの取り組みというのは必要だと思います。大阪府の企業団ができたということで、今後進んでいくと思うんですけども、大阪府の府域の水道将来構想検討委員会というのは、具体的にはどんなものか一度お聞かせいただけたらなと思います。

それと、消防の広域化でございますけれども、これはもう10年以上になりますけれども、阪神淡路大震災のときに消防の力、これは大きく発揮されたと思います。そういう面では、広域消防というのは、将来的には例えば北摂地域の広域一本化、南のほうでは門真の消防組合とかがあります。そういう面では、経費の削減と消防力の強化という意味では、やはり進めていくべきだと思うんですけど、この辺のところについて、どういうふうに進んでいるのか。危機管理体制の充実にはぜひとも必要だと。

それと、もう一つ、広域で一番我々も身近に感じるのは救急救命体制ですね。例えば、救急車がとまって行き先がないと。これが広域になれば、ある程度の病院も確保できるというようなメリットもありますので、やはり消防の広域化というものは一日も早く進めていただきたいなと思うんですけども、いろいろ各市には思惑があって、問題もあろうと思いますけれども、取り組みについてお聞かせいただけたらなと思

ます。

それから、廃棄物処理施策でありますけれども、今年の4月からごみ収集の委託が行われる、拡大されるということで、これも大阪府下でも画期的なことだと思いますけれども、この場をお借りして、本市のごみ収集、それから減量施策というのは、日本の中でも指折り数えて上位に入るというか、優秀な職員さんがたくさんおられます。そういうことで、ごみ減量施策をいろいろ進めていただいた中で、今回委託という形になりましたけれども、この委託によってどれぐらいの経済効果というか、財政的に助かったかと。人件費等はさておいて、やはりいろいろな面で、こういうところということは一度教えていただけたらなと思います。

それから、リサイクルプラザ計画ですけれども、これは、プラザ計画は別にあっただんですけども、この摂津市の都市計画マスタープランの中に「うるおいといこいの環境都市空間の創出」ということで、リサイクルプラザ整備、「鳥飼八町地域においてリサイクルプラザの整備を進め、リサイクルの促進等、市民参加による資源化やリサイクルの啓発拠点としての整備を目指します」ということで、これはいいんです。ところが、鳥飼八町地域における総合公園の整備、「レクリエーション活動・みどりの拠点となる総合公園の整備を検討します」と。これは、リサイクルプラザの用地買収のときに地元と約束された一つだと思うんですけども、これについても今後プラザ計画を進めていく上で、どういうふうに対応されていかれるのか、ひとつお聞かせいただきたいと。しかし、中間処理施設というのは、ご存じのとおり、一日も早い実現を見ないといけませんので、その間、どう

いうふうな形にするのかというのは、これはまた後でお聞きしますけれども、リサイクルプラザ計画について、計画の順番というか、どういうふうな形で進めていかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、生きる力を育む教育なんですけれども、この中で、学校、それから家庭、地域の連携によってそれぞれの役割を果たすということですが、特に地域との連携というのは非常に難しいと思います。例えば、今、PTA活動でも保護者の方の参加とか子どもさんの参加が少ない、組織率がだんだん低下している、また、地域的にも自治会とかそういうところがやはり一つの単位となって地域連携だと思いうんですけれども、この辺のところの取り組みをひとつお聞かせいただけたらなと思います。

それから、中学校のクラブ活動の活性化ですけれども、これは、ご存じのとおり、サッカーで有名になって摂津の名前を上げていただいた選手もおりますけど、これもやはりサッカーをクラブでやって、それで花が咲いたと。それから、ラグビーも、一昨年でしたか、有名高校に行って、そのキャプテンをやって、それから全国優勝したというような話もあります。そういう意味では、クラブというのは非常に大事だと思いますね。それと、プラスバンドも全国の大会に出て優秀な成績をおさめられたということで、クラブ活動というのは中学校の生活というか、学校に行く中でも一つの将来に大きな夢と、それとやはり糧になるクラブ活動というのは人生の中でプラスになるものでありますから、どうしても、教育は機会均等制ですけれども、クラブに対しては、五つある中学校の中で、あるクラブはあるけども、このクラブはないとかね。それから、これは指導者にもよるんでしょ

うけども、顧問の先生が熱心なところはクラブは栄えていくと。一方、クラブの顧問になる先生がおられないから、このクラブはということでないところもある。ですから、五つある学校のうちで、全部が同じようにとは言わないですけども、ある程度のところはひとつそろえていただけたらなと思ひまして。特に野球とかね。野球がやりたいのに、うちの子の校区は、そこしか行かないんですから、そこにはないとかいうような声も聞きますので、そういうふうなところの解消というものも必要じゃないかなと思いますので、ひとつお答えいただけたらなと思います。

それから、地方分権と権限移譲なんですけれども、これは平成23年度から24年、この2年間で50項目、23年度には37項目ぐらいが権限移譲でこの摂津市に来ることなんですけど、これについて、やっぱり権限は移譲されるけれども、財源の移譲がなかったら、これはどうもならないと思います。先ほど市長も言われましたけれども、限られた人間、職員の中で、これを受けてやるというのは非常に難しいと思います。人材育成も必要なんでしょうけれども、しかし、やっぱり1人は1人ということになってしまいますので、その辺のところも考えて、財源移譲、それから人、物が要るような権限は要らないということで、そうもいかないかもしれませんけども、どういうふうな手続きを踏まれていくのか、それと国との関係もありますので、条例等いろいろ手続きが必要だと思いますので、その辺のところもお聞かせいただけたらなと思います。

それと、次に人材育成と人事制度についてでありますけれども、第4次行財政改革で職員が660人体制ということなんです

けれども、先ほども言いましたけども、幾ら優秀な人を育てても、10人も20人分も仕事はできないので、その辺のところは、やはり人事制度もきちっとやり、それから機構改革もあるでしょうけども、適材適所というものも必要だと思います。そういうところで一度きちっとした人材育成と適正配置というものも考えていかなければならないと思うんですけれども。それと、もう一つは、市自体の組織力の強化というの必要だと思うんですけどね。例えば、部、課、係というものの強化も図っていかねばならないと思いますので、その辺のところもお聞かせいただけたらと思います。

以上で2回目といたします。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。市長公室長。

○羽原市長公室長 それではまず、第3次総合計画と第4次総合計画をどういうふうにつないでいくのかというご質問でございます。

第3次総合計画は、「未来をひらく高感都市」を目指しまして、都市基盤の整備と市民の満足を視野に入れ、さまざまな取り組みを進めてまいっております。その結果、道路、下水道、コミュニティ施設など施設整備が進み、市民が快適で文化的な生活を享受できる基盤が一定整ったというふうに総括をいたしております。しかし、それ以後の経済のデフレ化、人口減少、少子・高齢化の進行、地方分権の進展、さまざまな価値観・ニーズの多様化など、社会経済状況は第3次総合計画策定時と非常に大きく変化をいたしております。そこで、第4次の総合計画では、行政経営が持続可能なものとするため、公共サービスは行政サービスであるという認識を改めまして、市民や事業者など、多様な主体と協働して地域課

題の解決や身近なサービスの提供を担う新しい公共空間の形成に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

その具体的な取り組みでございますが、平成23年度には各分野で実際に活動されている市民の方などで構成する会議、それと庁内での検討会議を新たに設置し、現状把握や制度研究を行い、協働の定義やルールを示す指針の策定に取り組んでまいりたいと考えております。また、同時に職員の意識改革を進めるための研修を実施するとともに、総合計画が摂津市にかかわる皆様にご理解いただけるよう、幅広く周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、大阪府からの権限移譲、今後のスケジュール等についてご答弁を申し上げます。

平成23年度には37事務の権限移譲を受けることになっておりますが、その移譲事務のうち、手数料が発生するものにつきましては、大阪府の9月議会で事務処理特例条例が議決をされましたら、本市では第4回定例会、または来年第1回定例会に手数料条例の改正をご提案する予定としております。現在、各担当部署におきまして、移譲を受ける事務についての研修会に出席するとともに、大阪府との最終調整を進めているところであり、スムーズな移行に努めてまいりたいと考えております。

移譲に係る財源手当ですが、権限移譲の準備経費に対する権限移譲推進特別交付金が2年間で約5,000万円程度、それと各事務ごとの初期経費に係る交付金が交付される見込みであります。ただ、これは移譲を受ける年度のみ措置ということでございます。このほか、事務ごとに年間6時間分の人件費と当該事務の処理数に応じた交付金が交付されることとなっております。

ご質問にありましたように、現在、国におきましては、基礎自治体に対する権限移譲一括法案が通常国会に提出される予定であります。市といたしましては、移譲事務を処理するための財源は、権限とセットでしっかりと移譲されるべきだと考えており、今後、市長会などを通して国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

3点目、人材育成と人事制度改革でございます。

人材育成につきましては、平成18年3月に策定いたしました人材育成基本方針において目指す職員像を定め、職員研修を中心としたさまざまな手法を用いて人材育成に取り組んでまいりました。また、人材育成基本方針の目標をより具体的、計画的に実施していくための人材育成実施計画を昨年12月に策定し、職場、研修制度、人事制度の三つの柱を中心に、今後、平成27年度までの5年間で順次計画を進めていく予定でございます。

人材育成実施計画の具体的な実施項目についてですが、職場で申しますと、効果的にOJTを行う職場づくりを行い、その中心的役割を担う係長や中堅職員の指導力を強化してまいります。

次に、研修制度についてですが、職員の自発的な能力開発を支援することを目的に、さまざまな研修や大学の講座等への派遣、通信教育受講等の公募を実施してまいります。また、協働についての理解を深めるため、コミュニケーション能力やファシリテーション能力向上を目的とした研修を実施し、協働に向けてのコーディネート力を高めてまいります。

3点目に、人事制度についてですが、人材育成を効果的に行っていくためには、採用、異動、評価、昇任などの人事諸制度が

有機的に機能することが重要であり、特に職員採用につきましては、これまで公務員試験に対する人気の高さもあり、応募件数も一定確保してまいりましたが、昨年は少子化の影響もあり、優秀な学生の獲得をめぐりまして自治体間での競争が始まる兆しがございました。今後、一人でも多くの優秀な学生を採用するため、学生等を対象にいたしました就職説明会を市役所や大学等各教育機関で実施をし、応募数の増加を目指してまいりたいと考えております。また、採用後は幅広い知識と経験を備えた職員を育成するために、おおむね10年間で複数の職場経験が得られるような計画的な人事異動を行ってまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 2回目のご質問にお答えいたします。

質問番号1の(3)地域間格差是正に向けた取り組みについてでございますが、安威川以南、以北地域の交通アクセスの拡大する格差是正につきまして、安威川以南、鳥飼地域からJR千里丘駅に向かう路線バスが摂津市駅前のロータリーに入るため、千里丘駅に行く時間がかかるものでございますが、通勤時間帯には摂津市駅前ロータリーには入りませんので、産業踏切手前の阪急摂津市バス停で乗降していただく状況になります。昼間での路線バスにおきましては、全便ではございませんが、摂津市駅利用者の利便性も考慮し、数便が駅前ロータリーまで入るといった状況でございます。

交通体系の見直しということで、都市計画街路、千里丘寝屋川線にバス路線を通す、環状運行ということの提案をいただいたところでございますが、現在、現況道路であ

ります府道沢良宜東千里丘停車場線を運行しております近鉄バスの運行状況でございますが、今、かなり減便されておまして、土曜日に1便にまで減便されているという状況でございます。また、都市計画街路であります千里丘寝屋川線の進捗状況が、今、ご提案いただいた内容につきましては大きくかかわってまいりますので、それらも併せて今後の懇談会の中でご意見をいただきながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、道路交通の安全確保についてのご質問についてお答え申し上げます。

日常の道路パトロールでの内容であります。パトロールで発見されました危険箇所につきましては、その都度適切な対応をしているところではございますが、舗装の大規模な損傷などにつきましては、道路維持工事をもって計画的な補修に努めているところでございます。また、日常の道路パトロールに加えまして夜間パトロールも実施しております。先ほどもご指摘がございましたように、夜間パトにおきまして、冬あるいは夏では違いがあると、これは私どもも意識するところではございます。夜間パトロールにおきましては、街路灯の状況確認のため、現状のところ少のうはございますが年1回夜間パトロールを実施している状況でございます。本年度におきましては、夜間パトロールを1回増やし、2回の実施を行っております。街路灯の状況も確認し、それらの早期修繕に取り組んでいるところでございます。今後も街路灯の補修はもちろん、夜間時の危険箇所を把握し、その安全確認に努めるとともに順次対策を講じてまいりたいと、このように考えております。また、雨天時の道路パトロールにつきましては、通常どおり道路パトロール

で対応し、路面状況や側溝の排水不良箇所などを把握し、対応に努めてまいります。

先ほどお話がございました交通危険箇所マップの内容でございますが、この危険箇所の改善につきましては、現在61か所中、信号機設置や歩道整備など25か所について既に対応を実施しております。市道部につきましては、順次対策を講じている状況でございます。

先ほどのパトロールの関係でございます。郵便局との提携あるいは通勤の折の注視と、こういうふうな形、改めてその辺も検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○藤浦雅彦議長 水道部長。

○中岡水道部長 2回目でご質問の大阪府域水道将来構想検討委員会につきましては、大阪府から委嘱を受けた学識経験者4名と水道事業者1名の計5名で府域水道の将来構想について検討してきたもので、平成22年6月から府域水道の将来構想について、各市町村からアンケートもとりながら、計5回の委員会を開催し、平成22年12月に大阪府に提言書が出されたものでございます。提言書の内容につきましては、国の水道ビジョンに示された、安定して給水する水道、安心・安全な水道水を給水する水道、健全な運営を維持する水道など5項目の政策目標を実現することを将来的に目指したものでございます。最終的には、府域一水道を目指すもので、そのロードマップとして、最初の10年間はステップ1として業務の協働化を目指し、次の10年間についてはステップ2として経営の一体化、事業統合を目指し、20年後以降で府域一水道を目指すというものでございます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 消防本部理事。

○浜崎消防本部理事 消防広域化へ向けての現状についてのご質問にお答えいたします。

消防の広域化を進めるに当たっての問題点といたしまして感じましたことは、消防本部の規模により消防広域化の課題に対する温度差があるということでございます。特に大阪府計画による本市の組み合わせ枠である北部ブロックにおきましては、自治体の規模に相当の差があり、必ずしも全消防本部が人口規模で175万人強の広域消防組織を理想とするものではないということでございます。また、各自治体の特性、つまり管轄面積の広さ、交通事情、地理的条件、地域の歴史、住民の生活圏、人口動態等も総合的に考慮する要素であります。

消防広域化の最大のメリットは、市民サービスの向上に尽きるものでございます。一般的には、統一的な指揮のもとでの効率的な部隊運用、本部機能統合等の効率化による人員の有効活用、救急業務や予防業務の高度化・専門化、財政規模の拡大に伴う資機材等の計画的配備、管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮等が実現することにより、高い市民満足度が得られるものと解しております。

こういった事情を踏まえ、現在、本市では本ブロック内での2市間、3市間、4市間及び3市1町間といった個別あるいは複数の自治体間で相互の連携を強化する目的を持って勉強会を設立し、諸課題の整理等の作業を行っているところでございます。今後は、まず現体制の中で近隣市等との連携をより強化し、共通の課題を解決しながら、消防広域化も見据え、摂津市民の皆様がより一層安全で安心して暮らせるよう、消防力の充実強化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○水田生活環境部長 4月1日、委託拡大によつての財政効果等についてお答え申し上げます。

今回、委託いたしました地域でございますけれども、正雀地区、庄屋地区、鳥飼中地区、鳥飼上地区、鳥飼新町地区、鳥飼銘木、鳥飼八町地区の約5,500世帯でございます。今までの委託地域を含めると、約9,000世帯から約1万5,000世帯に拡大いたしております。委託金額も、入札によりまして、可燃・不燃ごみの現行の単価で比べますと、1世帯当たり約30%少ない額になっております。また、ペットボトル収集につきましても、今まで月1回の収集から月2回収集となる計画をいたしております。今回の入札によつての現行の計画単価に比べますと、約47%少ない額となっております。今後、収集業務委託でございますけれども、本職員、現業職員が行っております収集業務等は、これまでごみの減量に取り組んでおります。府下でも優秀であると我々は認識いたしております。今後、委託拡大によりましての一般廃棄物の処理につきましては、やはり市町村の責任であるということから、今後も委託業者に対してのイニシアチブをとれるような体制で指導してまいりたいと考えております。

それから、リサイクルプラザ計画をするに当たつてのご質問でございますけれども、これまでの(仮称)摂津市リサイクルプラザ計画でございますけれども、当時、建設予定地の鳥飼八町の2丁目の地域で、敷地面積約1万5,700平米ございました。その施設の内容でございますけれども、大型不燃ごみの破碎施設、それから資源選別施設、それから廃プラスチックの選別施設

を予定しておりました。ほかにも資源ごみのストックヤードでございますとか管理棟、それから周辺環境及び景観に配慮して、施設周辺の緑地、駐車場の確保を予定していた計画がございます。今回、(仮称)摂津市リサイクルプラザ計画を再開するに当たりまして、当初の計画より10年以上たっております。これから基本設計、実施設計を進める中で、再度地元への説明とか、これまでの地元での説明会の内容も十分調べながら、現行の施設に合うかどうか、再度また検証しながら新たなリサイクルプラザ計画を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 教育総務部理事。

○市橋教育総務部理事 生きる力を育むための具体的な方策、特に学校、家庭、地域の連携にかかわる施策についてのご質問にお答えいたします。

子どもたちに生きる力をはぐくむためのキーワードは、先日開催いたしました教育フォーラムでも再三取り上げられました「つながり」であると考えております。つながるためには、それぞれの立場が対等に意見交換を行い、課題を共有して取り組みを行う必要がございます。これは、新しい総合計画の協働とも通じるものであると考えております。教育委員会では、まず情報の発信に努めたいと考えており、その際、できる限りきめ細かな情報発信になるよう、積極的にさまざまな場所に出向き、求められる情報について丁寧な説明を行うことを考えております。また、昨年11月から12月にかけて行った全国学力・学習状況調査の結果概要説明会において、意見交換ができてよかったという意見をいただいたことを受け、できる限り意見交換の場を設けてまいりたいと考えております。

さらには、先日行いました学校協議会研修には、会場がいっぱいになるほど参加をいただきましたが、学校を地域の宝としてさらに活性化するため、だれもが主体者となる意欲が感じられた研修となりました。学校においてもさらに生きる力を子どもたちにはぐくむため、取り組みを推進し、情報発信に努めるとともに、子どもたちのためのつながりの輪をだれもが当事者となって大きくできるよう、教育委員会がコーディネートしてまいりたいと考えております。

部活動における生徒の選択の余地を拡大するため、どう考えるかについてのご質問にお答えいたします。

中学校における部活動の特質といたしまして、自発的・自主的活動であること及び異年齢集団による活動であることがあげられます。学校規模や教員の配置状況などにより、当初は入部を希望する部活動がない場合の生徒のつらい気持ちも十分に理解できる場所ではありますが、一方、現存の部活動で楽しめるものはないか、また、入部している先輩から、その部活動のすばらしさを聞くことも重要でないかと考えております。生徒の健全育成のために大変重要な活動である部活動は、どれも教育的に効果のあるものと考えております。学校を基盤とするため一定の制約はございますが、全国大会に出場する部活動のみならず、現存する部活動に対しましては、同じように支援してまいりたいと考えております。また、増加する若い教員の大半は、これまで学生時代に何らかの部活動を経験しており、学級活動や授業はもちろん、部活動においてもさまざまな人間関係を豊かに築けるよう、力量向上を図ってまいります。教育委員会といたしましては、部活動編成につきまして、教員の配置の工夫や外部指導者の派遣

など、今後も引き続き各学校を支援してまいります。

○藤浦雅彦議長 森内議員。

○森内一蔵議員 2回目の質問でお答えをいただきましたので、割愛できるところは省いておきます。

総合計画については、メインが協働ということで、先ほども言いましたけれども、協働という名のもとに行政の責任というものを転嫁しないように、これはひとつお願いしておきたいと思います。

それから、交通安全のところ、夜間パトロールを年1回を2回というんですけども、1回を2回にしたところで、全市域、夜のパトロールはできないと思うんですね。その辺のところは、やはり日常的に行うような体制をつくっていただきたいなと思います。雨天も含めて全市域を回るとするのは非常に難しいと思いますので、日ごろのパトロールの強化をお願いしておきます。

それから、消防力の強化ですけれども、これは本当に広域というのは大事だと思います。特に広域化がなければ広域連合というものを進めていただいて、それから、先ほども言いましたけれども、救急救命体制。とにかく救急車が来て、病人、患者さんを乗せて30分もそこにとまっているというようなことのないような体制をひとつ何とか改善してあげてほしいなど、これはお願いしておきます。

それから、ちょっと気になるのはリサイクルプラザの件ですけれども、これは副市長でもちょっとお答えいただけたらと思うんですけど、中間処理施設の建設というのは早くしなければならぬと思いますので、今の中間処理施設については、本市は大きな課題を抱えておりますので、その辺のところも、もしお答えできればお願いしたい

なと思います。

それと、中学校のクラブ活動ですけれども、これはひとつ何とかお願いして、たくさんクラブをつくっていただきたいなと思います。

それから、一つだけ市長にお答えいただきたいのは、ワン大阪なんですけれども、これについて、今、大阪府もいろいろ知事が言っておられますけれども、摂津市の立場というのは基本的にどういうふうな方向でいくのか。ワン大阪という是非を問うんじゃないですけれども、どういうふうな感覚でとらえておられるのか、お聞かせいただけて質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 副市長。

○小野副市長 この前の民生の中でも協議会で申し上げたことなんですけれども、過日、近隣市に市長みずから出向いていただきまして、例の民間企業にやってもらったやつ大阪府停止ということで、おおむね3年をめど、もう少し長くなるかもわかりませんが、市長みずから出向いてもらってお願いをしてまいりました。そのことについては基本的に了解いたしましたということをもっております。

それで、今後の中身としては、これからの課題なんですけど、いずれにいたしましても、私どもの現在の環境センター問題というのは、森内議員がおっしゃっているように、市民の皆さんの努力なり職員の啓発活動によって1炉運転ができた。ただ、この延命も大体平成35年ぐらいまでが限度というふうに我々は聞いております。したがって、今、手持ちの資料はございませんけれども、平成20年度から平成35年までで約38億円から40億円の修理費を入れてほしいと、そのとおり今動いております。しからば、そのときに、35年といいます

と、これからの議会の大きな課題の一つ、最重要課題になると思いますが、環境アセス等々で平成20年代がアセスなら、25年以降等々で具体的に環境アセス等をやらなきゃならない。それから、鶴野にあるところでもって現実にできるかどうか。今現時点では極めて厳しいプラス財源問題があるということは明々白々でありますので、その近隣市等々の中で、以前、大阪市とも協議してまいりましたが、やはり今言われました消防と同じように、一部事務組合がなくても、広域行政としてリサイクルプラザのありようとともに今後の炉の更新問題を協議してまいりたい。そのときに、民生で問題になると思いますが、今回予算をつけておりますので、その執行をどういうふうにするのかということが大きな課題、そして、森内議員がおっしゃっているように、そのときに地元要望があった、そして地元要望を満たすという条件のもとにあれを買ったことも承知しておりますので、今、担当のほうにも過去における経過をすべて出してきて、そして、これからの地元に対する形をどうつくっていくか。あれ以上の大きなものをつくるとなれば市民要望を満たせないということはまた明々でございますから、そういうところの整合性を含めて、過去の経過を一遍調べた上で、でき得るなら広域的な行政を進めることを第一眼目として進めてまいりたいと。これは総論賛成、各論反対となる可能性もございますが、今日的な状況といたしましたら、そのことが一番いいという市の判断でもって今後進んでまいりたいと、今後とも議会との協議もしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 森内議員から、ワン大阪につい

て、摂津市はどうあるべきかというようなお問いだったと思いますが、私はいつも言っておりますように、大阪都構想、ワン大阪、これは今に始まった話じゃございませんで、私は長い間、大阪府議会へ参画しておりましたので、当時から大阪の今後のあるべき姿、これを勉強していく中で、大阪の持っている力が本当に出し切れていない、生かされていない、このままじゃ、いつまでたっても一地方でどうにもならんようになるということ、どこに原因があるのかというのは、幾つか原因がありますけど、その一つがやっぱり大阪府、大阪市、巨大都市、これが1足す1が2になるのであればまだわかりますが、今の状況では、極端に言えば1足す1が1.5と、そんな状況が各所にあるんですが、ここで今その議論はできませんので、だから、何らかの形で、この持てる大きな力を、1足す1が3、いや、5にすべきではないかということから発想が出ております。今、取り上げられているワン大阪は、何か政局に祭り上げておもしろおかしくやるような話ではありません。これは法律改正もありますから、やっぱり慎重にじっくりと取り組まなアカン話ではないかと思っています。

それで、摂津市がどうなるかということですが、ずっと前からある大阪都構想、これはまず、にっちもさっちもいかん大阪市の各区がありますが、これを、どんな形かわからんけど、とにかく再編して、以下の各市町村は従来のままで1足す1になったその恩恵をどんどん生かして、東京にも10万人前後の市は幾つかあると思いますけれども、だから、摂津市がどうこうという話ではございませんで、ただ、国の方向は、基礎自治体は30万人前後を目標にいろんな施策を展開していっておりますから、そ

のことはしっかり頭のどこかに入れておかないかと思えます。いつ何時大きな波にさらされても、堂々とそれに対抗はできないまでも乗っていける、そういったまちをしっかりとつくっておこうというのが、私が常々言っていることでございます。そういうことで、細かい話はまた機会がありましたらお話しますが、以上でございます。

○藤浦雅彦議長 森内議員の質問が終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

次に、渡辺議員。

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 それでは、高志会を代表いたしまして質問したいと思います。重なる面が多々あると思いますが、これも代表質問ゆえとご容赦のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

一昨年の政権交代から1年半が過ぎようとしております。国民は、長く続いた自民党中心の連立政権にノーを突きつけ、政権交代の向こうに日本再生の光を見出し、民主党に圧倒的勝利を与えたのであります。官僚政治からの脱却。政治を政治家の手に取り戻し、あらゆるむだをなくして国民本位の政権を樹立する。その意気込みはよかったものの、いざ政権を奪取し、現実を目の当たりにしたとき、理想と現実のギャップにうろたえている体を国民に露呈してしまったきょうこのごろの政権与党であります。普天間基地の問題、尖閣、北方領土問題、小沢一郎氏をめぐる政治と金の問題、さまざまな問題が惹起し、それに加え、社民党の連立離脱、党内勢力争い等、内紛を抱え、支持率の下降に歯どめがかからない状況となっております。では、それにかわる野党の実力はと考えると、既成政党の

支持率も横並び状態で、このすべての混乱の元凶は前政権自民党にあると言っても過言ではありません。「そのとおり」と呼ぶ者あり)そして、今では既成政党に失望し、怒りさえを感じている国民は少なくありません。

今、地方から改革を唱え、大きな支持を得ている地方政党が唯一元気なのは、そのあらわれだと思えます。我が大阪府の橋下知事をはじめ、東国原前宮崎県知事、愛知県の大村知事、そして名古屋市の河村市長等が圧倒的な支持を集め、当選を果たしております。物事を非常に単純化して争点を絞り、小泉元総理から始まった劇場型選挙が本当に国民のためによいとは思いませんが、しかし、今、既成政党への不信感や怒りがそのような形にあらわれていると思えます。

目を海外に向けますと、チュニジアに端を発して、エジプト、そして今、リビアを含め北アフリカ中東全体に広がりつつある民主化運動、今、その火種がアジア、そして中国にも広がる兆しが見えてきております。そして、昨年暮れに起きた北朝鮮による韓国ヨンチョン島砲撃事件等、我が国に直接、間接的にかかわってくる問題が起きてきております。

国の内外にも大きなうねりが生じている昨今、政治の停滞が今後国民に大きな不利益と災いをもたらすことのないように願う次第です。ジャパンシンドローム、成熟した社会、国家が陥るゆっくりとした悪循環、それを断ち切るため、指導力としっかりとした目で将来を見据えられる政治家と政党の出現を祈念したいと思います。

それでは、具体的に質問に入りたいと思えます。

まず初めに、市民が元気に活動するまち

づくりから、協働について意識の共有化を図るために、市民の参画を得て、ルールづくりと今後の展開を検討するとありますが、市民がさまざまなとらえ方をし、独自の動きをした場合、行政が考える協働との乖離が生じ、そこにさまざまな弊害が起こる可能性があります。行政がしっかりとした認識の統一を持ち、市民に説明や啓発活動をし、同じ考えのもとで初めて協働が成り立つと思いますが、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

次に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりから、1番目、本市の実情に即したバス路線等の再編とありますが、以前から私も含め多くの議員が質問しております安威川以南の交通問題をどのように解決されるおつもりでしょうか。特に、鳥飼地区には交通網の空白区が存在しますが、その空白地帯には高齢者も多く、交通機関の公平さを訴えておられます。その不公平感を是正する交通網の整備をどのようにされるのかお尋ねしたいと思います。

2番目、消防団の車両、施設、資機材の支援整備について質問いたします。今回の市政運営で述べられている支援拡大とはどのようなことをされるのか。各分団は老朽化著しいさまざまな資機材を、財政難の中、新しいものにかえられない状況にあります。大規模災害が発生した状況で、十分な対応ができるかが問題であります。市も財政難であります、一刻も早い装備の充実が必要と思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

3番目の質問をさせていただきます。市民の安全・安心の確保には犯罪の防止が重要ですが、ひったくりや放火などの犯罪を未然に防ぐために、街頭犯罪防止に効果が高い防犯カメラを市内各所に設置で

きないかとお聞きしたいと思います。昨年、大阪は、ひったくり日本一の汚名を千葉県に譲りました。しかし、依然として犯罪の発生率は日本でもトップクラスであります。その中で、北摂では吹田市、大阪全体では大阪市、東大阪市が高い水準にあります。東大阪市では、そのことで苦慮し、街頭犯罪防止のため、市内各所に住民の許可を得て防犯カメラの設置を推進するとのことであります。摂津市の発生率は府下の平均より少し低い状況にありますが、昨年の街頭犯罪は592件、一昨年よりは少なくなっているものの、日に一、二件の犯罪が起きております。まちの安心・安全のため、設置されるお考えはないかお尋ねしたいと思います。

次に、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについてお尋ねいたします。

その1番目、先ほど野原議員の質問の答弁で、ちょっと私が聞こうと思っていたことの答弁が返ってきましたので、例の多目的運動広場、それに関しては結構です。その状況をしっかりと今後も見据えていただきたいと思えます。

それでは、視点を変えて質問します。

淀川河川敷は、市域に残された自然を十分満喫できる場所であります。また、自然に関して子どもたちが遊びを通して学べる場所でもあります。以前、国は治水に重点を置き、砂防工事等、自然を破壊する工事を推し進めてまいりましたが、自然環境の保持、法律の改定もあり、自然の状態に戻す方向に転換いたしました。そこで、市民が自然と触れ合うことができ、また、水辺に親しむことができる親水施策を展開するお考えはないか、お聞きしたいと思います。

2番目、公園や街角緑化と市民との協働についてであります、市域内には緑が少

ないと感じている市民が多くおられます。現在、公園も街路樹もそれなりにあるのですが、緑化という観点からは少し物足りないように思われます。そこで、今後、緑化に対する市民協働を交えた取り組みについてお尋ねしたいと思います。

次に、暮らしにやさしく笑顔あふれるまちづくりについてお尋ねいたします。

1 番目、市政運営の基本方針には、「男女共同参画社会の実現に向けた取り組み」として、「市民活動団体との協働により、さまざまな啓発事業を実施」云々とあります。ここには同じ発音の「きょうどう」が2種類の漢字で書き分けられていますが、この二つの単語をそれぞれどのようにとらえておられるのでしょうか。その違いについて認識をお伺いしたいと思います。

2 番目、認知症支援ボランティアの養成をどのような形でされるのか、また、認知症支援ボランティア活動の課題をどのようにお考えか質問いたします。3月2日の夕方のニュース特集で、認知症ボランティアのことが話題になっておりました。場所は滋賀県大津市雄琴地区、70歳のボランティアの男性が核となり、地域の方々にボランティアサークルへの参加を募っておられました。認知症の患者を抱えた家族はほぼ24時間体制で世話をし、さまざまなシステムの協力を得られない時間は、家族、特に伴侶の方に負担が重くのしかかる状況であり、その精神的なフォローが認知症ボランティアの主な役割でありました。一言で認知症と言っても、人それぞれの特性がありますが、そのさまざまな特性に応じて、本市のボランティアの方々がどのように対処するよう指導されるのでしょうか。また、大変複雑で肉体的にも精神的にも忍耐の要る活動であるため、地域の協力と専門家の

アドバイス等も不可欠と思われませんが、その点についてお尋ねしたいと思います。

3 番目、がん予防についてであります。

まず初めに、昨年、私の一般質問で前立腺がんの検査費助成を要望したところ、非常にそのことを受けて、節目年齢に関しては全額助成、そして、節目以外でも一部助成ということでしていただきまして、本当に感謝申し上げます。65歳以上のがんの発症率で一番高いのは前立腺がんでございます。60歳以上はすべて助成できるように今後もお願いしたいというふうに思います。ありがとうございました。

がん予防のア、現在行われている市民健診でのがんの早期発見という観点から、胸部レントゲン撮影をCTに変更するお考えはないか、お尋ねしたいと思います。医療機関の関係者によりますと、肺がんの検査において、胸部レントゲン撮影では早期にがんを発見することは難しく、たとえ発見できても末期状態になっている事例が多く、より正確にがんを見つけるにはCTでの検査が必要とのこととあります。本市においても一部では実施されるとお聞きしましたが、レントゲン撮影を今後CTに変更されるお考えはないか、お聞きしたいと思います。

イ、子宮頸がんの予防ワクチンの危険性についてであります。一昨年の12月にこのワクチンが承認され、国、地方自治体においてもワクチン接種の早期実現に向けて動き出しているところでありますが、反面、ネット等でこのワクチンやワクチンに関する事象の危険性が取りざたされております。ワクチン自体の危険性には、副作用が多いこと、例えば失神、それから腰痛、発熱等々、また、このワクチンの成分、アジュバンドによる関節炎等さまざまな副作用の

報告が上がっております。それから関連する事象は、今、未成年の女子がこのワクチンを接種することにより、知識不足のため、接種すれば絶対に感染しないと思込むこと、また、効力も長く継続してあると思込むことで、逆に感染が広がってしまうのではないかと懸念されます。ワクチンを接種するに当たり、そのメリット、デメリットをしっかりと説明し、理解する必要があると思います。この件についてお考えをお聞きしたいと思います。

誰もが学び、成長できるまちづくりについて。

1 番目、市内小・中学校卒業式・入学式での国旗掲揚、国歌斉唱についてお尋ねいたします。この件については、私は議員に初当選のときから再三にわたり本会議や委員会で質問してまいりました。学習指導要領も内容がより鮮明に指導を打ち出すこともあり、当初に比べると大分状況が改善されたように見えますが、いまだ国歌は斉唱されていない状況です。また、国旗に関しても、舞台上や野外ポール上など、目立たない位置に掲揚されております。国を思う心、その象徴であります国旗・国歌を大切に作る心をはぐくむことが必要であるという考えに基づき、国旗の掲揚と国歌の斉唱は学習指導要領に盛り込まれているのだと思われまます。本市において、今回の卒業式・入学式に対してどのように指導されたのか、お聞きしたいと思います。

2 番目、小学校の補習授業についてお聞きしたいと思います。児童たちが小学校の6年間で習得していかなければならない教育課程を習得しないまま中学校に入学し、中学校の先生が大変苦慮されている現状があるということで、数年前から小・中一貫して授業展開ができるように、情報の交換

をしたり、小・中学校の先生方が互いに行き来できるよう取り組まれていると聞いております。他市においては、教員免許を持った市職員や退職教員のボランティアを募り、土曜日には授業についていけない児童に補習授業を行っていると聞きました。本市においてもそのようなシステムの構築をするおつもりはないのか、お尋ねしたいと思います。

3 番目、(仮称)全国学力テストについてお尋ねいたします。大阪府の小・中学生の学力は、全国的には最下位に位置付けられているとお聞きしました。また、摂津市は残念ながらその中でも下のほうに位置するということでもあります。一昨年、東大阪市の市長さんとお話をする機会があり、その折、東大阪市も下位に位置するということで、その状況から脱却するため、教育委員会がしっかりと具体的に目標を設定し、子どもたちの学力向上につなげていくように指示を出されたそうであります。その目標とは、3年後には大阪府の平均以上に、5年後には全国平均以上に持っていくということであります。現実にはなかなかその目標達成は難しいとは思いますが、教育委員会やそれに関する団体が一丸となって取り組むには、より単純明快な目標設定が必要であると思われまます。本市においてもそのような具体的な目標を持ち、子どもたちの学力向上につなげていこうというお考えはないのか、お聞きしたいと思います。

4 番目、小学校普通教室でのエアコン設置についてお聞きしたいと思います。子どもたちの学習環境の改善は重要な課題と思ひます。昨今の異常気象、特に昨年の夏の記録的猛暑は記憶に新しいところであり、このような状況を考えると、小学校普通教室でのエアコン設置はうなずける取り組み

と考えます。しかし、本市の財政状況は、新規事業の実施を安易に許すような状況になく、この取り組みもただの消費に終わらせてはならず、子どもたちへの確かな投資にする必要があると考えます。すなわち、どのような状況でエアコンの設置が決断されたのかを子どもたちにしっかりと説明することで、押しつけではなく自然と感謝の思いが子どもたちの中に芽生えてくる、そのような機会にすることこそが子どもへの投資であると考えますが、この点についてのご認識をお聞きしたいと思います。

5番目、総合体育館についてお聞きいたします。本市の子どもたちは、学力ではあまり芳しくないものの、喜ばしいことに体力では府下ナンバーワンと聞いております。また、サッカーの本田選手や元中日の立浪選手など、全国的に有名なアスリートを輩出しております。我が市にとって大変名誉なことであり、子どもたちのあこがれの的として、彼らの存在は大変重要であります。そこで、第2、第3の本田、立浪選手を生み出すためにも、より充実した体育施設が必要であると思われまます。市に不可欠な施設としてはさまざまなものがありますが、その中でも市民総合体育館は必要不可欠な施設であると考えます。私は、摂津市剣道協会の理事長を拝命しておりますが、昨年の11月に北摂大会の当番市として7市3町の剣士をお迎えし、北摂大会を鳥飼体育館で行った折、観客席もなく、遠方から車で来られる方々の駐車場の確保をするのも大変な状況でした。また、体育協会の協議会においてもよくその話題が上っております。子どもたちのさらなる体力向上のため、摂津市のスポーツ振興のため、総合体育館をぜひ建設していただきたいと願ひまして、そのことについてお尋ねした

いと思います。

6番目、市立第6集会所の今後の活用についてお尋ねいたします。昨年、摂津市文化財保護条例が制定され、これから我が市のお宝探しが始まろうとしております。我が市においては歴史的建造物が少ないのでありますが、その中で第6集会所は大正時代の面影を残す、我が市にとっても、また大阪にとっても大変貴重な建物であります。聞き及びますところ、昭和の初めごろには、農閑期に各地から大衆演劇の一座を呼び寄せ、この建物でさまざまな出し物が演じられ、地域の多くの方々が大変楽しみにされていたそうです。これからこの建物の調査をし、今後保存、そして使い方を協議されたいとお聞きしました。私は、この歴史的価値のある建物には、摂津市から全国に発信できる力があると信じております。単に歴史的建造物として保存するのではなく、有効利用して摂津市の名物にしていく考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

最後に、活力ある産業のまちづくり。その中で、就労相談員を配置するとありますが、具体的にどのような取り組みをされるのかお尋ねしたいと思います。今、失業者の方々にとって、摂津市に在籍する企業への就職あっせんが一番の助け船だと思ひますが、現実的に行政として就職あっせんはできないと思ひます。では、今、大変苦しんでおられる失業者の方々に対してどのように就労相談員を配置し、また、どのような対応をして手助けするのかをお聞きしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。

市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 高志会を代表されての質問にお答えをいたします。

まず、市民が元気に活動するまちづくりについてのご質問でございます。協働のまちづくりを進めるに当たって、ご指摘のように、最初に取り組むべきことは協働に対する認識を統一することでございます。第4次総合計画では、本市が目指す協働の姿を、目指す将来像の実現に向けて、市民、事業者、行政など摂津市にかかわるみんなが主体性を持って、互いの特性を尊重しながら共通の目標を達成するために対等な立場で連携・協力するとしております。また、協働を実現するための市民、事業者、行政の役割も示しております。しかし、現在、協働についてはさまざまなたらえ方をされております。そこで、市民、事業者、行政など、摂津市にかかわるみんなの意識の共有化を図るため、まずルールづくりから取り組んでまいります。このルールは、市だけでつくるのではなく、各分野で実際に活動されている市民などが参画する中で、本市が目指す協働とその具体的な進め方を定めてまいります。そのためにも、職員の意識改革が重要であります。ルールづくりと並行して研修や研究を進めていきたいと思っております。

安威川以南の交通問題についての質問でございますが、午前中から何度もお答えをいたしておりますが、摂津市内は、どちらかといえばハードな地形といえますか、ご婦人とかお年寄りにとっては非常に足の便が悪うございます。足の確保、それは難しいんですが大切な課題でございます。そういうことで、私は市長に就任いたしましたとき、それまでも皆さん、何度もこの問題についていろいろと協議といえますか探っておられたように聞いておりましたけれど

も、何とか一遍取り組んでみようということで、鳥飼の北部地域、摂津市の交通の空白地域に独自のバスを走らせた経緯がございます。今後、これをどういうふうに拡大していけるのか。何度も言っておりますけれども、この狭い地域に二つの路線バスが走っております。これとの競合をいかに避けて今後拡大していけるか、大変これは難しい問題ではございます。その上で、市内の公共交通網につきましては、地域公共交通の現状や交通状況の変化を把握し、的確に対応することが必要でありまして、市内全域の公共交通網を充実し、公共交通機関の利便性と機能の向上を図ることの機運が高まっていることも承知をいたしております。現在、市内の交通不便地域をどのようにカバーするのか、地域の意見、要望等をどのように反映するのかにつきましても、市内で運行いたしております民間の路線バス、市内循環バス、公共施設巡回バスのバス路線体系を再編する必要があることから、現状における問題点などの整理や市内公共交通の課題を検討するため、関係機関と懇談会を開催し、報告や意見交換などを行っておるところでございます。市内公共交通のあり方につきまして、引き続きしっかりと検討を進めていきたいと思っております。

消防団の支援整備の拡大並びに地域消防力の強化についての質問であります。消防団の車両、施設、資機材の支援整備の拡大についてであります。消防団の車両や施設の整備に対して、市は交付要綱に基づき補助金を支出しておりますが、補助金額の改定から17年が経過をいたしております。今回、地元の要望なども勘案し、実情に合った補助金額に要綱を改定するものでございます。この改定によりまして、地域防災の担い手である消防団の車両や資機材

等がより整備しやすい環境となり、ひいては地域消防力の強化につながるものと考えております。

防犯カメラの設置についてでありますけれども、市内における自転車盗難や車上ねらい、ひったくりなどの街頭犯罪は、関係者による積極的な取り組みにより、平成22年には前年比で約37%の減少を見ております。しかしながら、減少したとはいえ、平成22年中に摂津署管内において592件の街頭犯罪が発生しております。引き続き犯罪抑止に取り組んでいく必要があります。ご質問の防犯カメラの設置の有効性についても十分認識しているところでございます。既に一部の市営駐輪場やコミュニティプラザ外周に防犯カメラを設置しておりますが、23年度においても大阪府の防犯カメラ設置補助金を活用し、街頭犯罪の中でも大きい割合を占める自転車、オートバイ盗難への対策として、市営駐輪場等への設置を進めてまいります。また、駅前等、犯罪発生の可能性の高い地域においては、公共空間への防犯カメラ設置について、摂津警察署とも協議の上、導入について検討していきたいと思っております。

淀川河川敷の今後の活用についてでありますけれども、国土交通省の所管の淀川河川公園は、整備当初はスポーツ施設や公園遊具を設置する整備を行っておられましたが、先ほども申しましたが、平成20年度に淀川河川公園基本計画が策定されまして、淀川の自然環境の保全と再生に取り組むこととされました。現在、取り組まれている河川整備計画でも、わんどの保全等、自然の保全に力が注がれていますが、本市といたしましては、このようなわんどと自然を大切にして、その上で広く市民が利用できるスポーツ公園としても整備されるよう要

望していきたいと思っております。

公園や街角緑化と市民との協働についてのご質問にお答えをいたします。第4次総合計画策定にご参加いただいた市民会議からの提言書で、愛着が持てる都市景観をはぐむ内容で、住民、地域、事業者が取り組むこと、また、住民と行政の協働で取り組むこと、行政が取り組むことのアプローチもいただいております。今後、市内緑化につきましては、行政が独自に行うこと、市民や事業所などと協働で行うことの仕分けを十分行い、市民が愛着を持つことができる仕組みづくりを検討していきたいと思っております。

男女共同参画社会の「共同」と総合計画にある「協働」とどう違うんだという質問だと思いますが、的確かどうかわかりませんが、男女共同参画の「共同」、英語で言うと「with」というんですか、わかりませんが「同列、一緒に」という意味だと思います。もう一つの「協働」は「together」というのか、間違ったら済みませんが、要するに動きがあると思っております。もう少し詳しく言いますが、男女共同参画社会基本法に用いられております「共同」、これにつきましては、その理念にもありますように、男女が職場や家庭、地域など、あらゆる分野において対等な立場でともに責任を担うという意味があると理解しております。一方、多くの自治体がまちづくりのテーマとしている「協働」につきましては、近年、地方自治と地方分権をめぐる新しい動きを踏まえ、市民、事業者、行政などさまざまな主体が、同じ目標の実現に向かって、対等な立場でそれぞれの特性を生かしながら力を合わせ活動することであると考えております。第4次の総合計画における本市が目指す協働の姿について、今後、

さまざまな機会をとらえ、市民の皆様と共通認識に立てるよう議論を深めていきたいと思っております。

認知症の支援ボランティアの養成についてでございますが、現在、認知症の方は全国で200万人を超え、85歳以上の方の4人に1人は認知症の症状があると言われております。認知症の方を介護する家族の負担は大変大きく、認知症の方とその家族を地域で支え、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるまちづくりを進めることは重要な施策課題と認識をいたしております。このような認識のもとに、市といたしましても、市民の皆様と認知症についての正しい知識を持っていただけるように啓発に取り組むとともに、各地域におきまして、認知症支援ボランティア養成講座を開催し、講座修了生のグループ化を図ることによって認知症の支援ボランティアの養成を図っていきたくと思っております。

肺がん検診についてのご質問ですが、がんの早期発見の観点から胸部レントゲン撮影をCTに変更する考えはないかとの質問でございますが、本市では平成16年度に大阪府の肺がん検診モデル事業として一部CT検診を導入し、平成17年度からは一定の要件を備えた方を対象に継続して実施しているところでございます。

子宮頸がん予防ワクチンについての質問にお答えをいたします。平成21年12月にこのワクチンが承認され、本市におきましても早期の取り組みへの要望をいただいていたところでございます。このたび、国の予防接種部会で早期実施の意見書が提出されたことなどを受け、新年度重点施策である「健康」の中でも大きな取り組みの一つであるがん予防の一環として子宮頸がん予防ワクチンへの助成を実施するものでござ

います。議員ご指摘の副作用の危険性も含めまして、市民には十分な情報提供をしながらワクチンに対する正しい理解と納得のもとで接種を受けていただくよう、医師会とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えています。

就労相談員の配置についてでございますが、現在の雇用情勢は求人の回復の兆しが伺えますが、雇用は依然と厳しい状況であります。平成23年1月の有効求人倍率は0.61と求職者2人の応募に1人しか就職できない厳しい状況がまだ続いております。こうした中、求職者が粘り強く就職活動に取り組んでいただけるように支援する就労相談員を配置するものでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 教育長。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわります6点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、市内小・中学校卒業式・入学式での国旗掲揚、国歌斉唱についてでございます。学習指導要領では、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものと定められております。本市の小・中学校におきましては、卒業式・入学式において、国旗掲揚や国歌斉唱について適切に実施し、厳粛で清新な気分を味わうとともに、新しい生活の展開への動機づけとなるよう努めてまいりました。しかし、国歌斉唱時に児童・生徒の歌う声が聞こえにくい、あるいは聞こえないというご指摘をこれまでにもいただいていたところであり、児童・生徒に指導することとは、国歌の大切さを理解し、歌えるようにすることであると校長会等でも指導してきたところ

でございます。今年度も学習指導要領に沿った小学校の各学年での適切な指導の積み重ねにより、小学校6年生では国歌の大切さを理解し、正しく歌えるようにすることや、小・中学校の卒業式や入学式の予行における指導についても、校長会を通じ、再三指導してまいりました。今年度の卒業式を目前に控えておりますが、これまで以上に国旗、国歌について児童・生徒が理解を深め、尊重する態度で卒業式に臨めるものと考えております。

次に、小学校の補習授業についてでございます。現在、小・中学校では、日々の学習習慣の確立や基礎的、基本的な事項の習得のため、放課後学習室を開設いたしております。しかし、全国学力・学習状況調査の結果からも明らかになっておりますように、児童・生徒の家庭学習習慣の定着は不十分な状況であり、家で全く学習しない児童・生徒の割合は全国を大きく上回っております。教育委員会では特に小学校の時期に家庭学習習慣の確立を図りたいと考えており、大阪府の補助事業でありますまなび舎事業は本年度で終了いたしますが、来年度も市単独事業として放課後学習室の開設を学習サポーターの派遣により小学校中心に行ってまいります。また、土曜、日曜の学習習慣確立のため、新年度より教育センターを会場として（仮称）土曜しゅくだい広場の開催を現在検討いたしております。指導主事がボランティアの協力も仰ぎながら、学習の場を構築できればと考えております。

次に、全国学力テストについてでございます。今年度で4回目となります全国学力・学習状況調査の平均正答率等の結果は、本市では、小学校においては、知識力を問うA問題において着実に取り組みの成果が

あらわれてきておりますが、中学校においては正答率において低位層が増加するなど、まだまだ厳しい状況にあります。課題解決のためには、活用力をはぐくめる授業への改善、基礎・基本の確実な習得、自学自習力の育成など、取り組みを推進すべき事項はたくさんございますが、一方で、基本的な生活習慣をいかに定着させるかなど、学校の取り組みだけでは解決することができない問題もございます。各学校では、児童・生徒の実態に合わせて学力向上プランを策定し、取り組みを進めているところではございますが、教育委員会でも学力向上プランの進行管理を行いながら、指導主事を派遣するなど、校内研修の支援に努めております。

また、大阪府教育委員会とも連携し、学力向上プロジェクト支援事業、学力向上重点校支援プロジェクト事業等の取り組みを進めておりますが、今後さらに学校への支援、学力や学習状況の実態把握、安心して学べる場づくりのための基盤整備、家庭、地域との連携を柱として、摂津市の子どもの学力向上のために取り組みを推進してまいります。

目標といたしましては、国や府の学力や学習状況に関する調査において、本市の子どもたちの学力が国や府の平均に達することを目指してまいります。そのためには、中高位層を含め、すべての子どもたちが成長した実感を持てる授業づくりに努め、平均正答率30%未満の児童・生徒の割合をゼロにすることが必要であると考えております。

次に、小学校のクーラー設置についてでございます。昨年夏の記録的な猛暑は記憶に新しいところであり、エアコン未設置の小学校の普通教室の学習環境について議論

がなされたところでもございます。今回の小学校普通教室へのエアコン設置は、学習環境を整備することで子どもたちの生きる力をはぐくむことを支援するものでございます。学力向上、豊かな心のはぐくみ、健康体力づくりなど、子どもたちの健やかな成長を願うすべての大人たちの願いを込められていることを発達段階に応じて伝えていくことは、未来の摂津を担う子どもたちにとって重要なことであると考えております。校長会等で平成23年度当初予算について説明いたしますが、その際に、大人たちの願いを子どもたちにわかりやすく伝えるよう要望してまいりたいと考えております。

次に、総合体育館についてでございます。現在、市内には市立体育館4館、スポーツセンター2館がございますが、いずれも規模が小さいことから、多くの方が来場される三島地区大会や大阪府の大会を開催することは困難な状況にあります。以前からご要望のある総合体育館建設につきましては、競技スポーツ、レクリエーションスポーツ、健康づくりの場として、また、摂津のスポーツ活動の拠点としての必要性は十分認識いたしておりますが、現状では、その財源や用地を確保することは容易ではなく、いまだ具体化いたしておりません。しかし、総合体育館の建設は、大規模なスポーツ大会の開催だけでなく、市民の健康増進や生涯スポーツの普及・振興、さらには地域の防災拠点にもなることから、本市のスポーツ振興、安全・安心のまちづくりに必要な施設であると考えております。このような観点から、施設の立地や規模、内容をどうするのか、また、国の補助金等、財源はどうなるのか、先進地の建設事例を調査・研究してまいりたいと考えております。

最後に、6点目の第6集会所についてでございます。市立第6集会所は、大正時代の芝居小屋のたたずまいを残す大阪府下でも数少ない近代和風建築であることから、現在、摂津市文化財保護条例に基づき、教育委員会から文化財保護審議会に対し、市指定有形文化財候補として諮問をいたしております。平成23年度には、第6集会所の現況を記録保存するほか、今後の活用方法の基本となる調査として、現状を保存した場合、公会堂として活用した場合などの設備内容や修繕費用を調査いたします。歴史的価値のある建築物の保存・活用の具体的なあり方は、行政や調査機関のみの考え、検討の中で判断するのではなく、広く市民や専門家のご意見をお聞きすることがよりよい成果につながるものと考えております。そのようなことから、調査結果に加え、文化財保護審議会をはじめ地元自治会や関係団体等のご意見を参考に、文化財としての価値を残しながらどのような活用方法があるのか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。中には要望もありますので、よろしくお願ひします。

まず初めに、協働についての意識の共有化ということで、これも先ほど森内議員の質問の中でありましたが、全くそのとおりでございまして、市がイニシアチブをとって、主体性を持って、協働という一つのきちっとした考えを持って市民に諮るということだったら、それなりに市民にも理解できると思うんですが、一緒になって検討しようというような話の中で、非常にそういう点ではあいまいなものになってしまうの

ではないか、また時間が非常にかかるのではないかというふうに思いますので、その点はしっかりと市の考えを今後も確立して行って、たたき台にして、それを市民とお互いに話し合うというようなことでお願いしたいと思います。

次に、バス路線の件ですけど、これも昨年、私も質問させていただきましたが、どうしても毎回その地域を回っておりますと、そのような意見があります。どうしても鳥飼地区にその空白区が存在するんですね。同じ摂津市民でありながら交通網の利便性を享受できないというようなことで不満を言っておられたわけでございますが、非常に頭が痛い点だと思います。しかし、一つの考えとして、安威川以南、以北という一つの分け方をしますと、以南に一つの中心的な拠点を持って、例えば南摂津駅周辺はコミュニティセンターの計画もあるというようなことをお聞きしましたが、一つの行政の機関を南にもしっかりと持ってきて、そこを中心にして交通網を発展させるというような考えもあるというふうに思いますが、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

それから、次に消防団の件ですけど、ありがとうございます。そのように装備を拡充していただけるということで、私も消防団の一員として感謝申し上げます。私は以前にも質問したと思うんですけど、消防団と消防職員の違いが市民にはわかりにくいと思います。制服を着ている責任といいますか、私らは消防職員と本当に似た制服を着ているわけですけど、いざ災害が起きたときに、市民は果たしてどっちやろうというような形になると思いますし、我々に対しても消防団員に対しても非常に責任がかってくるような状況になるんじゃないか

と思います。現実には消防職員と消防団員のスキルの違い、これはやっぱりプロとアマチュアの違いでありますし、その辺は雲泥の差というふうに思いますが、ただ、いざ災害が起きたときに最低限しっかりと対応する一つのスキルが必要だというふうに思います。当然、大災害が起きたときには、さまざまところで火災が起きますから、まず消防団員は、当然消防職員では賄えないと思いますし、消防団員がその地域のそういうものに対応していかなあかんというのはわかりますけど、ただ、それ以外にも災害時にはいろんな事象が発生すると思うんです。そういう点で最低限やらなあかんということをししっかりと確立することが必要だと思いますが、その点について質問したいと思います。

次に、犯罪防止の防犯カメラの件ですけど、私は以前、副議長をやっているときに、ちょうど市内各所で放火事件が起きたんですね。その犯人は捕まったんですけど、聞くところによりますと、いろんな箇所に警察等が臨時に防犯カメラを設置して、そのことが非常に犯罪者を摘発するには一つの効力があつたということでお聞きしておりますし、ニュースの中で、先日も熊本で3歳の幼児が誘拐殺人されたんですけど、犯罪者の迅速な摘発に非常に防犯カメラが役立ったということで、さまざまな状況で犯罪に対して防犯カメラというようなことが、今、非常に当たり前のような状況になってきております。そういう面で、大阪府も何とか汚名を返上すべく、各地に補助金を出して防犯カメラを設置しようということなんですけど、一昨年よりは犯罪は減ったといえども、1日平均一、二件の犯罪が起きているということでございますし、例えば、今、コンビニとか大きい会社にはそのよう

な防犯カメラが設置されておりますが、小さな商店とか、また既存の公共施設に新たにそういう防犯カメラを設置する、またそれを補助するというようなお考えはないのか、お聞きしたいと思います。

それで、次に、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりですけど、淀川河川敷の今後の活用についてであります。非常に今、摂津市は自然が数少ないわけでございます。淀川河川敷にはさまざまな動植物があります。普通まちなかといいますか、そのようなところには見られないような小鳥やら動物がいるんですね。そのような自然環境が、今、淀川河川敷にあるわけですけど、そういうものをフルに生かしていただいて、例えば、先ほどわんどの保全ということがありましたが、大阪には絶滅危惧種のイタセンパラというものがわんどで繁殖しておるということでございますし、そのような形でしっかりと自然を残して、そして、これは子どもたちの教育にも非常に繋がっていくわけですから、そういう点でしっかりと自然中心の淀川河川敷、自然公園を目指していただきたい、そのように要望しておきます。

次に、公園の街角緑化と市民の協働についてですけど、大体ご答弁いただきまして理解できました。その中で、例えば既存の緑化促進協議会、それとか地域の自治会等の緑化を進めている団体があると思いますが、そことの関連はどのようにされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、次に、男女共同参画社会の「きょうどう」の違い、それもよく理解できました。ただ、まち独自の造語というのがありますね。例えば、「まちづくり」というのは漢字で普通は書くんですけど、それを片仮名にしたり、摂津市独自の、さま

ざまそのまちにはまちの自分らでつくった造語というのがあります。既存の漢字をちょっと変えたり、既存の標語をちょっと変えたり、そういうような造語がありますし、この摂津市は非常にそういう点では造語づくりがうまい、行政がうまいというふうに思います。その男女共同の「共同」を今の全体的に使っている「協働」に変えて、ともに男女がそういうものに参画しながら、市民生活、また場づくりをともにやろうというような形の「きょうどう」の造語をつくる気はないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

次に、高齢者施設の認知症ボランティアの件ですけど、非常に認知症というのは、特に家族が大変な状況であるということは、皆さん周知のとおりでございますが、対応が難しいということもあるんです。家族と同じようにはできないのは当然ですけど、例えば、具体的にまちを徘徊していたときに、そのボランティアが行ったときにそこで暴れたり、いろんな状況というのは想像できるわけですけど、そういう具体的な事象に関して、対応に対しては限界があると思うんです。しかし、その中でも最大限生かされるような方法をやっぱり考えていかなあかんというふうに思いますから、その点について、もっと具体的にご説明をお願いしたいと思います。

それから、胸部レントゲンのCTの件ですけど、私もテレビの医学の番組で見ておったんですけど、レントゲンには限界があるし、そのレントゲンを見る先生の技量によって全然その点も違うらしいんですね。それを網羅できるのはやっぱりCTが必要じゃないかと。CTでより精密にがんの部位を発見できるということで、レントゲンによって当たり外れでがんが発見されるよ

うな状況というのは、非常にこれは費用をかけながらむだというふうに思いますし、そういう点でCTを導入されて、より正確に全般的に、今でもされておると思うんですけど、希望者にはCTをするような、そのような一つのお考えがないのか、お聞きしたいと思います。

続きまして、子宮頸がんのワクチンですけど、私は実は促進派だったんですね。本当にワクチン接種は早急に必要じゃないかというふうに思いながら、ずっと調べておりますと、非常にこのワクチンに関しての問題が取りざたされているんですね。その副作用であったり、それから、未成年、未成熟の女性対象であったり、そういう点で非常にワクチンの弊害が取りざたされておるわけです。さっきもご答弁があったんですけど、促進しておった一つのヒブワクチン等が、2種類のワクチンを一緒に打ったことによって副作用で死人が出たから急にやめなさいと、厚労省としたら、そのような本当にええかげんなことを言うとするわけであって、私は2人の娘がおりますけど、今の状況でこの子宮頸がんのワクチンを打てとは私はよう言わないんですね。何でそんな拙速にそんなことを言うのか、それも不思議だと思います。例えば鳥インフルエンザやったら、これはたちまち生死にかかわることですから、すぐワクチンを接種しなさいとか、そういうことになると思うんですけど、がんというのは長期にわたってなるものであって、それを今すぐしなさいしなさいというのは非常に私も不可解に思いますので、その点じっくりと慎重に対応してもらいたいと思うんですけど、ちょっとご意見があったらお聞かせ願いたいと思います。

次に、教育委員会の件に関しましては、

また委員会でじっくりとやりたいと思いますので、これは結構です。

6番目、活力ある産業のまちづくり。この相談員ですけど、例えば、吹田市で「JOBカフェすいた」とか、いろいろあるらしいんですけど、非常にそういう点は、今、もうのどが渴き切ったような状況で失業者の方がおられるわけですから、だから、そういう方々に関して、いかに的確に親切にアドバイスをするか、そういうことが肝心だと思いますが、ただ、今言ったようにメンタル面だけで終わらすのか、それから何らかの形で、そういう就職あっせんはできないにしても、そっちの方向に向けるような施策はあるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

これで2回目の質問を終わります。

- 藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。土木下水道部長。
- 宮川土木下水道部長 2回目のご質問にお答えいたします。

質問番号の2の(1)本市の実情に即したバス路線網等の再編とあるが、特に安威川以南の交通問題をどのように再編するかについてでございますが、公共交通機関の利便性と機能の向上を図ることにより、市内の鉄道軌道駅へアクセスしやすくなり、安心して快適に利用していただけることにつながるものであります。実現のためには、市民の皆様が公共交通機関を積極的に活用していただくことがCO2削減につながるものと考えております。平成22年度の市政運営の基本方針にもありますように、関係機関で構成する懇談会につきましては、市民としては市内のさまざまな地域からの声を聞くために自治連合会代表の方々や摂津市老人クラブ連合会代表の方々との懇談会、意見交換会を開催させていただき、本

市のバス交通の現状説明として、市委託バス及び補助運行バスの利用状況、費用負担額並びに本市における現在のバス路線状況の説明を行い、今まで寄せられました要望も併せまして報告させていただきました。

懇談会における意見交換会での要望内容といたしまして、阪急バス株式会社、近鉄バス株式会社に出向きまして、それぞれに要望内容をお伝えし、バスルートの検討を依頼してまいりました。近鉄バス株式会社からは、市内循環バスにおきまして、9月に各バス停での乗降客数の実態調査を実施され、現行ルートでは市役所を起点として運行しておりますが、利用者ニーズは市役所へ行くよりも阪急摂津市駅またはJR千里丘駅へのニーズのほうが強いとの分析をされ、現在の市役所を起点とした運行経路からJR千里丘駅を起点とした運行経路への提案をいただいておりますように、安威川以南地域へのバス路線につきましても、現在の市役所を起点とした運行経路から新たな拠点の検討や道路の整備など、インフラ整備の進捗状況も大きくかかわってまいりますので、それらも併せまして懇談会の中で皆様方のご意見もいただきながら引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、摂津市緑化推進連絡会や地域緑化活動の協働を今後具体的にどのような取り組みかのご質問にお答えいたします。

現在、摂津市緑化推進連絡会といたしましては、摂津市内でイベントがあれば、緑化の啓発パンフレットや花の苗の配布を行っておりますし、各地域の緑化活動をしていただいている会員の皆さんの緑化活動に対しての技術向上のための研修会も開催いただいております。会員の方々におかれましては、地域で独自に種から花の苗を育て、

花壇活動も実施していただいております。また、市内公共施設での花壇活動には、鶴野苗圃で種から育てた花の苗で、春と秋の植えかえ作業も連絡会会員の皆さんとの共同作業で行っております。植えつけのみならず、日ごろの灌水、除草作業にもご苦労いただき、市内緑化に貢献いただいているのが現状でございます。今後は、地元自治会や隣接企業等への協力も仰ぎながら、また公園、ちびっこ広場の管理も視野に入れながら、街角緑化のための役割分担を探るとともに、実施に向け検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 消防長。

○北居消防長 それでは、消防団員のスキルアップ等についてのご質問にお答えをいたします。現在、消防団員の訓練といたしましては、毎年行います全団員を対象とした総合的な消防団員訓練、そして、階級や年数に応じた内容で実施されます三島地区支部の主任幹部訓練などがあります。また、各消防分団におかれましては、随時放水訓練や器具の取り扱い訓練等を実施されております。さらに、消防本部・消防団幹部合同研修においてAED取り扱い訓練や危険予知訓練、大災害を想定した図上シミュレーション訓練などを実施してまいりまして、今後も新たな訓練内容を積極的に取り入れ、消防団員の効果的なスキルアップを図ってまいりたいと思っております。大災害時における消防団員の行動シミュレーションにつきましても、その消防分団が管轄する地域の特性をしっかりと把握した中で、消防団幹部や各分団の幹部が適切に現場を指揮し、団員が的確に行動できるような訓練内容も随時取り入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○水田生活環境部長 防犯カメラの設置でございますけれども、防犯カメラにつきましては、まず監視、記録、威嚇、抑止といった役割を持って、これまで犯罪の対応については十分そういう防犯カメラでもって対応して効果があらわれているというふうに考えております。設置につきましては、基本的にはやはり不特定多数の方が集まる場所が最適ではないかなと。といいますと、まずは駅前、それから今おっしゃっておりますように公共施設、それから小さい商店なりというふうに表現されておりましたけれども、今後、その設置につきましては、補助金の活用といったものを当然考えていかなきゃなりませんので、大阪府の補助金のいろんな情報の収集とか、それから設置に向けては摂津警察との協議も当然十分必要でございますので、今後、防犯カメラにつきましては、摂津警察と設置については十分検討をしていきたいと考えております。

それから、就労相談について若干内容をご説明申し上げます。就職活動が不得意な方をまず中心として、相談室でじっくり話を聞きながら就職の意欲を高めていただくと。厳しい就職戦線でございますので、やはり強い目的意識を持っていただけるようにサポートをします。自主的にそういう就職活動が取り組めるように助言も行います。相談日でございますけど、毎週1回でございます。開催時間は午後1時から午後4時の3時間の現在予定をいたしております、支援内容ですけども、やはり就職の相談、それから面接の実技練習、履歴書の書き方でありましてか会話の方法ですね。日常マナー、身だしなみなど、そういったことも助言してまいりたいと予定しております。

電話による相談者へのフォローアップも

併せて取り組み、相談者にとって敷居が低く、相談しやすい窓口にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○羽原市長公室長 男女共同という言葉につきましてご答弁申し上げます。男女共同参画社会基本法が目指す社会の実現のためには、行政、市民、事業者、それぞれが当事者としての意識を持ち、課題を明らかにした上で、お互いにやるべき課題、役割を確認しながら、ともに歩いていくことが大事であると考えております。

議員のご質問にありますように、市オリジナルとして総合計画にある「協働」を用いた「男女協働」という言葉の活用につきまして、まだ多くの自治体で基本法にある「共同」という言葉を使用している状況下において混乱が生じないか、そういうことも念頭に置きながら今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○福永保健福祉部理事 認知症支援のボランティア養成の具体的な取り組みと課題についてのご質問にお答えいたします。

市では、認知症の方やその家族への支援を総合的に進めていくために、地域福祉課、介護保険課、社会福祉協議会、老人介護者家族の会に加えまして、市内の介護保険事業者連絡会から認知症対応のデイサービスやグループホームを運営するせつつ桜苑、特養ひかり、ゆうとび庵摂津千里丘にもご参加いただき、プロジェクトチームを立ち上げて、今後の取り組みについて検討を進めております。このプロジェクトチームでの検討を踏まえまして、本年2月15日からモデル事業として、ゆうゆうホール鳥飼

西で地元自治会などのご協力も得て、社会福祉協議会が主催、プロジェクトチームの構成団体が共催して認知症支援ボランティア講座を開催しているところでございます。今後、各地域におきましても、順次講座を開催してまいりたいと考えております。講座修了後は、修了生のグループ化を図り、介護施設のご協力も得て、施設でのボランティア経験などを積んでいただき、将来的には在宅の認知症やその家族を支援するボランティアとして、また地域での見守りネットワークづくりの中心になっていただけるように、継続して支援を行うことにより支援者養成に努めてまいりたいと考えております。

次に、課題でございますが、ご指摘のように、認知症の方の症状につきましては個々さまさまで、ボランティアでは対応できない場合も多々あることが想定されることも認識いたしております。今後、施設でのボランティア活動などの経験を通して、介護施設の職員やケアマネージャーなどの専門職員のご意見もいただきながら、公的なサービスとして整備していくものとボランティアで対応可能なサービスなどについて整理してまいりたいと思っております。

次に、肺がん検診における胸部レントゲンとCT検査についてのご質問ですが、現在、50歳以上の市民で喫煙年数や喫煙本数が多く、たばこ指数が600以上の肺がんのリスクが高い方を対象として、低線量CT検査の肺がん検診を実施いたしております。大阪府内で低線量CTを実施している市町村は現在3市2町でございますが、中でも摂津市は早期に取り組み始めたところでございます。これに対し、肺がんとなるリスクの低い方に対しては、CT検査の被曝量の問題等から、CT検査は集団を対象

とする検診として用いることは推奨しないとされておりますので、基本的には国の定めるガイドラインに沿いまして胸部X線による検診とさせていただきます。

これまでの肺がん検診状況は、平成17年度から21年度までの5年間で1万6,361人が受診され、そのうち精密検査判定者352人、2.2%、がん発見者数は12人で0.07%となっております。保健センターには昨年の阪急摂津市駅前への移転を契機にデジタルのレントゲン機器を導入させていただき、直接撮影となり、被曝量も少なく、より鮮明な画像が得られるような機器を導入しております。今後ともがんの早期発見に努め、精度の高い肺がん検診の実施に努めてまいりたいと考えております。

子宮頸がん予防ワクチンの接種による副反応についてでございますが、国の薬事・食品衛生審議会の安全対策調査会の報告によりますと、これまでに国内における推定接種者数約40万人で81例、延べの症状で189件の報告がございました。主な症状は、議員ご指摘のように、失神や発熱、接種部位の痛みなどでございます。また、ワクチンの添付書には、局所症状として疼痛や発赤など、全身性の症状は疲労、筋肉痛、頭痛、胃腸症状などが発現する場合もあるとの記載もございます。一方では、国のワクチン評価に関する小委員会の報告では、子宮頸がんの原因である発がん性ヒトパピローマウイルスの50ないし70%の感染を防止するということが確認されております。議員ご指摘のように、副反応に対する懸念がないということではございませんので、接種の実施に当たりましては、予防接種の効果、予防接種後、通常起こり得る副反応のほか、ワクチンの予防効果が生

涯にわたって持続するものではなく、二十からのがん検診が必要であることなども併せて、教育委員会とも連携しながらワクチンの正しい知識の情報をしっかりと行い、被接種者やその保護者がその内容を理解し、接種を希望される場合にのみ実施するよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

- 藤浦雅彦議長 渡辺議員。
- 渡辺慎吾議員 結構です。十分理解できました。

もう時間がないので1点だけ、これも要望という形になると思いますけど、本当に子宮頸がんのことは慎重に対応していただきたいと思うんですね。当然ワクチンやから功罪はありますが、その辺は慎重によろしくお願いしたいと思います。

以上です。(発言終了のブザー音鳴る)

- 藤浦雅彦議長 渡辺議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後5時40分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 藤浦雅彦

摂津市議会議員 渡辺慎吾

摂津市議会議員 三宅秀明

# 摂津市議会継続会会議録

平成23年3月8日

(第3日)

平成23年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

平成23年3月8日(火曜日)  
午前10時開議場  
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長	羽原修
総務部長	有山泉	生活環境部長	水田和男
保健福祉部長	佐藤芳雄	保健福祉部理事	福永富美子
都市整備部長	小山和重	土木下水道部長	宮川茂行
会計管理者	寺西義隆	教育委員会 教育総務部長	馬場博
教育委員会 教育総務部理事	市橋正己	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	寺本敏彦	水道部長	中岡健二
消防長	北居一	消防本部理事	浜崎健児

1 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	事務局次長	藤井智哉
事務局参事 兼次長代理	池上彰		

1 議 事 日 程

1,

代表質問

民主党 三好 義治 議員

日本共産党 弘 豊 議員

市民ネットワーク 木村 勝彦 議員

---

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○藤浦雅彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、上村議員及び森内議員を指名します。

日程1、代表質問を行います。

順次質問を許可します。

三好議員。

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 おはようございます。民主党会派を代表して質問いたします。

まず初めに、鹿児島県と宮崎県にまたがる霧島連山の新燃岳が52年ぶりの爆発的噴火、また、今年は大寒波に見舞われた日本列島であり、また、世界ではニュージーランド、クライストチャーチの地震と、自然災害の猛威は全世界で発生しております。また、人災では、熊本県で発生した3歳の幼児殺害事件等を象徴するように、あつてはならない事件・事故の報道が毎日なされております。まず初めに、被災に見舞われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

経済環境は、北アフリカのリビアを舞台とした混迷で、中東情勢の緊迫による世界経済の先行きに影を落とし始めています。折しもインフレが世界経済の最大リスク要因として懸念され始めた中での中東緊張であり、この影響は食料高騰に加え、人々の生活に直結するエネルギー価格が一段と上昇していく中、政情不安が中東、北アフリカから他の地域に飛び火し、混乱の連鎖が拡大し、世界経済、日本経済への影響は免れない予兆を見出していると言われております。

日本国内は、2009年8月、民主党がなし遂げた政権交代は、自民党の中央集権、官僚依存の政治を断ち切り、真の民主主義政治の確立を目指す、国民にとって大きな

期待と希望を抱かせるものであり、日本の政治史における大きな転換期であったと言えます。しかしながら、その後の政権運営において、民主党は前政権が残した負の遺産の大きさ、さらには政治と金の問題や普天間基地移転問題、尖閣諸島問題などの政治的課題への対応から、昨年参議院議員選挙での議席減という国民の厳しい批判を受けることになりました。衆参ねじれ国会、民主党内部の問題も多々ありますが、与野党ともに政局よりも国民のための政治を行うことを望むものであります。

今、日本経済は疲弊し、辛うじて輸出産業によって経済が成り立っていると言っても過言ではありませんが、政治がしっかりしないと、これからのグローバル展開の中で、GDPが中国に超されるなど、BRICs圏の成長戦略により市場は拡大すると言われておりますが、国際社会の中で、ややもすると日本企業がグローバル競争で孤立する可能性までと言われております。我々民主党に所属する地方議員としては、国家、国民のための政治を望むものであります。

このような環境の中、摂津市はこの4月から第4次総合計画基本計画に基づくまちづくりをスタートします。時代とともに行政の担う役割が変化しております。それとともに自治体や職員に求められる能力も変化していると思います。これからの時代は、市民協働施策の具現化とともに、職員の人材育成といったことが非常に重要なキーワードになると感じております。市民協働の時代の行政、自治体、職員に求められる能力は、例えば具体的に言いますと、市民の中に入って行って、市民と話をし、そして主導して実際に施策を動かしていくというような地域をプロデュースするような能力が必要となってくると思います。その一

方で、ある意味、業務の専門性をもっともっと高める必要もあると感じております。

それでは、第4次総合計画に示されている七つのまちづくりの目標に沿って、平成23年度市長の市政方針について質問していきます。

市民が元気に活動するまちづくりで、協働による市政の推進についてですが、第4次総合計画策定に当たって、市民会議の中で多種多様なアンケート等により、市民、職員の参画によって策定される、まさに協働の理念に沿って策定されたことは評価したいと思います。総合計画策定作業の中で、市民会議のメンバーから、市民によるまち育ての中で、摂津市自治基本条例の制定の提案があったように伺っておりますが、市長として協働のまちづくりを提唱する上で、摂津市自治基本条例の必要性についてどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、市民活動の活発なまちのうち、地域コミュニティ活動の推進についてですが、市政運営の基本方針で、安威川以南地域のコミュニティ施設は、今年度の実設計画は断念されておりますが、安威川以南地域のコミュニティ施設の必要性を市長はどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。また、コミュニティ活動拠点施設で、高齢者の必要な活動拠点は、摂津市の特徴である市立集会所51か所の活用方法を考え、地域協働の拠点到すべきと思ひますが、現状の集会所は、面積、バリアフリー化、備品の充実等に課題のある集会所が多くあると思ひます。活用しやすい集会所へ年次計画を立てて改修していく考えはないのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

次に、みんなが安全で快適に暮らせるま

ちづくりについて。

良好に土地を利用し、安心して暮らせるまちのうち、不燃化のまちづくりを今年の4月より全市域に準防火地域を拡大すると言われておりますが、準防火地域に指定した場合、市民にどのような影響が出てくるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

次に、「道路が安全で移動しやすいまちにします」の中で、渋滞解消施策についてですが、第4次総合計画では、渋滞解消は鉄道による交通渋滞解消の施策で阪急京都線連立立体交差化による踏切の渋滞解消しか計画掲載がされておりましたが、摂津市は、名神吹田、中国吹田をおり、大阪市内等に向かう通過道路であり、鳥飼大橋から一津屋交差点周辺において慢性的な渋滞を起こしております。これは、近畿道と阪神高速が接続されていないのも一つの原因でございますが、現在、大阪府において、近畿道と阪神高速守口線のジャンクション化が我々の要望として進んでおりますが、この進捗状況と完成後の渋滞解消予測についてお聞かせいただきたいと思ひます。また、鳥飼仁和寺大橋利用促進を図り、交通渋滞を解消するためにも、鳥飼仁和寺大橋無料化を所管官庁に要望等できないものか、お聞かせいただきたいと思ひます。

次に、公共下水道により快適な生活ができるまちで、公共下水道の地方公営企業法に向けた準備で、現在、どのような課題を抱え、上下水道部への統合の目標年次はいつに置いているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

次に、みどりうるおう環境を大切にすまちで、環境への負荷が少ないまちのうち、地球温暖化防止地域行動計画の進捗状況と環境基金の活用方法についてお聞かせください。

次に、協働による水路管理の推進と水辺空間の創出についてですが、摂津市内で水利団体が16団体あり、それぞれの地域で水路清掃を行っています。多くの地域で農業従事者の減少と高齢化が進み、水路管理も変えていかなければならない時代に入ってきております。また一方では、農家の減少と公共下水道の普及から水路の活用形態も変化してきております。水路管理については、このような現象から、一津屋地域では自治会、民間企業を中心に水路を守る会を結成し、将来ビジョンを出しております。そこで、行政としても雨水対策を講じながら水路の親水事業化計画を作成していただきたいと思いますが、その考えについてお聞かせをいただきたいと思っております。

また、摂津市は安威川ダムの下流域に位置しております。雨水対策として早期完成を望む立場から、安威川ダム推進について、市長の考えをお聞かせください。

もう1点は、市政運営の基本方針で言われております市街化調整区域における将来的に向けた公共下水道の整備について、なぜ市街化調整区域に公共下水道を入れていくのか、また、なぜこの時期なのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、暮らしにやさしく笑顔あふれるまちについてのうち、地域福祉活動拠点についてですが、第4次総合計画で、地域福祉活動拠点を中学校区に整備し、地域福祉活動を進めるとあります。一方では、小地域ネットワーク活動の充実を考えた場合、小学校区、さらには市立集会所を拠点とした地域福祉活動の推進を図っていくと考えますが、考えをお聞かせください。

次に、誰もが学び、成長できるまちづくりについてですが、学校・園が安全・安心で快適なまちにすることについてですが、

ここでは大きく二つについて伺います。

1点目は、大阪府からの権限移譲事務です。教育委員会には小・中学校の学級編成基準の決定、教職員定数の決定、府費負担教職員の任命権、市立学校等の給与等の決定について打診があったように伺っていますが、いまだ回答がなされていないが、これらについての見解を伺いたいと思っております。

もう1点は、中学校給食導入の考え方についてです。第4次総合計画では、小学校給食について触れられていますが、大阪府が提唱している中学校給食はどのように考えているのか、お聞かせください。

次に、郷土の文化を大切にすまちなちについてですが、文化財の適切な保存・継承について、文化財保護条例に基づき、建物の現況を記録・保存するとともに、その活用に向け調査を実施していくとありますが、目標年度を決めるなど、計画性はどのようになっているのか、お聞かせください。

次に、新修摂津市史の発行は、第4次総合計画では教育委員会が編集、発行までとなっていますが、発行まで教育委員会が行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、活力ある産業のまちについて、商工業が発展するまちについてですが、活力ある産業のまちは第4次総合計画七つの柱のうちの一つに位置付けられております。商工業の発展するまちの施策として、今年度は企業立地等促進条例を提案されておりますが、予算的に新規事業が見当たらないように思います。今回、今年度の予算編成を見ますと、商工費の予算は2億1,417万円、一般会計総額の0.7%の構成比率です。この予算の内訳は、中小企業融資事業が1億272万2,000円、プレミアム商品券発行事業で5,997万5,000円、商工会補助で585万円、職員の人

件費及び事務所事業等のすべての合計が2億989万8,000円であります。融資を除く中小企業への個別支援策に対する事業費はわずか427万2,000円にすぎません。市長は、日ごろより法人市民税で成り立っているまち、そして、中小企業のものづくりのまちと内外に発信しているにもかかわらず、予算が伴っていないことや産業分類に応じた支援策が行われていないこと、また、本市の地場産業の育成として銘木町の技術と伝統の継承をどのように考えているのか、そして、商工業の施策を図っていくと言っているにもかかわらず、課長を含め職員4人体制では新たな支援策を行うことは非常に難しいと考えられますが、どのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、計画を実現する行政経営について、第4次行財政改革と行政経営について質問いたします。行政経営とは、今までの行政運営を管理から経営に転換し、民間のすぐれた経営理念や経営手法を積極的に取り入れながら、市民の満足度が向上するよう、市民の視点に立ち、成果を重視した行政活動を展開していくことと言われております。今日の地方分権の進展など社会経済状況が変化する中、ニュー・パブリック・マネジメント、すなわち民間企業における経営理念、手法、成功事例などを可能な限り行政の現場に適用することで、行政の効率化・活性化を図ろうとする考え方です。このような考え方の中、第4次総合計画で言われている協働という概念で、行政経営の考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。

最後に、広域連携のうち、国が推進する市町村消防の広域化の考え方についてですが、国は市町村の消防の広域化に関する基

本指針により、市町村の消防の広域化を推進していますが、昨日の質問もありましたが、改めて市として消防広域化の必要性をどのように考えているのか、お聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 民主党議員団を代表されましての質問にお答えをいたします。

まず、自治基本条例についての質問でございますが、ご承知のとおり、自治基本条例は自治の基本原則、市民の権利、市民や議会、首長、行政職員等の役割や責務、市政運営の基本原則、参加や協働のための原則などを定めた自治体の最高規範として自治体憲法とも言われております。現在、一連の地方分権改革が進められ、地域のことは自分たちで考え、自分たちの責任で決めていくという、いわゆる自己決定、自己責任による行政経営が強く求められております。そのためには、市民、事業者、議会、行政がそれぞれの役割に応じて連携、協力していく仕組みが必要であります。まずは協働によるまちづくりについての基本的な考え方を広く共有するとともに、本市の実情に即したまちづくりの実践を重ねていくことが重要であります。現在のところ、自治基本条例制定については考えてはおりません。今後しっかりと段階を踏みながら、自治基本条例の必要性について検討してまいりたいと考えております。

地域コミュニティ活動の推進についてのお尋ねでございますが、安威川以南地域におけるコミュニティ施設でございますが、地域における多様な市民活動の場を提供するとともに、その活動を総合的に支援し、

にぎわいと活力のあるまちづくりに寄与するための拠点施設として、新総合計画に盛り込んでおります。昨年7月にオープンいたしましたコミュニティプラザでは、複合利用、多機能化によってさまざまな利用者が集い、まちづくりがはぐくまれております。安威川以南のコミュニティ施設は、今後、コミュニティプラザの利用状況等を十分検証した上で、市民の意見を踏まえ、同時に市内の公共施設が抱えるさまざまな課題や財政状況など、取り巻く環境も考慮して、よりよいものにしたいと考えております。

本市に市立集会所が51か所設立されていることは、他市に誇れる内容かと存じます。市立集会所は老朽化したものが多く、市民の皆様がご利用いただくには手狭であったり段差があったりと問題も少なくありません。今後、活用できる市立の集会所のあり方につきまして、地域のコミュニティ構想や地域福祉計画など、総合的に統廃合をも含め検討してまいりたいと考えております。

不燃化のまちづくりを進めるに当たり、準防火地域の指定を行うことについてでございますが、本市では本年4月1日から準防火地域を市街化区域全体に指定してまいり予定でございます。火災時にその地域全体に延焼させないため、市民の方々にもご理解とご協力をいただき、新築や建て替え時に準防火対応の建物にすることにより不燃化率を高め、安全・安心のまちづくりを進めるものでございます。このことによりまして、本市では府下でも市街地における準防火地域の指定を先進的に行うまちとして位置付けられると思います。ただ、準防火地域を指定いたしましても、すぐに効果があらわれるものではございませんで、今

回、地域指定をすることにより、30年、40年と着実に火災に強いまちづくりにつながっていくものと確信をいたしております。今後の行政指導につきましては、準防火地域内で建物を新築、増築、改築される場合は、建築基準法に基づく準防火対応の計画をしていただくこととなります。条件によってさまざまなケースが想定されますので、大阪府や民間確認検査機関と協議していただくこととなります。

道路が安全で移動しやすいまち、渋滞解消施策についての質問でございますが、本市を縦断いたしております府道大阪中央環状線は、名神高速道路吹田出口や中国自動車道吹田出口から阪神高速守口線に至る区間で慢性的な交通渋滞が発生しており、特に鳥飼大橋北詰の渋滞は、近畿自動車道が阪神高速守口線に直結されていないため、相互に乗り継ぎができないことが渋滞発生の大きな原因になっております。近畿自動車道と阪神高速守口線との連絡路でございます守口ジャンクションの整備につきましては、国土開発幹線自動車道建設会議で位置付けられております。大阪府の都市計画決定もなされております。これが完成しますと、守口ジャンクションを経由することで、一般道路を通過することなく相互に乗り入れることが可能になるため、渋滞解消の有効な施策の一つになると思います。

鳥飼仁和寺大橋の無料化につきましては、交通渋滞の緩和対策として大阪府に対して無料化の促進等を要望していきたいと思います。

公共下水道事業の地方公営企業法適用についてのご質問でございます。本市の下水道は、平成21年度末の人口普及率が97%を超え、府下平均を上回る整備水準となっておりますが、市街化区域における普

及率の一層の向上に向け、引き続き着実な整備とともに、新たに雨水幹線の布設工事や市街化調整区域の汚水整備に向けた取り組みが必要と考えております。また、高普及率となったことにより、一日たりともストップすることが許されない生活基盤施設として、適切な点検や補修など維持・管理の重要性が一段と増しております。事業着手から40年が経過し、今後、施設の老朽化に伴う更新や延命化など、新たな建設需要にも的確に対応していかなくてはなりません。景気低迷や節水意識の定着などにより、厳しい財政運営が続くと予想されますが、これらの取り組みを確実に実施するためには、事業の計画性、効率性の向上等により下水道経営の健全化を図る必要があると考えております。その一環として、平成26年度の地方公営企業法の適用を予定しているものでございます。法適用に当たりましては、企業会計に精通する職員の確保という課題があります。ただ、経理部門と共通部門の人件費の削減、さらには水行政の一体化による市民サービスの向上等の観点から、水道部との組織統合を図りたいと考えております。今後、これに伴う諸課題の解決に向け、るる検討してまいります。

環境への負荷が少ないまちについてのお尋ねでございます。地球温暖化防止地域計画につきましては、現在、計画の骨子や温暖化対策の施策体系及び個々具体の対策について策定委員会などで検討しているところでございます。計画の骨子といたしましては、計画策定の趣旨、計画期間、削減に取り組む温室効果ガスなどの計画の基本的事項、摂津市の地域特性、本市の温室効果ガス排出量の現状と将来動向、地球温暖化対策の基本方針などがあります。また、施策体系と個々具体の対策につきましては、

策定委員各位から提案いただきました具体の対策や地球温暖化防止地域計画策定の庁内組織であります検討部会の部会員から提案のあった具体の対策を体系化するとともに、その内容について検討しているところでございます。また、今議会で提案させていただいております環境基金につきましては、市民の皆様にもご協力をいただいております環境支援自動販売機の設置料やごみの分別によって得られるビン、缶、ペットボトルなどの売却収入、基金の運用により得られる利息収入などを毎年基金に積み立てる一方で、ごみの減量や再資源化、地球温暖化の防止施策など、良好な環境を築くために必要な事業費などに活用したいと考えております。

協働による水路管理の推進と水辺空間の創出についてのお尋ねでございますが、地元水利団体の皆様には、平素、農業用水路の清掃活動等、水路の維持管理等にご奉仕をいただいております。また、一津屋地域では、昨年4月、地区の高齢化が進み、水路の管理方法も変えていかなければならないことから、地域の9自治会と地域企業とで結成されました水路を守る会の皆様によりまして、地域の水路清掃を実施していただきました。行政といたしましても大変ありがたく、改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。

ご質問の雨水整備でございますが、水路の機能を生かしつつ、雨水整備の際には親水機能に配慮して検討を行ってまいります。

安威川ダムでございますが、国よりの指示によりまして検証ダムの対象となっておりますが、下流の立場としまして、ダムの進捗に関心が高く、天災が起こった際の被害を最小限に抑えるためにも、低地部に位置します本市といたしましては、ダム本体

の早期着工、完成を流域関係市と連携を図りながら強く要望してまいります。

市街化調整区域における公共下水道の将来的整備に向けた取り組みにつきましては、番田水門の設置及び内水対策検討委員会の決定事項に基づきまして雨水整備を行っていくこととなります。なぜこの時期かということですが、平成21年度末の公共下水道の普及率は97.1%と高く、ほとんどの地域で公共下水道の利用が可能な状況となったことから、本年から市街化調整区域への整備を計画するものでございます。

地域福祉活動拠点についてであります。昨年度策定いたしました第2期地域福祉計画におきまして、地域福祉活動を推進していくために、地域福祉サービスの圏域として中学校区を、また、地域福祉活動の基本的な単位として小学校区を設定しております。そして、地域福祉活動拠点の整備につきましては、当面の目標として、中学校区ごとに整備を図り、さらに小学校区における整備を進めていきたいと考えております。

その一方で、高齢化の一層の進展やひとり暮らしの高齢者の増大などにより、家に閉じこもりがちで、社会や地域との関係が希薄な方が大きく増えることが見込まれる中では、小学校区よりさらに身近な地域での取り組みが重要になってまいります。そのためには、近隣の幾つかの自治会の区域を基本に地域住民が集い、交流できる場の確保が必要と考えております。今後、市立の集会所の有効活用をはじめ、地域の皆様のご意見もいただきながら検討していきたいと思っております。

活力ある産業のまちづくりについての質問にお答えをいたします。

まず、第4次総合計画では、事業所の発展が税収、雇用などによるまちの活性化につながる柱として位置付けをしております。産業の発展に向け、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。従前から商工業施策として事業資金の融資、また展示会の出展費や研修費の補助等々、またおおさか地域創造ファンドに対する助成とその事業化に取り組んできたところでございます。そして、セッピー商品券も今回3回目を発行することになりますが、今回、新たに議会では、市内企業の一層の発展に向け、企業立地等促進条例を上程させていただきました。いつも言っておりますけれども、商工施策の場合、国や都道府県、これがしっかりとした指針を示していただく、そして末端の自治体はその肉づけをしていくことになるわけでありまして、そういうことから言いますと、この基礎自治体でやることというのは、ごくごく限られてまいります。

先ほど、言うている割には予算が少ないじゃないかというふうなご指摘の質問があったと思いますが、確かに全体から見て予算は少のうございますが、そこで仕事しやすい、また働きやすい、通勤しやすいといえますか、インフラの整備等々、直接には数字にはあらわれてまいりませんが、やはりそういった意味でのまちづくりもしっかり目を向けていることもご理解をいただきたいと存じます。いずれにいたしましても、引き続き業種に応じたきめ細やかな支援につきまして、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

そして、本市の地場産業である銘木団地の各企業につきましては、大阪銘木協同組合と連携しまして、23年度の商工業活性化対策事業補助金を増額して支援を強化し

てまいりたいと思います。

職員の配置につきましては、少ないじゃないかというふうなご指摘だったと思いますが、660人体制を構築する中で、全体事業を見据えながら各課の配置を行っていかなくてはなりません。きのうからも言っておりますように、一人ひとりの職員の質を高め、その目的達成のため頑張っていきたいと思います。

次に、計画を実現する行政経営についてのご質問にお答えをいたします。

第4次総合計画のまちづくりの目標の一つ、計画を実現する行政経営がございしますが、ここには地方分権に対応した行政経営、電子自治体を目指す、職員の育成と組織の活性化、健全財政の継続の四つの施策を掲げております。私は、就任以来、まちづくりを大きく三つに分けて、まずしっかりとした財政基盤の確立、お金づくり、そして、人が育たなければまちも育たない、人づくり、人間基礎教育、そして、夢のないところには人は住まないということで夢づくり。お金づくり、人づくり、夢づくり、この3本柱を掲げてまいりましたが、まさに行政経営の基本になると思います。これらの一つ一つを全うしていくためには、行政改革の推進はもとより、みずから考え勇気を持ってまちを変えていくような分権時代に対応できる職員を育てていくことが重要でございます。これからも総合計画の目指す将来像の実現に向け、私が職員の先頭に立ち、「やる気」・「元気」・「本気」・「勇気」の姿勢でしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

国が推進いたします市町村消防の広域化の考え方についてお答えをいたします。消防の広域化は、何よりもまず市民の皆様の安全・安心のさらなる向上を最大の目的と

して、多様化・複雑化する災害や事故に的確に対応するため、そのスケールメリットを生かし、消防行財政運営を効率化し、基盤を強化するものでございます。小規模の単独消防が、より質の高いサービスを市民の皆様に提供するためには、広域化による消防力の充実・強化は避けて通れない方法の一つであると考えます。市町村の消防の広域化に関しましては、平成18年、国は消防組織法を改正し、さらに市町村の消防の広域化に関する基本指針を定めました。平成20年3月に大阪府が国の指針を受け、大阪府消防広域化推進計画を策定し、本市につきましては、北摂7市3町の北摂ブロックという組み合わせが提案されたところでございますが、現在のところ、この組み合わせによる広域化へ向けての協議会は設立されておりません。現在の本市の取り組み状況といたしましては、北部ブロック内の複数の自治体と勉強会を設置し、諸課題の整理作業等を行っているところであります。今後におきましては、あらゆる視点から広域化後の円滑な組織運営と摂津市民の皆様の安全・安心がさらに強化されることを念頭に、隣接自治体と相互に広域的連携を強化しながら、慎重に検討し、消防体制のさらなる強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁にかえさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 教育長。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわります4点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、大阪府からの権限移譲事務についてでございます。大阪府からの教職員人事権の移譲についてでございますが、市町村立小・中学校の教職員は、市町村の職員で

あり、教職員の服務監督権限は市町村教育委員会にあります。教職員の任命権のほか、教職員人事に密接にかかわる学校の種類ごとの定数決定権や学級編成基準の決定権は大阪府教育委員会にあり、給与は府が負担いたしております。このような状況のもと、人事権と給与負担が都道府県にあるままでは、教職員が地域に根差す意識を持ちにくいことから、中央教育審議会等において、より教育現場に近いところへ権限を移すべきであるという考え方などから、教職員人事権を都道府県から市町村へ移す方向性が示されてまいりました。平成22年度に入り、大阪府知事の求めに応じ、文部科学副大臣から事務処理特例制度の活用により権限移譲が可能との考え方が示されたことを受け、大阪府教育委員会は義務教育における権限と責任を明確にする観点から、教職員人事権の移譲を促進する考え方を示したところであります。

その際、条件として、人事権は個別の市町村へ移譲するが、教員採用への支障や人事異動の硬直化を招くおそれがあるため、旧の教育事務所単位での協議機関を設置することや、教員採用や管理職選考、法的教員研修を協議機関で共同で行うこと、さらには、人事権に関する事務は相互に密接に関連しているため、採用、任免、給与決定、懲戒などのすべての事務を一括で受け入れることの三つを示しております。

現在、豊能ブロックの3市2町ではプロジェクトチームを発足し、検討を進めておりますが、三島ブロックにおきましては、4市1町の教育委員会が連携しながら現状把握と課題などについての研究を進めていくことが、昨年5月の首長による意見交換会で確認され、三島地区教育長協議会において現状把握と課題の共有化に努め、現在

に至っております。現在、教育委員会では、三島地区各教育委員会とともに、新たな人事事務の発生に伴う人員や経費の増大や採用、異動についての新たな枠組みなどに関して情報収集を図り、研究に努めているところでございます。

次に、中学校給食についてでございます。大阪府内の中学校における学校給食につきましては、その実施率が12.3%と全国平均の81.6%を大きく下回っていることもあり、平成21年度に大阪府教育委員会におきましては、独自にスクールランチ方式という給食に近い弁当事業を推進してきた経過がございます。本市教育委員会といたしましても、第4次総合計画を策定するに当たりましては、この方式についても検討いたしましたが、他市における利用率が数%から1%台の学校もあるなど、非常に低迷しており、この低い利用率とともに、現在の市内中学校における弁当持参率が8から9割であるなどの状況を踏まえたとき、思春期を迎える中学生にとって、弁当は家庭とをつなぐ大切な役割を果たしているという教育的観点からも捨てがたく、新たに多額の財源を投入して、スクールランチ方式の導入に踏み切るとは適切でない判断いたしております。今回、新たに大阪府において提唱されました中学校給食に対する助成措置につきましては、イニシャルコストについては大きな補助制度であると認識いたしておりますが、ランニングコストなどの問題とともに、教育の一環である給食を中学校にどのように導入し、またどのように運営し、さらにどのように教育として展開していくかということも踏まえた中での判断が必要となります。したがって、現在、大阪府が提唱している中身がより具体的になった段階で、そのようなこ

とも含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、文化財の適切な保存・継承についてでございます。摂津市文化財保護条例は、摂津市民にとって貴重な文化財について、その保存及び活用のための必要な措置を講じ、市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上に資することを目的といたしております。現在、市内にある文化財のうち、特に重要なものとして、市立第6集会所、明和池遺跡から出土した土馬の遺物の2点を摂津市指定有形文化財候補として教育委員会から文化財保護審議会に対し諮問いたしております。今後、文化財保護審議会において審議していただき、指定文化財に指定することが妥当であるという答申をいただきますと、速やかに教育委員会が市指定有形文化財として指定をいたします。なお、市立第6集会所につきましては、平成23年度にその状況を記録保存するとともに、今後の改修計画の基本となる調査を行い、活用方法について一定の方向性を出してまいりたいと考えております。同施設は、1階に舞台及び板張りの客席、2階に栈敷席が設けられているほか、おはやしなどを奏するための舞台そでの黒みすを有した大阪府下でも数少ない大正時代の芝居小屋であります。今後も文化財価値のある建物として、市、地域が一体となった適切な保存活用を図り、将来的には国の指定文化財として指定されるよう調査・研究してまいります。

次に、新修摂津市史発行についてでございます。市史編さんにつきましては、北摂地域、また全国各地におきましても市史発行から30年ないし40年を経過し、社会経済状況の変化や新たな資料の発見に伴い、増補版ではなく全面改訂する手法によって

新たに市史編さんに着手、また発行されております。本市におきましても、昭和52年3月の市史本編発行から34年が経過しようとしたしておりますが、この間に明和池遺跡、また、歴史的価値のある古文書等、新たな発見が多く、また、現行の市史本編については、古代・中世の記述が全体的に少ない、近世に古文書の内容が反映されていない、昭和52年以降の歴史が記載されていないなどのご意見をいただいていたことから、平成22年度から新修摂津市史の編さんに着手し、準備を進めてきたところでございます。

平成23年度から本格実施するに当たり、市史につきましては、その記述が市域の自然環境、人の営み、農業・商工業等の産業、土木建築など、分野が市政全般にわたることから、平成22年第4回定例会の議案第102号の参考資料でご提示いたしましたように、市長部局の総務部で所管することとなったものでございます。教育委員会といたしましては、所管外になったといたしましても、今後も市史編さん業務にしっかりとかわってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 三好議員。

○三好義治議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

協働による市政の推進のうちの自治基本条例につきましては、しっかりと研究していただきたいというふうに思っております。

2番目の地域コミュニティ活動の推進で、安威川以南の地域のコミュニティ施設の整備の考え方については、考え方についてはよく理解できましたけども、しかしながら、このコミュニティプラザの利用状況とか市民の意見を踏まえてとか、いろいろ課題や

財政など取り巻く環境を考慮してとか、いろいろ言われておりますが、去年は安威川以南のコミュニティ施設は、場所を明確に指定されました。そういった中で、いつ安威川にコミュニティ施設ができるか、この状況では検討もつかない状況であります。その中で意見集約及び基本設計の日程計画がどのようになっているのか、再度お聞かせいただきたいというふうに思っております。

次に、集会所の改修についてでございますが、保健福祉部では地区福祉の関係を質問させていただいております。ここにおきましては、この集会所をどうやって今後活用していくのか、また、活用していくのならば、やはり老朽化している集会所は改修の必要もあるだろうということの中で、集会所の改修の計画はないのかということをお聞きさせていただきますので、改めてご答弁をいただきたいというふうに思います。

次に、不燃化のまちづくりの質問でございますが、準防火施設に指定した場合に、建築基準法に基づく準防火対応の計画をしていただきたいというふうに言われておりますが、では、建築基準法で定めている内容で、具体的には市民はどのような改造が必要になってくるのか、こういったことについて、市民がどういうふうに影響が想定されるのか、具体的にお聞かせいただきたいというふうに思います。

みんなが安全で快適に暮らせるまちのうちの渋滞解消についてでございますが、しっかりとご答弁をいただきました。摂津市の鳥飼大橋北詰は、ラジオで毎日のように渋滞状況が報じられておまして、慢性的な渋滞地域でございます。先ほどもご質問させていただきましたが、この渋滞解

消のためには、幹線道路の改良工事も必要だと思いますけども、やはり摂津市内に流れる車両を分散されるのが効果的だということは共通認識になったところでございます。その中で、近畿自動車道と阪神高速のジャンクション化は、先ほど言いました摂津市の幹線道路の渋滞解消に大きく寄与するというふうに思っております。この工事の早期完成は、摂津市としてもぜひ大阪府に改めて要望していただきたいと思っております。その現状の工事の進捗状況と完成後の渋滞解消予測について再度お聞かせをください。また、渋滞解消施策として、摂津市の利便性向上施策としての鳥飼仁和寺大橋無料化も必要不可欠と思っております。促進に当たっての問題点は何か、詳しくお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、公共下水道、地方公営企業法に向けた課題と上・下水道についてでございますが、単純に特別会計から企業会計に変わりましただけではなしに、下水道は建設の時代から維持管理の時代に入り、公営企業法の適用に向け、準備をなされていきますけども、下水道事業の公営企業会計適用の目的は、経営の効率化・健全化であります。主な意義といたしましては、経営状況の明確化、職員の経営意識の向上、企業経営の弾力化と言われております。特別会計から公営企業に移行するに当たり、そういった観点から下水道部としての課題、さらには上下水道部統合に当たって、水道部としての課題についてお聞かせをいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

環境にやさしいまち、環境基金の活用についてでございますが、地球温暖化防止地域計画が実行に移せる計画に向け、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

ます。そのためにも、財源の裏づけが必要でございまして、環境基金はこれまでの目的基金の使い方だけではなく、必要があれば拠出していく基金としていただきたいと思います。基金の運用について、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。また、この基金については、基金に貢献していただいている環境自動販売機の協力会社の拡充と公共施設以外の民間企業への設置の協力を依頼していく考えはないのか、お聞かせをいただきたいと思いますというふうに思います。

次に、地球温暖化防止地域行動計画、冒頭にも言いましたけども、CO<sub>2</sub>の抑制を図ることが大事です。具体的な取り組みの方向性について改めて聞きたいと思えますし、また、いつも言うておりますが、CO<sub>2</sub>の削減と併せてCO<sub>2</sub>の抑制も大事です。今年度は新幹線公園に桜を3年計画で植樹していただくことになりましたが、さらに緑化推進の取り組みの全体像をどう考えているのか、お聞かせをいただきたいと思いますというふうに思います。

協働による水路管理の推進と水辺空間の創出についてでございますが、水辺空間の活用は、これまでの農業用水路が、公共下水道整備がなされたことと農家の減少、そして市民の環境意識を持っていただくことから、各地域では小学校の教育も含めて、生態園、いわゆるビオトープの推進もなされております。こういった考えを地域水路に生かしてはどうかということの一つ念頭に置いてございまして、とりわけ一津屋地域では昔から水路を活用して生活を営んでおりました。今、地域はその自然を取り戻す活動を行いつつあります。そういった中で、一津屋の本線水路及び二線水路、こういった水路は幅も広く、深さも深いと

ころで、市道も隣接していることから、こういった親水事業としての整備をできないものか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

市街化調整区域での公共下水道事業についてでございますが、市街化調整区域は、これまで都市計画税が払われていなくてもよかった地域でございます。市街化区域との受益者負担、不公平感があると思えますけども、受益者負担の考え方は、そこに住まれた方々とこれまで支払ってきた方々の整合性に配慮してやっていただく必要があると思えます。そういった中で、市街化調整区域を、今、整備していく理由は聞きましたけども、具体的にどのようなことをしていくのか、さらにスケジュールはどのように考えているのか、また、市街化調整区域での整備についての問題点はどうか、お聞かせをいただきたいと思いますというふうに思います。

次に、地域福祉活動拠点における市立集会所の活用でございますが、一方では集会所を統廃合するという考え、方針を出しておりました。私は、そういった部分では集会所の改修を先ほども言いましたけども、もう一方では福祉の観点から少子・高齢化が加速している状況で小地域活動というのがこれから問われてくると思えます。総合計画では、これから10年先、人口8万人の中で高齢者は2万人、いわゆる25%が高齢者になってまいります。地域で住まれ、地域で活動していきたいというのがお年寄りの今の願いでございますが、現在の考え方では、中学校区域、次には小学校区域とありますが、福祉の観点から考えたときに、小地域ネットワークでの地域活動での集会所活用というのをどう考えているのか、福祉の観点からお聞かせをいただきたいと思います。

大阪府から教育委員会の権限移譲についてでございますが、学校・園が安全・安心で快適なまちの中での大阪からの権限移譲でございます。これからの分権社会を考えたときに、先ほどのご答弁でありましたけれども、すべてとは言いませんが、現状で受け入れられる項目もあるように思いますが、すべて4項目が受け入れられないのか、それについてお考えをお聞かせください。

中学校給食でございますけれども、本当にこれにつきましては第4次計画にも全く提示がされておられません。2月の末になって、大阪府が戦略推進室が出された部分で、中学校の給食を発表されました。そういった中で、現在では中学生を取り巻く社会環境、家庭環境を考えたときに、私はなぜ総合計画にも反映されてなかったのかというのが一方での疑問でございますし、こういった大阪府の動きの中で、大阪から指導があった場合、中学校給食をどう進めていくのかということについて教育委員会の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

文化財の保護・継承と新修撰津市史についてでございますが、2月9日に長野県の塩尻市の文化財保護と活用について視察に行っていました。そこにつきましては、奈良井伝統的建造物群保存地区と木曾平沢伝統的建造物群の地区指定をなされておまして、まさに重要文化財の宝庫と言っても過言ではない地域でございました。ここで着目したいのは、国指定を受けるために、その地区と建物の因果関係といまじょうか由来を、学識経験者の方々がそれをルーツにしながら地区指定だけでなしに国の指定まで持っていらっしゃいます。こういった観点から、撰津市も文化財保護条例が制定されて、これから保存と活用に取り組みされ

ると言われておりますけれども、建物の関係を調査しながら、その地区になぜそういった建物が現存したのか、こういったルーツを調べる必要があると思っております。そういったことを考える上で、市史編さんの予算が教育委員会で審議され、そして、4月からは総務のほうに移管される。私は、この文化財保護についてでも、市史編さんと関連性が非常に深いものだというふうに思っているんですね。その中で、22年に築いた委員会と市史編さんの嘱託員の関係も気になりますし、市史編さんの教育委員会と総務に分割されたときに二重投資になるおそれもあるのではないかなということが危惧されます。この点についてお考えをお聞かせいただきたいというふうに思っています。

次に、商工業の活性化についてでございますが、この商工業の活性化につきましても、2月10日に長野県岡谷市の工業振興戦略について行政視察に行っていました。この岡谷市につきましては、明治初頭に製糸業都市として発展して、戦後は精密工業都市として転換をなされました。基幹産業である製造業を中心に産業振興が今行われておりました。岡谷市の平成22年度的一般会計予算196億円の中に、商工費が31億2,663万円の歳出を組んでおまして、工業のまちとして工業振興課、産業振興戦略室を設けておまして、工業振興に相当力を入れているまちでございました。

本市におきましては、市政方針でも言われておりますように、現在で3,800社の事業所がありますが、平成18年、統計的に見てみますと、事業所合計では産業別分類で全産業は4,008社ありました。これは大阪府下17位の事業所数でありまして、私はこの3年間で200社減少して

いるところに着目しております。そして、摂津市での産業活性化については、改めてこの3, 800社の大分類をやっていきながら重点施策を組んでいく必要があると思います。摂津市の産業大分類で見ますと、卸・小売・飲食店で1, 391社、そして製造業が814社、建設業384社、運輸・通信業で278社、その他サービス関係もありますけども、こういった中を考えたときに、これまでの商工業の取り組みにつきましては、サービス業関係、卸・小売業については力を入れておったと思いますが、ものづくりである基幹産業である工業系については、いささか力が入っていなかったのではないかなど、そういったところで予算が少ないという指摘をさせていただきました。そういった中では、824社がこういったものをつくって、摂津市にはどのような技術が。優秀な技術がいっぱいある企業があると思います。そういった企業戸籍台帳的なこともやっぱりつくる必要があります、企業支援として中小企業の企業案内パンフレット関係も行政として協働でつくっていく必要があるのではないかなど。もう一方では、金属工業連合を創設してやる必要もあると思います。こういった考え方についてお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、第4次行財政改革と行政運営についてですが、今現在、行政経営の中では質問を伺いましたけども、理事者として、今、行政評価システム、職員研修の充実等を図っていくとありますけども、私は、地方自治体における行政経営品質向上率先活動ということも取り入れてやるべきだと思っております。この行政経営品質向上というのが、行政の経営としては目標を立て目標に向かって進む、これは総合計画に値すると

思いますが、一方での行政品質という点で、行政で言われる品質は市民サービスの質と言われますが、こういったことを導入してはどうかということをございまして、そのために中期財政見通しの見直し、第4次行財政改革の見直し等をどういうふうに考えているか、お聞かせいただきたいと思っております。

一方で、協働ということ、第4次行財政改革、これから10年の課題にしておりますが、協働という部分のとり方というのが非常に難しい部分があると思います。皆さんとベクトルを一致するためにも、私はここで協働化率という目標を掲げてはいかかかなと思っております。協働化率というのは、いろんな協働という部分がありますが、試算といたしまして、直営を民営化した協働化率、そして審議会におきましてでも市民と協働した協働化率、こういった協働化率の取り組みの考えはないのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、消防広域化の動きで、具体的にどのような動きがあるのか、また、広域連携という観点から摂津市が実現できることはないのか、再度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

2回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。生活環境部長。

○水田生活環境部長 まず、質問番号1の(2)の安威川以南におけるコミュニティプラザの意見集約、基本設計など、今後の計画のスケジュールについてご答弁申し上げます。

安威川以南地域におけますコミュニティ施設につきましては、協働を進める上で、市民の自主的な活動について、情報と場の提供によって支援することが必要であり、

基本的で重要な拠点施設と認識いたしております。その検討では、モノレール南摂津駅前の区画整理用地で、現在駐車場として貸付けをしております用地を候補地として昨年選定を行っております。昨年7月にオープンいたしましたコミュニティプラザにおきましては、開業当初の戸惑いも少なくなりまして、最近の利用登録者数は約350件に達しております。市民団体が工夫を凝らし、市民が集うさまざまな活動を3階のホールを中心に展開されております。延べ利用者数も2月末時点で5万人を超える状況になっております。一定の利用が定着しつつある中で、利活用状況の現状と課題を把握して、市民が施設に対してどのような機能や設備、そしてかわりを望んでいるのか、また、市民団体の活動の現状や意向等を把握してまいります。その上でコミュニティ施設を効率かつ効果的に機能させるためには、他の公共施設や各部署との連携等を引き続き検討する必要があると考えております。新総合計画との整合性を図りながら、一定規模の多機能ホールを中核とする複合施設の整備など、コンセプト、導入機能、施設構成の検討をしてまいります。

次に、3の(1)環境基金の運用方法、それから環境支援自販機の民間企業への拡充、それからCO2の削減とCO2の抑制の取り組みの方向性についてお答え申し上げます。

環境基金につきましては、環境支援自動販売機からの収入などを基金に積み立てる一方で、環境施策の財源として大いに活用いたしております。基金の残高が少なくなった場合は、基金への積立金のもとになる収入源を充実するなど、柔軟な運用を考えております。環境支援自動販売機の協力企業につきましても拡充を図ってまいりたい

と考えております。また、現在の設置箇所の多くは公的施設でございますが、民間企業等につきましても設置依頼を今後行ってまいりたいと考えております。

CO2の削減とCO2の抑制の取り組みの全体像につきましては、現在、温暖化対策の施策体系及び個々具体の対策と併せて策定委員会などで検討を進めているところでございます。まず、施策体系につきましては、四つの柱がございます。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく区分といたしましては、1、事業者、住民の活動の促進、2、再生可能エネルギーの利用、3、地域環境の整備及び改善、4、環境型社会の形成の四つでございます。

策定委員会では、この四つの柱をさらに13の節に分類する体系を考えております。その一つは、住宅・建物の環境性能向上、長寿命化、2、省エネ・省CO2機器の導入促進、3、市民の環境配慮行動の促進、4、環境に配慮した事業活動の促進、5、市の率先行動の推進、6、太陽エネルギーの導入の促進、7、小水力発電の導入検討、8、緑や水辺の保全整備、9、ヒートアイランド現象の緩和、10、交通物流対策の推進、11、地域での低炭素型まちづくりの推進、12、廃棄物の減量、リサイクルの推進、13、水資源の有効活用となっております。

その下に続く個々具体の対策といたしましては、エコ住宅の普及啓発や環境学習、教育の推進、エコオフィス推進プログラムの推進、太陽光発電設備の普及拡大、公共空間や民有地の緑化の推進、安威川、大正川などの水辺の保全・活用、グリーンカーテンなどの推進、公共交通機関・自転車の利用促進、エコカーの普及促進、それからごみの分別・リサイクルの推進、節水意識

の高揚など、策定委員会などから提案のありました100余りの対策を地球温暖化防止効果や費用対効果、取り組みやすさなどの観点から精査し、施策体系及び個々具体の対策の全体像をまとめてまいります。

続きまして、6の(1)商工業が発展するまちについて、ご答弁申し上げます。本市では、事業資金融資、商工業の活性化に資する取り組みの経済的支援、販路開拓や研修への支援策にも積極的に取り組んでおります。一方で、企業を取り巻く環境は厳しいものがありますことから、ものづくり事業所等の転出や廃業などによるまちの空洞化を回避することを目的として企業立地等促進条例を制定し、対策を講じてまいりたいと考えております。また、職員の配置につきましては、市全体の事業を見据えながら各課の配置が行われておりますが、産業振興策を着実に実施できる体制を目指して協議を行ってまいりたいと考えております。

1回目の質問でございました大阪銘木協同組合との連携は、昨年度から大型経営者とも交流し、とりかえ銘木まつりを実施し、この3月には2回目の開催の運びとなり、これからも継続して銘木団地の情報発信の支援に努めてまいります。

そして、議員ご提案の、ものづくり事業のかなめとなることから何らかの形で発展できないかという検討でございますけれども、これも異業種交流や技術習得の交流を検討してまいりたいと考えております。

また、市の事業者支援メニューを網羅するパンフレットの作成につきましては、事業者への情報の提供の観点から進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 市立集会所のあり方についてご答弁申し上げます。現在まで40平米から350平米までの敷地面積で51か所の市立集会所が設置されております。しかし、利用状況を見ますと、かつて多くありました葬儀の利用が激減いたしております。利用状況は、週10回以上ご利用いただいております市立の集会所が2か所、週1回以下の利用が8か所と、平均いたしまして週3回程度のご利用となっております。建築年数も経過年数30年を超えるものが全体の33.3%、17か所、10年以下は5.9%、3か所となっております。全体に老化が進んでおる状態でございます。毎年補修予算を計上しているところでございます。バリアフリー化につきましては、民家様式の建物がほとんどであり、敷地面積が少ない集会所が多く、2階から非常階段も設置できないところもあります。バリアフリー化が困難な施設も多数ございます。また、市立集会所は、地域の文化、福祉の向上を図るとともに、市民相互のコミュニケーションの場を提供するため、市民の共有の財産とされております。51か所の集会所のうち39か所の市立の集会所は老人常設集会所を併設いたしております。今後の利用状況など、庁内で協議を行うとともに、地域の拠点として位置付けを考えまして、また、老朽化に対応するため統廃合についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 準防火地域に指定した場合、具体的にどのような行政指導が行われるかについてご答弁申し上げます。今後、指定した区域内で建物を新築計画された場合は、例えば一般住宅では、外壁と軒裏の延焼のあるおそれのある部分の屋内側を石

こうボード張りや屋外側を鉄網モルタル塗りなどにする制限など、また、一般住宅以外の建物につきましてもさまざまな制限がかかるものでありますが、今後、建築基準法に基づき、準防火対応の計画をしていただくこととなります。また、同一敷地内で増築、改築を行わない別棟は既存不適格となりますが、遡及されないと大阪府に聞いております。なお、既存建築物につなげた増築または改築及び延焼のおそれがある新築の計画がある場合については、さまざまなケースが想定されます。今後、具体的な建築計画をされる場合は、本市は建築主事を置いていない市となることから、予定建築物ごとに大阪府か民間確認検査機関と協議していただくこととなります。

以上です。

- 藤浦雅彦議長 土木下水道部長。
- 宮川土木下水道部長 それでは、2回目のご質問にお答え申し上げます。

質問番号2の(2)道路が安全で移動しやすいまち、渋滞解消の施策についてでございますが、近畿自動車道と阪神高速守口線とのジャンクション化工事の進捗状況でございますが、近畿自動車道につきましては、橋梁下部工事を平成23年2月末から工事着手を予定しております、平成25年度末の供用を目指し、事業に取り組んでおりますと大阪府から伺っておるところでございます。また、阪神高速守口線につきましては、橋梁の下部工事に既に着手を予定しており、こちらのほうも平成25年末の供用予定をしておりますと伺っておるところでございます。大阪府では、このジャンクション整備により、一度近畿自動車道からおり、中央環状線を利用して阪神高速守口線に乗り継いでいたものが直結されることにより、中央環状線など周辺道路にお

いて交通量が分散化され、交通混雑の緩和が図れるものと期待されております。

ジャンクション完成後の渋滞解消予測でございますが、大阪府では、鳥飼大橋における通過交通量について、1日当たり約9万台としておりますが、10年後の平成32年における鳥飼大橋を利用する中央環状線の交通量を1日当たり約8万4,100台と予測しております。ジャンクション完成後には、鳥飼大橋の交通量は1日当たり4,000台減少し、8万100台となるものと予測されております。

鳥飼仁和寺大橋の無料化の促進に当たります問題点でございますが、鳥飼仁和寺大橋の管理は大阪府道路公社が行っておりまして、道路を取り巻く社会情勢の変化による交通需要の低迷から、当初の計画交通量と現在の交通量との乖離が大きく、建設費の償還計画について長期化することも予測されております。早期の通行料の無料化や料金の引き下げにつきましては、その収入不足分を府費による補てんが必要となることなど、難しい課題もあると伺っております。しかしながら、交通分散化による道路渋滞解消におきまして、鳥飼仁和寺大橋の無料化の促進を要望してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、質問番号2の(3)地方公営企業法の適用に向けた課題について、ご答弁申し上げます。

下水道施設は、市民の恒久的な財産であるとともに、適正な維持管理を行い、施設の利用に供しなければならないと考えるところでございます。厳しい財政状況のもと、健全な運営を確保するとともに、経営状況を正しくとらまえる必要があると考えるところでございます。そのようなことから、法適用に当たりますは大きく三つの業務

がございます。一つは、資産の調査・評価業務で、これは法適化業務の中核をなし、また、膨大な資産を持つ下水道事業になるがゆえに最も時間を要する業務でございます。二つ目には、法適化移行に伴う事務手続きで、具体的には組織体制の検討、条例・規則の整備、打ち切り決算や新予算の編成などがございます。三つ目としましては、会計システムや固定資産管理システムの構築でございます。このうち、下水道資産の調査・評価につきましては、業務委託を予定しておりますが、委託に当たりまして、業者を指導し監理する職員の確保が課題と考えております。また、法適化移行に伴う事務手続きに関しましても、企業会計に精通した人員の確保が課題と考えております。さらに、会計システム等の構築につきましては、既存システムとの調整等の問題がございます。これらについて、水道部など関係部局と協議し、課題の解決に努めているところでございます。

続きまして、質問番号3の(1)環境への負荷が少ないまちについての流れの中で、緑化の全体像というお問い合わせでございますが、この件につきまして、土木下水道部にかかります内容についてご説明申し上げます。

この緑化の全体像ということでございますが、当部としましては、地球温暖化防止基本計画策定に伴います緑化施策というのがございます。この内容につきましては、本市では、本市の特徴と申しますか、山もなく谷もないという平坦地、そのような中で水辺に親しめるという自然の状況であります。淀川、安威川、大正川等それぞれの水辺空間、こういうものがございます。そのような中で、平成10年度策定の緑の基本計画、この中では平成9年度の緑被率15%ということに目標をあげております

が、これを平成32年度には緑被率20%を達成したいと、このような計画も立てております。あとは、開発行為に対しまして地域の緑化の推進ですとか、大阪府自然環境保全条例に基づく緑化指導、このようなことも行っておりますし、市街化に残る貴重な緑の保全・創造ということで、都市公園ですとかちびっこ広場、こういう施設、あるいは民有地でありますとか企業に対するその中の緑の保全、このあたりの創造も図ってまいりたいと考えております。

今現在取り組んでいる状況の中で申し上げますと、誕生記念植樹祭ということで、春、秋、この2回についてそういう植樹祭も行っているという状況でございます。今年度から新幹線公園のところがございます桜並木、これを私どもとしましては新たな名所として取り組みたいと考えておりました、今年度より3年間をかけまして、鳥飼新幹線公園から上流へ向けまして鳥飼八町方面へ桜を植えていきたいと考えております。これが延長としまして1.5キロの延長を計画しております、植樹本数についても約190本たるものを整備したいと考えております。

続きまして、質問番号3の(2)二線水路の親水性を持たせた機能整備のご提案についてのご質問にお答え申し上げたいと思います。

一津屋には本線水路、二線水路といった大きな水路がございます。ご指摘の水路につきまして、特に二線水路、この部分につきましては可能な部分がかかなり多いかなというふうに考えております。その中で、この水路は用排水路として機能しておりましたが、近年、都市化が進んだことによりまして、農地の減少が非常に目立っている状況でございます。この水路は、開水路とい

う位置付けのもと、公共下水道の雨水幹線という位置付けにもなっております。しかしながら、安威川以南の公共下水道整備につきましては汚水先行ということで整備しております、今後は雨水整備にも目を向けていかなければならない、そういう時期に来ているのではないかというふうに考えておるところでございます。二線水路につきましても、雨水幹線ということですから、それなりの整備をしていかなければならない。その折に、一応その親水性も含めた形で検討すべき内容かというふうに考えております。

市街化調整区域での下水道整備ということでございますが、この件につきましては、非常に高普及率に上がってきたということが一つございます。そのようなことから、都市計画変更を行って区域の拡大を図りたい、その区域の拡大を図った上で下水道法あるいは都市計画法の事業認可を取得してまいりたいと考えておるところでございます。

整備の内容でございますが、番田水門設置及び内水対策検討委員会によります番田水門が既に完成しております、平成27年度より本格稼働するということになってございます。そういうふうな形の中で、鳥飼八町を含めました上流域の雨水を摂津ポンプ場まで導くがための整備を行ってまいりたいと考えておるところでございます。それにつきましては、やはり鳥飼地域の水路を有効に扱いたいということで、三箇牧水路も有効に考えておるところでございます。汚水整備につきましても、現在97.1%と高普及率になったことで、市街化調整区域への整備も可能というふうな状況になってきたということでございます。

このような中で、市街化調整区域の中で

課題といたしますか問題ということになりますと、やはり建設に対する負担金の問題が発生してこようかと思っております。これは、市街化調整区域につきましては都市計画税が賦課されていない状況、この部分の問題が出てこようかと思っております。ですから、このあたりの整理に当たって、汚水整備に当たりましては、地元に対しましていかに上がる負担をお願いできるか、まずこういう説明もしてまいった上で地元調整に入っていかなければならないのかなというふうに考えるところでございます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○福永保健福祉部理事 では、地域福祉活動における市立集会所の活用についてのご質問にお答えします。

昨年度、第2期地域福祉計画を策定するに当たり、各校区で実施いたしました地域福祉懇談会でも、高齢者が気軽にお茶を飲みながら集まれる場所が欲しい、そのために地域福祉活動拠点の整備を求めるとご意見がある一方で、地域の市立集会所などの既存施設をもっと活用すべきであるというご意見もいただきました。現在、地域福祉活動につきましては、デイハウス味舌、あいあいホール別府、ゆうゆうホール鳥飼西の3か所の地域福祉活動拠点が有効に活用されております。また、市立集会所の活用につきましては、校区福祉委員会主催のリハサロンや老人クラブの日常的な活動などに利用されております。さらに、これまで保健センター、ふれあいの里、地域福祉活動拠点、高齢者福祉施設で実施してまいりましたお達者介護予防教室を、来年度は市立集会所2か所でも地域の皆様のご理解を得て開催する予定となっております。今後も地域福祉活動の推進という観点から、地域住民の皆様、特に高齢者の方が出かけやす

い市立集会所の活用について、地域の皆様や福祉関係者の皆様のご意見もいただきながら、庁内で協議を行い検討を進めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 水道部長。

○中岡水道部長 それでは、2回目の上水道事業と下水道事業の統合に当たっての水道部としての課題についてのご質問にお答えいたします。

下水道事業が地方公営企業法の全部適用になるものとして、水道部としての課題というよりも双方で調整すべき課題が大きく3点ほどあると考えております。

1点目といたしまして、地方公営企業法第17条の2で規定されております経費の負担の原則に基づき、資産の使用料、光熱水費、退職金も含めた人件費等の経費の負担を明確にしておく必要があります。

2点目といたしまして、スムーズに移行するためには、事務の基本となる財務会計システムについて、水道事業会計のシステムが基本になると考えておりますが、その内容や切りかえ時期についての調整が必要になります。

3点目といたしまして、職員の身分保障の問題があります。地方公営企業職員につきましては、労働組合法等が適用されるため、職員の加入組合について組合との協議も必要になると考えております。その他、窓口の一本化を考える場合、下水道事業の一般会計部門についてどうするのか、職員の企業会計の知識の育成についてどうするのか等、課題の整理が必要であると考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 教育総務部理事。

○市橋教育総務部理事 大阪府からの教職員人事権の移譲のうち、受け入れられる項目

についてのご質問にお答えいたします。

教職員人事権の市町村への移譲により、住民の関心の高い教育をより住民の近くで行うことができ、保護者や地域住民、教職員の声を具体的に反映できる教職員人事が可能になると考えております。しかし、一方で、小規模市町村のみならず中規模市においても採用や人事交流が難しくなることが予想され、教職員人事の停滞や教職員の職務のマンネリ化が生じるおそれもございます。そのため、大阪府教育委員会が示した人事権移譲促進のための条件には、ブロック単位での協議機関の設置が示されております。また、教職員人事権に関する事務は、相互に密接に関連することから、すべての事務を一括で受け入れることも併せて示されており、本市のみでその一部に限って受け入れることは現状では困難と考えております。

○藤浦雅彦議長 教育総務部長。

○馬場教育総務部長 中学校給食について、総合計画に反映されていなかったこと及び今般の大阪府が提唱する中学校給食についてのご質問についてお答えさせていただきます。

本市の第4次総合計画は、平成23年からの10年間の本市のまちづくりの将来像、方向性、目標を示すものでありますが、この中で、中学校給食につきましては、基本計画の施策の4、学校・園が安全・安心で快適なまちにしますに含まれるものでございまして、現状と課題の欄で、食の安全確保などへの取り組みも課題としており、中学校給食の課題も認識いたしておりました。この中で、本市が考える中学校給食では、従前、大阪府が提唱しておりましたスクールランチの導入につきましては、導入した市においてもその利用率が非常に低迷して

おり、このような状況の中では本市に導入することは適切でないと一定判断したものでございます。本市に中学校給食を導入するのであれば、今現在、おいしい給食と高い評価を得ております小学校同様、自校方式で調理したものを提供する完全給食方式が望ましいものとは考えますけれども、しかし、現実問題、新たに施設を整備しなければならないために、多額の財政負担が生じるといった財政上の大きな問題とともに、中学校における給食指導、食育指導の観点からも今後の長期的な課題であるとしておりました。一方で、今日の中学生の体力や学力などの問題を踏まえたときに、必要な栄養、食という観点の必要性や重要性は認識しております。しかし、ただいま述べました諸事情などにより、今後の10年間を見通した今回の第4次総合計画に具体的に位置付けることはいまだ困難であると判断いたしましたものでございます。

中学校給食の現状でございますが、現在、本市の各中学校では8割から9割の生徒が弁当を持参いたしております。今般の大阪府の中学校給食の導入を検討するための大阪府の資料でも、保護者はおおむね60%の方が中学校給食の導入を希望しておりますものの、同じ資料の中で、中学校給食を希望する生徒はわずか数%から20%程度にとどまっており、この資料でも多くの生徒が弁当方式を望んでいることも伺えるのではないかと思います。今日では、親がともに仕事をしている世帯が多数になっており、そういう意味で、朝、お弁当をつくることは時間的に大変であるということは十分承知いたしております。しかし、だからこそ子どもたちは、そのお弁当をつくってくれる親に感謝の気持ちを持ってお弁当のよさを感じていることのあらわれではない

かとも考えております。このことは、本市が提唱しております人間基礎教育の感謝の気持ちを大切に作る人づくりにも通ずるものと考えております。したがって、本市が考える中学校給食は、このようなお弁当を介して感謝の気持ちや親子の会話を大切にできる、そういった方式や仕組みも大切にしていかなければならないと考えております。

今般、新たに大阪府におきまして、市町村が中学校給食を導入する場合に、施設整備費に係る費用について助成する旨、新聞報道がされました。その考え方のわかる資料について、大阪府にも提供を求めています。2月7日に大阪府の戦略本部会議で示されたものしか提示されず、施設整備に係るイニシャルコストの補助については記載されておりますが、給食の運営に係る人件費や学校への栄養教諭の配置など、そのランニングコストあるいはスクールランチとの関連など、大阪府が目指す真の中学校給食の全体像など、その制度の詳細がいまだ明らかになっておりません。この資料の中でも、今後大阪府が市町村から意見聴取をした後に、大阪府の補助制度の概要を策定していくというふうになっておりますので、その際には、先ほど述べました本市の中学校給食についての考え方も伝えるとともに、今後、各方面に情報収集するなど、それらの推移を検討しながら本市における対応について検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 文化財の保護・継承と新修摂津市史編さんのご質問にお答えいたします。

最初に、文化財保護法における伝統的建造物群保存地区制度でございますが、市町

村が条例等で定めたこの保存地区の中から価値の高いものについて、国が重要伝統的建造物群保存地区を選定し、市町村の当該保存事業へ財政的援助が行われております。近年、このような伝統的建造物群の集落、町並みの保存は、地区の個性を生かした持続可能なまちづくりとして注目を集め、その重要性が高まっていると聞いております。この保存地区の選定には、その町並みの歴史、建造物の特質、景観の現況、さらには社会的実態について詳しく調査することが必要とされておりますので、当該保存地区を持つ市町村の集まりである全国伝統的建造物群保存地区協議会へ問い合わせ、情報収集するなど、本市内の集落に適用できるのか等、調査・研究してまいりたいと考えております。

平成23年度より市史編さん業務が教育委員会から市長部局へ移管いたしますが、このように歴史的調査という点で、文化財保護と市史編さんには共通する部分があり、議員ご指摘の別々の部署で担当することで二重投資になるという懸念が一部生じますが、互いに緊密な情報共有・交換を行うことにより、二重投資とせず、1足す1を3とする相乗効果を生むことができるよう努めてまいりたいと考えております。

また、前回の市史編さん時に組織されました摂津市史編さん委員会では、教育委員会の代表者及び市の職員も委員として参加しており、同委員会において情報の共有はできるものと考えております。また、他市では市史編さん庁内連絡会議というものを設置し、関連部署の職員が調査・研究の支援、協力を行っている事例もございます。いずれにいたしましても、市史編さん事業は、平成23年度に市史編さん委員会が組織され、同委員会において編集方針が決定

され、本市の歴史資料として次代に引き継ぐため、市の主要事業として実施されるものであり、市全体として取り組むべき事業であると認識しているところでございます。

教育委員会といたしましては、22年度中に築いた市史編さん嘱託員等との関係をむだにすることなく、責任を持って市長部局に引き継ぎ、所管が変わりましても市の主要事業として取り組んでまいる所存でございます。

○藤浦雅彦議長 副市長。

○小野副市長 私の方から中期財政見通しと4次行革の見直し期についてお答えしたいと思います。

中期財政見通しにつきましては、昨日、総務部長から答えましたように、平成22年度の決算状況をまず見きわめる必要があると。過去から数字がころころ変わると、こんなに変わるものかというようなご指摘もいろいろ受けてまいりました。まずは、一つはそれが必要だというふうに思っています。

それからもう一つは、今、ご承知のように、言われましたように国の状況が混沌としておるといふこと、これをまた見きわめなきゃならないということが一つ。それから、今議会で市政運営の基本方針等々で出しております、また議論をいただいております、いわゆる事業計画が後ろについております。その事業計画をどこまで見込めるかということ、これももう一度精査をする必要があるというふうに思っておりますので、今、申し上げた時期に中期財政見通しを修正して、早い時期に議会にもお示しをしたいというふうに考えておりますので、そういうことでございます。

それから、第4次行革でございますけども、もちろん自治体として行革は最重要項

目でありますから、そういう中で第4次の行革実施計画をつくったということでございます。それで、一つの大きな柱の660人体制の問題につきましては、この23年4月には660人体制から下回ってくるということも見えてまいりました。当然こうなりますと、職員団体からは、今日まで協力してくれておりますが、6割補充というものをどう考えるかということも当然議論が出てくることは目の前に見えております。それからもう一つは、この議会なり委員会と言われております、いわゆる臨時的任用職員、行政パートナー等々が増えてきているのではないかと。これも、きのう市長公室長が申し上げた中身のもう一度整理が必要でございます。

それからもう一つ、ご承知のように、定年延長制度がもう見えるだろうと。中身はまだわかりませんが、平成25年度から61歳定年になるというふうに承知いたしております。そうしますと、平成29年では65歳定年になってくる。このときにどういう形が見えてくるかと。ここもきちっといま一度整理をして、職員団体にもまずこのことの議論をきちっとしなきゃならないということを考えております。そういうことの議会に対して、また職員に対してどういう形で見直すかということをもっと、この中身の見直しに努めてまいりたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○羽原市長公室長 それでは、まず行政サービスの品質向上という考え方についてご答弁を申し上げます。

行政につきましては、従来、シビルミナムということの充足がまず求められているということでございまして、どこの自治

体に住んでも同じサービスを受けれるということを目指してサービス提供、設計をしまいいりました。どうしてもその中では品質という概念がなかなか入ってこなかったということは確かにあるかと思えます。ただ、社会の成熟化に伴いまして、市民ニーズの多様化、個別化が進行いたしました。それなりに対応していくという中で、ご質問にもございましたニュー・パブリック・マネジメントという考え方が導入をされ、市民サービスの向上と併せて市民満足を充足していくという点から、行政サービスの品質向上ということが非常に意識されるようになったというふうに考えております。ただ、ニュー・パブリック・マネジメントの中で、やはり何点か整理をしていかなきゃならんのではないかとこのように思っておりますが、まず提供するサービスが実際の本来的な業務であるべきなのかということの議論、これはまず必要でありましょうし、第2点目といたしましては、住民との協働というようなことを考えていく中では、自治体の役割、住民の役割、それぞれの責任をどう考えるのかというようなことの議論もやはりしっかりと整理をしていく必要があるのかなというふうに思っております。

3点目といたしましては、自治体の意思決定のあり方、この辺につきましても、住民との関係または議会との関係もございまして、その辺もやはりルールとしては整理をしていかないといけないのではないかとこのように考えておるところでございます。本市の新しい行革の中では、摂津市が目指す協働の姿といたしまして、市民、事業者、行政、それぞれに主体性を持つこと、互いの特性を尊重すること、共通の目標を持つこと、それから対等な立場で事業を進めていくというふうに規定をいたしてあり

ます。言葉で言うのはそのとおりでございますけれども、それぞれどういうふうにごこの点を認識してルール化できるのかということは今後しっかりと議論をし、ルールとして形成していきたいというふうに考えております。

次に、協働化率という概念を導入してはどうかというご質問でございました。東京都の杉並区におきまして、市の直営から区民との協働のほか、民間委託、指定管理者制度の導入、または民営化というものを取り入れた事業を数値であらわす区の事業の協働化率という概念を用いまして、平成15年度で31%であったものが、平成22年度には60%にまで向上しているんだという目標を掲げて行財政改革に取り組んでおられるというふうに承知をいたしております。確かに言葉だけで協働もしくは協働が進んでいると言うよりは、数値としてお示しをするほうがやはり理解しやすい、わかりやすいということがございますので、本市ではどういうふうにご考えられるのか、この点につきまして、ぜひ研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 副市長。

○小野副市長 若干言い足りないところがございますので、訂正も含めまして申し上げたいと思います。

先ほど、いわゆる定年延長の問題でございますが、具体的に私は25年度から61と、今も29年で65と申し上げましたが、今現在、まだ具体的になっておりませんので、改めて申し上げます。平成25年度以降の定年退職者から定年の延長になることが想定されておるということで、最終的には定年が65歳になるというのが今現在の正しゅうございますので、申しわけございませ

ん。よろしくごお願い申し上げます。

○藤浦雅彦議長 消防本部理事。

○浜崎消防本部理事 消防の広域化へ向けての具体的な動きについてのご質問にお答えいたします。

平成20年3月に策定されました大阪府消防広域化推進計画では、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、島本町、豊能町、能勢町、そして摂津市の北摂7市3町の組み合わせによる北部ブロックの枠組みでの広域化が提案されております。この計画を受けて、平成20年8月、これら構成市町で大阪府北部ブロック消防広域化検討会を組織し、広域化後の効果、広域化へ向けての課題等の整理を行い、平成21年11月に報告書をまとめ上げたところでございます。現在、大阪府が示す北部ブロックでの協議会設立の方向性は極めて薄く、もう少し狭い範囲で各自治体が個別に抱える諸課題の解決に向けて広域連携を進めようという動きが出てきております。本市が関わるこれらの動きにつきましては、複数の近隣市町との連携につきまして、勉強会の段階ではありますが、その効果を整理しているところでございます。具体的には、茨木市、摂津市の2市間、高槻市、茨木市、島本町、摂津市の3市1町間、豊中市、吹田市、池田市、摂津市の4市間、吹田市、茨木市、摂津市の3市間等がございます。これら自治体間で検討いたしました結果をもちまして、消防広域化も見据え、摂津市民の皆様にとりまして安全・安心がさらに向上できるよう体制を強化し、消防施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 三好議員。

○三好義治議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

私は民主党を代表して、これまでの市長の行政手腕について高く評価しているということをもまず申し上げたいというふうに思います。今回のこの代表質問に当たっては、第4次総合計画の中でのこれからの課題について質問を集約させていただいたつもりでございます。

その中で、とりわけ商工業の発展につきましては、これからの摂津市の歳入を考えていったときに、やはり企業の法人市民税並びに償却税を含む固定資産税をもって、どのように歳入の確保をしていくかというところが大きな課題であるというふうに思っております。その中で、商工業について、これまでの行政の取り組みは商業の取り組みが多く見受けられました。私は、一方ではやっぱり工業戦略、地場産業の育成ということも含めて、これから市長としてどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思っておりますし、さらに摂津市におけますのは、鳥飼なす、新幹線基地、そして銘木団地でありまして、銘木団地は昭和38年に地場産業として全国に摂津市を売っていただきました。その銘木団地が今は中古車センターに変わりつつある状況でございます。ここにやはりてこ入れをしながら地域の活性化、これを何とかやっていただきたいということの中で、この点についてもお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

次には、集会所の関連でございますが、地区福祉、これからの高齢化時代を考えたときに、今の集会所の活用だけでの指標で見たときには見方が変わってくると思います。私は今、集会所が活用できない現状というのは、手狭でバリアフリーがなくて備品がそろっていないから、行っても何の楽しみもないのが今の集会所でございます。

地区福祉を考えて協働の精神を考えるんやったら、福祉と管理をやっている総務防災と連携をとりながら、いかに集会所を活用しながら、これからの高齢化時代の中での福祉活動拠点としてやっていただくか、これは要望にしておきますので検討してください。

もう一方での人事戦略と中期財政見通しについてでございますが、私はこれからの中期財政見通しは、これまでも言っておりましたが、やはり歳入を確保した中での歳出を考える、この基本原則に立って歳入に見合った歳出を検討していくべきだということをお願いしたいと思いますし、協働化率も含めて検討していただいて質問を終わります。(発言終了のブザー音鳴る)

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 三好議員の3回目の質問にお答えいたします。

る厳しいご指摘の中にも、私の行政手腕を評価していただき、ありがとうございます。商工業の決意を示せということでございますが、いつも言っておりますように、このまちは面積が15平方キロ以下、人口は8万5,000人弱、全国的にも非常に規模の小ぢなまちでございます。山も谷もない、市域の60%以上は準工地帯、平坦な、どちらかといえば粗削りなハードな地形であります。これだけを聞くと一体どんなまちやねんというふうに思うわけでございますが、このまちは、ご存じのように、昼間は人口が10万人になんなんといったします。あっちこっちからたくさんの方がこのまちにお仕事に来られているわけでございまして、働きやすい、そして仕事しやすい、ある意味では私は活気のあるまちだと思っております。今、いろいろおっしゃいました。このまちには、小ぢなまちで

すけれども、4,000になんなんとする大小の事業所があるわけでございまして、この現実をしっかりと認識するというか見つけなくてはならない、これは常々言うておることでございます。摂津市にあるこの4,000の事業所、大阪府下でも東大阪市とまではまいりませんが、立派な産業都市の一つであると自負をいたしております。それだけに、ここにある一つ一つの事業所が元気でないと摂津市の活気につながってまいらないと思います。今、いろいろとご指摘をいただきましたけれども、このまちで働きやすい、そして仕事しやすい、そして住みやすい、このバランスをとって、これからも商業だけじゃなくて工業、これもしっかり目を向けていいまちづくりにつないでいきたいと思います。

それから、銘木団地の話でございますが、ご指摘のとおりだと思います。私は、今年の予算編成に際しましても、銘木団地が寂れてしまっていると、摂津市の自慢する一つの地場産業として今までいろいろの話題になったけれども、このごろ話にも出てこないようになってしまったと、これじゃいけないと、みんな忘れてしまっているんじゃないだろうかということで、団地の皆さん、有志で昨年も銘木市場といいますか、いろいろ展示会等々、地域の皆さんとおっしゃっている話を聞きました。摂津市では農業祭といまして、これが非常に華やかに多くの市民の皆さんが参加して行われている。おい、一遍農業祭を手本にして、また違った意味の銘木祭というものを考えられへんやろかというような提案をしたような次第でございまして、一遍に農業祭のような形になるのは非常に難しゅうございすけれども、しっかりとそういった視点を持って、ここにあるそういったものを生か

していきたいと思います。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 三好議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午後1時 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

引き続き代表質問を行います。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 日本共産党市会議員団を代表して質問を行います。

まず、本日朝、千里丘東5丁目で起きた火災では、大きな被害も出ておると聞いております。ご家族の方、また被災された方に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

それでは最初に、市民にとって最も身近な自治体としてのあり方について伺います。

第1は、政権交代から1年半のこれまでの国の動きと地方自治体への影響をどう見るかについてです。何のための政権交代だったのか。民主党への期待は幻滅から怒りへと変わっています。その中でも、どうしたら未来に希望ある社会をつくることができるのか、多くの国民が真剣な模索を始めているのが今日の現状ではないでしょうか。政権交代の大きな要因にもなった自公政権時代の構造改革と規制緩和による地方切り捨ての政治、地域社会の崩壊、暮らし向きは苦しい、仕事がない、国保が高くて払えないなど、切実さを増す住民の声にきちんと向き合うようになったのでしょうか。残念ながら答えはノーです。2011年度政府予算案の審議が国会で進められていますが、

国民の暮らし応援には背を向ける一方で、法人税の5%減税、証券優遇税制の2年延長など、大企業、大資産家を優遇し、軍事費は前年とほぼ同額、しかも思いやり予算を5年間総額維持です。また、地方政治に対しては、住民の暮らしと福祉のための自治体独自の仕事を切り捨て、保育所、障害者施設をはじめ、社会保障や教育などの各分野で国が定めた最低基準さえ取り払い、住民福祉の機関としての自治体の機能と役割を一層弱めるものになっています。また、官から民へのかけ声で、保育所や学校給食の民営化など、公的責任、公共サービスの投げ捨て、民間任せの動き、さらには大企業がもうけを増やせば地域もよくなると大企業を呼び込むための誘致補助金や基盤整備に巨額の税金を投入し、道州制の導入など、財界、大企業の都合のいいように自治体の大規模化をする方向に進めているというわけであります。これらは自公政権時代に進めてきた地方切り捨ての政治を丸ごと引き継いで、さらに加速させるものではないでしょうか。市長はこうした状況についてどんな認識をお持ちでしょうか。

第2に、大阪都構想や地域主権改革などに対する市長としての基本姿勢について伺います。今、最初に申し上げた、地方で進行している自治体の役割を投げ捨てる方向の最も悪い典型が大阪都構想だと考えています。今日、大阪の危機は全国的に見ても深刻で、しかも長期にわたっています。大阪国税局管内で働く民間労働者の4人に1人が年収200万円以下、生活保護率は4.3%で全国最高、国民健康保険料滞納者は37万人に及んでいます。中小企業者の倒産・廃業も相次ぎ、府内事業所数はこの5年間で11.4%減少し、約28万人もの雇用の場が失われ、完全失業率は7.1%

で全国最悪です。橋下知事は、こうした実態を無視し、住民サービスは市町村に押しつけ、集中した財源を新たな装いで大型開発につぎ込もうとしているわけであります。日本共産党は今こそ府民の暮らしと地域経済の主役である中小企業を直接応援する方向に政策を転換することこそやるべきだと考えますが、今日の状況を市長はどう受けとめておられるか、お尋ねします。

次に、市長は市政を担当されて6年半を迎えるわけですが、これまでの市政運営と今後の方向性について質問します。この間、近隣各市から本市の評価として、借金の多いまち、公共料金の高いまちであったのが、少しずつ改善され、市債、市の借金は、10年前の2000年度市民一人当たり127万円が、今年度末見込みでは85万円に減少してきています。また、小規模の自治体として、高齢者民間家賃助成や愛の一声訪問事業、大阪府下一番の就学援助金制度、小規模修繕工事等希望者登録制度などなど、独自の事業も数多く展開してきているのも事実であります。これから第4次総合計画の10年間のまちづくりが始まります。12月議会において指摘しましたが、小規模の自治体としての顔がふれあうまちづくりを進めていくためには、行政への信頼がなければいけないことは明白であります。そのために、国の不安定な情勢があるとしても、住民福祉の機関としての自治体の役割をみずから実践する立場に立つことが重要であると考えます。

そこでお尋ねしますが、一つは市民の協働ということですが、将来のまちづくりを進めていくために大きな障害となっている第4次行財政実施計画について市民的論議を行うべきではないか。二つ目に、職員体制の問題で、660人というのが第

4次行革の目標ですが、この4月の時点で大体その数字に近いものになるとの状況や今日の人件費に対する認識と今後の職員体制について伺います。三つ目に、財政問題で、国の地方財政計画において臨時財政対策債や地方交付税などの大きな方針転換が示されたわけですが、昨年の中期財政見通しと大きなずれが発生している中で、今後の財政見通しについて。四つ目には、阪急京都線の連続立体交差事業のような多額の費用を伴うものについては、市民全体の賛否をきちんと集約することを行うべきだと思いますが、以上の点についてお聞きします。

次に、雇用と地元商工業の振興について質問します。

この間の厳しい経済状況は十分ご承知かと思いますが、とりわけ問題なのは、異常なまでの賃下げ社会とも言える事態ではないでしょうか。民間企業で働く労働者の給与は、ピーク時の97年から比べると年収で平均61万円も減少しています。加えて総務省が発表した全国の労働力調査で全産業の就業者数がリーマンショック後の2年半で6,405万人から6,228万人へ2.7%も減少、とりわけ製造業で1,161万人から1,032万人へと11.1%も減っているのも深刻です。本市の状況でも、市長が市政方針で述べられましたとおり、現在約3,700の事業所がありますが、市内事業所実態調査の結果で見ても本当に厳しい実態が伝わってきます。政府は、昨年、当事者団体の長年の働きかけもあって、ようやく中小企業憲章を閣議決定しましたがけれども、事業所の99%を占め、雇用の7割を担う中小企業をしっかりと支えていくことが本市としても大変大事な課題であると考えます。

そこでまず、この間取り組まれた緊急雇用対策や地域就労支援の成果と今後についてですが、大阪府の完全失業率が7.1%、また、新卒者の就職内定状況は近畿で71.0%と過去最低の水準にあります。本市でも緊急雇用対策事業などが取り組まれてきましたが、取り組みの成果や今後の展望についてお答えください。

第2に、中小企業資金融資制度についてですが、大企業の利益は回復する一方で、景気の先行きは一向に見通せません。やむなく倒産・廃業に追い込まれる中小零細企業が後を絶たない中、資金融資の緊急保証制度が命綱の役割を果たしてきました。それがこの3月末期限で終了されようとしています。どのように認識をお持ちでしょうか。これまで行ってきた利子補給金、返済期間の延長、預託金の増額など、引き続き独自の支援策が必要ではないか、市長の見解をお聞きします。

第3に、商業活性化条例制定における具体的取り組みについてです。地域の消費がここまで冷え込んでいる背景は、市民一人ひとりの所得が減り、購買力が落ち込んでいることにあると考えています。商業活性化に向けた行政としての支援はもちろん必要で、昨年の活性化条例も評価します。具体的な取り組みについて、どう進めていくのか、今後のことをお聞かせください。

第4に、中小企業の仕事確保と公共工事の発注のあり方についてです。市内業者への仕事確保という点で、小規模修繕工事等希望者登録制度がつけられ、少額の発注であっても受けた業者には喜ばれるものになっています。市が発注する工事等について、さらに工夫ができないか、緊急の仕事おこしという点でお考えがないか、お答えください。

第5に、企業立地等促進条例の制定についてです。今回出されましたこの条例案を見ますと、企業の振興及び経済の活性化を図り、健全な市の発展に資することを目的にということですが、これまで他市で行われてきている企業誘致競争にあっては、財界系のシンクタンクからも企業誘致による成長モデルは停滞する地域経済の現状を打開するための抜本的な解決策にはなり得ないと指摘されています。地域経済をよくするためには、大企業さえ呼び込めば、そのおこぼれで地域が栄えるという古いやり方ではなく、地域に現にある力を育て、伸ばし、それによって雇用と消費を増やし、さらに力をつける振興策が何より大事だと考えますが、今回の条例が大企業向けのばらまきにならないか、本市においてはどのように考えているか、お聞かせください。

続いて、まちづくり、環境について、5点質問します。

まず、生活道路と歩道の改善についてです。交通事故死亡件数が減少しつつありますが、大阪府では08年度198人が09年度205人に増えています。摂津市でも死亡事故が発生しており、幹線道路の整備と併せて生活道路の安全対策が重要な課題です。今年度、道路補修事業で1億円の予算が組まれましたが、歩道の拡幅は用地買収費を伴うこともあり、また、路面の修繕・修復が必要な箇所は多数に上り、多額の費用を必要としています。限られた予算の中で少しでも安全で便利な道路整備を進めていくために、道路整備基本計画のようなものが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

第2に、市内バス路線網の改善について伺います。市政運営の基本方針で、市内公共交通のあり方について引き続き検討を進

めてまいりますと表明されました。これでは新年度も実現しないことにつながるのではありませんか。この1年間、何を検討されてきたのか、具体的に示していただきたいと思います。新年度、具体的な予算が組まれていないということは、市民との約束を先送りすることになります。実施に向けて改めて市長の姿勢をお聞きしたいと思います。

第3に、吹田操車場跡地開発とクリーンセンター問題についてです。市長は、吹田操車場跡地まちづくり基本計画に基づき緑豊かなまちづくりを図りますと発言されましたが、クリーンセンター問題はこれまでの域を出ていません。関係機関との実現可能な方策について協議を重ね、方向性を示すと表明されましたが、関係機関との協議が整う時期について展望があるのでしょうか、お聞かせください。整わないときはどのような方策を考えているのかもお聞きしたいと思います。時間があるようにはとても思えません。プログラムについてもお聞きします。

第4に、安威川ダム計画の再検証についてです。大阪府は槇尾川ダムの中止を決めました。しかし、安威川ダムは新年度も56億円の予算をつけ、本体工事に入る準備をしています。摂津市もダムの積極的な推進姿勢を示していますが、いま一度立ちどまり、大阪府の治水対策として示した五つの物差しだけではなく、都市型総合的水害防御計画の検討を行うべきではないでしょうか。雨は都合よくダムの上流だけに降りません。異常気象による災害はダムだけで防げないことを物語っています。とりわけ正雀川、山田川、境川、勝尾寺川などはダムの下流側にあり、彩都など緑を削る大型開発で瞬間的に水かさが上がる危険な状況

になっています。さらに、ダムサイトとダム湖周辺には24本の断層が確認されており、活断層との関連が危惧されています。いま一度立ちどまり検討を求めます。

第5に、一般廃棄物処理基本計画とごみ収集の民間委託についてです。新しいごみ収集の基本計画が3月2日に示されました。2010年度基本計画策定委託費が計上され、実施されてきましたが、策定過程が全く見えてきません。昨年、第4回定例会で指摘され、その姿が議会にもやっと届きましたが、前計画は、その冊子そのものが現場職員の目に触れるところにもありませんでした。随分粗末に扱われてきたものと言わざるを得ません。今回策定された計画も、現在、パブリックコメントがかけられたところです。市長が新総合計画で「協働」というキーワードを使われましたが、ごみ減量はまさに市民との協働が鍵になっています。その基本になる計画が市民との協働で策定されたと言い切れるでしょうか。疑念を抱くものです。さらに、ごみ収集の民間委託拡大はさまざまな課題と矛盾を抱えています。これ以上の民間委託拡大は進めないことを求めますが、市長の姿勢を問いたいと思います。

次に、子育て支援と教育の充実について6点質問します。

最初に次世代育成支援行動計画の取り組みについてです。摂津市ホームページ掲載の保育所入所申し込み状況一覧によると、保育所の待機児童は昨年6月1日には30名だったのが、月を追うごとに増加し、今年2月1日には120名に達しています。次世代育成支援後期行動計画の目標定員数1,725人では、現状の待機児でさえ解消できませんが、待機児童解消に向けた取り組みと課題についてお聞かせください。

また、べふこども園の開園まであと1年に迫りました。公立の施設として幼稚園と保育所を統合するわけですが、来年4月開園に向けた幼保関連の取り組みや施設の増改築などの到達点と課題についてお聞きします。同時に、今年策定される「就学前教育実践の手引き」の位置付けについてもお答えください。

第2に、子どもの医療費助成の拡大についてです。おとし、入院医療費において、所得制限なしで中学校卒業まで拡大され、摂津市の子ども医療費助成制度は府内トップクラスとなりました。しかし、対象年齢の拡大は広がっていき、堺市では入・通院ともに中学生にまで対象を広げています。子育て支援策の柱とも言える医療費助成の対象年齢の拡大について、お考えをお示しください。

第3に、豊かな教育環境を整備することについてです。摂津の子どもたちに健やかな成長と豊かな学力を保障する環境づくりは行政の役割です。新年度、中学校に続き小学校普通教室へのエアコンを設置することは評価できるものです。一方、教育施設の耐震化については、1s値0.3未満の改修は完了しましたが、0.7未満の建物は残されています。一刻も早い耐震化が必要ですが、進捗状況と今後の計画についてお聞きします。また、行き届いた教育のために学校現場への人的補償は欠かせません。国が小学校1年生において35人学級を実施する方針を示したこともあり、大阪の現状である小学校1、2年の35人学級をさらに拡大していけるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。同時に、昨今問題になっている定数内講師や非常勤講師不足による影響についてお聞かせください。

第4に、中学校給食に対する考え方と給

食民間委託についてです。大阪府が新年度に中学校給食を実施する市町村への補助を行う方針を示しました。大阪府は中学校給食の実施率7.7%と全国的に大きく立ちおけていることを考えれば、その補助の内容は大変不十分だと思いますが、それでもこれまでの大阪府の姿勢から大きく一歩踏み出したものと言えます。それだけ府民の要望が大きいと言えます。摂津市として安全・安心の中学校給食に向け、取り組みを検討するべきです。考えをお聞かせください。

また、既に2校で実施されている調理業務の民間委託については、安全・安心の学校給食に対する公的責任を後退させるものです。経費削減の効果も不明確、同時に偽装請負の疑いもあるなど問題が多く、見直しを求めるものです。見解を問います。

第5に、就学援助金制度の改善についてです。府内でもトップクラスの認定基準は、新年度も現行どおり生活保護基準の1.3倍と維持されました。学校現場ではさまざまな経済的な負担があります。貧困の拡大が教育格差の拡大とならないような措置が求められています。義務教育は無償という原則に少しでも近付けるために就学援助金制度の充実が必要です。第4次行革で見直しの対象となっていますが、対象者を減らさず内容の充実こそ必要です。見解を問います。

第6に、日の丸、君が代の押しつけをやめることについてです。今年も卒業式・入学式のシーズンを迎えます。国旗国歌法制定時、日の丸、君が代、これを国民に強制することはしないという閣僚答弁は、日の丸、君が代が持つ歴史的な問題と国民や近隣諸国の思いに配慮したからではなかったのでしょうか。国旗・国歌に対するマナーを

教えることと日の丸、君が代を教育・指導という逃れられない環境のもと、敬意を形としてあらわさせることとは別問題ではないでしょうか。見解を伺います。

最後に、市民の命と暮らしを守る具体的な問題で6点質問します。

第1に、北摂地域の救命救急医療を守ることにについてです。市民の方々から救急車が来ても搬送先が決まらずなかなか出発しないという不安の声が寄せられます。とりわけ重篤な患者に代表する三次救急についても、三島救命救急センターでは空きベッドがないという理由で5人に1人は受け入れを断らざるを得ない事態も報告されています。早急に体制の充実が望まれますが、どのようにお考えでしょうか。また、大阪府は5年前に民営化した千里救命救急センターへの独自支援を打ち切るなど、府の果たすべき救急医療に対する責任が疑われます。市民の命と健康を守る問題として、市としてどう取り組まれるのか、認識をお聞かせください。

第2は、国民健康保険についてです。今日、全国的に見ても高過ぎる保険料負担と併せて増える滞納世帯、構造的な矛盾が浮き彫りになっています。これまででも求めてきましたが、国庫負担を大きく引き上げることなしに制度を維持していくことはできません。そうしたもとで、本市では2006年度、大きく料金改定がされて以降の保険料値上げを抑えていることは評価をしたいと思います。しかし、年金暮らしや自営業者、非正規労働者などで構成される国保加入世帯にとっては、収入は増えない、むしろ年金などは当面減っていく方向、重い負担が生活を圧迫しています。例えば40代夫婦子ども2人の4人家族で、総所得250万円の世帯では、10年前に年間の

保険料31万920円だったものが、現在40万円を超える計算です。保険料軽減のための努力が一層必要だと考えますが、お考えを伺います。

また、後期高齢者医療制度について、政府方針が二転三転し、廃止は2013年末まで先延ばしされました。その上、新しい高齢者医療制度が検討されていますが、75歳の年齢で別会計は継続され、保険料負担、窓口負担の引き上げの問題も出てきます。さらには都道府県単位で国保に合流させ、国保の広域化と、決して国民が望む解決策とは言えません。高齢者医療に対する見通しについて見解をお聞きします。

第3は、高齢者・障害者福祉の充実についてです。高齢者福祉にかかわっては、2012年度からの第5期のががやきプラン策定に取り組んでいく年ですが、医療や介護、年金など、制度の仕組みそのものが大きな課題ですが、総合計画でも協働といって地域やボランティアをお願いする計画です。地域の支え合いはもちろん大切なことですが、社会基盤の整備や必要な体制がとれているのでしょうか。ボランティア頼みで解決していくのでしょうか。見解をお聞きします。

障害者福祉にかかわっては、来年度予算案では障害児のショートステイ、預かり事業などが増やされました。しかし、重度の障害のある人が増える中で、日常的に医療、介護が必要な方などを受け入れる事業所の整備も必要です。また、国は自立支援法廃止としながらも利用者負担を求める新法作成で、当事者団体などの意見が反映しないことなどが問題になっています。摂津市として障害者福祉をどう改善するのか、お聞かせください。

第4に、感染症予防ワクチン接種につい

てお聞きします。これまで、このワクチン接種の公費助成を求める要望は、全国で取り組み、各自治体や国に届けられ、今日、助成制度実現にと国を動かしてきました。それが、きのうのやりとりのおり、一たんストップがかかる形となっています。3月に入ってからのたび重なる死亡事例については、子どもの命と健康を守る上で効果があるとされてきたものだけに、親の気持ちを考えると本当に震悚にたえません。直接ワクチンとの因果関係があるか不明だとの発表ですが、市民の命と健康を守る上では、このたびの件も含めて予防ワクチンの安全な提供体制を世界基準に引き上げることは今後とも必要な課題だと思っています。早期に安全性が確認されることを願うものですが、今回、この助成制度については、全額補助で検討されていたと思います。それが大阪府内ほとんどの自治体で無料接種であるのに対し、本市では一部負担となっています。全額ではなく一部助成に至ったその考えをお聞かせください。

第5に、生活保護行政と窓口対応にかかわってです。厳しい社会情勢のもとで生活保護を必要とされる世帯は年々増加しています。おととしの年越し派遣村などを契機にして、健康な稼働年齢層の方々の支援ということに目が向けられるようになりましたが、本市では、この間、就労支援相談員の人的配置もされてきて、具体的にはどのように現状をとらえているのでしょうか。マスコミでは貧困ビジネスや不正受給問題など、他市の状況でたびたび取り上げられていますが、法にのっとった適正運用は当然追求されるべきです。

一方で、大阪市が保護開始前の就労指導で方針に従わないと申請却下につながるような窓口対応があると報じられました。こ

それは法にのっとった運用とは言えないと思います。生活保護の適正な運用について見解を伺います。

第6に、税や保険料の滞納処分についてです。先日、大阪社会保障推進協議会という団体が国保110番という取り組みを行いました。多数の相談が寄せられ、その実態から大阪市が滞納処分を機械的に進めていること、学資保険まで差し押さえることに対しては、子どもの進学を奪うことを行政がやるべきではないと是正を迫ったと聞いています。国も国税通則法の改悪計画を含め、徴収処分圧力を強めています。税や保険などで差し押さえなどの処分が本市ではどのように行われているか、お聞かせください。最低生活費には税や保険料、公租公課をかけてはいけないというのが原則です。実態を無視した滞納処分は行わないよう求めますが、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問とします。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いいたします。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 日本共産党を代表されてましての質問にお答えをいたします。

最初に、政権交代云々と自治体のあり方についてだと思えますけれども、今、中東でいろいろ起こっておること、あれは革命というんでしょうかね。革命は〇〇〇〇といますか、これはすぐに結果が出てくるんですけど、一方、改革というやつは革命と違いまして結果が出るのに少し時間がかかると思いますか、その間痛みが伴う、これはよく言われていることだと思います。この政権交代というやつは、要するに改革だと思えますけれども、改革の中でも大改革だと思えます。そういう意味では、すぐに結果が出てほしいんですけど、なかなか

か出るものではないと思います。ある程度時間はかかると私は思っていますので、そこには少々の辛抱、これも覚悟しなくてはならないと思っています。特にお金、予算を伴うやつ、これは非常に今、厳しい財政事情ですから、公約どおりにそんな簡単にはいかないでしょう。だから、ある程度辛抱もしなくてはならないなど。えらい政権に甘いと言われるかもわかりませんが、これは、こういうことも大事だと思うんですが、一方で予算を伴わないといえますか、独自でできる改革もたくさんあります。例えば政治と金の話もその一つだと思いますけれども、こっちのほうは時間をかけてじっくりというわけにはいかないわけでありまして、現実はそのうち同じように手つかずといえますか、なかなか結果を出せていない、そういうところに国民のいら立ちがあると思います。右往左往している間に民主党から国民が離れていっている、そんな気がしないわけでもありませんが、右往左往もいいんですけども、あんまりこれが長引きますと、今ご指摘のように、我々末端のまちづくりにいろんな影響が出てくるから心配でございます。当面、地方自治法の改正や子ども手当法案などの状況をしつかり見きわめながら、怠りなく対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、先般、普通交付税の不交付団体に対する臨時財政対策債の発行枠をなくし、特別交付税の財源の一部を普通交付税に移す等、本市にとって厳しい決定がなされたところでございます。しかし、市政方針でも述べましたように、逆にこれらのことを将来に向けての自立的な財政基盤を確立するためのチャンスと前向きにとらえ、市政のかじを取ってまいりたいと思います。

それから、大阪都構想、それから地域主

権等々についての思いを述べよということ  
でございますが、きのうもお話をしたと思  
いますけれども、私も長いこと大阪府議会  
に参画しておりまして、いろんな勉強をし  
てきましたけれども、今の大阪は、1足す  
1、要するに大阪府、そして巨大都市大阪  
市が、1足す1が2になるならまだしも、  
1.5、1.8、そんな状況ではないかと思  
います。せめても2、いや、1足す1が  
3、5にしなくてはならないと私は思っ  
ています。それが、今言われている大阪都も  
その一つの選択肢ではないかと思っていま  
す。このことによって、この摂津市がどう  
こうなることはありません。摂津市は特に  
隣接都市協議会にありますから、大阪市に  
びったり隣接をいたしております。特にそ  
の中でも10万人未満の弱小都市でありま  
すから、このワン大阪のメリットをうまく  
とらえる、そういうことも視野に入れたら  
私はいいと思います。

例えば、きのうも話が出ていましたけれ  
ども、大阪市営バスの導入、どうにかなら  
んやろかという話とか、地下鉄の導入、目  
の前に立派な焼却場があるのに知らん顔と。  
ほかにもまだ消防の広域化等々いろんな話  
がありますが、これはやってみなわからん  
話でございますけれども、摂津市にとっ  
ては、うまくこれを利用しない手はないと私  
は思っております。ただ、言いましたよう  
に、今のようにむやみやたらにあおるとい  
いますか、政局の具にしてしまうような話  
ではございませんで、やっぱり法律改正も  
伴うわけでありますから、しっかりとみな  
なで少し時間をかけて議論して、そして形  
になっていけばいいのではないかと思いま  
す。

地方主権・分権の話ですけれども、国・  
府・市それぞれ役割がありますから、その

役割をしっかりと果たす、これは当たり前の  
ことでございます。今まで我々も何度も府  
とか国に対して権限移譲の話はしてきたと  
思います。そのときにはみんな引きかま  
えてしまって放さないといひますか、肝心  
のときには移譲しないで、自分たちがしん  
どなってきたから、これをやってくれ、あれ  
をやってくれじゃ話にならないと思ひます。  
しんどいときは我々もしんどいわけであり  
ますから、お金も人も伴わない、権限だけ  
やってくれ、これは地方分権でも何でもあ  
りませんで、地方負担、地方転嫁にすぎな  
いと思ひます。そういう意味では、しっか  
り見きわめないけませんけれども、いず  
れにいたしましても、我々自治体がやらな  
くはならないことは、役割はしっかりとや  
らなあかんわけでありますから、非常に財  
政等々厳しい事情でありまして、知恵を絞  
って工夫を凝らしてしっかりとその任務を  
全うしていきたいと思ひています。

市長就任からこれまでの市政運営と今後  
の方向性について、そして、ほか4点につ  
いてのお尋ねでございますけれども、本年  
第4次の総合計画に基づく新しいまちづく  
りのスタートの年でございますが、ちょう  
ど私は市長に就任いたしまして6年半が経  
過いたしました。私なりに全力で市政の  
かじを取り、スピード感を持って旬を逃が  
さずといひますか、ただ前進あるのみ、ま  
っしぐらで進んでまいりました。市長就  
任のときには、財政指数といひますか指標  
が過去最悪の状況であったと思ひますけれ  
ども、本市を第2の夕張にすることはな  
らぬと、そんなことを言ったと思ひん  
ですけれども、議会の皆さんの協力も  
得る中、第3次の行財政改革、これに  
しっかりと取り組み、その結果、一定  
の改善は私は見られたと思ひてお  
ります。

物事はうまいこといかんものでございまして、何とか立ち直れたかなと、これから今までの辛抱に対して応えよう、例えば、何遍も出ております後回しになっていた公共事業といいますか、悪くなった道の補修等々にこれからしっかり目を向けようと思っていた矢先、またぞろ大不況のあらし、そして政権交代による制度の見直し等々、また摂津市の台所を直撃しつつあるわけでございまして、こんなはずではなかったのにとこのような言葉が当てはまるような心境でございまして。ただ、泣き言を言っておられないわけでございまして。摂津市は、こういう表現をしたらよくないかもわかりませんが、非常に底が浅いと言ったら怒られますけれども、このまちの規模、そして内容からいうと、ちょっとでも油断するならば、またぞろ第2の夕張になりかねないと思うんです。そういう意味では、まだ少し蓄えのある間にしっかりとわきを締めて足腰を鍛えておかないと、またぞろおかしくなって、今度は取り返しのつかないことになってしまうと思います。そういう意味で、第4次の行政改革、これをスタートさすことになったわけでございまして。当然、行政改革は勝手にしんどいからやっていいものではありません。ご指摘のように、議会の皆さん、そして市民の皆さんともいろいろ協議、相談を行いながら、この改革についてもまじめに取り組んでいきたいと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

今後の財政の見通しは、今言うたようなものが大ざっぱな見通しなんです。

それから、職員の給料、定数の話だっただと思っておりますけれども、これもいつも言う話ですけれども、摂津市民の一人当たりの所得は400万円を切っていると思います。

ちょっと確かな数字が。皆さんお一人おひとりが額に汗し、一生懸命働いて税金を納めていただく、その税金を使わせていただく、そして給料としていただくのが公務員、我々だと思います。そういう意味からいいますと、市民の皆さんのチェック、これは厳しかつてもしょうがないと思います。そして、市民の目線に立つならば、しっかりとコスト意識を持たなくてはならないと思っています。そういう意味で、一方でただ厳しいからといって、職員の士気といえますか、これもしっかり保持せないかんわけではございまして、士気といたらモチベーションということなんですが、こっちのほうもしっかり見とかないかんのであります。そういうことになりますと、やっぱり職員の給料もそんなにどんどん切るわけにはいきません。ただ、給料はそのまま、またずっと増やしていく、職員の人数もどんどん増えていく、これでは到底市民の理解は得られないと思います。モチベーションを保つためにも、ある一定の職員の待遇、これはしっかり考えなあかん。そうなる、一方でやっぱり職員定数を減らして行って、そして、その分みんなしっかりと頑張ってくれよということまで質を高め、こういうことをしていかないかん、これが私の選んできたやり方ではございまして。そんなことで、退職者不補充等々を貫き通してまいりまして、660人体制になりつつありますが、今後この考え方は続けていかざるを得ないのではないかと、これもご理解をいただきたいと思っております。

それから、連続立体交差の話でしたか。連続立体交差は、これも何度も言っていますけど、摂津市のまちを二つに分断しているのがJR東海道、そして阪急正雀、この二つであったと思いますが、JRのほうは

千里丘のガードが抜けまして、ある一定の解消を得ましたが、今度は阪急電車の連立、これがやっぱり難しくも大切な課題になってくると思います。そんなことで、ただ、これは時間もかかるしお金もものすごくかかります。これは摂津市の事業じゃなくて大阪府の事業でございますが、どちらにいたしましても、地域の住民の皆さん、議会の皆さん等と意見の交換等の場を設けて、やっぱりみんなで一緒になってこの事業にしっかりと将来に向けて取り組んでまいらなくてはならないと思っています。

それから、雇用と地元商工業の振興についてでございますけれども、雇用対策につきましては、2年前の経済不況による派遣労働者の解雇問題に端を発し、本市では職員の前倒し採用による取り組みが全国のニュースになりました。さらに、緊急雇用対策といたしまして、短期の雇用事業を行うなど、積極的に失業者の雇用創出に努めてきたところでございます。また、平成15年度から取り組んでおります地域就労支援事業に23年度より就労相談員の配置を行い、就労支援の強化を図ってまいります。

次に、中小企業資金融資制度につきましては、平成21年度に実施しました市独自の緊急融資対策は、1年延長し、中小企業を対象に600万円を上限に利息と保証料の負担がない事業資金融資を実施いたしております。また、利率の低い融資を受けることができる不況業種の認定では、毎月約50件の認定を行い、中小零細企業の運転資金の確保を支援しております。なお、国や府が中小企業への融資制度を改定し、23年度より新たに実施されますので、今後、その利用動向を見定めてまいりたいと考えております。

次に、商業活性化条例制定における取り

組みにつきましては、事業者、商店会、商工会が協働して活性化を図るという基本理念に基づき、平成22年4月に施行し、第1弾として市内のすべての商店会によることも110番の取り組み、第2弾としてセッピィ商品券の発行を行い、消費の底上げによる商業の活性化に努めております。

また、この3月26日には、摂津市駅前で開催1周年として市と阪急電鉄が主催し、市内商店会を巻き込み、摂津市駅まつりを開催する取り組みを進めております。今後も事業者が一丸となって取り組みができるように後方支援を行っていきたいと思います。

最後に、企業立地等促進条例の制定は、市内事業者の転出による空洞化を回避し、まちなにぎわいを維持し、税収確保、市民の雇用確保の観点から、引きとめ対策を柱にした条例でございます。支援方法といたしましては、奨励金の交付方式として、対象固定資産税の2分の1の額を5年間交付するものであります。また、近隣の同様の条例を見ますと、対象がそれなりの規模を持った企業に縛られてしまう傾向もありますが、本市が提案しております条例は、中小零細企業にも利用が可能な基準を設定し、中小零細企業のまちな条例として施行し、利用していただきたいと考えております。

それから、中小企業の仕事の確保と公共工事の発注にもお尋ねがございましたが、本市では市内事業者育成、産業振興を目的に、可能な限り市内事業者を優先して発注するよう努めております。市内事業者が対応可能な公共工事につきましては、100%市内の事業者が発注しております。また、中小零細事業者対策として、小規模修繕工事希望者登録制度を創設し、受注拡大に取り組んでおるところでございます。

まちづくり、環境についてでございますが、生活道路と歩道の改善についてのご質問にお答えをいたします。道路の補修計画でございますが、摂津市内の道路では、舗装の損傷は数多く見受けられ、交通の安全性の確保とともに、事故防止の観点から交通量の多い道路に重点を置き、毎年現地確認の上、緊急を要する箇所から補修を行っているところでございます。生活道路につきましても、道路パトロールで危険箇所の早期発見・早期補修に努め、安全・安心の確保に努力しているところでございます。また、鶴野地区や正雀本町地区では、舗装の経年変化による損傷の著しい道路を計画的に補修工事を実施しており、自転車や歩行者の通行の安全の確保に努めているところでございます。今後の道路補修のあり方といたしましては、幹線道路と同様に、生活道路や歩道につきましても計画的な補修や改善に努めてまいりたいと考えております。

市内バス路線の改善についてでございますが、きのうから何度もこの件につきましてはお答えをいたしておりますが、市民の足確保、これは難しくも大切な課題であることは承知をいたしております。何度も言っておりますけれども、国の規制緩和で路線バス会社が独自の判断で撤退・縮小、これが可能になったことが大きな原因でありますけれども、路線バスの撤退とか縮小、これは避けたいかんわけでございますが、ということで、独自で走らせるバスは、この路線バスを補完するというもので、それ以上のものにはなかなかかなりにくい点があることはご承知いただきたいと思っております。ただ、長い間、議会の皆さんも、恐らく20年来、この問題については一生懸命議論されてきたことを承知をいたしております。

そんな中で、何とかならんやろかということで風穴をあけたことはご理解をいただきたいと存じます。その後どうなっているのというような話でありますけれども、これはやったらええというものでもないんですね。これをいかにうまくやらないと、路線バスが撤退というような話になってしまうと、元も子もなくなるわけでありまして。そんなことで、懇談会を開いて、まだ2回しか懇談会を開いていないわけですが、この間、関係者間でいろいろと難しい話、あでもないこうでもないという詰めをしておくことも事実でございます。いまだに結果が出せない、どないなってんねんという話だと思いますけれども、さほどに非常に難しく、私もいろいろと頭を痛めているというような状況でございます。そんなことで、もう中身は申しませんけれども、きのうから何度もお話をしておりますけれども、いろんな関係者間で昨今の道路事情、社会の状況を勘案して、ここがいかにあるべきかという話について懇談会を持ち、そして、るる検討を重ねておるところでございますので、できるだけ早く議会の皆さんにもその方針をお示しできるようにしていきたいと思っております。

吹田操車場跡地開発とクリーンセンターの問題についてのご質問でございますが、吹田操車場跡地まちづくりにつきましては、平成21年の4月にUR都市機構が区画整理事業の事業認可を取得し、岸辺駅付近より順次工事を進めているところでございます。本市域におきましても、昨年より上り貨物線の撤去が始まり、いよいよ来年度より本格的な工事着手となっております。また、保留地を予定しております岸辺駅前の土地利用につきましては、国立循環器病研究センターが移転するなどの話を聞いて

いるところでございますが、平成22年度の国の補正予算で研究所の建て替えにかかわる出資金が認められるなど状況も変化しておりますことから、今後、国立循環器病研究センターの動向を見きわめてまいりたいと考えております。

次に、クリーンセンターの問題でございますが、吹田市正雀下水処理場の機能停止後におけるし尿等の処理方法につきましては、吹田市など近隣自治体での処理案や大阪府流域下水処理場への直接投入案を優先案として交渉を重ねているところでございます。両案とも地元合意の問題などから非常に容易な話ではございませんが、正雀下水処理場が周辺住民に多大な影響を及ぼしてきたことを踏まえ、引き続き本問題の解決に向けて協力を求めていると思えます。併せて、24年度末を見据え、市民生活に支障を来すことのないよう必要な措置を講じてまいります。

安威川ダム計画の再検証についてのお尋ねでございますが、安威川ダムの建設は、昭和42年の北摂豪雨災害を契機にダム構想が立案されたものでございまして、治水対策上、市民生活の安全・安心を考えた場合、非常に有効な計画であると思えます。この安威川ダムの建設に当たりましては、平成11年と平成16年におきまして、議会決議のもと、整備促進を大阪府に要望していただいております。

流域市でダム案を支持したが、お互い議論すべきではとのお話でございますが、今年の2月18日に流域5市の首長などが出席し、相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深め、検討を行う流域市からなる検討の場が持たれました。私も出席し、議論を行ってきたところでございます。

活断層についてのお問い合わせでございますが、

ダム周辺の地質、ダム本体の安全性や機能面等につきましては、大阪府において、これまでに十分な調査・検討が行われ、安全性などを確認されております。検証に関する大阪府のデータが合っているのかというお問い合わせでございますけれども、安威川ダムの治水計画等につきましては、これまで大阪府河川整備委員会、大阪府建設事業評価委員会での審議を経て、報告書を作成されております。今後、大阪府河川整備委員会において、学識経験者のご意見もいただくことになっております。低地部に位置します本市では、ダム本体の早期着工・完成を流域関係市と連携を図りながら大阪府に働きかけてまいります。

一般廃棄物の処理基本計画と総合計画との整合性及び民間委託することによる課題についての質問でございますが、一般廃棄物処理基本計画は、市民、事業者、行政が一体となって循環型のまちづくりを進めるための基本となる計画であります。本計画は、第4次摂津市総合計画に基づき、長期的な視点に立ち、今後10年間のごみ処理に関する基本の取り組みを示すものでございます。基本方針としましては、循環型社会に向けた構築として、4R、リデュース、リデュース、リユース、リサイクルの取り組みと、「もったいない」の意識づくりやごみ収集や処理の適正化となっております。ごみの発生・排出削減の目標を達成するためには、市民、事業者、行政がごみの削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要であります。本計画では、市民、事業者、行政が協働するとともに、それぞれの役割を果たすような具体的な施策を推進するものとなっております。

また、今回の民間委託でございますが、第4次行財政改革により、平成23年度より今後も委託の拡大となります。また、4月から実施となりますが、今回の委託を行ったことでの市民サービスへの低下及びごみ減量施策の後退にならないよう、委託業者への指導・検証を行ってまいります。

次世代育成支援行動計画についてのご質問にお答えをいたします。計画におきましては、重点施策の一つとして、ニーズに応じた保育所の受け入れ体制の整備を図ることとしております。年間を通して待機児童がいない状況から、年度後半には待機児童が生じる状況となっており、各地域の状況に合わせて定員の拡大と弾力運用の拡大を進めるなど、保育サービスの充実を図ってまいります。また、こども園につきましては、子どもの人格形成の基本となる就学前教育の重要性にかんがみ、幼稚園、保育所の教育課程、保育課程の一元化に取り組むとともに、(仮称)べふこども園の開設に向けて、幼稚園と保育所の子どもと保護者、地域の親子にとって、こども園になってよかったと評価されるよう取り組みを進めてまいります。

乳幼児等医療費助成についてのご質問にお答えします。子どもの医療費助成につきましては、子どもの健康づくりと子育て支援策として重要なものと認識しております。大阪府下では他市に先駆けて、平成21年度より負担の大きい入院について、中学生まで拡大してきたところであります。本市に続いて幾つかの市で同様な取り組みがなされてきております。通院につきましては、引き上げは現状では困難ですが、今後ともよく精査し、国と府への要望を行ってまいります。

救急医療体制の現状認識についてのご質

問ですが、救急医療体制の確保につきましては、三島保健医療協議会で検討・構築することとなっております。私も委員の一人として、これまでいろいろなご意見を伺っております。委員ご指摘の千里救命救急センターの件につきましても承知しておりますが、これまで比較的安定していると思われていました三島地域の救急医療についても、医療関係者をはじめ多くの関係者からさまざまな問題提起がなされています。特に医師不足の影響が著しい小児科や救急医療につきましては、広域的な観点から集約化や重点化を考えていかなければならない状況にあると認識をいたしております。三次救急につきましては、第一義的には大阪府が責任を持って体制を整備すべきものと考えております。三次救命救急体制の充実に対する支援の拡充につきましても、関係市町と連携し、要望していきたく思います。

国民健康保険についてのご質問にお答えをいたします。国民健康保険の保険給付費は、高齢化の進展や医療の高度化により、この10年間で大幅に増加しており、それに伴い保険料もまた増加しております。それに加えて、平成20年秋のリーマンショックに端を発する経済不況により市民所得が減少し、国保世帯の負担感が高くなっていることも事実でございます。しかし、本市におきましては、市民の生活と健康を守るため、医療費の増加による歳出増の中、さまざまな努力を行い、国民健康保険の料率を平成19年度から5年間値上げせず運営いたしております。今後とも市民生活と健康を守るため、国民健康保険の運営において経営努力を続けてまいりたいと考えています。

次に、後期高齢者医療制度についてでございますが、政府決定により、一たん平成

24年度末で廃止と決まっていたものが、現在、1年間程度延期されることになっております。後期高齢者医療制度の廃止後、被保険者は市町村国保と被用者保険にそれぞれ戻ることになっております。国保に戻った被保険者につきましては、保険料が高くなることを防ぐため、都道府県単位で統一することになっておりますが、都道府県の反対などもあり、現在、改革案は成案となっております。このようなことから、本市としましては、今後の制度改正の動向を注視し、必要に応じて大阪府の市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。

高齢者・障害者福祉の充実についてのご質問ですが、市政方針でも申し上げましたように、平成23年度は、本市が目指す将来都市像であります「つながりのまち摂津」の実現に向け、重点施策の市民活動支援を念頭に置きまして、これまでどおり支援を要する方たちに十分に目配りをしながら、高齢者・障害者施策の充実を努めてまいります。具体的に高齢者福祉につきましては、少子・高齢化の進展の中で、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が大幅に増えてきているという状況や、本年度の実態把握事業の取り組みを踏まえ、ひとり暮らし高齢者の見守り活動や認知症高齢者、その家族を支援するための新たな施策を実施してまいります。また、地域住民の自主的な活動を支援し、地域の高齢者などが気軽に集い、触れ合う場の確保にも努めてまいります。

続いて、障害者福祉につきましては、今年度から障害児の保護者の負担軽減のために市立入所施設での新たな取り組みを実施してまいりますとともに、障害者の工賃倍増計画を支援するために、障害者施設での

通所者の就労支援事業の拡充を行ってまいります。また、障害者の手帳交付事務の充実に努めてまいります。

3ワクチンの費用助成についての質問でございますが、病気を予防するためのワクチンにつきましては、法律に基づき、公的費用負担によって接種する定期接種ワクチンと、法律に基づいていない任意接種ワクチンがございます。今回は予防接種法の対象になっていない任意接種ワクチンの中で、子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンについての費用助成を提案させていただいておりますが、これは、国の感染症予防接種部会の定期接種化への提言を受けたものでございます。昨日の答弁でも触れましたが、このうち小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンにつきましては、急遽、接種の差し控えという状況もございまして、3ワクチンを定期接種に位置付けることを想定した対応の検討も慎重になされるものと考えております。今後、このような国の動向を踏まえ、一部自己負担を含めた費用助成を実施していきたいと考えております。

生活保護行政における就労支援のご質問でございますが、近年の厳しい経済情勢が続く中、全国的に稼働年齢層の方の生活保護受給が増加しており、本市におきましても同じ状況にあります。こうした中、生活保護費の増大を抑制するため、さまざまな取り組みを行っている事例が報じられていますが、本市では受給者の就労支援に当たりまして、就労支援相談員とケースワーカー、査察指導員が連携し、対象者の現在の状況、過去の職歴などを十分に把握し、人権に配慮した中で、従前同様、きめ細かな対応に努めてまいります。また、新年度の予算措置におきましても、生活保護制度の

適正実施に支障を来さないよう十分配慮しておりますが、引き続き生活保護制度が社会生活における最終のセーフティネットであることを念頭に置き、制度の実施に努めてまいります。

税や保険料の滞納処分についてのお尋ねですが、税金や保険料の納付につきましては、多くの市民の方が納期限内に納められるよう努力していただいております。また、昨今の社会情勢や個別事情により納付が困難な方もおられますが、分割誓約等によって納付いただいております。これらの方々の信託に応えるためにも納付対策はないがしろにすることはできません。滞納されている方に対しましては、諸手続きを行った上で、市債権の確保や負担の公平性維持の観点から滞納処分を実施していきたいと思っております。

以上、私からの答弁にさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 教育長。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわります5点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、次世代育成支援行動計画の取り組みについてのご質問のうち、こども園設置の考え方と「就学前教育実践の手引き」の策定についてでございます。

平成24年4月に予定されております(仮称)べふこども園開設につきましては、別府保育所側の移転に係る問題と幼稚園側の定員の状況や施設の有効利用等々、ハードな問題とともに、両施設とも摂津の子どもたちを預かる就学前の教育・保育機関であることを前提に、小学校への円滑な接続等も踏まえたとき、4歳と5歳のすべての園児について、幼稚園、保育所の区別なく、合同で一貫した教育・保育を実施していく

必要があるという教育的視点が背景にあることも大きな要因でございます。

この教育的視点を可能にする一つの手法としてこども園化であり、さらにソフト面では、幼稚園、保育所の区別なく小学校就学前のすべての子どもたちに対する統一的な教育・保育目標やその考え方等をあらゆる就学前教育実践の指針となる「就学前教育実践の手引き」の策定であると考えております。したがって、「就学前教育実践の手引き」の対象は、公立の幼稚園、保育所にとどまらず、私立の幼稚園、保育所、さらには就学前の子どもたちが集う施設や各ご家庭においても参考としていただけるようなものを考えております。具体的には、今年度を実施いたしました就学前教育の充実のためのアンケートにおいて調査した小学校入学までに身につけておきたい生活習慣、しつけといったことの結果分析を踏まえ、さまざまな生活習慣の身につけ方への対応やその考え方、さらにはしつけ等の実践方法などを明らかにしていくことができると考えております。子育てに悩んだり家庭での就学前教育について考えている保護者等の方々を含め、広く活用していただけるものにしていきたいと考えております。

次に、豊かな教育環境を整備することについてでございます。

まず、耐震化についてでございますが、平成22年度にI s値0.3未満の建物でありました鳥飼小学校体育館と給食場棟、第一中学校体育館、第四中学校体育館、せつつ幼稚園の管理棟と保育室の一部について耐震化工事を行いました。これにより、I s値0.3未満の建物はすべて完了となり、現在、耐震化率は幼稚園で100%、小・中学校では64.6%となっております。

す。平成23年度は、千里丘小学校の体育館において耐震補強工事に着手する予定であり、平成23年度以降に耐震化工事が必要なI s値0.3以上0.7未満の学校数は、千里丘小学校体育館を含めて、小学校6校11棟、中学校4校12棟となっております。

大変厳しい財政状況の中ではありますが、学校施設は耐震化をはじめ老朽化、バリアフリー化などさまざまな課題を抱えており、計画的にその解消に努めなければならないと考えております。特に災害時の避難場所となる学校の体育館、また危険度の高い建物を保有する学校施設について、できるだけ早期に耐震化を終える必要があると考えており、今後の国の動向も見きわめ、また交付金制度をより有効に活用しながら、一日も早い耐震化工事の完了を目指してまいりたいと考えております。

次に、学校現場における人的保障の強化についてでございますが、現在、小学校1、2年生においては、大阪府により35人学級編成が実施され、国におきましても平成23年度より順次学級定数の引き下げを行っていく考えを示しているところでございます。学級定数の引き下げにつきましては、これまでも都市教育長協議会等を通じて要望してまいりましたが、きめ細かな指導の実現のため、今後も定数引き下げ学年の拡大の早期実現へ向け、要望を続けてまいります。また、小学1年生等学級補助員や学校読書活動推進サポーターなど、市単独の予算で非常勤職員の配置を行ってまいりましたが、今後も児童・生徒や学校の実態に応じて必要な人的措置について努力いたしてまいります。

次に、中学校給食に対する考え方と学校給食の民間委託についてでございます。

本市が考えます中学校給食につきましては、学校給食ではない、しかも非常に利用率の低いスクールランチ方式を導入することは適切ではなく、導入するのであれば自前の調理場において調理したものを提供する完全給食がふさわしいものの、財政的な問題とともに、学校における給食指導、食育指導等の観点から、あるいは、思春期を迎える中学生にとって弁当は家庭とをつなぐ大きな役割を果たしているという教育的観点も捨てがたく、長期的な課題であるとしていたしております。現在、大阪府において新たに提示があった中学校給食導入に向けての考え方につきましては、施設整備に係るイニシャルコストを補助するとしているものの、スクールランチ方式との関連など、府が目指す学校給食の全体像は明らかになっておりません。したがって、このあたりの推移も確認しながら今後対応してまいりたいと考えております。

また、学校給食の民間委託につきましては、市の第4次行財政改革実施計画に基づき、その環境が整った段階でさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、就学援助制度の改善についてでございます。就学援助制度につきましては、第4次行財政改革実施計画において見直しの対象となっており、現在、その内容について検討をいたしております。学校教育法においては、経済的理由により就学困難と認められる学童・児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされておりますが、本市ではこれまで子育て支援的政策のもと、認定基準額を他市よりも高く設定することで、その対象をより広く考えてまいりました。その結果、40%近い児童・生徒がその対象となっております。しかしながら、昨今

の経済状況や民間給与所得者の低所得化が著しく進んだこと、さらには現在の援助費の内容と実際に義務教育に係る諸経費等を総合的に勘案したとき、やはり一定の見直しが必要であろうとの結論に至っております。その内容につきましては、今後さらに検討を進めてまいります。例えば認定基準額を下げることにより、より低所得の世帯の方々を対象とし、援助費の範囲を広げるといったことも一つの案ではないかと考えております。

最後に5点目、国旗・国歌の指導のあり方についてのお問いでございますが、学習指導要領では、国旗及び国歌の指導について、児童・生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮することと示されております。したがって、教科や領域を含め、各学校におけるすべての教育活動の中で児童・生徒に必要な事柄を通常の方法で指導することは決して押しつけではないと考えております。入学式や卒業式においての国旗掲揚及び国歌斉唱につきましても、その意義を踏まえ、学習指導要領に基づき、すべての児童・生徒に国旗及び国歌に対する正しい認識を持たせ、それを尊重する態度を育てられるよう、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導いたします。

以上です。（「議事進行」と山本靖一議員呼ぶ）

○藤浦雅彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 質問者が政権交代について市長の見解を問うたときに、政権交代は改革、そして中東のことに触れられて、「革命は〇〇〇〇こと」というふうな表現をされました。恐らくリビアのような状況を指

されてというふうに認識するわけですが、革命イコール〇〇〇〇ことというふうに結びつけてしまうと、いささか乱暴かなというような気がします。市長の見識の中で言葉を足されてはいかがとは思いますが。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

（午後2時16分 休憩）

（午後2時17分 再開）

○藤浦雅彦議長 再開します。

ただいまの山本議員の議事進行につきましては、後ほど速記録を改めた上で措置しますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、弘議員。

○弘豊議員 それでは、2回目の質問については幾つかに絞ってお聞きしたいというふうに思います。

まず、これまでの市政運営と今後の方向性についてお尋ねしましたが、その中で、今後進めていく総合計画、それから第4次行財政改革についてのところでは、いろいろ矛盾があるんじゃないかというようなことをお聞きさせていただきました。その中でいいましたら、やはりこれまで進めてきた行革について、また、これから取り組まれるものについて、本当に市民の中に情報が公開され、また市民参加で取り組んでいくという点においても信頼がされるようなものになってきたかというふうなことがあるかと思うんです。この項目の中で、例えば職員体制が、どんどんと職員は減っていくわけでありましてけれども、そうしたときに協働を一緒に進めていく、そういう立場に立つ職員が本当にあれもこれもやっていくことができるのか、もっともっと職員の皆さんに地域に入って、地域の実態をつかんで、それで市民と一緒にこれからのま

ちづくりを進めていこうというようなことも総合計画の中では描かれているんだと思いますけれども、それが実現をしていけるような体制になっているのかどうかということでもいいましたら、さまざま意見も聞いているところです。また、市役所の窓口となるような、一番市民に身近なところの職員が非正規に置きかわる、こういう状況も出てくる中ではなかなか問題だというふうに思っております。この点についての今後本当に総合計画を進めていく上での協働のあり方、そして、やっていく保証について、行革についても本当に市民的な議論が十分行われていないというふうに私は第4次行財政実施計画についても考えますけれども、その点について再度お答えいただけたらというふうに思います。

また、財政運営の見通しについても、なかなか国の財政措置が変わったこともあって見通しがつきにくい、そういうことでもありますけれども、やっぱりこの限られた財政、何を重点に使っていくのか、そのこともやっぱり市民の納得のいくような財政運営というのが必要だとこれまでも主張してきました。南千里丘や吹田操車場跡のこういう開発については今も進んでいるわけがありますけれども、例えば阪急連続立体交差事業、また、後からになりますけれども安威川ダムの事業、こうしたものは大阪府の事業だと言ってしまえばそうかもしれません。ただ、市民の中に本当にこれが納得のいく形で進められていくのか、その点について、連続立体については近隣の方に対しては説明会も行うし声も聞いていくということですが、全市民的に本当にこれを進めていく、そういう議論が合意の上で進んでいかなければやはりだめなんじゃないかというふうに思っております。見解を

伺います。

次に、雇用と地元商工業の振興について伺います。これは、中小企業の資金融資制度の変更について、これまで、今言われました大阪府の今後の制度の変更について、どういうものになっていこうとしているのか、中身について伺いたいと思います。

次に、商工業の商業活性化条例についてありますが、これも午前中の議論で三好議員からも指摘があったかというふうに思いますが、商工予算の点ではなかなか増えていないなというふうなことがやはり気になります。商業活性化条例の中で、取り組みの一環として商品券の取り組みなどがありますけれども、これが本当に商業の活性につながっているのかどうか、その辺の検証もまだまだやられていないというふうにも感じています。商店街の方たちはさまざまな努力もされて、先日、正雀の商店街なんかに行きましたら、商店街のお休みの日に、その店先をフリーマーケットで開放すると。これは商店街のお店は休みのところが多いけれども、それでも空いているお店にもしっかりとお客さんが呼び込めるような、そんなイベントに取り組んでいこうと、そういうようなことも考えられて、市民の方、商店街の方が協力してやっていっています。さまざまな支援も今後一層必要かなというふうに思うわけがありますけれども、その辺の点も含めて、商業活性化条例の今後の取り組み方を伺いたいと思います。

それから、工事発注のあり方についてです。今、できる限り市内の業者に仕事が回るように市の仕事を発注しているというようなことでした。今度、小学校の普通教室のエアコンの設置、これが今年また取り組まれるわけがありますけれども、これは中学校のエアコン発注のときに

もいろいろと私のほうからも伺ったかというふうに思います。市内の小規模の業者とかにも、これによって仕事が回るような、そんな仕掛けができないのかどうか、分割発注ができないか、そのようなことも伺いました。今回、3億円を超える大きな予算となっているわけでありましてけれども、そうした中での考え方について伺いたいと思います。

続いて、企業立地条例の内容について伺います。これにつきましては、先日、ダイキンのテクノロジー・イノベーションセンター、これが新しくつくられるような動きがあるというふうにも聞いています。そうした動きも含めて、今回の企業立地条例との兼ね合いで、少しこの条例の中身について関連してお聞かせいただけたらなというふうに思っております。

次に、まちづくり、環境について伺いたいと思います。

生活道路と歩道の改善についてです。傷んだ道路の改修や新しく整備する歩道というようなことでは、ぜひもっともっと取り組んでいただきたいというふうに思うわけでありましてけれども、とりわけ気になることは、新しくつくられた、そういう道で、歩道と車道との段差で転倒される方が多いというようなことで、例えば坪井踏切のすぐ隣の南千里丘の歩道、また、千里丘ガードをこちら側から言いましたら抜けて、千里丘1丁目、スーパーマルヤスのほうに抜けていく細い道に上がる歩道、こうしたところがやはり自転車での転倒が多くて、そうした声を上げていく中で、段差の切り下げというか、そういうことでさらに手がとられるというようなことがありました。こうしたことから言いましたら、やっぱり新しくつくった整備した歩道、これをまたす

ぐ削らなければならないような、そういうことになりましたら、本当にこれは人的にも、また費用の点でもむだが多いというふうに思うわけです。限られた財源の中で本当に安全な整備をしていく上で、ぜひこれは注意もして取り組んでいただきたいというふうに要望にしておきたいと思います。

それから、市内のバス路線整備にかかわってお聞きします。2回の懇談会が行われてというようなことでありますけれども、本当になかなか不十分だというふうに思っています。実際、この懇談会の中で一から議論がやられているのか、これまでの積み上げというのがなされていないのか、そうしたことを疑問に思っています。なかなか市長からも難しい課題だというようなことをお聞きしますけれども、納得できない部分が多いわけです。今、問題になっているのは、一体どこが問題で先に進まないのか、その点を明らかにしていただきたいと思えますけれども、お答え願えますでしょうか。

次に、安威川ダムの再検証についてであります。これは、ダム建設ありきというような形で現在は進んでいるんじゃないかというふうに思うわけなんですけれども、行政と住民との間の協働会議というようなことを流域の住民の方から申し入れがされているというふうに思います。その点について、市として、大阪府としての取り組みになりますけれども、総合計画の理念からいいましたら、こういうところにもしっかりと参加といいますか、受けていくようなことが大事かと思えますし、きちんと説明をしていくことが大事だというふうに思っています。何より今、大きな流れで見たときに、本当にこのダム計画で災害が守られるのか、この点については、今、再検証している段階だというふうに聞いておりますけ

れども、その点、しっかりと今後とも見ていきたいなというふうに思っております。

次に、一般廃棄物処理基本計画、ごみ収集の民間委託についてでありますけれども、この点について、この間、直営でごみを回収してきて、摂津市の中では本当にリサイクル率、ごみの減量が進んできたというこれまでの経過、それが協働の取り組みという意味では本当に大事だし、実際やられてきた部分だというふうに思うわけですが、今回、民間委託が拡大する中で、民間の業者に対しては行政として指導や、またいろいろとチェックもしていくというわけだと思うんですけれども、協働としての取り組みという点ではどうなのかというふうなことも疑問に思っております。また、民間委託での今後ごみ減量が後退するようなことが本当になのか、その点についての担保についてお答えいただきたいなというふうに思っております。

子育て支援と教育の充実についてであります。

保育所の待機児童の問題、1回目の質問で触れさせていただきました。そうした中で、お答えの中には定員の弾力化を一層強める部分もお答えの中にあつたかというふうに思います。現在、今年度でいいましたら、定員の弾力化によって定員外の保育所の受け入れ、これは6月時点で158名、今年の2月の時点では196名と、こういう状況であります。そして120名がその時点で待機というような形になっています。定員は新年度になりましたら60名増えて、全体では1,750名の定員。弾力化で20%といいましたらプラス350名ということになるわけですが、数的にいったら現在の保育所を希望されている方の数には足りるかもしれません。しかし、現場

の状況からいいましたら、これまでの弾力化の中でも受け入れられない状況にあるのは、やはり職員の状況であったり、また年齢の状況、また希望する地域の状況、多々あるというふうに思います。定員の弾力化に依存しているだけでは、この待機児の解消というふうにはならないと思っております。また、今後、政府、厚労省などでは子ども・子育て新システムというようなことも考えられて、その中で待機児をなくしていくというふうなことでありますけれども、保育の市場化を一層促進するような流れ、こういうようなものがねらわれているというふうにも聞きます。保育サービスがもうけの対象になってしまう、それで本当に子どもの福祉が守られるのかというようなことは危惧しているところであります。担当部長としての見解を伺いたいというふうに思っております。

次に、中学校給食についてでありますけれども、この点につきましたら、大阪府の今後の目指す全体像が明らかになっていないというようなことも教育長の口からおっしゃられましたけれども、そして、市の目指す給食像というようなことがどうなっているのか、先ほどの答弁では私ははっきりわからないというふうに思っております。やるなら自校調理の完全給食だというふうにもおっしゃいました。そうでありましたら、そのためにどういう条件を整えていくのか、その方向性をぜひ出していただきたいというふうに思っております。これまでも多くの市民の方から中学校給食の要望を出されております。きのう、南野議員からも訴えられました。また、愛情弁当というふうなことも言いましたけれども、私が中学校に通っていたころといいましたら、もう20年も前ですが、それでも弁当、

その中身はやっぱり子ども一人ひとり違うわけです。また、子どもさんは弁当を持って部室に行くとか、いろいろとそういう状況もありましたし、教員がしっかり子どもさんの弁当の状況なんかについても把握できているというふうには思えません。家庭や教育現場の状況からすると、そうしたこれまでの考え方はどうかというふうに思います。ぜひ中学校給食の実施に向けた前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、北摂の救命救急医療を守ることにについてであります。大阪府に対しては市長のほうから必要な働きかけもしていくという答弁をいただきました。併せて、この三島医療圏における現状、また必要な体制基盤整備をどう進めていくのか、ぜひ今後の課題について担当のほうからお伺いしたいというふうに思います。

次に、感染症予防ワクチンの接種についてであります。これは一部負担の制度でありますけれども、2,500円から4,000円、こういう負担がどうかというようなことをぜひお聞きしたいというふうに思いました。インフルエンザの予防接種の際などでは、非課税世帯への費用負担の減免などをされましたけれども、殊、子どもの感染症にかかわって、親の経済状況によって子どもの命や健康に格差を生じさせるようなことがあってはならない、そのように思っております。ぜひこの点について、2回目の質問としたいと思います。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。まず、生活環境部長。

○水田生活環境部長 中小企業資金融資制度の変更について、ご答弁申し上げます。

本市が大阪府と連携しております小規模事業資金融資の利息は、中小零細企業の支

援の観点から1.6%に据え置かれて、本市はさらに総額1億円の預託を8行13支店に行くことによって、0.4%低い利率1.2%の融資制度の継続ができる運びとなっております。また、利息の2分の1額の給付、さらに保険料全額の給付を引き続き実施し、中小企業の運転資金や設備資金の支援を継続して図ってまいりたいと考えております。

次に、商業活性化条例に基づく今後の取り組みということでございますけれども、確かに財政予算の厳しい状況でありますけれども、選択と集中の中でセッピー商品券の発行を行い、市内での買い物の機会を増やし、市内消費の拡大に努めております。小規模小売店には換金率などの配慮を継続してまいりたいと考えております。

商店街の活性化につきましては、やはり大型スーパーのワンストップ・ショッピングにはなかなか対抗できないものではありますけれども、昔のような商店街のにぎわいといいますか、そういったものを取り戻すためには、やはり消費行動のみならず、商店街とかの概念といいますか、見るとか体験できるとか、そういったものの商店街のあり方も考えなければならぬかなと思っております。今後、商店会との連携を密にして、にぎわいについての議論も深めていきたいと考えております。

それから、企業立地等促進条例の実施内容でございますけれども、平成23年4月から受付を開始いたします。今年度は対象事業者の指定手続きとなりまして、奨励金につきましては、交付対象となる固定資産税の納付後に申請により奨励金を交付いたします。奨励金は、当該対象の固定資産税相当額の2分の1として交付期間を5年といたしております。

また、企業活動によるCO<sub>2</sub>の排出を抑制する太陽光発電装置、働きやすい職場構築のための事業所内の保育施設、障害者の雇用を促進するための特例子会社への新たな償却資産につきましては、該当固定資産相当額の1分の1額として、よりよい環境の推進に努めてまいります。

また、先ほどお話がございましたダイキン工業でございますけれども、研究施設の本市内の淀川工場へ集約し、一本化すると聞いております。新たな研究施設の建設、勤務者の増加、税収の増加、近隣地域への発展、雇用の拡大などが起こり、地元地域が活性化する大きな要因になるものと期待いたしております。

それから、一般廃棄物の基本計画に係りますご質問の中で、民間委託を行った後、後退しないか等のご質問についてお答えいたします。

現在のごみ問題でございますけれども、ごみによる環境への影響の懸念、ごみ処理費の増加などが深刻化いたしております。本市ではさまざまな取り組みによりまして、ごみの減量、リサイクルを進めているところでございますが、その取り組みに関する課題や問題が顕在化しつつあります。こうした状況を踏まえまして、本市ではごみゼロで住みよいまち摂津の実現を目指してまいります。

その実現のために、これまで3Rから、今回、断わる、リフューズを加えまして4Rの実践を考えております。まず、ごみにならないよう行動し、それでもごみになるものについては、「捨てればごみ、分ければ資源」などをモットーに、できる限りリサイクルを進める必要があると考えております。

それから、民間委託を行ったことで今ま

での取り組みが後退しないかということでございますけれども、本市では収集時にルール違反のごみがあれば、その場で対象者宅へ直接訪問を行い、面談できなければシールによる取り残しや資源取り残し袋での啓発を行ってきております。結果、平成21年度のごみ総量は10年前の平成12年と比較いたしまして約35%の減量と、大きな成果を上げているところでございます。23年4月からは、燃やせるごみ、燃やせないごみの委託地域の拡大をされることにより、きめ細かな啓発活動が縮小しないように、委託業者との連携を強めるなど、ごみ減量施策の後退につながらないよう指導・検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○羽原市長公室長 それでは、まず協働を進めるに当たっての職員体制というご質問でございます。来年度、総計初年度ということで、協働の取り組みというものを議論していくに当たりまして、まず、やはりルールづくりをしなければいかんだろうというふうに思っております。先行事例も十分に研究しながら、市民の方に参加していただいた会議、もしくは庁内会議と重ねまして、共通認識としてのルールをつくっていくということがまず第一の取り組みとっております。具体的に各部各課における具体の取り組みとなりますと、やはりそれを踏まえた形になりますので、もう少し先の課題というふうになるかとは思っております。ありとあらゆる職場で一斉にということはなかなか難しいこともありますし、なかなか短期的にすべてが進んでいくというふうにはならないかもしれません。少し時間をかけて、しかし、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、行革の進め方ということでございます。行財政改革は、行政の安定的な経営及び行政水準の向上、これを考えまして計画をいたしたものでございます。策定に当たりましては、庁内の議論も踏まえ、パブリックコメント等も行い、市民的なご意見もちょうだいしてきたところでございます。多くの項目がいわゆる内部改革という項目でございますので、それをやはりきちんと進めていく方向で考えております。ただ、直接的に市民の方の暮らし等に影響を与える、こういう項目を実施するに当たりましては、やはり関係者のご意見も何う場面が必要でしょうし、議会との意見交換をさせていただきながら進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

- 藤浦雅彦議長 都市整備部長。
- 小山都市整備部長 それでは、阪急京都線連続立体交差事業についてのご質問でございますが、市民全体に意見を聞くべきではないかというご質問だったと思います。そのことにつきましては、連続立体交差事業というのは市に対してかなりのメリットが、安全なまちづくりをつくるためにかなりの影響があると考えておまして、連続立体交差事業につきましては、周辺の方々が一番大きな何らかの影響を受けられると思われまので、周辺自治会あるいはその住民の方々にさまざまな意見を聞いてまいろうと、それをもって今後の事業調査をまとめてまいりたいと考えております。そしてまた、多額な費用もかかることも考えられます。それにつきましても、今後の調査をまとめてまして、事業費の調査がまとまった段階で、この市議会にも報告させていただきまして意見を集約してまいりたいと。そういった点で、この市議会に説明させていた

だきながら、その意見を反映し、今後の事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

- 藤浦雅彦議長 総務部長。
- 有山総務部長 それでは、公共工事の発注のあり方ということについてご答弁させていただきます。

平成22年度の入札による土木建築工事の発注実績でございますが、土木工事で31件、契約累計で3億9,305万円でございますが、すべて市内業者に発注しております。また、建築工事では、市営住宅等建設工事で、市外業者とのJV発注になっておりますが、これも含めまして18件、契約累計で20億3,286万円をすべて市内業者の発注としております。中小企業事業者に対しまして、平成19年度から小規模修繕工事希望者登録制度を創設いたしておまして、30万円未満の工事について発注いたしました。また、対象工事を平成21年度から60万円未満まで拡大してきたところでございます。平成22年度の小規模修繕工事の実績ですが、385件、契約累計で5,159万円を発注いたしております。発注件数、契約金額ともに、制度創設以来、毎年増加をしており、今後とも発注件数拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。先に議会のほうで全部の賛成をいただけませんでした。地上デジタルテレビあるいはパーソナルコンピュータなどの物品につきましては、市内業者が発注し得るように分割発注をしたところでございます。

今回、発注を予定しております小学校の空調機器設置工事の概要でございますが、小学校210基の空調機を設置するもので、受変電設備から空調機への動力設備工事と

なり、夏休み、夏季休業中にそれらの工事を期間内に竣工しなければなりません。また、予定価格は3億円を超える工事でございますが、このため、普通の家電を扱っておられる市内業者というような形での発注は無理かと思えます。工事は28種ございますが、このうち管工事と言われる分野に属するもので、なお金額が3億円を超える工事でございますので、当然その中でもAランクに属する業者に発注をすることになります。管工事業者による発注は、制限付一般競争入札を予定いたしているところでございます。ご質問の市内の中小企業への発注は、金額、それから工事の業種ともに分割しても発注はなかなか困難であるというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 それでは、2回目のご質問にご答弁申し上げます。

質問番号4番の(2)市内バス路線の改善についてということで、私どもは懇談会を開いておりますけれども、2回では不十分ではないのかと、今後、何が問題で、それが遅々として進んでいないのかというような内容かと思えます。確かに懇談会は2回しか開催いたしておりません。少ないと言われれば少ない内容になるかとは思いますが。その中で伺った意見を、今のところバス事業者のほうへ申し入れているところでございますが、その内容について、早く回答をいただきたいんですが、その問題がなかなか難しいがためか、事業者のほうから回答がいただけていないと、まだ今のところ1点だけ、そのバスの起点を市役所でなしに軌道敷の駅を起点にしてはどうかというような提案はいただいているという状況でございます。

私どもとしましても、できるだけ早く伺

っている意見に対して事業者からの回答をいただいた内容を懇談会のほうへ提示させていただいて、またそれに対するご意見もいただくかもわかりませんが、とりあえず事業者からの回答を皆さんに聞いていただきたいと、このように考えているところでございますが、今後、そういうふうな状況の中で、できるだけ早く結論を出したいと考えているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、質問番号の4の(4)安威川ダム計画の再検証についてということで、市として、府の取り組みになるかもわからないけれども、どのように考えているのかということと、ダム計画で本当に守られるのかと、こういうようなご質問かと認識しました。安威川ダムにつきましては、今、我々も下流市におきましては水の脅威、直近では平成11年の6月に浸水いたしましたこと、このことにつきましても非常に記憶に新しい内容の浸水事故でございます。そのような中で、今、進めておられますダム計画案、私どももそれを推して、早期着手・早期完成ということをお願いしているところでございます。ただ、大阪府としましては、ダム案以外にもいろいろ治水の検討、こういうことをなさっておられる状況でございます。まずはダム案とは別に河道改修、それと遊水池と河道改修、また放水路、別ルートでバイパスをつくって別のところに抜こうということですね。その放水路と河道改修と、あと流域対応ということで、ため池を活用して、そこに貯留しますとか、あるいは学校のグラウンド、この部分を貯留池に変えていこうというようなスタイルの流出の抑制施設をつくって雨の流出を抑制しようというような検証もなされております。ただ、その中で、検証された中でも、

昭和42年に端を発しますこの計画が長期に進められてきたということの中では、それらを比較しますと、事業費も含めまして今のダム案が一番安価で最適だという判断をなされているという状況でございますので、私どももそういう形の中では、やはり今の安威川ダム、これの早期着手・早期完成を願っているという状況でございます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 保育所の待機児童に対する対応についてのご質問にお答えをいたします。

本市の保育所入所率は府下でも非常に高く、平成22年4月1日現在では、近隣市が平均20%台の子どもたちが保育所を利用しているわけですが、本市では34.8%の子どもたちが保育所に入所いたしております。しかしながら、この22年度につきましては、年度当初、待機児童はゼロでございましたが、年度途中で徐々に待機が生じてまいりまして、本年2月現在73名が待機をいたしておるという状況になっております。ちなみに、この23年度につきましては、現在、4月からの入所に向け選考を進めておりますので、大方の待機児童は入所というような形の対応が可能なような状況になってきておりますが、この待機児童問題につきましては、次世代育成支援行動計画の策定におきまして、今後の需要予測としては、潜在ニーズも含めると40%の受け入れ体制が必要であるというふうな試算も出ておりますが、5年後の児童の減少と併せて考えますと、現状での対応が数値の上では可能となっております。年度途中での待機児童への対応をいたしまして、状況に合わせて対応できるように、定員の拡大と弾力化の拡大で対応していきたいと考えております。

また、今後予想される南千里丘開発から生じる保育需要に対しましては、本年度の状況を踏まえた上で、近隣園の定員の拡大等に対応をしてみたいと考えております。

また、現在、政府で検討を進めております新保育システムへの対応につきましては、具体的に法制化の動きを注視いたしながら本市の対応を検討してみたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 教育総務部長。

○馬場教育総務部長 中学校給食について、市の目指す方向性についてのお問い合わせでございますので、そのことについてお答えさせていただきます。

中学校給食は、先ほども申し上げましたが、大阪府だけ実施率が低いということは我々も十分認識しておりまして、そういった中で子どもの食教育、学力の問題、体力の問題で、これをどういうふうにすべきかというのは我々も議論してまいりました。ただ、もし仮にこれを実施するとすれば、摂津市におきましては、今、小学校で非常においしい給食ということで一定評価をいただいております各自校で調理する方式でございます。これにつきましては、私は過日、味生小学校へ6年生のお別れ給食ということでバイキング給食に呼ばれて行きました。その中であいさつの機会がありましたので、子どもたちに給食はおいしいですかと聞きましたら全員が手を挙げてくれました。

その中で、このおいしい給食を私どもは今後もやっていきたいという中で、じゃ、財源的にこれをやろうと思えば、大阪府の試算でも1校2億5,000万円の設備費がかかります。それを5校ですから12億5,000万円、この財源をどうするかが

今まで非常にネックでございまして、私どもはそれに踏み切れなかったと。今般、大阪府がそれについて5年間で2分の1の助成をしようという形で過日新聞報道がされました。その資料を手に入れているんですけども、この中では、大阪府では1校当たり2億1,000万円の建設費がかかって、その2分の1については助成するという資料になっておりました。ですから、それでいきますと、もし自校方式ですとすれば、大阪府からいただける補助金は5億2,500万円、大阪府の2億5,000万円としても12億5,000万円。では、この差の7億円ないし8億円の財源を一体どうするんだということが非常にネックだと思います。また、大阪府の資料では、ランニングコストについては一定助成について何も書かれておりません。ですから、私どもがこのランニングコストを負担しようとするれば、大阪府の資料でいきますと、いろいろ書かれていますが、大体私どもの試算でも2億円近いランニングコストが出てくる可能性がございます。そうすると、イニシャルコスト以外にこのランニングコストをどこに求めるんだというようなことが非常に大きなネックになってまいります。また、それ以外に調理師の配置の問題であるとか栄養教諭の配置の問題であるとか、そういったことも何も示されておられません。ですから、そういうことも負担になるとすれば、もっともっとランニングコストが出てくると。こういうことで、非常に今、大阪府の資料だけでは、すぐさま私どもがこれをどうするかというのはなかなか踏み切れない。先ほど申しましたように、やはり親のニーズ、それと生徒のニーズ、また学校の先生方の指導上のニーズ、こういったことも今後把握していかなければなりませんの

で、そういったことを含めて、今後いろいろな情報収集をしながら考え方を検討してまいりたいと、そういうふうと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○藤浦雅彦議長 消防長。

○北居消防長 それでは、救急搬送体制の現状について、ご答弁申し上げます。

まず、平成22年中のデータであります。救急搬送人員3,681人のうち、市内医療機関への搬送が1,243人で33.8%、残り2,438人、66.2%が市外の医療機関への搬送となっております。また、医療機関選定に伴います救急車の現場滞在時間は、最長で170分、1件の救急出動で救急隊が医療機関へ搬送を依頼する問い合わせ回数につきましては、最高で29回となっております。これはまさに市内医療機関の受け入れ体制の低下にも原因がございまして、特殊な救急事案に対する大阪府下の救急医療体制にも原因が伺えるところでございます。

このような現状の中、消防の対処としましては、できる限りリアルタイムな医療機関情報を把握するため、市内医療機関の情報はもとより、大阪府内医療機関の情報システムや特殊疾患対応医療機関の情報を活用しまして、的確な医療機関へできる限り短時間のうちに搬送できるような体制の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○福永保健福祉部理事 では、三島医療圏における救急医療の基盤整備についてでございますが、ただいま消防長からの答弁にもございましたように、市内救急搬送の低下と搬送困難事例の発生など、救急医療体制の確保が喫緊の課題であるという認識につきましては、三島医療圏の3市1町で共有

しているところでございます。三島地域の住民に将来にわたって必要な救急医療を安定して供給できる望ましい救急医療体制につきまして、これまで消防を含めた各市の担当で検討会を立ち上げ、二次救急医療機関へのアンケート調査等を通じて、現状の課題を整理しているところでございます。まだ一定の方向性を見出している段階ではございませんが、救急医療を担う医師不足などの基本的な要因に加えて、軽症患者が必要以上に二次医療機関に集中していることが今日的な課題として共有しております。これらの分析のまとめを三島保健医療協議会の中で一定の方向性を見出させていただくべく、さらに検討を重ねてまいることとなっております。今後とも関係市や医師会とも密接に連携しながら課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ワクチン接種における一部自己負担金の免除の有無についてお答えいたします。現在のところ、自己負担金の免除につきましては、生活保護世帯と中国残留邦人等支接受給者世帯につきましては、健康推進課に自己負担金の免除申請をしていただき、費用負担免除証明を発行したいと考えております。議員ご指摘のように、新型インフルエンザの予防接種につきましては、一定の低所得世帯につきまして、自己負担金の免除対象としておりましたが、このたびの3ワクチンは法定接種でないことなども勘案しているところでございます。今後につきましては、国に対し速やかな対応を求めていきたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 答弁が終わりました。弘議員。

○弘豊議員 それでは、最後に一言だけ申し上げたいと思います。政治の状況を見たと

きには、本当に先行きが見通せない、市民にとっても不安な時期だというふうに思います。国や府の状況はさまざまあると思いますけれども、市民にとって一番身近な自治体としての摂津市の仕事として、市民に納得のいく、そういう行政運営と、そして今、協働と言われている中での取り組みをどう進めていくのかというようなこと、立場の違い等々でいろいろと一致しない部分もあるかと思えますけれども、ひざを突き合わせて市民とともに語り合う、そういう場を私たちも一緒に取り組んでいきたいというふうにも思いますので、ぜひ。(発言終了のブザー音鳴る)

○藤浦雅彦議長 弘議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後3時 3分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に続き再開します。

次に、木村議員。

(木村勝彦議員 登壇)

○木村勝彦議員 それでは、最後になりましたけれども、代表質問をしたいと思えます。

まず最初に、大阪府の橋下知事による大阪都構想に続いて、名古屋の河村市長が巻き起こした旋風は、市議選、市議会解散を求める住民投票、そしてまた愛知県知事選のトリプル投票を執行し、河村市長側の圧勝に終わらせました。ところで、河村市長が提起をした首長と議会のあり方は、二元代表制や政党、地方自治のあり方などを問う本質的な問題提起であります。しかしながら、議会が持つ議決権という役割を果たすことが気に入らないからといって、首長主導の議会解散、リコール運動を起こしたりすることは議会を否定することであり、

議会制民主主義のそのものを否定するものであります。知事や市長が自分でやりたいことを実現するために議会を掌握することが必要との考えから、地域政党を結成して政策実現のために選挙で過半数を獲得して議会の主導権まで握ろうとするのは、二元代表制を否定するものであり、暴挙と言わざるを得ません。

滋賀県の嘉田由紀子知事は、「議会に手を突っ込むようなやり方はしない。議会と対話をしながら県政を進めたい」と、河村市長とは距離を置いております。大阪市の平松市長も、「市長は、議会と市政のトップが互いにチェックをする二元代表制をより有効に機能させるべきだ」と批判しております。

ところで、摂津市では、平成23年度市政運営の基本方針で、森山市長は、「南千里丘地区の開発をはじめ、長年の夢が一つ一つ目に見える形となって具体化するとともに、大変難しい課題についてもよりよい方向へと道筋をつけることができたことは、議会をはじめ市民の皆様、そしてまちづくりにかかわっていただいた皆様のご理解、ご協力があつてこそなし得た」と感謝の念を述べられております。市長のこのような政治姿勢を大きく評価いたします。

本年度は、第4次総合計画を推進する上での重要なテーマである「協働」についての意識の共有を図ることが示されております。市民ネットワークといたしましては、第4次の総合計画に示された七つのまちづくりの目標について、二元代表制にのっとり、是々非々の立場で行政と協働する決意を込めて代表質問をいたします。

まず最初に、十三高槻線の正雀工区の地下部分の上部利用についてであります。

この十三高槻線の計画は、昭和42年、

大阪府の土地計画審議会で、3環状10大放射線の一つとして計画決定をされて今日に至っております。そしてまた、この計画決定と同時に地元でも反対運動が起こって、今日まで反対運動が続いてまいりました。私自身もこの十三高槻線につきましては深くかかわってきて、24年、来年の春に完成をするということについては感無量のものがあります。

しかし、その過程においてはいろいろな困難が山積をしておりました。反対運動をする中で、私も議会でこの問題を何度か取り上げました。しかし、当時の社会党に所属しておりましたけれども、この問題の採決の中で、一つの会派で態度が三つに分かれてしまう。反対、賛成、退場。周りからは日本社会党が三本社会党になったというような批判も受けることもありましたし、また一方では、この十三高槻線、大阪府の計画でありますけれども、当時の橋本府会議員が最後の選挙を戦われるときに、私は家に呼ばれて、「木村君、いつまでおまえは反対しとるんや。鳥飼地域では十三高槻線はみんな賛成やで」ということで、「そういうことであれば、私は君にいろいろ支持してきたことについて一切手を引くで」というようなことを橋本さんの家に呼ばれて言われました。私は、そのとき潔く、「それであれば、私はいつでも議員を引きますよ。しかし、この十三高槻線の問題は、一鳥飼地域の問題ではなしに、やはり摂津市全体の大きな計画であるから、私はこのことについては反対を貫きます」ということをあえて申し上げました。しばらく考えられた末に橋本さんが言われたことは、「木村君の反対をする自由は認めよう。しかし、その考え方を党全体に押しつけたらいかん」ということもあって、その当時の会派

の中でも意見が分かれた大きな原因でありました。そしてまた、この反対運動もこの計画決定当時からずっと続いてまいりましたけれども、最終的に味舌工区の正雀一津屋線までが完成する段階で、当時、自治会ぐるみで反対同盟を結成しておりましたし、そういう点では、そのメンバーの中から「いつまでも反対をして強制執行を待つだけでは能がない。やはりここで条件闘争に切りかえて、一部地下構造にして、その上を利用して地域のために役立てたらどうか」というような意見があって、けんけんがくがく議論をしました。一部のメンバーからは、「やはり公害道路は要らない。道路は絶対要らんだ」というような意見もありました。私たちは、そのことも超越をして、全会一致ではなかったですけども、一部同盟から離れてもらって、この問題について処理をいたしました。そういう点では大変厳しい局面にも私は直面してきました。

ようやく24年に完成しますけれども、その過程の中で、議会で取り上げたときの当時の森山市長の答弁があるんですけども、それは、平成18年第1回定例会でその問題を取り上げたときに、森山市長から「今後、新しい高齢者ががやきプランや地域福祉計画に基づく事業の進捗状況を見ながら、大阪府、摂津市、地元が協議する中で活用方法について検討するという答弁がありました。そういう中で、平成18年、地元と大阪府と摂津市との3者で協定を結んで、その柱は、やはり公害を出さない道路、そしてまた地上部分については地域のために有効利用するというようなことも含めた工事の着工協定が締結をされて、今日、来年の完成を見るわけでありましてけれども、その当時で結んだ協定が、今後どのように

実現されていくのかということ、大変地元としても関心を持っております。私もその中で中心的に働いてきた人間として、この問題の決着をきっちり見届ける必要があらうかと思っておりますし、事と次第によっては、今の時点で反対運動はまだ存続しておりますし、また、問題については反対というようなことになってくる可能性もあります。そういう点では、できるだけやはり地元の皆さんの納得のいく公害のないそういう道路をつくって、地下部分の上に地域のための施設をつくっていく、そういうことになれば一番私は理想的な決着だと思っています。そういう点では、この問題について、今後、摂津市としてどういうふうに大阪府に対して交渉していかれるのか、そのことについてお聞かせを願いたいと思います。

2番目に、大阪府の権限移譲の問題ですけども、これは、きのうからいろんな議員からも質問がされておりますし、私は1点お聞きしておきたいことは、きのうからの答弁にありますように、例えば職員の採用については、これから三島ブロックでやっていくということになっていきますけれども、今まで大阪府で人事採用しておるときには、やはり東京に次ぐ大阪ということで、大都市というブランドで全国からいろんな人が応募をされてこられました。しかし、やはり三島ブロックに限ってしまうと、その範囲が大変狭くなっていくのではないかと心配をします。その辺のことについて、教育委員会としてどのように認識されておるのか、また、人事交流等につきましても、やはり今までは大阪府下の的にやられてきたことが、今度は三島ブロックの中でやっていくということになっていくと思うんですけども、その辺のことについて、

教育委員会として答弁をお願いしたいと思  
います。

公共下水の問題は、きのうからいろんな  
議員が質問をされて答弁を聞いております  
し、この問題は、主義主張ということでは  
なしに、お互いに共有できる問題ですから、  
私は1点だけ質問しておきたいと思いま  
す。公共下水道の市街化調整区域における都市  
計画決定の変更及び事業認可に向けた取り  
組みについて、今までの議論を踏まえて、  
その経過についてお答えいただきたいと思  
います。

次に、まちづくりの重要なテーマである  
「協働」についてであります。

市政運営の基本方針で、森山市長は「2  
011年度第4次総合計画に基づく新たな  
まちづくりのスタートの年になる」と述べ  
られ、まちづくりのテーマに「協働」を取  
り入れられました。協働という言葉は、古  
くて新しい言葉であります。早い例として、  
1970年代から神戸市などがまちづくり  
を行政と市民とが協力して取り組んできた  
ことがあげられますが、阪神淡路大震災に  
改めてそのようなことが注目されること  
になりました。また、近年では200近い自  
治体がまちづくりに関する基本条例等を制  
定しており、その内容として「協働」をテ  
ーマにしている団体が多いことは承知して  
おります。これまで、環境、福祉、防犯・  
防災、教育などといったまちづくりの分野  
においても地域住民が主体となっている活  
動は多く、分権社会を支える地域社会を展  
望するとき、地域でできることは地域で  
行うという風土を構築することが求められ  
ています。一方、行政においては、協働に  
よる事業を行う上で、原則、方法等の基本  
方針、また、指針を定めることにより全庁  
的な協働事業の促進に努めていくべきであ

ると考えますが、行政と市民とのかかわり  
方について、市長就任当時の市政運営の基  
本方針でも協働について触れておられます。  
今回も基本方針に協働を取り上げられてお  
りますけれども、森山市長が考えておられ  
る協働のあり方とはどのようなことなのか、  
伺います。

次に、第4次総合計画において、市民と  
協働してまちづくりを進める上での主体は  
市民なのか、行政なのかという点でありま  
す。私は、市民と行政の双方が協働の主体  
であると考えていますが、この点も市長の  
お考えをお答えください。

また、自助・共助・公助という言葉があ  
ります。自助とは、自分で解決できる課題  
はみずから解決をする、共助とは、自分で  
解決できない課題は地域社会が解決をする、  
公助とは、地域社会で解決できない課題は  
行政が解決をするということであります。  
地域社会の課題を解決するために、自助は  
もちろん必要ではありますけれども、共助  
が非常に重要であり、地域づくりにおい  
ても主役となるのは地域住民を中心とした自  
治会、NPO、ボランティア組織でありま  
す。

これからは、市民がともに働く意味の  
「共働」で課題を解決する共助が主流とな  
ることが期待をされます。第4次総合計画  
にある協働のあり方の検証・精査を進めて  
いくと、ややもすれば行政側の財政状況を  
前提に判断することになり、活動内容を限  
定的にとらえることになりがちであるとい  
うことで、「協働」ではなく、ともに働く  
「共働」を重視する自治体も出始めていま  
す。そのような中、今なぜ「協働」を市政  
運営の基本に据えられたのか、市長の意図  
を伺いたいと思います。

人口問題についてであります。

第3次総合計画では10万都市を目指しましたが、第4次総合計画は8万人と見込んでいます。市政運営上どのような影響があるのか、また、人口減少を食いとめる施策、努力について考えをお示してください。先ほど、三好議員の答弁で、市長は「夢のないところに人は住まない」、ならば、どう対処されるのかということについてもお聞きをしておきたいと思えます。

6番目に、道路整備について。

これは、きのうからいろんな議論がされておりますけれども、府道中央環状線や大阪高槻線が一津屋交差点を中心に渋滞が発生しています。私は、交通渋滞の解消には道路のインフラ整備を行うべきであると思えます。今後の交通体系を考えると、一津屋交差点の改良や大阪高槻線の拡幅なども急ぐ必要があります。安威川以南の交通問題が一津屋交差点に収れんされていると言っても過言ではないと思えます。市としての認識をお答えください。

人づくりについてであります。

現代社会において、個人主義が蔓延し、公共性が失われています。その対策として、家庭教育はもちろん、学校教育の中で社会性、協調性を植えつけることが必要であります。そのために林間学校など共同生活の中で体験させることにより、相手に対する思いやりなど、人間として社会のルールを守ることの大切さを自覚すると考えます。その対策の一つとして、林間学校、キャンプなどが有効であると考えますが、教育委員会としての見解をお答えください。

次に、路線バスの問題。これは、きのうからもいろいろ議論されておりますけれども、私は、バス利用者の減少により、路線バスの減便や廃止・休止などが進む中、交通不便地である鳥飼方面に無料で公共施設

巡回バスを運行させる英断を下されましたことには敬意を表したいと思えます。有料バスと無料バスが運行している形態の異なりなど、整合性を持たせるために、見直し・再編の必要があると考えますが、今後の公共交通のあり方についてお答えください。

活力ある産業のまちづくりについてであります。

産学交流・異業種交流を進めるための産学会館の取り組みを進める必要があると考えます。摂津市としての方向性、考え方についてお答えください。

大企業が移転するケースが多くなっています。摂津市でも近畿コカコーラが福岡に本社を移転しました。大手7社等、企業が移転しないための方策を講じる必要があると考えますが、企業とまちの共存を図るための市としての考え方をお示してください。

環境を大切に作るまちづくりについてであります。

摂津市は、全国に先駆けて健康増進法の施行に伴って平成15年5月1日から公共施設全面禁煙を実施したことは、全国的に大きく評価を受けました。その後、大阪府をはじめ府内自治体も敷地内、建物内全面禁煙に取り組んでいます。堺市においては、4月から職員の勤務時間中の喫煙を禁止することを発表しました。箕面市は、4月1日から路上喫煙禁止条例を施行し、また、1月31日付で箕面公園全域などを路上喫煙禁止地区に指定しております。さらに、民間企業では勤務時間中の喫煙時間は3分までと時間制限を設けている企業もあります。摂津市においても、さらに一歩進めて、市民の健康増進の観点から受動喫煙防止の取り組みを積極的に進めるために、市内すべての公共施設での敷地内全面禁煙を実施

する考えはないか、答弁を求めます。

また、道路や公園、あるいは人が多く集まる公共的な場所については、環境美化の観点から、エリアを限定するなどの方法によってポイ捨て禁止区域を設定してはどうかと考えますが、お考えをお聞かせください。

また、たばこのポイ捨て禁止区域の設定についてであります。松沢神奈川県知事が全国で初めて成立させた公共施設などでの喫煙を原則禁止する受動禁煙防止条例など、改革派知事が進めた政策を、今度は都知事選の主要政策に据える見通しであることが3月1日のマスコミで報道されました。また、地元の薫英学園の人間科学大学、山田教授が、学生と一緒に隣隣の庄屋公園から正雀駅の間でのポイ捨ての実態調査を行い、研究をされています。また、山田教授は、摂津市としてもこの問題に取り組んでもらいたいと希望されています。ポイ捨て禁止区域を設定したり全面禁煙にすると、人、金がかかるという見方がありますが、医療費の抑制、市民の健康増進の見地からすれば克服できる問題であると考えます。前向きに検討するとのことですが、いつごろをめどに検討されるのか、お答え願いたいと思います。

○藤浦雅彦議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 市民ネットワークを代表されての質問にお答えをいたします。

まず、十三高槻線の正雀工区の地下部分の上部利用についての質問でございますが、十三高槻線正雀工区の事業につきましては、一日も早い完成が待ち望まれているところでございます。正雀工区の工事着手に際しましては、ご指摘のように、施工者である大阪府と地元自治会において協定書が締結

されましたが、本市もその立会人として協定書に参画いたしております。ご質問の地下部分の上部利用につきましては、現在、大阪府は協定書の趣旨に基づき工事を進められ、地下部分については簡易な建物が設けられる構造で整備をされております。今後、上部利用につきましては、大阪府に対しまして、地域のコミュニケーションの保全など、正雀工区の整備に必要な措置がなされますよう強く申し入れをしていきたいと思っております。

公共下水道の都市計画決定の変更及び事業認可についてのご質問でございますが、今回の市街化調整区域、鳥飼八町地域の都市計画決定の変更は、来年度から実施いたします第4次の摂津市総合計画の「みんなが安全で快適に暮らせるまち、都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします」の精神に合致するものであります。きのう、きょうの質問でも申し上げておりますように、番田水門の本格稼働が平成27年度と期限が決まっておりますので、平成23年度にまず事業実施の最初となります都市計画決定の変更を行い、鳥飼八町地域を公共下水道の計画区域に追加し、続いて事業認可を取得するための準備を進める予定であります。

まちづくりの重要テーマであります「協働」についてのご質問にお答えをいたします。

「協働」という言葉は、第4次総合計画において重要テーマに位置付けておりますが、これまでもさまざまな分野において、多くの地域住民が地域をよりよくするために活動し、本市のまちづくりに尽力してこられました。しかし、活動の機会づくりや促進については行政主導の傾向にあったと思っております。第4次の総合計画では、本市が

目指す協働の姿を、目指す将来像の実現に向けて、市民、事業者、行政など、摂津市にかかわるみんなが主体性を持って、互いの特性を尊重しながら、共通の目標を達成するために対等な立場で連携・協力するとしております。

ご質問のまちづくりの主体につきましては、「摂津市にかかわるみんな」と定義しております。みんなが共通の目標に向かって主体性を持って行動する、いわゆるオール摂津でということですが、特に職員は先頭に立って主体的に行動しなければならないと思います。なお、ともに汗して取り組み行動する「共働」を重視する自治体もございますが、本質的な考えはほぼ同じでございます。本市が目指す「協働」の姿の実現に向け、今後、そのルールづくりに取り組んでまいります。

人口問題についてのご質問にお答えをいたします。

第3次の総合計画では、平成2年の国勢調査の人口8万7,453人をベースに推計し、モノレール新駅の影響などを考慮して、平成22年の人口を10万人と目標設定いたしました。しかし、増加し続けていた我が国の人口は、平成17年に初めて減少に転じ、少子・高齢化社会に突入しております。本市もその影響は避けられず、大規模開発を予定しているものの、第4次総合計画においては、現状を踏まえ、将来人口を8万人と見込んでおります。しかし、人口は都市活力のパロメーターであり、本市の特色を生かして協働により魅力あるまちづくりを進めていくことで人口減少を食い止め、市内で活動する人や市外から訪れる人の増加を図ってまいりたいと思います。

一津屋交差点の渋滞解消に向けて、問題解決の取り組み等についてのご質問でござ

いますが、府道中央環状線と府道大阪高槻線が交差する一津屋交差点を起点に、南北・東西方向に交通渋滞が発生しているのは十分認識しているところでございます。一津屋交差点は、中央環状線と大阪高槻線から進入する車両に加えて、新幹線基地方面から市道新在家55号線を経由して進入する交通が原因で、交差点内は混雑をきわめている状況にあります。この状況を解消するため、府道大阪高槻線の一津屋交差点付近の拡幅や改良を早期に実施するよう、大阪府に改めて強く働きかけてまいりたいと考えております。

バス路線の再編を含めた市内公共交通のあり方についてのご質問でございますが、市内公共交通につきましては、地域公共交通の現状や交通状況の変化を把握し、的確に対応することが必要でございます。市内全域の公共交通網を充実し、公共交通機関の利便性と機能の向上を図ることの機運が高まっている状況を承知いたしております。昨日来ご答弁しておりますけれども、本市におきましても、民間の路線バス、また市内循環バス、公共施設巡回バスを運行いたしておりますが、バス交通網の空白地域、また運行形態が異なる等、市民や議会からご意見をいただいております。千里丘のガードの拡幅や阪急摂津市駅の開業等々、道路状況の変化等により、人や車の導線の状況を見きわめ、市内で運行いたしております既存のバス路線体系を再編する必要があることから、市域全体のバス路線のあり方や現状における問題点などの整理や市内公共交通の課題を検討するため、検討を行っておる最中でございます。ただいまご指摘のように、風穴をあけたバス、そのあり方についても、るる要望が出ておりますので、併せて引き続き検討を進めていきたいと思

います。

(仮称)産業会館の活用・拡大、大企業の移転防止対策等々についてのご質問にお答えをいたします。

まず、阪急摂津市駅近くに建設されたマンションのモデルハウスの分譲後の活用として、(仮称)産業会館として商工会が入居し、市内の商工業事業者への経営支援や誘致活動の拠点としてはどうかと、これまでもご提案をいただいております。今回、さらなる活用策として産学交流・異業種交流などが行える活動拠点施設としての再活用のご提案をいただいておりますが、商工業の底上げを図っていくものとして前向きに検討したいと思っております。

また、大手企業の移転につきましては、地域経済に大きな打撃を及ぼすものであり、未然に対策を講ずるべきものと考えております。今議会においてご審議をお願いしております企業立地等促進条例は、現在、市内で活動する企業が今後も継続・発展的に事業を実施していただくことに重点を置いたものとなっており、ご指摘の市内企業が移転しない方策としての効果に期待をしております。活力ある企業活動が雇用の促進や産業の発展、税収の増加等、本市発展の大きな力となることは言うまでもなく、今後とも企業活動の発展に向けて商工施策を検討してまいりたいと考えております。

公共施設での敷地内全面禁煙についてのご質問ですが、学校体育館、集会所等、多数の人が利用する施設を管理する者に受動喫煙防止の措置をとる努力義務が課せられておまして、受動喫煙防止対策の必要性は認識をいたしております。現在、当市におきましても、公共施設の建物内での全面禁煙及び保育所、幼稚園、小・中学校の敷地内全面禁煙を実施いたしております。

す。加えて、すべての公共施設の敷地内を全面禁煙とすることにつきましては、健康増進の観点からの市民へのメッセージ性も含めまして大変有効な方法ではありますが、ただ、市の公共施設にはさまざまな方が利用され、また、その目的も一様ではありません。当面、施設の対応や利用者の声も勘案しながら、可能な施設については敷地内の全面禁煙も検討してまいりたいと考えております。

環境を大切にすまちづくりについての質問であります。たばこ等のポイ捨て禁止区域の設定につきましては、過去にも同様の質問や議論があったと思っておりますが、ポイ捨て禁止区域を設定することは、市民に義務を課すこと、あるいは制約することにもなりますことから、まずはどこの地域でたばこ等のポイ捨てを禁止するのか、啓発をどのような形とするのか、罰則規定を盛り込むのかなどを十分に検討し、条例化して市民に周知・実施する必要があります。また、この問題は本市の重点施策であります23年度のテーマ、「環境」、「健康」にもかかわることですので、平成23年度中に結論が得られるよう、関係課を集めて検討してまいりたいと思っております。

以上、私からの答弁にかえさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 教育長。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわります2点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、大阪府からの教職員人事権の市町村への移譲に伴う課題についてでございますが、大阪府教育委員会では、平成22年、大阪府知事に対して文部科学副大臣が事務処理特例制度の活用による権限移譲が可能との考えを示したことを受け、義務教育に

おける権限と責任を明確にする観点から、権限移譲を促進する考えを提示しております。具体的には、旧教育事務所を単位とするブロックでの検討を基本としておりますが、ご質問いただきましたブロック単位での教職員採用については、地域に根差す意識を持った教職員の採用が可能となるメリットが考えられます。しかし、一方で課題も多数ございます。特に採用関係におきましては、近年の大量採用の状況のもと、受験者の数と質が確保できるのかという問題であります。政令指定都市であります堺市では、平成22年度採用者より単独での教職員選考を行っておりますが、地方に向けては、堺市のPRとともに地元での志望者の発掘など多大な努力を行っていると伺っております。大阪府三島地区として教職員の確保のためにどのように取り組んでいくのか、今後研究が必要な大きな課題であります。また、人事異動にかかわりましても、三島地区という範囲の中となりますと、人事異動の硬直化を招いたり、過員・欠員対策を講じることも困難となってまいります。この問題についても、三島地区各教育委員会と連携しながら、そのあり方について研究に努めてまいります。

次に、学校教育の中で社会性、協調性を学ぶ機会としての林間学校、キャンプなどの集団体験学習への教育委員会の見解についてでございますが、小・中学校学習指導要領の特別活動において、学校行事のうち旅行、集団宿泊的行事の内容は、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについて望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと」と明記されております。ご指摘のとおり、修学旅行、林間学校などは、自然体

験や社会体験などの体験活動を通じて、望ましい人間関係づくりや連帯感、公共の精神を養い、自主的・実践的な態度を育てるものとして大変有効であると考えております。今後、実施目的等をさらに明確にし、事前の学習や事後のまとめの充実に努め、体験したことがより一層深まるよう、活動の工夫について努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 1点目の十三高槻線の上部利用の問題ですけれども、これから摂津市として、また地域として、大阪府に対して協定書ののっとしてそういう施設をつくっていくということについて交渉していくわけでありましてけれども、正雀のまちづくりを考えたときに、十三高槻線が完成をしますと、駅前にバスを引っ張ってくるというときに、今、デイハウス味舌があるあの三角地は、やっぱりバスの転回場所として必要になってくると思います。そうなれば、当然そのデイハウス味舌についての移転という話も私は出てくる可能性があると思いますので、今後、大阪府と交渉していかれる中では、そのデイハウスをこっちの十三高槻線の上に発展的に持っていくということも一つの方法ではないかと思えますし、その点については、近々副市長のほうも大阪府のほうに交渉に行かれるということらしいので、その辺のことについては、そのことも踏まえて大阪府と交渉してもらおうということをお願いしておきたいと思えます。

それから、3番目、市街化調整区域の問題については、私は、今回そういう雨水幹線のために都市計画決定の変更をするということになってきますけれども、将来的にはやはり鳥飼地域の八町地域の市街化調整

区域をどうするかということも市の大きなテーマになってくると思いますし、これは当然、地権者の意向ということが大変大きなウエートを占めてまいりますけれども、将来のことを考えたときには、あの調整区域をやっぱり市街化区域に事業変更していくということが必要だと思うんですけれども、その辺のことについて市としてどう思われるのか、お答えいただきたいと思いません。

人口減少、この問題につきましては、私が議員になった当時、昭和47年ごろからですけれども、摂津市は大阪府のベッドタウンとして非常に多くの市民が摂津市へ来られました。といいますのも、やはりその当時、摂津市はゼロ歳児医療費の無料化、老人医療費の無料化、そしてまた父子家庭、母子家庭の医療費の無料化など、先進的に福祉政策をやっておりまして、1小学校、1幼稚園、1保育所ということで教育施設も充実をさせてまいりました。そういうことで、摂津市へ行けば安心をして子育てができる、老後が安心して暮らせるということも期待を持って多くの市民が入ってこられて、人口が8万人を超えていくということになっていったと思うんですけれども、そういう人口を増やす施策も、これから摂津市は、ただ漫然と人口減少をあれするのではなしに、やはりそれを引きとめて、あるいはまた増やしていく、そういう努力をすべきだと思うんですけれども、その辺のことについてお答えを願いたいと思いません。

農業祭、この問題は、この前の農業祭のときに新温泉町の岡本町長が来られまして、話をする機会がありました。この農業祭だけではなしに、やはりほかの面での交流もしてもらえないか、新温泉町にはキャンプ場も二つあるし、山も海もあるということ

で、非常にそういう点では施設が整ってあるということでもあります。そういう点では、今日まで摂津市は能勢町やら、あるいはまた大屋町でキャンプ場の建設を計画しましたけれども頓挫しておりますし、そういう意味では、その必要性は行政としても感じられておるところでありますから、やはりこの機会に、もう既に施設が整っている新温泉町の施設を利用させてもらって、設備の面の交流をしていくということを私は考えていくべきだと思うんですけれども、その辺のことについてお答えください。

それから、バスの問題、これはきのうから言い尽くされておりますし、私は交通基本法ということを考えますと、その交通基本法の本質は、移動を人間の基本的権利としてとらえ、すべての人々が自立して移動できる環境を整備することを目指す立場に立つことが必要であるということが柱になっていると思います。そういう立場にのっかって、今、路線バス、市内循環バス、公共施設巡回バス、いろいろ問題点を含んでおります。そういう意味では、一つでも解決をする中で、そのことについて前向きに検討していただきたいということ、これは要望しておきたいと思いません。

それから、きのうからいろいろ議論されておりますダイキンの問題ですけれども、2月23日の新聞報道によりますと、ダイキン工業が国内3か所に分散している研究開発拠点を本市の淀川製作所に集約することが発表されました。約300億円を投じて1,600人の研究員と技術者を新拠点に集めるということでもありますけれども、やっぱりこういうふうにして企業が摂津市へ来てもらうというためには、そのインフラ整備がぜひ必要になってくると思いません。先ほど道路問題でも言いましたように、

その一津屋交差点の近くにダイキン工業があります。そこに1,600人の人が集まってくる。人が動き、車が動き、そういう点ではさらに交通渋滞が予想されます。そういう点でも、きのうから議論されております大阪高槻線、あるいはまた新在家鳥飼上線、これを中央環状線まで接続するということが鳥飼上新在家線の計画であります。今、一方通行になっているところも、これはその道路の一環ですから、そこを中央環状線までつないでしまうというようなこともやっぱり私は考えていかなければならないと思います。そういう点で、そういうインフラ整備を急ぐべきだと思うんですけども、その辺のことについての答弁をお願いしたいと思います。

ところで、最後になりますけれども、今、国の借金が1,000兆円に限りなく近付く中で、国民一人当たりの借金が700万円を超えています。摂津市もピーク時、上・下水道を含めた市全体の借金である市債残高が1,055億5,100万円であったものが、平成21年度末760億4,500万円と減少したとはいえ、中期財政見通しで平成26年には基金が底をつくことも併せて長期的な健全財政の確立が求められています。行政も議会も協働して次の世代にツケを残さないために努力することが今求められています。その第一歩として、過去の既得権益を見直して、みずからの身を削る覚悟を持って努力すべきであります。その点では、名古屋の河村市長が、税金で食っとるほうが楽をして、払っとるほうが苦勞する、そういう政治を変えるんだというシンプルなメッセージを出して、みずからの給与を下げて身を削る姿勢を示したことが評価をされました。大きな政治的な変革をするときには、指導者の側がそれに見

合うリスクを引き受けることは歴史が教える大原則であります。そこで、私たち摂津市議会は、今日まで先進的に議会改革に取り組んでまいりました。その二、三の例として、期末手当のカット、あるいはまた政務調査費を5万円から3万円に、議員定数の削減、そしてまた各常任委員会、特別委員会、議会運営委員会などの視察の自粛、このようなことをいろいろと取り組んで今日まで進んでまいりました。私たちは、今回そういうことをさらに進めて、政務調査費をさらに3万円から見直すということも考えていかなければならないと思っています。そのことを私たちはこれからも提案していきたいと思っています。「隗より始めよ」ということわざがあります。信頼される政治を目指して奮闘することを誓って代表質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。都市整備部長。

○小山都市整備部長 十三高槻線正雀工区の地下部分の上部利用やバスの寄りつきにつきまして、ご答弁申し上げます。現在、平成24年春の地下部分の完成に合わせ、大阪府と協議を進めているところであります。また、きょうまで上部利用についてさまざまご意見やご要望を伺っております。今後、平成18年5月に締結いたしました工事着手にかかわる協定書の趣旨に沿って、地域コミュニケーションの保全に寄与される利用について、自治会をはじめ地元関係者の方々からのご意見を大阪府に伝えながら、実現に向け協力してまいりたいと考えております。

また、十三高槻線の正雀工区の完成により、側道を利用し、正雀駅前地区へバスなどの車の寄りつきの検討につきましては、現在、安全な道づくりを進めるため、府営

摂津正雀住宅から阪急正雀駅まで道路拡幅にかかわる用地買収に取り組んでおります。バスなど車の導入に際しましては、回転場の確保が重要であり、府営住宅建て替えの折に正雀まちづくりに寄与する用地として空き地を確保しておりますので、関係者と協議を持ちながら、その用地の有効活用した回転場を今後考えていかなければならないものと思っております。

次に、市街化調整区域から市街化区域への編入についてご答弁申し上げます。

市街化区域への編入を行うには、摂津市の総合計画や都市計画マスタープランへの位置付けが条件となってまいります。また、編入につきましては、大阪府が決定する都市計画であり、大阪府が策定する北部大阪都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランに適合している必要があります。都市計画区域マスタープランでは、新たに市街化区域に編入できる区域は、幹線道路沿道での新たな産業誘致や鉄道駅周辺での住宅地整備など、特に必要なものに限定されております。また、編入の条件としましては、土地区画整理事業や地区計画など、そして、緑被率20%以上を確保することとなっておりますが、これらの条件の整理については、関係機関や関係地権者などの調整が必要となってまいります。今後、本市の総合計画などへの位置付けを行っていく場合には、市街化調整区域の取り扱いにつきましては、将来のまちづくりの観点から市全体の問題として取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、一津屋交差点の渋滞解消にかかわり、新幹線側道であります都市計画道路新在家鳥飼上線の事業化の検討についてご答弁申し上げます。

都市計画道路新在家鳥飼上線の計画は、大阪中央環状線から鳥飼上地区まで車道2車線両側に歩道を整備し、供用する計画であります。現在、新在家地域では、大阪中央環状線から新在家方面への進入のみの一方通行処理によりまして、狭小な現道で対策を講じているところであります。ご質問の都市計画道路新在家鳥飼上線の事業化で、2車線を確保することにより交互通行が可能になり、一方通行を解除して車を大阪中央環状線へ進入させることは、一津屋交差点での負荷を軽減させる渋滞解消の一つの策として効果は考えられます。しかし、大阪中央環状線の本線と側道との取り合いによる影響や信号処理による安全確保などについては、今後、調査を進めながら、警察や道路管理者である大阪府との協議を実施しなければ具体的な課題が抽出されないものと考えております。また、関係機関との調整が整いまして、事業費にかかわる支出につきましては、本市の財政状況を見きわめての判断が必要と考えておりますが、一津屋交差点の慢性的な渋滞解消は本市の発展にもかかわりますことから、今後、道路管理者である大阪府と協議を進めていくことが必要と考えております。

以上です。

- 藤浦雅彦議長 教育総務部理事。
- 市橋教育総務部理事 宿泊体験学習を本市と交流の深い新温泉町と行うことについてのご質問にお答えいたします。

現在、体験的な旅行、集団宿泊的行事として、小学校では林間学校、中学校では1泊研修等を実施しております。行き先に関しましては、児童・生徒の心身の発達段階、安全、環境、交通事情、経費や天候、さらに事故発生時の対応など、さまざまな点に配慮して各学校が検討し、決定してござい

す。ご紹介いただきました新温泉町は、海と山と温泉を包含する豊かな自然環境を有していると伺っております。今後、現地の状況等を実地検分した上で、各学校での体験的な旅行、集団宿泊の行事を計画する際に、摂津市と交流の深い新温泉町を候補地として紹介することなどを検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 副市長。

○小野副市長 人口減少の施策なり努力についての問いでございますけれども、基本的には人口減少の歯どめの即効薬はないというふうに言わざるを得ないと思います。これはまさしく今後の、きのう答弁いたしましたように、市のイメージアップ、ブランド力、定住という全庁的な総合施策として今後進めていかなければならないというのが基本的な観点でございます。その中で、今、木村議員がおっしゃいました、福祉のまち、教育のまちと言われた摂津市、私もその当時から入っておるんですけども、あの当時、昭和40年代はまだ1億人についておらなかったというときから、摂津市も人口急増都市ということで、どうしても学校建設が間に合わない数字でありました。今、約1億2,800万人までいっております。したがって、そういうときの状況と、これから税収が減ってくるこの状況と、これからの施策をどう考えるかにつきまして、今後、一つの庁内議論を進めていかなきゃならないなという考え方について若干申し上げます。

いずれにいたしましても、ゼロ歳から14歳の年少人口と、いわゆる生産年齢人口と言われる15歳から64歳までの双方が減少すると、一方、老年人口は確実に増加すると、これがいわゆる少子・高齢社会の深刻な問題ということが明々白々でござい

ます。したがって、今は本市も若いまちと言われておりますけれども、平成32年には老年人口は25%になるという予測を持っております。それと加えまして、本年2月、平成22年の国勢調査の人口速報が出ました。府下自治体で、平成17年国調人口比で増加が17市ございます。減が16市ございます。町村で増加が3町、減で6町1村でありますから、増減は府下43市町村の中で半分半分でございますから二極化をしたという状況でございます。問題は、本市が17年度比で1,300人の減となりました。いわゆる北摂6市はすべて人口が17年比で伸びております。そのトップは隣の茨木市で、約6,800名でございました。この事実は真剣に受けとめるべき数字だろうと思います。きょうも、昨日でしたか、市長も答弁されておりましたが、国は30万人以上を基本的な考え方で持っているということを見ますと、大阪市、堺市の政令市を除きまして、東大阪市、枚方市、豊中市、高槻市、吹田市、これが30万人以上の市でございます。その次が茨木市の27万5,000人でございます。茨木市は彩都が若干とまっておりますが、30万人は確実に見れるというふうに申しております。そうしますと、摂津市はその30万人という一つの中から外れてくると。このことをまたどう見るかをこれからの議論にいたしたいと思っております。

ただし、本市も南千里丘のまちづくりによりまして、この春から入居がいよいよ始まりますし、これで一定の人口増が見込めます。また、吹操跡地のまちづくりなり、今後の野々団地、鯨生野団地の跡地となりますと、その活用策によりましては人口増が見込めると。これは本市にとって明るい材料というふうに考えております。

それで、本市は人口の社会減が続いておりますから、やはり行政のキーワードは「定住」ということを基本にすべきというふうに考えます。もう一つの視点は、市長からも言われていますように、市内企業との連携でございます。やはり要望、意見も含めた情報交換、共有化に力を入れる必要があると思います。なぜなら、本市は昼間人口と夜間人口の比率は大阪市に次いでトップクラスでありますから、この特性を生かすということの視点に立つべきであります。今後、市内企業の人材能力を行政に活用させてもらう、また地域活性化への協力をお願いしていくと、そういった市としての生産活動の側面からの支援・協力も真剣により一層考えなければならぬ。それには何よりも商工会とのより密接な連携強化なくしては、これは立ちいかないと考えていますので、このことも視点に入れたいと思っています。

いずれにいたしましても、2055年には9,000万人の日本人口ということが言われておりますが、問題は、この2月22日でしたか、国交省の出ました全国の土地を1平方キロにメッシュした場合、その区分でやってまいりますと、その50%が人口減があり、無居住の区域を含めると、その区域は何と全体の3分の2に及ぶと、こういう調査が出ました。その中で近畿圏でも無居住の地域は15%に上るというふうに言われております。このことは、43市町村に少なからず影響すると、このこともやはり真剣に頭に入れるべきという視点に入れたいと思っています。このことは、税収の落ち込みはもちろんでございますけれども、地域経済活動の停滞を招くということでもありますし、このごろ造語で「買い物難民」というのが出てまいりました。こ

のことが確実に進むと。これを行政としてどうとらまえるかということも大きな課題ということにも一つ視点を置かなきゃならないと思っております。

これらのことから、これらの社会現象なり予測を真剣に受けとめまして、今後の施策をどう展開していくか、今からでも遅くない、準備をしていくと。この議論をしていくということで、今後のまた議論としてお願いをしたい。我々もこの30万市に囲まれている摂津市として、きのう申し上げました中で、どうめり張りをつけて伍していくかということを実際にとらまえて考えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 木村議員、先ほど代表質問を終わりますとおっしゃいましたけど、あと1分少々ありますが、もうよろしいですか。木村議員。

○木村勝彦議員 道路計画についてですけれども、先ほど申し上げた新在家鳥飼上線、大阪高槻線、十三高槻線、すべて50年以上経過をしております。道路計画を決定するという事は、やはりそれを実行することにつながっていかねばならないと思いますね。そういう点では、50年間放置をしたとは言いませんけれども、一向に進んでおらないこの路線、やはり私は前へ進めていくべきだと思っています。大阪府が大阪高槻線なんかでも凍結を今しておりますけれども、そういうことではやっぱり大阪府の姿勢も疑わざるを得ませんし、今後、計画された道路計画についてはきちんと実行していくということをお願いしておきたいと思います。

以上で終わります。

○藤浦雅彦議長 木村議員の質問が終わり、以上で代表質問が終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

3月9日から3月29日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後4時31分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員 上 村 高 義

摂津市議会議員 森 内 一 蔵

# 摂津市議会継続会会議録

平成23年3月30日

(第4日)

平成23年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

平成23年3月30日(水曜日)  
午前10時開議場  
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番 村上英明	2 番 本保加津枝
3 番 大澤千恵子	4 番 野原修
5 番 川端福江	6 番 藤浦雅彦
7 番 南野直司	8 番 渡辺慎吾
9 番 三宅秀明	10 番 上村高義
11 番 森内一蔵	12 番 山本靖一
13 番 弘豊	14 番 山崎雅数
15 番 木村勝彦	16 番 森西正
17 番 嶋野浩一朗	18 番 柴田繁勝
19 番 三好義治	20 番 原田平
21 番 安藤薫	22 番 野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝
教育長 和島剛	市長公室長 羽原修
総務部長 有山泉	保健福祉部長 佐藤芳雄
保健福祉部理事 福永富美子	都市整備部長 小山和重
土木下水道部長 宮川茂行	会計管理者 寺西義隆
教育委員会 馬場博	教育委員会 市橋正己
教育委員会 宮部善隆	監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長 寺本敏彦
水道部長 中岡健二	消防長 北居一
消防本部長 浜崎健児	生活環境部次長 杉本正彦

1 出席した議会事務局職員

事務局長 野杵雄三	事務局次長 藤井智哉
事務局参事 池上彰	
兼次長代理	

## 1 議 事 日 程

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1, 議 案 第 1 号     | 平成 23 年度 摂津市 一般会計 予算  |
| 議 案 第 3 号        | 平成 23 年度 摂津市 国民健康保険 特別会計 予算   |
| 議 案 第 7 号        | 平成 23 年度 摂津市 介護保険 特別会計 予算   |
| 議 案 第 8 号        | 平成 23 年度 摂津市 後期高齢者医療 特別会計 予算  |
| 議 案 第 2 号        | 平成 23 年度 摂津市 水道事業 会計 予算   |
| 議 案 第 4 号        | 平成 23 年度 摂津市 財産区財産 特別会計 予算  |
| 議 案 第 5 号        | 平成 23 年度 摂津市 公共下水道事業 特別会計 予算  |
| 議 案 第 6 号        | 平成 23 年度 摂津市 パートタイマー等退職金 共済 特別会計 予算   |
| 議 案 第 9 号        | 平成 22 年度 摂津市 一般会計 補正 予算 (第 5 号)   |
| 議 案 第 10 号       | 平成 22 年度 摂津市 水道事業 会計 補正 予算 (第 3 号)  |
| 議 案 第 11 号       | 平成 22 年度 摂津市 国民健康保険 特別会計 補正 予算 (第 5 号)  |
| 議 案 第 12 号       | 平成 22 年度 摂津市 老人保健医療 特別会計 補正 予算 (第 2 号)  |
| 議 案 第 13 号       | 平成 22 年度 摂津市 公共下水道事業 特別会計 補正 予算 (第 4 号)   |
| 議 案 第 17 号       | 摂津市 環境基金 条例 制定 の 件  |
| 議 案 第 18 号       | 摂津市 市民図書館等 協議会 条例 制定 の 件  |
| 議 案 第 19 号       | 摂津市 教育センター 条例 制定 の 件  |
| 議 案 第 20 号       | 摂津市 企業立地等 促進 条例 制定 の 件  |
| 議 案 第 21 号       | 摂津市 職員定数 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件  |
| 議 案 第 22 号       | 特別職 の 職員 で 非常勤 の もの の 報酬 及び 費用 弁償 に 関 する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件                  |
| 議 案 第 23 号       | 摂津市 職員 の 管理 職 手当 に 関 する 条例 及び 一般 職 の 職員 の 特殊 勤務 手当 に 関 する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件 |
| 議 案 第 24 号       | 摂津市 特別 会計 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件   |
| 議 案 第 25 号       | 摂津市 青少年 運動 広場 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件   |
| 議 案 第 26 号       | 摂津市 立 市民 ルーム 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件  |
| 議 案 第 27 号       | 摂津市 国民健康保険 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件  |
| 2, 請 願 第 1 号     | 生活 道路 の 変更 と 安全 対策 に 関 する 請 願   |
| 3, 議 案 第 28 号    | 市 道路 線 認定 の 件   |
| 4, 議 案 第 29 号    | 市 道路 線 廃止 の 件   |
| 5, 議 会 議 案 第 1 号 | 尖閣 諸 島 領 海 侵 犯 事 件 の 不 起 訴 処 分 に 抗 議 し、万 全 の 領 域 警 備 を 求 め る 意 見 書 の 件              |
| 議 会 議 案 第 7 号    | 公 共 交 通 機 関 の バ リ ア フ リ ー 化 の 更 な る 推 進 を 求 め る 意 見 書 の 件                           |
| 議 会 議 案 第 2 号    | DNA に 関 する 基 本 法 の 制 定 を 求 め る 意 見 書 の 件  |
| 議 会 議 案 第 4 号    | 千 里 救 命 救 急 セ ン タ ー へ の 支 援 事 業 継 続 を 求 め る 意 見 書 の 件                               |
| 議 会 議 案 第 6 号    | 大 阪 府 に 学 校 警 備 員 補 助 の 継 続 を 求 め る 意 見 書 の 件                                       |
| 議 会 議 案 第 3 号    | 大 阪 府 営 住 宅 の 増 設 を 求 め る 意 見 書 の 件   |
| 議 会 議 案 第 5 号    | 大 阪 府 の 私 学 助 成 政 策 に 対 する 意 見 書 の 件  |
| 議 会 議 案 第 8 号    | 若 者 の 雇 用 対 策 の 更 な る 充 実 を 求 め る 意 見 書 の 件   |

- 1 本日の会議に付した事件  
日程 1 から 日程 5 まで

(午前10時 開議)

○藤浦雅彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、山本議員及び弘議員を指名します。

日程に入る前に、このたびの大規模な地震でお亡くなりになられました方々に深く哀悼の意を表し、1分間の黙禱を行います。黙禱。

(黙禱)

○藤浦雅彦議長 ありがとうございます。

日程1、議案第1号など24件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

(三好義治総務常任委員長 登壇)

○三好義治総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

3月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成23年度摂津市一般会計予算所管分、議案第4号、平成23年度摂津市財産区財産特別会計予算、議案第9号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分、議案第21号、摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第23号、摂津市職員の管理職手当に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件の以上5件について、3月11日及び16日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 建設常任委員長。

(山本靖一建設常任委員長 登壇)

○山本靖一建設常任委員長 ただいまから、

建設常任委員会の審査報告を行います。

3月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成23年度摂津市一般会計予算所管分、議案第2号、平成23年度摂津市水道事業会計予算、議案第5号、平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計予算、議案第9号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分、議案第10号、平成22年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)及び議案第13号、平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の以上6件について、3月10日及び15日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 文教常任委員長。

(柴田繁勝文教常任委員長 登壇)

○柴田繁勝文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

3月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成23年度摂津市一般会計予算所管分、議案第9号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分、議案第18号、摂津市民図書館等協議会条例制定の件、議案第19号、摂津市教育センター条例制定の件、議案第22号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第25号、摂津市青少年運動広場条例の一部を改正する条例制定の件の以上6件について、3月11日及び16日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、

報告をいたします。

○藤浦雅彦議長 民生常任委員長。

(森内一蔵民生常任委員長 登壇)

○森内一蔵民生常任委員長 それでは、ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

3月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成23年度摂津市一般会計予算所管分、議案第3号、平成23年度摂津市国民健康保険特別会計予算、議案第6号、平成23年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算、議案第7号、平成23年度摂津市介護保険特別会計予算、議案第8号、平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分、議案第11号、平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)、議案第12号、平成22年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)、議案第17号、摂津市環境基金条例制定の件、議案第20号、摂津市企業立地等促進条例制定の件、議案第24号、摂津市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件、議案第26号、摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第27号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件、以上13件について、3月10日及び3月15日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査いたしました結果、議案第1号所管分、議案第3号、議案第7号及び議案第8号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○藤浦雅彦議長 議会運営委員長。

(南野直司議会運営委員長 登壇)

○南野直司議会運営委員長 ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

3月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成23年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第9号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分の以上2件について、3月28日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 駅前等再開発特別委員長。

(木村勝彦駅前等再開発特別委員長 登壇)

○木村勝彦駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

3月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成23年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第9号、平成22年度摂津市一般会計補正予算所管分の以上2件について、3月17日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分については賛成多数、議案第9号所管分については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告をいたします。

○藤浦雅彦議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。通告がありますので、許可します。

弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 日本共産党議員団を代表して、議案第1号、議案第3号、議案第7号及び議案第8号に対し、一括して反対討論を行

います。

東日本大地震から20日が過ぎ、1万人を超える方々が亡くなりました。改めて被災されたすべての方々に心からのお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々と、そのご家族に深い哀悼の気持ちを申し上げます。そして、災害の最前線で極めて困難な状況のもとで、本市を含め多くの行政関係者、専門家と技術者、医師、看護師、福祉施設職員、ボランティアの皆さんなどが不眠不休で被災者救援と原発危機対応に当たっておられます。私は、それらのすべての方々の献身的な努力に心からの敬意を表明するものです。日本共産党も被災者の皆さんと意思を一つにし、被災地の救援・復興をやり抜くために、国民的なエネルギーを発揮して、戦後最大の国難を開き、それを通じて新しい社会をつくるために力を尽くしていきたいと考えています。

その上で大事なことの一つは、震災の被災者救援と福島原発事故の危機回避という大問題に、政治的立場を超えて日本国民の総力をあげることです。避難所での2次災害を防ぐなど、あらゆる被災者救援を行うこと、そして、原発事故では国が責任を持って正確な情報を国民に公開することです。

二つ目に、戦後未曾有の災害からの復興のために新年度予算を組みかえる大規模補正を行うという問題です。本市への影響額として2億6,000万円となる法人税減税や証券優遇税制延長など2兆円に及ぶ大企業、大資産家減税の中止、米軍への思いやり予算やグアムの米軍基地建設費の中止、不要不急の大型公共事業や原子力発電所の建設推進経費の中止、年間320億円の政党助成金の撤廃などで5兆円程度の予算を確保するとともに、244兆円に上る大企業の内部留保金を活用することを我が党は

主張しています。

三つ目には、原子力行政、エネルギー政策の抜本的な転換が必要だということです。4年前、日本共産党福島県委員会が、福島原発はチリ級の津波が発生した際には、機器冷却海水の取水ができなくなり、過酷な事態に陥る危険があるので、東京電力に抜本的な対策を迫る申し入れを行ったことが各メディアを通じて紹介されていますが、改めて原発依存から自然エネルギーへの戦略的な転換が図られるべきです。

以上の点を最初に申し上げておきます。

それでは、まず市政運営に対する基本的問題について2点申し上げます。

第1に、今回の東日本大震災を受けて、住民の命と暮らしを守る福祉・防災のまちづくりへ取り組みを進めるという問題です。本市の地域防災計画では、地震による被害想定に関して、上町断層帯地震Aの想定で最も被害が発生し、家屋の全壊が6,000棟、半壊5,200棟、死者110人、避難所生活者数1万1,000人、停電2万8,000件などと予測しています。今日、この50年以内に90%の確率で発生すると言われている東南海・南海地震を含め、周辺地域には有馬高槻断層帯、生駒断層帯など多くの活断層が存在し、それぞれの発生確率は、いろいろの諸説がありますが、そうした地震災害や浸水被害想定などを改めて根本から見直すことが重要ではないでしょうか。その上で、今、自治体として、住民の命と暮らしを守ることと世界でも有数の地震大国である日本の安全・安心のまちづくりを、行政が主体性を持って市民との協力のもとにまちの隅々まで災害対策を再構築するよう求めます。

さらに、東日本大震災によって、これまでの常識とされてきた安全神話が根底から

崩れました。安威川ダムについても、断層・活断層との関連について、安全であるとの結論づけがされましたが、断言できるのでしょうか。自然災害はいつも人間の予測をはるかに超えてやってきます。いま一度原点に帰り検証すべきです。

第2に、新しい総合計画についてです。これからの10年間について、担当課長は勝負の10年と言われました。私どもは、逆に過去10年間について、反省すべき10年を教訓にすべきだということを申し上げました。ちょうど10年前は、介護保険制度が開始されましたが、公民館と学校施設の有料化が行われ、市民文化ホールなど使用料が30%値上げ、下水道料金15%値上げなど、市民負担と公的責任の後退に大きくかじを切った年度でもありました。翌年には、当時助役の二人制と市民プール廃止問題、旧梅丹用地を4億円で買い戻して公園にするなど、総合計画から外れ、公共料金の高いまち、公共サービス低下のまち、借金の多いまちを歩んできました。

新総合計画の柱となる協働の一方の担い手となる職員体制はどうでしょうか。地方自治体での官製ワーキングプアが社会的にも大きな問題になっていますが、本市の実情は、非正規職員、非常勤職員、臨時職員が422人で37.2%にも上っています。府下31市の中で市税収入に対して人件費の占める割合は最低になっています。これ以上官製ワーキングプアを増やさないと求めます。第4次行革実施計画は、新総合計画という協働との矛盾を生むことになるでしょう。今回の東日本大震災の結果から見ても、公共サービス部門の弱体化、マンパワー不足が被災者の救出・救援に、また復旧への大きな足かせになっています。改めて自治体が市民の命、暮らしを守ると

りでの役割が発揮できるよう、一層の努力を求めるものです。

次に、商工業の振興についてです。不況続きの現在、中小零細業者に対してもっと直接的支援が必要です。商店街との協働の取り組みや事業所ネットの充実でも、職員が現場に足を運んでの情報提供やデータ作成などを進めていくということですが、現状や要望をしっかりとつかんでいただいて、家屋の一部の耐震化工事でも利用できる住宅リフォーム助成制度の実施や、預託金の増額で市独自の融資制度の拡充などを行うべきです。市長も述べている産業のまちにふさわしい予算と体制の強化を求めます。また、新たに制定される企業立地等促進条例では、経済効果が対象企業のみにも渡るのではなく、従業員の雇用や下請け、孫請けの仕事確保にも及ぶように、特に大きな企業に対しては地域貢献への具体的な働きかけも求めます。

次に、まちづくりと環境についてです。安全で安心・便利なまちづくりでは、障害のある人や高齢者の社会参加を確保していくためにも必要なバス路線網の整備について、昨年、市長は懇談会を立ち上げ、その提言をもとに実現を約束されました。しかし、昨年度、2団体との懇談会が開催されたのみで、今年度もこのままでは実現できず、市民の期待を裏切ることとなります。早期実現に向け一層の努力を求めます。

ごみ収集と民間委託問題については、今後、一層の省エネや環境重視のまちづくりがうたわれる一方で、今回の委託地域の拡大は問題です。直営の収集業務が果たしてきた役割や市民と協働の取り組みについて評価することが大事です。新しいごみ処理基本計画に描かれているリサイクルプラザ構想や不燃ごみのさらに細かい分別などに

においても一層役割が増してきます。民間任せにしない公的責任の堅持を強く求めます。07年の中越沖地震を教訓に、横浜市では「災害時でも家庭ごみを放置させない体制を」と、民間から直営に切りかえています。摂津市においても見習うべきではないでしょうか。

次に、子育て支援と教育についてです。保育所の待機児が増えている問題は、一つには、若い世代の経済的困窮と、もう一つは民間依存と定員の弾力化に頼り切っていることに原因があると言えます。国の少子化対策が子ども手当の支給を行う一方で、保育所などの公的役割を投げ捨て、待機児解消を名目とした子ども・子育て新システムで利益優先の保育ビジネスを認めるものにゆがめてしまうものになりつつあることで、市の姿勢も問われています。公立保育所の役割や支援センターの機能の充実と子どもの虐待のない地域をつくるネットワークの強化を求めます。教育施設の整備で、中学校に続き、すべての小学校普通教室にエアコンを設置することは、教育環境の改善として評価します。同時にエアコンの稼働が間に合わない今年の夏の猛暑対策を求めておきます。

耐震補強について、文科省が耐震化を求めているI s値0.7未満の校舎、体育館は、10校21棟が残されています。2011年度には千里丘小学校体育館の補強工事、第二中学校体育館の耐震実施設計が行われますが、さらに国に財政措置を求めながら耐震化を進めるよう求めます。また、災害時の避難施設となる公民館や体育施設において、耐震診断もされていない施設が5施設もあり、早急の対策を求めます。

就学援助金制度は、民間給与所得者の低所得化が進行する昨今の経済状況のもと、

その役割はますます重要です。援助費の内容と実際の義務教育に係る諸経費との間に乖離があることははっきりしており、援助費の充実を求めるものです。その際、認定基準の引き下げは行うべきではありません。摂津小学校の給食調理場建設で、ドライ化の調理場は市内小学校の半分になりました。残る調理場の施設改修を計画的に実施することを求めます。また、安全でおいしい給食の公的責任を果たすため、民間委託は見直すこと、大阪府がイニシャルコストへの補助に踏み込んだ中学校給食について、完全給食の検討を進めることを求めます。

2011年4月から市民図書館、鳥飼図書館センターが直営を投げ捨て指定管理者による運営が始まりますが、指定管理者へのチェック、モニタリングなど市の公的責任を果たす機能強化が求められます。今年度の卒業式も児童・生徒を主役とした心のこもったすばらしいものになったと思います。

日の丸・君が代に対する敬意の態度を強要することは、学習指導要領を思想・良心の自由を保障した憲法の上に置くもので、厳に慎むべきです。

最後に、暮らしと命を守る諸施策についてです。先日、大阪府議会では、千里救命救急センターの特別補助金3億5,000万円を廃止した予算が可決されました。市民の命と健康を守る上で、今後、影響がどのように及ぶかが心配されます。早急に三島医療圏での体制の充実を図ることと併せて補助金復活に向けた働きかけも必要です。この問題では、医療崩壊をもたらしてきた国の施策に原因があることは言うまでもありませんが、総合計画の議論でも医療に対する市民の要望は切実です。がん検診や感染症予防など、健康をテーマに新たに取り組む事業については大いに評価しますが、

地域医療の充実のために、より一層の国・府に対する働きかけを求めます。

国民健康保険についても、保険料率据え置きは評価するものですが、一般会計からの繰り入れ9,700万円増は、法定繰り入れ分によるもので、保険加入者の生活実態が厳しくなっていることを裏付けています。保険料値上げにつながる保険料の統一化・広域化にはくみしない市としての対応を強く求めます。

また、介護保険については、2011年度からの法改定の準備と第5期かがやきプランを策定する年です。保険料、利用料は高くなる一方で必要な基盤整備が進まない、受きたい介護が受けられないという制度の構造はそのままに、軽度の認定者に対するサービスは市町村の判断で切り下げられることなどが改定案で既に閣議決定されました。これまでの10年間で制度の矛盾については浮き彫りにしていますが、第5期計画が介護を受ける高齢者や介護従事者が抱えている思い、願いを酌み取ったものとしてつくられるように求めます。

住民税の滞納については、この間、全国に徴収処分をめぐる事件が相次いでいます。例えば、年金を差し押さえられ、高齢者が自殺に追い込まれたという先月のNHKの報道は各地に衝撃を与えています。また、銀行口座を凍結され年金を引き出せなくなった高齢者が餓死死体で発見される、千葉県、営業用の自動車を差し押さえられ、商売ができなくなった業者が一家心中、熊本県など、痛ましい事件が続発しています。摂津市でも、振り込まれたばかりの給料を差し押さえられ、暮らしていけないという市民の相談が続いています。法律で差し押さえが禁止されている給与・年金の生計費相当額や子ども手当などの給付も、銀行口

座に振り込まれたら、その瞬間から金融資産とし、差し押さえの対象とする、このことは法の精神に照らしても到底許されるものではありません。まして行政機関がやるなどというのは言語道断です。対応を改めるように強く求め、以上、反対討論とします。

○藤浦雅彦議長 野原議員。

(野原修議員 登壇)

○野原修議員 初めに、未曾有の被害をもたらしました東北地方太平洋沖震災で亡くなられた皆様に深い哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。現地では、危険が伴う中、福島第一原子力発電所において、これ以上の被害を食いとめるため、命がけで活動されている方々や、ご家族やお知り合いを亡くされた方々、そして、つらく厳しい避難所生活を強いられている方々が多くおられます。これらの皆様に思いをはせますと、本当に胸が締めつけられる思いであります。今後は、被災された皆様が少しでも早くこの大苦難を乗り越えられるよう、また、被災地の一日も早い復興のため、私たちができることをそれぞれの立場でしっかり取り組んでいかなければなりません。私たち自由民主党議員団も「がんばろう日本！」を合言葉に、市民の皆様、そして全国の皆様とともに救援・復興に全力で取り組んでまいる決意であります。

それでは、自由民主党議員団を代表いたしまして、市長が提案されました議案第1号から議案第13号まで及び議案第17号から議案第27号について、賛成の立場から討論をいたします。

まず、最近の社会経済状況とその対策について、少し触れたいと思います。

昨年来、円が非常に高い水準で推移する

とともに、株価も低迷し続けております。また、雇用面におきましても、回復の兆しどころかますます先行き不透明であり、本市を取り巻く社会経済環境は非常に厳しいものと認識しております。今後の経済状況については、今回の東北地方太平洋沖地震の影響が大変懸念されるところでありますが、この震災対策を含め、本来、経済・雇用対策については、国において時機を逸することなく、広域的かつ総合的に実施されるべきものであります。そして、地方自治体はそれぞれの地域特性を生かし、国の対策をきめ細かに補完していくということが本来あるべき姿ではないでしょうか。基礎自治体単位で実施できることには限界があると言わざるを得ません。我が国がさまざまな面で非常事態にある現在、政府、国においては実効性のある対策を早急を実施されることを強く望むものであります。

それでは、市政運営の基本方針演説で述べられたこと、そして、幾つかの施策について申し上げたいと思います。

本年4月、いよいよ本市の新たなるまちづくりのスタートを迎えるわけですが、現在の厳しい社会経済環境のさなか、国においては、普通交付税の不交付団体に対して平成25年から臨時財政対策債の発行を認めないとともに、特別交付税の財源の3割以上を普通交付税の配分枠に移す旨、決定されたとのことであります。これに対しまして、市長は、この事態を真に自立した経営基盤を確立するための大きなチャンスであると前向きにとらえ、困難にあってもみんなで知恵を絞り、工夫を凝らし、汗をかき、最善を尽くす覚悟と力強く申されました。まずもって、この積極かつ勇気ある姿勢を大いに評価するものであります。

次に、重点施策の市民活動支援について

であります。昨年7月にコミュニティプラザのオープンとともに市民活動支援課が創設されました。新総合計画でも示されているとおり、これからの公共サービスは、行政だけでなくNPOや市民活動団体などさまざまな主体が担い手となることにより、一層きめ細かく、かつ多様なサービスが提供できるような仕組みを構築していく必要があると考えます。そのためには、行政内部におきましても、市民活動支援課のみならず、すべての部署において、市内で活動する多様な団体とのネットワークづくりと的確な情報提供に努め、新しい公共の形成に向けた継続的な取り組みが必要であり、この点を特にお願いしたいと思います。

JR千里丘駅西口の整備につきましては、大変難しい面があることは重々承知いたしておりますが、やはり摂津市の玄関口にふさわしい整備がなされることを大いに期待するものであります。いろいろ難しい中であっても、本年、駅構外のエレベーターについて、平成24年度中の設置に向けた実施設計を行うということであり、私も、これまで機会あるごとに早期設置を要望してまいりましたが、ようやくここまで来たかという思いとともに、実現に向けての関係各位の取り組みと努力を高く評価するものであります。また、阪急正雀駅前につきましても、道路拡幅に向け、さまざまな方策をとっておられることを評価するとともに、今後ともしっかりと周辺地域の動向を見据えた対応をお願いしたいと思います。

次に、消防救急救助施策についてであります。平成23年度から消防団車両や屯所などの施設整備、また維持補修に係る助成を大幅に拡充されるとのことであります。消防団は地域消防力のかなめであり、その強化を図られることを高く評価するもので

あります。今後、ますます地域消防力を含めた地域防災力の強化が望まれるところであり、市が中心となって、産・学とのつながりをしっかりと構築していかれるよう、改めて要望しておきたいと思います。

重点施策である環境についてであります。第4次総合計画においては、「みどりうるおう環境を大切にすまちなち」を新たにまちづくりの目標として位置付けられました。そして、平成23年度には、1、防犯灯や道路照明灯をLED灯へと段階的に切りかえていくこと、2、(仮称)摂津市営三島住宅の屋根に太陽光発電パネルを設置すること、3、公共交通機関や自転車などによる市職員のエコ通勤を推進することなど、市が率先垂範して環境負荷の低減と省エネルギー化に取り組んでいくとのことであり、この姿勢を評価するものであります。

また、摂津市には大正川をはじめ多くの水辺空間が存在しております。これらの空間の自然環境を保全し、さらにさまざまな手法により、市民の憩いの場として有効活用されるよう要望しておきたいと思います。

次に、平和と人権についてであります。平和と人権は、人が人として生きていく上で大変重要なことであります。本市では、これまで平和都市を宣言するとともに、さまざまな機会をとらえ、また、イベントを通して平和と人権の尊さについての施策を継続かつ積極的に展開されてきたことを評価するものであります。さらに、次代を担う子どもたちにとっては、国際社会の一員として、平和についての正しい知識を身につけることもさることながら、外国の多様な文化を認め、日本人として我が国の歴史や文化に誇りを持てるような取り組みが必要不可欠であると考えております。これまでも何度となく申してきましたが、我が国

の国旗・国歌に対する正しい理解が促進され、また、他国の文化や国旗・国歌についても尊重するということが適切に行われることを通して、子どもたちが国際社会で必要とされるマナーを身につけ、日本人としての誇りと自覚を持つことが大切であると感じます。

福祉施策につきましては、職員体制が縮小する中、身体障害者手帳の交付に関する事務の権限移譲を受け、本市窓口でより迅速な手帳交付を行い、サービスの向上を図られることをまずもって評価するものであります。また、子育て支援施策の一環として、育児不安の解消を図るため、保育士による相談などを実施するなど、妊娠中の方が気軽に保育所を訪れることのできる環境を整備されることを評価するものであります。今後とも摂津市で子どもを産み育てると思えるような施策を推進されるよう要望しておきます。

次に、重点施策の健康であります。5歳刻みの節目年齢の方のがん検診費用の全額助成について、既に実施している乳がん、子宮頸がんをはじめ、新たに胃、大腸、肺がん、前立腺がんにもまで拡大し、がんに負けることのない社会の実現を目指すとのことですが、我が国の死因の第1位のがんに対する強い姿勢と助成制度の大幅な拡充を高く評価するものであります。また、がん検診のほかに妊婦健診、感染症予防対策、歯科健診をさらに拡充されるとのことでもあります。これら多様な健康施策の充実を図ることにより、健康寿命を延ばし、人々が心豊かで健やかに人生を送ることにつながるるとともに、将来の医療費の抑制にも資するものと高く評価するものであります。

次に、教育についてであります。私は、

過去の討論の中で、教育とは子どもたちが将来社会に出て人として暮らしていくための訓練であり、要は人として生きていく、いわば人間力、生きる力をはぐくむということが最大の目的であり、子どもたちの人間力、生きる力をはぐくむことができるよう、学校、地域、家庭が連携した取り組みを期待するとともに、我々自由民主党議員団も同じ思いで取り組んでまいる所存であると申し上げました。今もこの思いは一寸たりとも変わるものではありません。時あたかも第4次総合計画が策定され、その中で「確かな学力、豊かな心、健康・体力の三つの要素から構成される生きる力を子どもたちにはぐくみます」と記されております。次代を担う子どもたちに対して、大人がしっかり範を示し、時には優しく教え、時には厳しくしつけ、道徳意識をしっかりと身につくようはぐくんでいかなければなりません。そのときに、我慢することも大切なことだという気持ちを醸成していくことも大変重要なことであると思っております。

本年4月から教育委員会事務局に新たに次世代育成部を創設し、保育や子育てをはじめ、就学前から義務教育期間までの子どもに関する窓口を集約し、また、教育研究所の組織を発展的に改編し、その機能の充実を図り、教育センターとして開設されるとのことではありますが、このことは子どもたちを大きくはぐくんでいくためのものと評価するとともに、組織の充実を教育施策の充実へとしっかりつなげていただくことを大いに期待するところであります。

次に、産業の振興と経済の活性化についてであります。冒頭で述べましたとおり、このことは、第一義的には国において広域かつ総合的に実施されるべきと考えますが、本市では本議会に企業立地等促進条例を提

案されました。この条例では、中小事業所が多い本市の事情を斟酌し、小規模な事業所における設備投資も対象とするとともに、環境配慮型の設備や雇用する労働者に配慮した設備投資へのインセンティブとなるような工夫もされており、まさしく地域特性に配慮し、それを生かしたきめ細かな制度となっております。このことを高く評価するものであります。今後とも市内商工業者の実態を的確に分析・把握した上、創意工夫により市としての取り組み、可能な方策を検討されることを要望しておきたいと思っております。

最後に、人材育成、人づくりであります。昨今の地方分権改革、地域主権改革の流れの中、基礎自治体が処理する業務は、今後飛躍的に増大するものと予想されます。一方、職員の数は減少し、ますます少数精鋭による質の高い行政経営が求められております。本市では、昨年12月に摂津市人材育成実施計画を策定され、その中で、計画推進の柱と重点項目を示されました。今後、この計画を着実に実行し、事務処理能力の向上のみならず、さまざまな変化にも臨機応変に対応でき、みずから考え行動し、市民との協働をコーディネートできる職員が一人でも多く育つことを期待するものであります。

市長は、市政運営の基本方針演説の中で、まちづくりは人づくりからとの原点に立つという姿勢を示されました。また、人づくりは百年の計にも値する真に重要なことであると申されました。このことはまさしくそのとおりであると大いに賛同するところであります。これからの本市のまちづくりを見据えますと、やはりその礎となるのは人であります。そして、摂津市が提唱している思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、

節約・環境の五つの心を大切に育てる人間基礎教育を実践していくことが人づくりとなり、そして、人が活躍することにより、よりよいまちづくりへとつながるものと大いに期待しております。私たち自由民主党議員団といたしましても、摂津の明るい将来のため、人づくり、そしてまちづくりに全力で取り組むことをここに改めて表明し、賛成討論といたします。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で討論を終わります。

議案第1号、議案第3号、議案第7号及び議案第8号を一括採決します。

本4件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。よって本4件は可決されました。

議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号及び議案第27号を一括採決します。

本20件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本20件は可決されました。

日程2、請願第1号を議題とします。

本件については、所管の常任委員長から閉会中に審議したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件については、閉会中に審議すること

に異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、議案第28号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 議案第28号、市道路線認定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、区内道路としまして10路線、総延長795.1メートルを市道として、道路法第8条第2項に基づき、路線の認定を行うものでございます。

それでは、路線認定の概要につきまして、ご説明申し上げます。

区間、敷地の延長、敷地の幅員、敷地の面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

位置等につきましては、議案参考資料1ページから7ページに記載いたしておりますので、併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

区内道路としまして、番号1、路線名、千里丘84号線、この路線は、北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業におきまして、都市計画道路岸部千里丘線の位置付けがなされておまして、そのうちの起点、山田川本川右岸側手前より、終点、吹田市との境界までの区間を路線認定いたすもので、その区間につきましては、電線共同溝を整備する計画でございます。今回、認定いたします路線につきましては、現在のところ道路形態が形成されていない状況にあります。

次に、番号2、路線名、千里丘東84号線、番号3、路線名、千里丘東85号線、

番号4、路線名、千里丘東86号線、番号5、路線名、東正雀27号線、番号6、路線名、東正雀28号線、番号7、路線名、鳥飼中44号線、以上6路線は、都市計画法第40条第2項の規定により、本市が帰属を受けたものでございます。

番号8、路線名、三島35号線、番号9、路線名、別府78号線、以上2路線は、摂津市開発協議基準により本市が寄附を受けたものでございます。

番号10、路線名、北別府町13号線、この1路線は、本市が一般からの寄附を受けたものでございます。

以上、議案第28号、市道路線認定の件につきまして、提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。山本議員。

○山本靖一議員 整理をしていくために二、三点お聞きをしたいと思います。

今、説明いただきました千里丘84号線ですが、まだ築造されていない、形がないという道路なんですけれども、どういう道路になっていくのか、費用はどれぐらいかかるのか。その費用について、資金計画とか、あるいはその資金計画についてチェック機能というんでしょうか、議会としてどういう役割を果たしていくのか、そういうことが必要であるという思いがありまして、幾つか聞かせていただきたいと思います。

今年3月22日に作成された摂津市の認定道路の基準、このどれに当たる道路なのかというのが1点です。

それから、2点目は、この道路は都市計画法に基づいてということで説明されましたが、だれがつくられるのか。摂津市なのか、都市再生機構がつけられるのか、どなたが築造されるのかということをお聞きし

たいと思います。

それから、独立行政法人都市再生機構に会計検査院が入られて、今回の事業について指摘がされたというふうなお話を聞きました。どういう内容であったのか、把握されておればお聞かせを願いたいと思います。

それから、もう一つは、南千里丘、これも電線共同溝が導入されました。この電線共同溝を入れる場合には、道路管理者との協議とかさまざまな手続きが必要なんですけれども、この道路管理者というのは、道路法8条の2項に基づいて議決を得てから道路管理者になるということになっているわけなんですけれども、道路が完成してから議会の議決を得られた、道路管理者になられたというふうな経過、私はそういうふうには認識しているんですけれども、この南千里丘の場合は、議決をなしに電線共同溝を入れられてきたと。電線共同溝の法律、これは平成7年ですから、第5条はもう整備計画を立てるとかいろいろあるんですけれども、そういう計画は道路管理者との間で詰めていかなければならないということになっているんですけれども、道路管理者になっていないときに、既にそういう電線共同溝の整備計画をつくられてきたというふうな経過になるのではないかとというふうな気がするので、この南千里丘の場合は、法には触れないのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いしますか。土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 千里丘84号線、どういう道路になっているのかというご質問ですが、まず1点目、この費用の件につきましては、ちょっと私のほうでは把握し切れておりません。申しわけございません。

この84号線につきましては、吹田操車

場跡地のまちづくり、この部分につきまして、土地区画整理事業に基づいて実施されると。それに合わせて都市計画街路の岸部千里丘線を整備されていくと、こういう状況になってございます。この道路がどの基準に該当するのかということでございますが、今回、見直しさせていただきました本市の基準の第2条の第2項にかかわってくるかというふうに認識しております。

都市計画道路の築造に当たって、どなたが整備、築造されるのかと、こういう内容でございますが、築造に当たりましては、先ほど申し上げましたように、土地区画整理事業を実施されます都市再生機構URのほうで築造されると、こういう状況になっております。南千里丘の電線共同溝、この部分につきまして、議員ご指摘のとおりかと思えます。本来ですと、やはり今回と同様な流れを踏むべきであったと私は認識いたしております。ただ、南千里丘の場合におきましては、まちづくりの事業主体、この部分につきましては、本市が事業主体という位置付けで実施したものでございます。そのような流れの中で、道路管理者も合わせた形で整備を併せて行っただと、こういうふうな状況でございますので、ご理解のほどを賜りたいと思えます。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 それでは、1番目の千里丘84号線の費用と事業費についての報告ということでございますけれども、これにつきましては、吹田操車場跡地まちづくり全体計画につきまして、4月中旬ごろに一度全体スケジュール、資金計画あるいは事業の内容等につきまして、議会のほうにご説明させていただきたいと考えております。

そして、もう1点の、3点目になるんで

すか、URが会計検査を受けたと。その指摘について何か報告があったのかということでありましたが、UR都市機構につきましては、毎年会計検査を受けておられます。年大体3回あるということをお聞きしております。そして、一番直近にあった会計検査というのは、昨年の12月に会計検査が行われたと。これにつきましては、UR都市機構が独立行政法人としての国からの補助をいただいて、いろんな事業をされていますので、そういう事業に対する会計検査ということで実施なされたということで、その中において指摘があったのかという質問なんですけれども、私どものほうにつきましては、指摘があったという報告は聞いておりません。

以上です。

○藤浦雅彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 都市整備部長のお話では、中身はわからないということなんですけれども、都市再生機構法の18条、これはお手元にあると思うんですが、この中に何が書いてあるかということは、特定公共事業をやるときに、摂津市に成りかわっているんな工事ができますよという中身ですよ。このやる中身について協議が整っていると。つまり、都市整備のほうといろんな協議をされてきたというふうに思うんですけれども、その協議の中身、つまり道路を建設するにしても、これは、電線共同溝で例えば国のほうが2分の1を補助するとか、事業主が負担する金額とか、いろいろあるわけですよ。そうすると、その協議の内容について、認定するときにはいろんな資金計画とか設計図とか、当然整っていなければならない図書、そういうものが開示されて初めてどんな道路になっていくのか、摂津市の財政としてどういうふうな影響がある

のか、いろんなことの判断の材料になると思うんですね。したがって、その協議の内容について示していただきたいと思うんです。こういうものですよという性格は都市計画法の中で言われているんですけども、どんな体をしているのか、姿形が全く今の状況では見えないということになりますから、その中身について、どこまで協議をされて議会のほうの中に示していけるのか、そのものについて出していただきたいと思うんです。これは議長のほうで、やっぱりきょうの審議に対してどうしても必要なものだというふうに思いますので、お計らいをいただきたいと思います。

そこで、この18条の3ですね。都市再生機構が道路を築造するということについて、特定公共事業の管理者というんですか、摂津市との間で協議が整って、かわってやってもよろしいですよというふうなものが整ったとしても、その中身について議会の議決を経なければならないということになっているわけですよ。18条の3です。この中身について、どういうふうに理解をされているのか。つまり、どんな協議を整えられて、その協議の中身について議会の議決を経られたのか。これは、つまり道路についてはまた別の話だというふうに思うんですけれどもね。そここのところをちょっと整理してお答えいただきたいと思います。

それから、南千里丘の場合は、事業主体が摂津市ですから、それは問題ないというふうなお話なんですけれども、道路管理者の許可を得なければならない、同意を得なければならないというふうに法律ではなっているわけですよ。その道路管理者との協議、つまり電線共同溝については5条に書いてあるんですけれども、整備計画を立てなければならないと。つまり、道路管理

者になるためには、道路法の8条の2項、議会の議決を経なければ道路管理者になれないわけですよ。はっきりしているわけですね。つまり、道路管理者にもなっていないのに摂津市がやる事業だから摂津市で好き勝手にやってええと、議会の議決を経なくてもよいということの理屈にはならないと思うんですけれども、このところは1回きちっと整理をしてお答えいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 UR都市機構に対しまして事業を依頼というんですか、委託をする際の議決の件でございますけれども、吹田操車場跡地まちづくりの区画整理事業につきましては、基本協定書を締結いたしまして事業の執行を依頼しておりますところでございます。その内容につきましては、平成19年の11月の駅前等再開発特別委員会でご説明し、資料も配付して事業を進めてまいったところでございます。そして、防災公園と通称呼んでおりますが、千里丘公園の整備につきましては、議会のほうに平成20年の3月に直接施行の同意を議決いただきまして、債務負担行為を予算化させていただいてURのほうに事業を依頼している状況でございます。そういう中で事業を進めてきておまして、確かに全体事業費につきましては、まだ議会のほうにご報告は、ご説明等もさせていただいておりますので、今後4月の中旬ぐらいに一応その報告をさせていただくということで予定いたしております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 南千里丘の関係でございますけれども、この場合、先ほど申し上げましたように、本市が事業主体という

形で実施したと。ご指摘のとおり、議会の議決を受けていない状況の中で、その施設に対して道路管理者としての権限が成り立つのかと、こういうお話かと思えます。確かにおっしゃるとおりかも知れませんが、事業主体が摂津市であったということで、私どもとしましては、その道路の築造に当たりまして、道路の管理者の立場の意見も申させていただきます、今のまちづくりに対する道路整備計画を立てたと、こういう状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤浦雅彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 今、小山部長のほうからお答えいただいたんですけれども、全体の計画については議決を経たということなんですけれども、この18条の1項、道路法の道路、同法による当該道路の新設または改築に関する工事、これを特定公共施設の管理者、つまり摂津市がこの道路法の第1項、同意をしようとするときは、あらかじめ当該管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならないというふうに書いてありますよね。読んでみてください。お手元にありますか。つまり、その18条に基づいていろんな仕事をします。その中の第1項道路法、これについて都市再生機構に仕事をお願いしようというときは、摂津市の議会の議決を経なければならない、そういう文言だというふうに思うんですが、ここのところの説明をお願いします。

それから、宮川部長のほうは、摂津市が事業主体だからというふうな話を何回も繰り返されるんですけれども、法的な根拠はどこにあるんでしょうか。道路法の8条の2項というのは、道路管理者になって、これは摂津市であろうとだれであろうと道路管理者というのは議会の議決がなければな

れないわけですよ。つまり、道路管理者になって初めて電線共同溝の話とかいろんなことができるという、法律自身が、ちょっと私は、平成7年、後追いでつくられているからこういうつくりになっているのかなというような思いがするんですけれども、しかし、この法律に基づいて、ずっと読み解いていきますと、やっぱり道路管理者になって初めて電線共同溝の整備計画、資金計画とかいろんなことについても協議ができていくのかなというふうに思うんですけれども、本当はそうではなしに、ずっと準備をしていって道路というのはできていくというのは、今の流れからいえば至極当然のことだと思うんですけれども、こういう法律の中でいきますと、こんないろんな矛盾が出てくるのかなというような思いがするんですけれども、何回も言いますけれども、事業主体が摂津市だから、道路管理者に成りかわってそういうことができますというのは、どこに法律があるのかなというような気がするんです。前の認定基準でも、これはそういうふうにはなっていないわけですね。今度はつくりかえてもやっぱりそういう矛盾が起こってくるというふうな感じがするんですが、いかがでしょうか。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 確かに議員、先ほどから申し上げていますように、法的な流れのところについては、手順としましてはご指摘のとおりかと思えます。ただ、この事業を実施するに当たりまして、本市が直接事業をする、その中で南千里丘のまちづくりにつきましては都市整備部のほうで担当しております。当然、道路管理者の立場としましては、私ども、今の土木下水道部の道路課のほうが所管する内容になってございます。まちづくりに当たりまして、その

道路の形態ですとか線型ですとか、一定のプランニングがなされたと、道路の性格、同じ大枠で認めます摂津市という事業者、その中で協議を行って道路を築造したと、こういう状況でございますので、法的に道路法に照らし合わせて第8条の2項の議会の議決をもって道路を認定しなかった、その中で電線共同溝を実施した、この部分については、道路管理者としての立場がまだ確立されていないというような話になりますけれども、現実の話としまして、一つの事業主が管理者を幾つも持っている状況にございます。私どもとしましては、本来手続き上としましては実施すべきであったかもしれませんが、でき上がることに對して道路を認定させていただいて供用開始を打たせていただいたと、こういう状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 公団法の18条関係でございますけれども、11条の3ということで、公団の業務の範囲ということで、さまざまな事業が定められております。11条の3の中で、市街地形成をしている区域において、いろんな事業ができると。再開発事業とか区画整理事業とか、そういうものができる規定がございまして、市としては、区画整理事業、面的整備をURの公団に施工依頼しております。ですから、道路を特化して、この路線をお願いしますというような状況でございませぬ。そういう区画整理事業を依頼して道路の整備を行っていただいていると。ただ、今回、電線共同溝を施工するに当たりまして、その電線共同溝の路線については道路認定が必要だということは、これは道路法の道路管理者が施工するものとなっておりますので、その

点については確かに道路認定が必要でございます。それについて議会の議決を経て、それで初めて無電柱化の路線、道路認定で電線共同溝の路線が認定を受けて初めてそれを指定できるようになってまいりますので、そういった点で、この路線については議会の議決が必要だと。区画整理事業の依頼については議決が必要でないものと考えております。

以上です。（「議事進行」と山本靖一議員呼ぶ）

○藤浦雅彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 宮川部長のお話では、議会の議決があろうとなかろうと、事業主体が摂津市だから何をしてもいいと、そういうふうには聞こえるわけですが、そういうことにはならない、法的な根拠は何ですかというふうに問うていますので、ここはちょっと議長のほうで整理していただきたいと思ひます。

それから、小山部長のほうは、11条の3というふうにおっしゃったんですけど、私は18条の1に書いてある道路法、これを依頼するときにも議会の議決が要りますよというふうな、この読み解く中身について答弁を求めたのに、11条の3というふうなお話があったんですけども、これは全く違う問題ですので、これも併せて整理していただきたいと思ひます。（「議事進行」と木村勝彦議員呼ぶ）

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時13分 再開）

○藤浦雅彦議長 再開します。

では、木村議員。

○木村勝彦議員 千里丘84号線について、今、議論が私は平行しておるように思ひま

す。道路がない状態で道路認定をすることについては、私は地元の十三高槻線、大阪府が都市計画決定をした時点から府道として認定をして、今度の正雀工区についても共同電線溝を入れて無電柱化にするという工事が今進められております。そういう点では、大阪府でそういうことがやられておる現況もありますし、その辺のことも踏まえて、担当部のほうとして、やはりきちんと答弁を願うということで暫時休憩してもらいたいと思います。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午前 11 時 14 分 休憩)

(午後 1 時 2 分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

補足答弁を求めます。土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 市道千里丘 84 号線の路線認定に当たりまして、改めてご説明申し上げます。

今回の吹田操車場跡地の土地区画整理事業において、電線共同溝の整備を行うものでありますが、既に南千里丘で行いました土地区画整理事業におきまして電線共同溝の整備を行っております。本来、同じ内容の事業におきまして、事業主体が違うということで手続きに違いが発生しております。南千里丘の場合の電線共同溝の整備に当たりましては、今回と同様に道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、道路認定を行ってから電線共同溝の整備を行うべき内容でございました。しかしながら、事業主体が摂津市であるとの認識から電線共同溝を整備したものであります。この事業主体が摂津市であるとの認識が、すべてを包含した事業主体と解釈したことが今回の扱いと大きく食い違いが出てまいりました。もっと関連

法規等を熟知する必要がございました。もっと内容を精査すべきであったと深く反省いたしております。

今回の吹田操車場跡地の土地区画整理事業に当たり、その事業主体が独立行政法人都市再生機構だったことで、関係法令の再確認をいたしましたところ、電線共同溝の整備等に関する特別措置法の第 2 条に、電線共同溝は道路管理者が整備すべきものとされており、その電線共同溝の整備に当たりましては、独立行政法人都市再生機構法の第 18 条におきまして、管理者に成りかわっての工事が施工できるとされておりますことから、道路管理者として、道路として議会の議決をしていただいた上で、道路の附帯構造物である電線共同溝の整備を行うべきものと判断いたしましたものでございます。

私どもとしましても、この電線共同溝の整備に当たりましては、初めての内容でもございまして、法関係を熟知し切れていなかったところがこのような事態を招いたと深く反省するとともにおわび申し上げます。まことに申しわけございません。今後は、関連法規などを十分精査した上で事業に取り組んでまいり所存でございます。

なお、整備に当たりましては、道路の形状等の情報が明らかになった時点では、速やかにその内容をご提示申し上げた上でご説明申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 それでは、独立行政法人都市再生機構が施工する特定公共施設について、議決が必要かとのご質問についてご答弁申し上げます。

独立行政法人都市再生機構法第 18 条において、特定公共施設工事を都市再生機構

が管理者にかわって工事を実施する場合、同法18条3項で議会の議決を経て同意が必要と規定されております。その特定公共施設とは、同法第11条第1項第7号で土地区画整理事業などの業務と合わせて整備される公共の用に供する施設とされ、土地区画整理事業区域内の道路などは特定公共施設に該当しないため、議会の議決を求められておりません。

吹田操車場跡地まちづくりにおいて、特定公共施設工事に関しては、(仮称)千里丘公園を平成23年度より整備を進めてまいります。この公園は土地区画整理事業に合わせて整備を行うことから、平成20年度第1回定例会にて独立行政法人都市再生機構が本市にかわって施工する同意について、議会の議決をいただいております。

次に、吹田操車場跡地まちづくり事業の内容についてのご質問についてご答弁申し上げます。まちづくりの事業推進に当たっては、事業の計画が把握できた時点で議会にご説明するべきだったと反省しております。おわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

今、お手数に配付させていただいております資料につきまして、ご説明させていただきます。吹田操車場跡地土地区画整理事業の事業計画で示されている資金計画書のコピーと、今回、道路認定をお願いしている道路の断面と、吹田操車場跡地まちづくりのパンフレットでございます。

資金計画の内容につきまして、ご説明させていただきます。土地区画整理事業の全体事業費は約110億円で、収入では国庫・府・市の補助金は合計で20億円で、摂津市からの補助金は約2億円でございます。

次に、保留地処分金は約90億円、合計、

合わせまして約110億円でございます。

次に、支出でございますが、道路、公園などの公共施設整備は約32億円で、移転補償費は約10億円でございます。

次に、水道、下水道、ガスなどの整備費は約16億円で、宅地整地費は約6億円、その他工事費では約9億円、調査設計費で22億円、事務費利子で約14億円、合計約110億円でございます。

次に、図面でございますが、今回、道路認定をお願いしている千里丘84号線の標準断面でございます。幅員につきましては、14メートルと17メートルの断面の部分で、歩道幅員は3.5メートルでございます。

今後、吹田操車場跡地まちづくりの事業の内容につきましては、4月中旬にご説明をさせていただく予定であります。なお、事業の変更が生じた時点や、その時々において速やかに議会のほうにご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○藤浦雅彦議長 ほかに質疑はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で質疑を終わります。  
お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

議案第28号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方

の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。よって本件は可決されました。

日程4、議案第29号を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 議案第29号、市道路線廃止の件について、提案内容のご説明を申し上げます。

本件は、地区内道路としまして1路線、延長24.2メートルを市道として道路法第10条第3項に基づき道路の廃止を行うものでございます。

それでは、路線廃止の概要につきまして、ご説明申し上げます。

区間、敷地の延長、敷地の幅員、敷地の面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

位置等につきましては、議案参考資料8ページに記載しておりますので、併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

地区内道路としまして、番号1、路線名、千里丘東75号線、この1路線は、起・終点及び延長の変更が生じたもので、路線廃止を行うものでございます。

以上、議案第29号についての提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第29号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。よって本件は可決されました。

日程5、議会議案第1号など8件を議題とします。

お諮りします。

本8件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本8件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第1号及び議会議案第7号を採決します。

本2件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。よって本  
2件は可決されました。

議会議案第2号、議会議案第4号及び議  
会議案第6号を採決します。

本3件について、可決することに異議あ  
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本3件は  
可決されました。

議会議案第3号及び議会議案第5号を採  
決します。

本2件について、可決することに賛成の  
方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。よって本  
2件は可決されました。

議会議案第8号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方  
の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。よって本  
件は可決されました。

以上で本日の日程は終了し、これで平成  
23年第1回摂津市議会定例会を閉会しま  
す。

(午後1時14分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署  
名する。

摂津市議会議長

藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員

山 本 靖 一

摂津市議会議員

弘 豊

☆ 添 付 資 料

平成23年第1回定例会審議日程（案）

月日	曜	会議名	内 容	開議時刻
2 / 22	火	本会議（第1日）	平成23年度市政運営の基本方針 提案理由説明・即決 ----- (議会議案届出締切 17:15)	10:00
23	水			
24	木			
25	金		(代表質問届出締切 12:00)	
26	土			
27	日			
28	月			
3 / 1	火			
2	水			
3	木			
4	金			
5	土			
6	日			
7	月	本会議（第2日）	質疑・委員会付託・代表質問	10:00
8	火	本会議（第3日）	代表質問	10:00
9	水			
10	木		建設常任委員会（第二委員会室） 民生常任委員会（大会議室）	10:00 10:00
11	金		総務常任委員会（大会議室） 文教常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
12	土			
13	日			
14	月			
15	火		(常任委員会予備日)	
16	水		(常任委員会予備日)	
17	木		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
18	金			
19	土			
20	日			
21	月			
22	火		(一般質問届出締切 12:00)	
23	水			
24	木			
25	金			
26	土			
27	日			
28	月		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
29	火			
30	水	本会議（第4日）	一般質問・委員長報告・議会議案 ----- 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 ----- 本会議終了後

# 議 案 付 託 表

平成23年第1回定例会

## 〈総務常任委員会〉

- 議案第1号 平成23年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第4号 平成23年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議案第9号 平成22年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分
- 議案第21号 摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第23号 摂津市職員の管理職手当に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

## 〈建設常任委員会〉

- 議案第1号 平成23年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第2号 平成23年度摂津市水道事業会計予算
- 議案第5号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第9号 平成22年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分
- 議案第10号 平成22年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

## 〈文教常任委員会〉

- 議案第1号 平成23年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第9号 平成22年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分
- 議案第18号 摂津市民図書館等協議会条例制定の件
- 議案第19号 摂津市教育センター条例制定の件
- 議案第22号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第25号 摂津市青少年運動広場条例の一部を改正する条例制定の件

## 〈民生常任委員会〉

- 議案第1号 平成23年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第3号 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議案第6号 平成23年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
- 議案第7号 平成23年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議案第8号 平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第9号 平成22年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分
- 議案第11号 平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案第12号 平成22年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 摂津市環境基金条例制定の件
- 議案第20号 摂津市企業立地等促進条例制定の件
- 議案第24号 摂津市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第26号 摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第27号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

## 〈議会運営委員会〉

- 議案第1号 平成23年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第9号 平成22年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分

## 〈駅前等再開発特別委員会〉

- 議案第1号 平成23年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第9号 平成22年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分

# 平成23年 第1回定例会 代表質問要旨

## 質問順位

- 1番 自民党 野原修議員
- 2番 公明党 南野直司議員
- 3番 新生クラブ 森内一蔵議員
- 4番 高志会 渡辺慎吾議員
- 5番 民主党 三好義治議員
- 6番 日本共産党 弘豊議員
- 7番 市民ネットワーク 木村勝彦議員

## 野原修議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
  - (1) 人間基礎教育の実践でつながりのある社会の実現について
  - (2) 摂津らしさ「摂津ブランド」について
  - (3) 質の高い行政経営をするための人材育成について
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
  - (1) JR千里丘駅西口駅前整備について
  - (2) 正雀駅前整備について
  - (3) JR千里丘駅西口構外エレベーターの早期設置とバリアフリーについて
  - (4) 市内公共交通の利便性向上の取り組みについて
  - (5) 消防・救急救助体制の充実について
    - ア、地域消防力の強化について
    - イ、産・学連携について
- 3 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
  - (1) 淀川河川公園の活用について
  - (2) 大正川、安威川、ガランド水路など、水辺空間の有効活用について
- 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
  - (1) 「ふれあいリビング」の取り組みと市民との「つながり」を強めていく取り組みについて
  - (2) 市民への平和教育、人権尊重への取り組みについて
- 5 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
  - (1) 就学前教育における学校、家庭、地域の連携について
  - (2) 生きる力を育む学校教育の取り組みについて
  - (3) 生きがいを見つける生涯学習の取り組みについて
- 6 活力ある産業のまちづくりについて
  - (1) 「企業立地等促進条例」を活用した、明るく元気な活力あるまちにする取り組みについて

## 南野直司議員

- 1 「摂津のより良い将来への道筋となる、新たなまちづくりのスタートの年」について
  - (1) 「市民活動」「環境」「健康」の3つを重点施策として位置づけ、長期的な視野で摂津のより良い将来への道筋となる施策を推進することについて
  - (2) 財政状況と今後の見通しについて
- 2 「市民が元気に活動するまちづくり」について
  - (1) 協働事業の展開について
  - (2) 重点施策の「市民活動の支援」について
- 3 「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」について
  - (1) 「吹田操車場跡地まちづくり」と「正雀処理場の機能停止とクリーンセンター問題」について
  - (2) 阪急京都線連続立体交差について
  - (3) 本市の実情に即したバス路線網等の再編を含めた市内公共交通のあり方について
  - (4) 消防救急無線の共同運用、北摂各市町との協議について
- 4 「みどりうるおう環境を大切にするまちづくり」について
  - (1) 重点施策の「環境」及び、循環型社会の構築について
- 5 「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」について
  - (1) 高齢者施策について
  - (2) 子育て支援施策について
  - (3) 重点施策の「健康」について
- 6 「誰もが学び、成長できるまちづくり」について
  - (1) 摂津市教育改革について
  - (2) 学校施設の改善について
- 7 「活力ある産業のまちづくり」について
  - (1) 地域経済活性化と雇用創出及び、中小企業支援施策について
- 8 「計画を実現する行政経営」について
  - (1) 人事制度改革と摂津市人材育成実施計画の考え方について
  - (2) 電子自治体の推進における利便性の向上について

## 森内一蔵議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
  - (1) 第3次総合計画の総括と成果について
  - (2) 第4次総合計画における市民と行政が協働できる総合計画推進会議と庁内会議の設置について
  - (3) 地域間格差是正に向けた取り組みについて
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
  - (1) 道路交通の安全性確保について
  - (2) 上水道事業と消防広域化への取り組みについて
- 3 環境を大切にすまちづくりについて
  - (1) 廃棄物処理施策について
  - (2) リサイクルプラザ計画について
- 4 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
  - (1) 生きる力を育む教育について
  - (2) 中学校クラブ活動の活性化に向けた取り組みについて
- 5 計画を実現する行政経営について
  - (1) 地方分権と権限移譲について
  - (2) 人材育成と人事制度改革について

## 渡辺慎吾議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくり
  - (1) 協働について意識の共有化を図るために、市民の参画を得て、ルールづくりと今後の展開を検討するとあるが、具体的にどのようなことを考えているのか。
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり
  - (1) 本市の実情に即したバス路線網等の再編とあるが、特に安威川以南の交通問題をどのように再編するのか。
  - (2) 消防団の車両、施設、資機材の支援整備を大幅に拡大して、地域の消防力強化を図るとは、具体的にどのようにするのか。
  - (3) 犯罪防止の抑止力として市内各所に防犯カメラを設置する考えはないのか。
- 3 みどりうるおう環境を大切にするまちづくり
  - (1) 淀川河川敷の今後の活用について
  - (2) 公園や街角緑化と市民との協働について
- 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり
  - (1) 男女共同参画社会実現の共同と協働との違いはなにか。
  - (2) 高齢者施策の認知症の支援ボランティアの養成はどのようにされるのか。
  - (3) がん予防について
    - ア、現在行われている市民健診でがんの早期発見の観点から、胸部レントゲン撮影をCTに変更の考えはないのか。
    - イ、子宮頸がん予防ワクチンの危険性の認識について
- 5 誰もが学び、成長できるまちづくり
  - (1) 市内小中学校卒業式、入学式での国旗掲揚、国歌斉唱について
  - (2) 小学校の補習授業について
  - (3) 全国学力テストについて
  - (4) 小学校のクーラー設置について
  - (5) 総合体育館について
  - (6) 市立第6集会所について
- 6 活力ある産業のまちづくり
  - (1) 就労相談員を配置するとあるが、具体的にどのような取り組みをするのか。

### 三好義治議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
  - (1) 「みんな」が協働するまちについて
    - ア、協働による市政の推進について
  - (2) 市民活動が活発なまちについて
    - ア、地域コミュニティ活動の推進について
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
  - (1) 良好に土地を利用して暮らせるまちについて
    - ア、不燃化のまちづくりについて
  - (2) 道路が安全で移動しやすいまちについて
    - ア、渋滞解消施策について
  - (3) 公共下水道により快適な生活ができるまちについて
    - ア、地方公営企業法について
- 3 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
  - (1) 環境への負荷が少ないまちについて
  - (2) 協働による水路管理の推進と水辺空間の創出について
- 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
  - (1) 地域福祉活動拠点について
- 5 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
  - (1) 学校園が安全安心で快適なまちについて
    - ア、大阪府からの権限移譲事務について
    - イ、中学校給食について
  - (2) 郷土の文化を大切にするまちについて
    - ア、文化財の適切な保存・継承について
    - イ、新修摂津市史発行について
- 6 活力ある産業のまちづくりについて
  - (1) 商工業が発展するまちについて
- 7 計画を実現する行政経営について
  - (1) 行財政改革について
    - ア、第4次行財政改革について
  - (2) 行政経営について
  - (3) 広域連携について

## 弘豊議員

- 1 市民にとって最も身近な自治体としてのあり方について
  - (1) 政権交代から一年半、これまでの国の動きと地方自治体への影響をどう見ているか。
  - (2) 大阪都構想や地域主権改革などに対する市長としての基本姿勢は。
- 2 市長就任からこれまでの市政運営と今後の方向性について
- 3 雇用と地元商工業の振興について
  - (1) これまで取り組まれた緊急雇用対策や地域就労支援の成果と今後について
  - (2) 中小企業資金融資制度について
  - (3) 商業活性化条例制定における具体的取り組みについて
  - (4) 中小業者の仕事確保と公共工事の発注のあり方について
  - (5) 企業立地等促進条例の制定について
- 4 まちづくり、環境について
  - (1) 生活道路と歩道の改善について
  - (2) 市内バス路線の改善について
  - (3) 吹田操車場跡地開発とクリーンセンター問題について
  - (4) 安威川ダム計画の再検証について
  - (5) 一般廃棄物処理基本計画とごみ収集の民間委託について
- 5 子育て支援と教育の充実について
  - (1) 次世代育成支援行動計画の取り組みについて
  - (2) 子どもの医療費助成の拡大について
  - (3) 豊かな教育環境を整備することについて
  - (4) 中学校給食に対する考えと学校給食の民間委託について
  - (5) 就学援助制度の改善について
  - (6) 日の丸、君が代の押しつけはやめること。
- 6 市民の命とくらしを守る具体的な問題について
  - (1) 北摂地域における救命救急医療を守ることにについて
  - (2) 国民健康保険・後期高齢者医療保険制度について
  - (3) 高齢者・障害者福祉の充実について
  - (4) 感染症予防事業のワクチン接種における費用の一部負担について
  - (5) 生活保護行政の窓口対応について
  - (6) 税や保険料の滞納処分について

## 木村勝彦議員

- 1 十三高槻線正雀工区の地下部分の上部利用について
  - (1) 府道十三高槻線正雀工区が平成24年に完成するが、着工時に大阪府・摂津市・地元自治会との間で協定を結んでいる。地下部分の上部利用について、本年に方向性を示す必要がある。

地元としては、高齢者が集う、リハビリ機能のある施設を望んでいるが、市としての考えは。
- 2 大阪府による各市への権限移譲について
  - (1) 大阪府が教育関係の権限を地方自治体に移管する方針を示したが、移管後の問題点について問う。
- 3 公共下水道事業について
  - (1) 市街化調整区域における都市計画決定の変更及び事業認可の取得に向けた取り組みの先にある将来のまちづくり計画について
- 4 まちづくりの重要テーマである「協働」について
  - (1) 市民と協働してまちづくりを進める上での主体は市民なのか、行政なのか。
  - (2) 協働のための指針やマニュアルはどのようになるのか。
  - (3) 協働とはどういうことかということを職員、市民に理解を求める手法はどのように考えているのか。
  - (4) 協働から共働にシフトしている自治体もある。摂津市が今、協働を取り上げる意義は。
- 5 人口問題について
  - (1) 第3次総合計画では10万都市を目指したが、第4次総合計画は8万人と見込んでいる。

市政運営上、どのような影響があるのか。また、人口減少をくい止める施策・努力についての考えは。
- 6 道路整備について
  - (1) 摂津市の交通のネックになっている一津屋交差点の渋滞解消に向けて、問題解決の取り組みは。
- 7 人づくりについて
  - (1) 現代社会において個人主義が蔓延して公共性が失われている。

その対策として家庭教育はもちろん、学校教育の中で社会性・協調性を植え付けることが必要である。

そのためには、林間学校等、共同生活の中で体現させることにより相手に対する思いやり等、人間として社会のルールを守る必要性を自覚すると考える。

その対策の一つとして林間学校・キャンプなどが有効であると考え、教育委員会としての見解は。
- 8 バス路線網の再編を含めた市内公共交通のあり方について
  - (1) 路線バス・市内循環バス・公共施設巡回バスの整合性を持たせるため、見直す必要があると考える。

公共交通のあり方についての考えを問う。

9 活力ある産業のまちづくりについて

- (1) 産学交流・異業種交流を進めるための産業会館の取り組みを進める必要があると考える。

摂津市としての方向性、考え方について

- (2) 大企業が移転するケースが多くなっている。摂津市でも近畿コカコーラが福岡に本社を移転した。

大手7社等、企業が移転しないための方策を講じる必要があると考えるが、企業とまちの共存を図るための市としての考えは。

10 環境を大切にすまちづくりについて

- (1) 摂津市は全国に先駆けて公共施設全面禁煙を実施したが、更に一步進めて敷地内全面禁煙にする考えはないか。

また、ポイ捨て禁止区域を設定する考えはないのか。

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議案第1号	平成23年度摂津市一般会計予算	3月30日	可決
議案第2号	平成23年度摂津市水道事業会計予算	3月30日	可決
議案第3号	平成23年度摂津市国民健康保険特別会計予算	3月30日	可決
議案第4号	平成23年度摂津市財産区財産特別会計予算	3月30日	可決
議案第5号	平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計予算	3月30日	可決
議案第6号	平成23年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算	3月30日	可決
議案第7号	平成23年度摂津市介護保険特別会計予算	3月30日	可決
議案第8号	平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算	3月30日	可決
議案第9号	平成22年度摂津市一般会計補正予算(第5号)	3月30日	可決
議案第10号	平成22年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)	3月30日	可決
議案第11号	平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	3月30日	可決
議案第12号	平成22年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)	3月30日	可決
議案第13号	平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	3月30日	可決
議案第14号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	2月22日	同意
議案第17号	摂津市環境基金条例制定の件	3月30日	可決
議案第18号	摂津市民図書館等協議会条例制定の件	3月30日	可決
議案第19号	摂津市教育センター条例制定の件	3月30日	可決
議案第20号	摂津市企業立地等促進条例制定の件	3月30日	可決
議案第21号	摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	3月30日	可決
議案第22号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月30日	可決
議案第23号	摂津市職員の管理職手当に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月30日	可決
議案第24号	摂津市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件	3月30日	可決
議案第25号	摂津市青少年運動広場条例の一部を改正する条例制定の件	3月30日	可決
議案第26号	摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件	3月30日	可決
議案第27号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	3月30日	可決
議案第28号	市道路線認定の件	3月30日	可決
議案第29号	市道路線廃止の件	3月30日	可決
議会議案第1号	尖閣諸島領海侵犯事件の不起訴処分に抗議し、万全の領域警備を求める意見書の件	3月30日	可決
議会議案第2号	DNAに関する基本法の制定を求める意見書の件	3月30日	可決
議会議案第3号	大阪府営住宅の増設を求める意見書の件	3月30日	可決
議会議案第4号	千里救命救急センターへの支援事業継続を求める意見書の件	3月30日	可決
議会議案第5号	大阪府の私学助成政策に対する意見書の件	3月30日	可決
議会議案第6号	大阪府に学校警備員補助の継続を求める意見書の件	3月30日	可決
議会議案第7号	公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書の件	3月30日	可決
議会議案第8号	若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書の件	3月30日	可決